

令和 7 年 9 月 25 日 開会
令和 7 年 10 月 10 日 閉会

第 440 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第440回長野県議会（定例会）会議録目次

9月25日（木曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
新任理事者の紹介	
公安委員会委員 柳 平 千代一 君	6
警察本部長 阿 部 文 彦 君	6
諸般の報告	6
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
6月定例会において採択された請願の処理経過及び結果	
基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について	
令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	
少子化対策に関する施策の実施状況について	
地方独立行政法人長野県立病院機構令和6年度業務実績に関する評価結果及び第3期中期目標期間業務実績の評価結果について	
長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について	
令和7年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」について	
現金出納検査結果	
寒冷地手当に関する報告及び勧告について	
公社等の経営状況説明書の提出について	
会期決定の件	6
知事提出議案の報告	6
第1号より第25号まで及び報第1号より報第10号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	8
延 会 午後1時29分	

9月30日（火曜日）

開 議 午前10時

諸般の報告	17
人事委員会意見回答	
知事提出議案の報告	17
第26号及び第27号	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
清水正康君	18
西沢正隆君	25
小林東一郎君	36
休憩 午後0時1分	
再開 午後1時10分	
小池清君	51
小林あや君	60
酒井茂君	68
休憩 午後2時51分	
再開 午後3時7分	
勝山秀夫君	79
佐藤千枝君	85
延会 午後4時6分	

10月1日（水曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

奥村健仁君	99
早川大地君	106
川上信彦君	114
大畑俊隆君	121
休憩 午後0時10分	
再開 午後1時20分	
丸茂岳人君	136
続木幹夫君	146
小林君男君	154
休憩 午後2時46分	

再 開 午後 3 時 2 分

清 水 純 子 君..... 159

山 田 英 喜 君..... 169

延 会 午後 3 時 55 分

10月 2 日（木曜日）

開 議 午前 10 時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

向 山 賢 悟 君..... 177

林 和 明 君..... 186

小 林 陽 子 君..... 194

休 憩 午前 11 時 28 分

再 開 午後 1 時

丸 山 寿 子 君..... 203

藤 岡 義 英 君..... 209

和 田 明 子 君..... 219

休 憩 午後 2 時 28 分

再 開 午後 2 時 44 分

グレート無茶 君..... 226

小 池 久 長 君..... 233

竹 村 直 子 君..... 238

延 会 午後 3 時 58 分

10月 3 日（金曜日）

開 議 午前 10 時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

小 山 仁 志 君..... 249

垣 内 将 邦 君..... 255

山 口 典 久 君..... 265

休 憩 午前 11 時 38 分

再 開 午後 1 時

勝 野 智 行 君..... 276

百 瀬 智 之 君	281
青 木 崇 君	289
休 憩 午後 2 時23分	
再 開 午後 2 時39分	
埋 橋 茂 人 君	299
知事提出議案委員会付託	308
第 1 号より第25号まで	
請願・陳情提出報告、委員会付託	308
請願（請第14号）	
陳情（陳第515号より陳第517号まで及び陳第519号より陳第569号まで）	
陳情取下げの件	309
議員提出議案の報告	309
議第 1 号より議第10号まで	
散 会 午後 3 時15分	

10月10日（金曜日）

開 議 午後 1 時	
委員会審査報告書提出報告	323
県民文化健康福祉委員長報告	
副委員長 向 山 賢 悟 君	323
環境文教委員長報告	
副委員長 早 川 大 地 君	325
危機管理建設委員長報告	
副委員長 望 月 義 寿 君	326
農政林務委員長報告	
副委員長 垣 内 将 邦 君	327
産業観光企業委員長報告	
副委員長 小 林 あ や 君	328
総務企画警察委員長報告	
副委員長 加 藤 康 治 君	330
閉会中継続審査及び調査の申し出	331
議員派遣の件	332

閉　　会　午後 1 時26分

令和 7 年 9 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 7 年 9 月

第440回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和7年9月25日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	続	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ	根		市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（依田明善君）ただいまから第440回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに 9 月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

令和 7 年 9 月 25 日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（依田明善君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議ありませんので、荒井武志議員、埋橋茂人議員、続木幹夫議員を

指名いたします。

●新任理事者の紹介

○議長（依田明善君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

最初に、柳平千代一公安委員会委員。

〔公安委員会委員柳平千代一君登壇〕

○公安委員会委員（柳平千代一君）皆さん、こんにちは。去る7月19日に長野県公安委員会委員に任命されました柳平千代一です。3期目になります。3年間精いっぱい頑張ります。よろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、阿部文彦警察本部長。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）9月8日付で警察本部長を命ぜられました阿部文彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（依田明善君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から10月10日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和7年9月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 7 年 9 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案
- 第 2 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 号 長野県県税条例の一部を改正する等の条例案
- 第 6 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案
- 第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 号 県営水道条例の一部を改正する条例案
- 第 9 号 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例案
- 第 10 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 11 号 県営中山間総合整備事業野々海水路トンネル工事変更請負契約の締結について
- 第 12 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について
- 第 13 号 県営農村地域防災減災事業真島排水機場改修工事変更請負契約の締結について
- 第 14 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）変更請負契約の締結について
- 第 15 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について
- 第 16 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 17 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 18 号 除雪ドーザの購入について
- 第 19 号 除雪トラックの購入について
- 第 20 号 凍結防止剤散布車の購入について
- 第 21 号 主要地方道開田三岳福島線道路改築工事（小島トンネル）請負契約の締結について
- 第 22 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について
- 第 23 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について
- 第 24 号 令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 第 25 号 令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 報第 1 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第2号 交通取締り中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第3号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第4号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第5号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第6号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第7号 河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第8号 高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第9号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第10号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

食料品をはじめとする物価の上昇が続き、米国関税措置の影響も顕在化する中、県民の皆様の確かな暮らしを守り、中小事業者等の経営を支えるという使命感のもと、米やエネルギー価格の高騰対策、生活にお困りの方への支援、中小事業者等への経営支援などに鋭意取り組んでまいりました。7月に日米間で関税措置の合意がなされ、先月には過去最大となる63円の最低賃金の引上げが答申されたことを受け、今般、6月に取りまとめた「長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ」を改定・強化したところです。

インフレが進む中で暮らしを安定させるためには、物価上昇を上回る賃上げが持続することが不可欠です。このため、新たに「賃上げ環境整備促進補助金」を創設し、政府目標である2029年までの最低賃金1,500円実現を視野に入れ、生産性向上に資する設備投資や人材育成等に積極的に取り組む中小事業者を支援いたします。具体的には、事業場内の最低賃金を30円以

上引き上げる事業者を支援対象とし、引上げ後の最低賃金が1,170円以上の場合には、補助対象事業費と補助率をそれぞれ最大960万円、10分の10に引き上げます。また、本県の最低賃金引上げ期日が比較的早期であることから、「中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）」として、従前と同様の支援を県独自に行います。

事業活動を継続し、賃上げを実現するためには、円滑な価格転嫁が欠かせません。現在、「価格転嫁促進アクション（第2弾）」として、セミナー開催や専門家による支援等を行っており、その一環として新たに「長野県価格転嫁サポーター制度」を創設いたしました。サポーターとして認定した金融機関や商工団体の職員が事業者を訪問して支援策や成功事例を共有することにより、価格転嫁を促進してまいります。

未来を切り拓くスタートアップの支援にも力を注ぎます。本年6月、本県は内閣府から「スタートアップ・エコシステム拠点都市」として選定されました。世界とのつながりを視野に入れたスタートアップの支援戦略を策定するとともに、全国のスタートアップや投資家との連携を強化します。

以上のような政策を総合した「長野県物価高騰・米関税措置支援パッケージ2.0」を今後力強く推進することにより、県民の皆様の暮らしを守り抜くとともに、中小事業者等の挑戦を支え、本県経済の持続的な発展につなげてまいります。

現在、「ガソリン価格の適正化等に関する検討会」において、本県のガソリン価格が高い要因の分析とその対策、さらに、地域にとって不可欠なサービスステーション（ＳＳ）を維持するための方策について検討を進めています。ＳＳは自動車への給油のみではなく、冬季の暖房用燃料、農作業用燃料、そして災害時には緊急燃料の供給など、多面的な役割を担う地域の重要なインフラです。このため、昨日の検討会では、中山間地域等のＳＳを対象とする支援策について、県としての案をお示ししました。具体的には、ＳＳ過疎地等の市町村が「燃料供給に関する計画」に基づきＳＳの施設整備やＳＳ事業者に対する補助を行う場合に、国の補助金に県独自の上乗せを行うことなどにより、市町村の負担を最大6割程度軽減しようとするものです。中山間地域の暮らしを支えるため、来年度当初予算に向け制度の詳細を詰めてまいります。

長野県石油商業組合を巡るガソリン価格のカルテル疑惑については、公正取引委員会の調査が続いております。県としては、事実関係の確認と県民への説明、再発防止のための申合せや宣言の実施、コンプライアンスの徹底など、県民の皆様の信頼を回復するための取組を組合に対して求めてまいりました。現在、組合が設置した第三者委員会の報告書を踏まえ、事実関係と今後の対応について組合から報告を徴収しているところです。引き続き、長野県中小企業団体中央会とも連携し、ＳＳ業界の健全な発展が図られるよう必要な指導等を行ってまいります。

近年、インターネット上での誹謗中傷をはじめ、差別やいじめ、虐待など、人権を侵害する

行為が後を絶ちません。今こそ、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現が強く求められています。こうした状況を踏まえ、人権尊重の理念を県民と共有し、人権がより尊重される社会の実現に向け、「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討を進めています。人権啓発等に御協力をいただいている120の団体や市町村から広く御意見を募ったところ、条例制定に対しては賛同する意見が多く、「県民の行動変容につながるものにすべき」、「インターネットによる人権侵害に関する項目を設けるべき」といった具体的な提案も寄せられました。

こうした御意見を踏まえ、今月9日には条例骨子素案のたたき台を人権政策審議会にお示しました。人権侵害は決して許されないとの強い決意のもと、行ってはならない人権侵害行為を明確に示すとともに、インターネット上の人権侵害情報については県として削除に向けた必要な措置を講ずることなどを盛り込んでいます。また、人権相談体制については、相談窓口の連携や法律専門家の関与によって一層の充実を図ってまいります。

引き続き、審議会での議論を深めながら、検討の経過を広く県民の皆様にお伝えし、県全体で人権尊重の意識が高まるよう、丁寧に取り組を進めてまいります。

昨年7月にジェット化開港30周年を迎えた信州まつもと空港は、今年度8月までの定期便利用者数が前年度比で約1万人増加するなど、順調に利用者が伸びています。

今月中旬にはモンゴル及び韓国から国際チャーター便が就航し、沖縄とのチャーター便についても、11月のJTA（日本トランスオーシャン航空）の運航に加え、12月にはFDA（フジドリームエアラインズ）が新たにプログラムチャーター便を3週間で12便連続運航する予定です。FDA便では個人向け航空券の販売も行われることから、定期便化に向けた大きな一歩となります。今後も地域の皆様の御理解をいただきながら、利用の促進と路線の拡充に努めてまいります。

一方で空港施設については、ターミナルビルの老朽化や狭隘化、駐機場や誘導路の不足、駐車場のひっ迫といった課題を抱えています。本県の空の玄関口としての機能を高めるため、現在行っている駐車場の拡張工事を着実に進めるとともに、委託調査中の空港の機能強化に関する概略検討の結果を年度内に取りまとめ、できるだけ早期に具体的な整備事業に着手いたします。

今月10日、「長野県宿泊税活用計画（仮称）」の骨子案を観光振興審議会宿泊税活用部会にお示しました。観光消費額と旅行者満足度を重要目標達成指標（KGI）として設定し、今後5年間、3つの観点から施策を進めてまいりたいと考えております。

第一に「長野県らしい観光コンテンツの充実」です。旅行者の県内周遊や長期滞在を促進するため、園路等の整備を通じた魅力ある自然公園づくり、サイクリングルート・遊歩道の整備

等移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備、季節や天候にかかわらず楽しめる新たな観光コンテンツの整備などを進めます。第二に「観光客の受入環境整備」です。鉄道駅や宿泊施設から主要な観光地にストレスなくアクセスできるような二次交通の充実、宿泊施設の集積地における観光まちづくりの推進、宿泊施設の滞在環境の向上などに取り組みます。第三は、「観光振興体制の充実」です。地域のDMOや観光協会の活動を支援するため、人材の育成やマーケティングデータの集積・活用などを進めます。今後、県議会、市町村等への説明やパブリックコメントを通じて様々な御意見をお伺いしながら、宿泊税を活用して実施する事業を具体化してまいります。

今回、独自に宿泊税を導入する松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村において税率の特例を適用するための条例改正案を提出いたしました。あわせて、これらの市町村における宿泊事業者のシステム改修事業等を県として支援するための予算を計上しました。来年6月1日の宿泊税導入に向け、広報の実施や徴収体制の整備なども含め、着実に準備を進めてまいります。

去る7月、本県が国スポ・全障スポの開催地となることが正式に決定いたしました。開催年となる令和10年は、昭和53年の「やまびこ国体」「やまびこ大会」から50年目、長野冬季オリンピック・パラリンピックから30年目となる、本県にとって記念すべき年に当たります。スポーツを通じた元気な長野県づくりを目指し、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた取組を加速してまいります。

先月25日に準備委員会から移行した実行委員会では、来年度から開始する予定の募金や企業協賛の制度設計、式典や競技会運営を支える運営ボランティアの募集準備、開閉会式の基本計画策定などを着実に進めてまいります。

先般の北信越国民スポーツ大会では、接戦を勝ち切れなかった競技が多く、国民スポーツ大会への出場枠も北信越5県で最少となるなど厳しい結果となりました。この結果を踏まえ、優れた指導力を持つコーチの招へいや各競技団体が行う選手強化活動に対する支援の拡充など、戦略的・重点的に競技力向上対策を進めてまいります。

現在、第79回国民スポーツ大会の会期前競技が始まっています。滋賀県で開催される国スポ・全障スポに出場する本県選手の皆様には、日頃の努力の成果を存分に発揮し、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に向けて弾みとなるような活躍を期待しております。

本県の医療は、今まさに大きな転換点にあります。人口減少と高齢化により地域の医療ニーズが急速に変化する中で、限られた医療資源を有効に活かすため、県では昨年、「医療提供体制のグランドデザイン」を策定し、広域型病院と地域型病院の役割分担と連携を進めています。今後は、地域医療構想調整会議に市町村長や住民代表にも御参加いただき、診療報酬データの分析結果等を共有することにより地域全体で危機感を共有しながら、持続可能な医療提供体制

を築いてまいります。

7月の木曽執務週間では、県立木曽病院における小児・周産期医療について、多くの皆様から不安や課題を直接お伺いいたしました。このことも踏まえ、来年度予定している保健医療計画の中間見直しに向けては、小児・周産期の医療体制に係る検討を他の医療分野に先行して開始しました。一方、出産件数の減少等により分娩取扱医療機関が減少する中、妊産婦の皆様が遠方の医療機関でも安心して出産できるよう、健診や出産に係る交通費助成の拡充や病院間の患者情報の共有の仕組みづくりなどを検討しています。特に来年4月に県立木曽病院での分娩受入れが停止される木曽地域においては緊急の課題であることから、町村とも連携して妊娠・出産の相談に丁寧に対応することなども含め、早急に支援策を取りまとめてまいります。

物価や人件費の高騰により医療機関が厳しい経営を余儀なくされる中、県としても救急など採算性の低い政策医療を支えていかなければなりません。今回、政策医療を確保するための取組として、病気やけがをされた精神疾患がある方を新規に精神病床で受け入れる医療機関に対する助成を新たに行うことといたしました。来年度当初予算に向けては、他の不採算分野への支援策を検討するなど、県民の皆様がどこに住んでいても安心して医療を受けることができるよう、全力で取り組んでまいります。

松本市に所在する食肉施設につきましては、事業主体である長野県食肉公社とJA全農長野による慎重な検討の結果、移転新設を断念し、今後は代替策の検討を進めることとなりました。

この施設の閉鎖は、県内畜産業、特に生産者の経営や流通体制に大きな影響を及ぼすことが懸念され、極めて重要で切実な課題であります。生産者の持続的な経営を守り、県民の皆様をはじめ消費者に県産畜産物を安定してお届けするため、JAグループや市町村とも連携し、生産者や流通事業者等の声を丁寧にお伺いしながら、実効性のある支援策を検討してまいります。

今月19日には、関係者の皆様にお集まりいただき、畜産経営支援等を協議する検討会議を開催いたしました。今後、いただいた御意見を踏まえ、施設閉鎖に伴う運搬費増加等の影響を緩和するための取組を早急に明確にすることに加え、生産者の経営規模拡大や生産性向上に対する支援、県産食肉の消費拡大やブランド価値向上に資する取組など、幅広い畜産振興策を具体化してまいります。また、県内唯一となる中野市に所在する食肉施設のあり方を含め、中長期的な食肉流通の方向性についても協議してまいります。

全国でクマの出没が相次ぐ中、県内でも人身被害や農業被害が発生し、県民の皆様の安全が脅かされています。こうした事態を重く受け止め、総合的かつ抜本的にツキノワグマ対策を進めてまいります。

まず、最優先で緊急対応力を強化します。県独自の対応マニュアルを早急に策定し、緊急訓練を行うとともに、装備を拡充します。あわせて、緊急銃猟や有害個体の捕獲に必要な経費を

支援し、現場対応を財政面からも支えます。次に、情報と監視体制を充実します。今月からは目撃情報をリアルタイムで共有できるアプリ「けものおと」の運用を開始しました。これと連動して、センサーカメラや赤外線ドローンを導入し、監視網の精度を高めます。さらに、人材の確保と育成にも力を入れます。狩猟者を増やすためのハンターデビュー講座を開催して地域の担い手を育て、現場の対応力を高めてまいります。

中長期的には、人とクマとの適切な棲み分けが必要です。研修会の開催や専門家の派遣、導入経費の支援を通じて市町村の主体的な取組を後押しし、ゾーニング管理の導入を進めてまいります。

以上のような取組をより効果的なものとするため、先月、実務者で構成する「ツキノワグマ対策のあり方協議会」を設置し議論を重ねています。今後は広域連携のあり方や専門人材の確保など、持続可能な体制づくりに向け議論を深めてまいります。

今月3日、私は全国知事会会長に就任いたしました。15年に及ぶ長野県政での歩み、そして40年余にわたり地方自治の現場で培ってきた経験を礎に、「現場から、日本を動かす。」との信念のもと、全国の知事の皆様と力を合わせ、明るい未来を切り拓いてまいります。

私が会長として取り組む重点課題は、第一に人口減少対策、第二にジェンダー平等の推進、第三に国と地方の役割分担の改革、第四に地方自治と民主主義のアップデート、この4つであります。全国知事会が我が国の変革の原動力となるよう、政党との対話を深め、経済界等との共創を進めるとともに、国に対しては長期的な視点に立った構造的な改革を強く求めてまいります。

私にとって「現場」とは、ほかならぬ長野県であります。県民の皆様の課題や悩み、そして夢や希望を、県政にとどまらず国の政策にも結びつけ、実効性ある施策として実現する。そうした使命を、全国知事会会長として誠心誠意果たしてまいります。議員各位におかれましては、引き続き格別の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算案は74億6,322万円であります。これまで述べたことのほか、県民生活の安全・安心の確保、教育環境の整備などに要する経費を計上しました。

県民生活の安全・安心の確保としては、大雨により被災した道路・河川・砂防施設等の応急対策・復旧の実施、緊急輸送道路や損傷が進んでいる観光地へのアクセス道路等の集中的な修繕に加え、渇水や降ひょうによる農作物被害対策を実施する市町村への助成を実施してまいります。

教育環境の整備としては、県立高校再編のため、佐久新校の土地造成の設計、伊那新校の校

舎建設工事等を実施するとともに、狹隘化や老朽化が著しい松本養護学校の改築に向け、仮設校舎を建設します。

この補正予算案の財源として、県債46億4,600万円、繰越金19億5,322万8千円、その他国庫支出金など8億6,399万2千円を見込み、計上しました。

今年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと1兆246億8,983万円となります。

特別会計の補正予算案は、林業改善資金の貸付金予算を増額するものであります。企業特別会計の補正予算案は、流域下水道事業に係るものであり、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、県流域下水道管路の重点調査等を実施するものであります。

次に、条例案は、新設条例案1件、一部改正条例案5件であります。

このうち「県営水道条例の一部を改正する条例案」は、災害など非常時において、県営水道の給水装置の早期復旧を図るため、企業局以外の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の実施を可能とするものであります。

事件案は、道路上の事故に係る損害賠償についてなど16件であります。

専決処分報告は、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告など10件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、来る9月30日から行う質疑の対象に供します。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る9月30日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後1時29分延会

令和 7 年 9 月 30 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 7 年 9 月

第440回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和 7 年 9 月 30 日(火曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊 一 郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子

議事課委員会係長 風 間 真 楠
議事課担当係長 萩 原 晴 香
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 7 年 9 月 30 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 7 年 9 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 26 号 土地利用審査会委員の選任について

第 27 号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）おはようございます。令和7年9月定例会一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。

それでは、まず中学校の部活動の地域展開について質問いたします。

これまで何人もの方が、委員会を含め、各市町村における休日の部活動の地域移行改め地域展開について質問してまいりました。ここに来て、国では若干の寛容さを示してはおりますが、県内においては、人口が少ない、交通の便が悪いなど、地域展開には不利な中学校が多い。そんな中でも、予定どおり来年度末に向けて実施できるよう取り組んでおります。

しかし、取り組んではおりますが、市町村、学校間の差も大きく、現時点で今後の具体案を生徒や保護者に説明のできていない中学校も多く、先行しているところを除き、来年度入学する小学6年生に対して明確に示せていない市町村がほとんどではないでしょうか。まだ1年ありますが、検討が始まって3年、県として各市町村の状況をどう把握し、どう支援をしているのか、何点か質問させていただきます。

教員の働き方改革ということで、教員の待遇改善が目的の一つになってはおりますが、一番は子供たちのための地域展開でなければいけません。しかし、現状は、これまでの部活動をど

う継続するのかといった議論となっており、受益者負担が増える、移動距離が長くなるなどのマイナス要素ばかりが目立ちます。今回の地域展開は、個人的には、ゼロベースで子供たちの校外活動を新しく支える方向で議論するべきではとも考えますが、子供たちにとってのメリットについてお答えいただきたいと思います。

特に、小さな町村では、指導者の確保など、単独の地域展開にはとても苦慮しております。また、合同部活などを既に始めている学校もありますが、小さい町村同士では、今はよくても、将来的にはやはり限界があり、子供たちのメリットを考えると、選択肢が増えるようもっと広域での検討をしたり、例えば単独で実施している市との共同も考えるべきではないでしょうか。そのためには、広域的なコーディネートが必要と考えますが、県の考えと取組をお答えください。

地域クラブ活動では、音楽室など校舎を利用することも想定されますが、学校関係者以外の者や他校の生徒が休日に校舎内へ入る場合、セキュリティなどに課題があり、改修などが必要となります。

国の主導で地域展開をしておりますが、校舎は市町村の施設でありますので、改修などの費用負担については懸念の声もあります。必要な保守改修のための費用については、国はスポーツ施設などの一部の負担は認めているようですが、市町村の負担は免れません。県としてどのように支援を考えているのか、お答えください。

家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については別のスキームが検討されてはいるようですが、種目や活動の参加人数で受益者負担に差があるのは、ある程度認めざるを得ません。しかし、指導者への謝金については、指導者の取り合いになることを避けるためにも、各地域クラブの活動において差がないほうがよいと考えます。県の見解と対応についてお答えください。

県内は、公共交通の不便な地域が多々あります。そういった地域は、特に困っております。生徒の移動については乗り合わせでのタクシー利用もあると聞きますが、費用負担とリモート指導についてどう考えているのか、お答えください。

現在は、中学校の部活動中の事故については、学校、市町村の教育委員会が責任を負っていると認識しておりますが、地域展開後の事故について責任は誰が負うことになるのか、お答えください。

生涯学習の視点、高齢になってもスポーツや文化芸術を楽しむといった視点で考えると、同世代の横の連携だけではなく、多世代の連携、縦の連携も促すべきではないでしょうか。例えば、平日は地域の方も交えた活動をし、休日は他校の仲間と活動をする。これまでの部活動の枠を超え、地域の多世代の方々と一緒にスポーツ・文化芸術活動をすることは、中学卒業後も、

大人になっても、豊かな地域生活につながると考えますが、生涯学習の視点についてその可能性をどう考えるのか、お答えください。以上7項目を武田教育長に質問いたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）部活動の地域展開について7点御質問をいただきました。

まず、中学校部活動の地域展開における子供たちのメリットについてでございます。

部活動の地域展開は、教員の働き方改革も目的の一つではございますが、子供たちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境をつくることを基本理念とし、取組を進めているところでございます。

子供たちにとってのメリットといたしましては、一つ目に、これまで学校部活動では実施が難しかった競技・分野にも取り組むことが可能となり、子供の選択肢が広がること。二つ目に、専門性の高い地域クラブの指導者から各競技・分野における専門的な指導を受けることが可能となること。三つ目に、他校や異なる学校種の生徒、さらには地域の大人との交流が増えることで社会性や協働性が身につく機会となることであると考えております。

続きまして、広域的なコーディネーターについて県の考え方と取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、小規模町村の多い本県においては、単独での地域展開が難しいことや、地域特有の様々な課題があることも認識しているところでございまして、県教育委員会といたしましては、子供たちの選択肢を広げ、質の高い活動環境を確保するためには、地域を超えた広域的な連携が不可欠であると考えております。

このため、市町村担当者会議において取組事例の紹介や情報交換の場を設けるほか、広域連携を支援するための総括コーディネーターの配置などを通じて地域間の調整に取り組んでいるところでございます。今後も、地域の実情を丁寧に把握し、市町村や知事部局と連携しながら、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた取組を進めてまいり所存でございます。

続きまして、地域展開に関わる校舎改修の費用負担の考え方についてでございます。

部活動の地域展開における学校施設開放の課題として、学校関係者以外の出入りに関するセキュリティや災害時の緊急体制など安全管理に関わる課題のほか、施設改修費や光熱費等の財政的負担も課題であると認識しております。

スポーツ庁において、地域スポーツクラブ活動の実施に当たり、必要な学校体育館の施設の環境整備に対して補助する部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金を創設しているところでございます。

一方、文化系部活動は、施設利用や備品の管理等の課題のほかに、特に、吹奏楽においては、パート練習など複数の練習場所を必要とするなどの事情があることから、一律には進められないと考えております。

今後も、地域や学校の実情、課題を丁寧に聞き取りながら、その在り方について検討していくとともに、文化系地域クラブ活動に伴う市町村が行う学校施設改修の費用負担については、補助制度を創設するよう国に要望するとともに、県としての支援を研究してまいります。

続きまして、指導者への謝金に係る県の考え方と対応についてでございます。

昨年度スポーツ庁が実施した地域スポーツクラブへの移行に向けた実証事業において、県内の複数地域で検証が行われ、指導者謝金の単価は1時間当たり500円から1,600円と大きな幅があることを認識しております。

地域クラブ活動の指導者への謝金額に差がある主な理由といたしましては、財源や運営方法が市町村や地域クラブごとに異なるためであり、こうした状況は、クラブ間で指導者の確保に偏りが生じるおそれがあり、課題であると認識しております。

持続可能な地域クラブ活動の運営と指導者のモチベーション向上のため、指導者の謝金の在り方については、国の動向を注視しつつ、市町村の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、移動手段の確保と費用負担についてでございます。

生徒の移動手段については、先ほどの答弁でも申し上げた国の地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業の中で、各市町村が経済的かつ効率的な方法を検証しているところでございます。実際に、千曲坂城クラブでは、令和6年度に、同事業を活用し、学校間移動支援としてタクシー利用を試験的に行ったところでございます。生徒、保護者からは高い評価が得られた一方、延べ390回で250万円の経費がかかり、費用面での課題が浮き彫りとなりました。

また、リモート指導は、移動負担の軽減や遠隔地からの参加を可能にするなど、柔軟な活動環境の構築に有効であると考えております。県教育委員会といたしましては、保護者負担の軽減を図るため、練習の分散実施など好事例を紹介するとともに、引き続きリモート指導について研究してまいります。

続きまして、地域クラブ活動の責任の所在についてでございます。

現在実施している地域クラブ活動において事故が発生した場合の責任については、基本的には運営団体がその責任を負うものと考えております。また、活動の内容や状況によって指導者個人の責任が問われる場合もあると承知しております。

生涯学習の視点に立った地域展開の可能性についてでございます。

学校の中で行われてきた活動が地域展開されることにより、生徒が地域住民や卒業生、保護者らと共に活動することを通して多様な価値観に触れる貴重な経験となるなど、生涯にわたる学びや地域とのつながりを育むよい契機になると期待しているところでございます。

また、部活動の地域展開は、中学生が生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ一つの

きっかけとなり、地域にとっても地域全体を学びと交流の場に変える大きな可能性を秘めていると認識しております。

議員御指摘のとおり、教育は学校の中だけで完結するものではなく、中学生を地域社会全体で支え、育んでいくことに通ずるものと考えております。県教育委員会といたしましても、こうした生涯学習の視点を踏まえ、地域と連携しながら部活動の地域展開を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）それぞれ御答弁をいただきました。全てに対してお返しできればいいのですけれども、時間の関係で1点だけ。

地域を超えたコーディネートという部分で、県ではコーディネートに対して予算もつけているというような説明だったのですが、それでは全然足りないと思います。もっと丁寧に、それぞれの地域、圏域に入って指導できるぐらいしっかりと支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

課題については、まだまだ困惑している現場がたくさんあります。少子化が進む中ではありますが、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保して充実させることを目的に、地域を挙げて、市町村の枠を超えて取り組む。県の教育委員会にはそんなスタンスをぜひ強くしていただくようよろしくお願いいたします。

続いて、全国知事会長について質問させていただきます。

地方と国の果たすべき役割分担について知事は度々発言されていると認識しております。特に、全国知事会の会長として取り組む第1の重点課題として挙げる人口減少対策では、子育て支援策、町村部ではもう20年ぐらい前から率先して行ってきた子供の医療費や保育料、給食費等の様々な無償化施策・支援策は、現在、高校、大学の無償化を含めて、出生率の低い東京都が最も進んでいるというように、正直ゆがんでいるのではないかなと感じております。

子育て支援策の無償化施策については、知事も、国が一律で行うべきとしており、地方に過度な競争と負担を強いることがないよう改めて強く要望していただきたいと思います。ただ、個人的には、何度も発言させていただいておりますが、これらの無償化が進んでも、人口減少はむしろ加速化しており、少子化対策になっているとは思っておりません。結果が出ていないのに地方自治体への過度な競争、財政支出を強いているので、さらに憤りを感じている次第です。

少し話がそれてしまいましたが、全国知事会長として、「現場から、日本を動かす。」とのスローガンの下、地方自治の現場から明るい未来を切り拓くという方針には大いに期待をしてお

ります。中山間地が多い本県の特徴から、国の関与がそぐわない、地方の柔軟性を損なっているという現状を、同様の他県の声と重ね、国を動かしていただきたいと思います。

長野県知事が知事会長になり、政府や政党、各種団体の代表に訴える機会を得られたことは、本県にとって大きな意味があると考えております。しかし、知事会長に立候補する報道が出てから、大丈夫か、県の仕事がおろそかになるのではないかと心配をしている県民がいるのも事実であります。これまでの知事会長は、多い月は月の半分以上が東京といった記事もあり、不安をあおられたという部分もあるかもしれません。

こういったことを踏まえまして、阿部知事に質問いたします。

重点課題として挙げる人口減少対策について、これまでの長野県の現場の経験から、どのように日本を動かすつもりでしょうか。例えば、信州未来共創戦略や「私のアクション！」から、若者・女性に選ばれる地域づくりや、子供を安心して産み育てることができる環境づくりについては県の取組を補完するような構想があるのでしょうか。また、率先行動につながる点があるのでしょうか。お考えをお答えください。

全国知事会長に就任し、県知事の業務への影響を懸念する声が県民からありますが、これをどのように払拭するのか、お答えください。

最後に、来年の知事の任期、改選について、全国知事会長の任期途中であることから、5期目も出馬というメディアの見解もありました。しかし、9月5日の会見で、長野県知事の職に在るから知事会長をやれている状況。知事の職でなくなれば自動的に知事会長ではなくなる。長野県知事としての役割のほうか私としてはまず基盤。そういう意味で、知事会長であるから自動的に次の選挙に立候補するという発想はないと明確に否定しております。とはいえ、掲げた知事会長公約を1年足らずで方向づけするのは大変厳しいと考えますが、一定の結果を出すことと、知事会長の任期と長野県知事の任期についてどう考えているのか、改めて伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には知事会長に関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、人口減少対策について、どうやって日本を動かすのかという御質問でございます。

この間も、国の各省庁、あるいは国会議員の先生方といろいろお話をする機会がありましたが、地方の現場の感覚と比べると、東京に霞が関の省庁や国会が所在している関係もあって、なかなか危機感が共有されていないんじゃないかという懸念を持っています。東京都知事も知事会のメンバーでありますけれども、多くの都道府県知事が、いわゆる人口が少ない現場を抱え、東京都も離島などそうした地域もあるわけでありますので、人口減少の中で地域の存続可能性すら危ぶまれる状況になっているということを我々からしっかり問題提起していくことが重要だというふうに思っています。

自民党の総裁選も行われていますが、我々知事会としては、総裁選の候補者、それから各政党に対して、人口減少対策も含めての提言とそれに対する回答を求めているところであります。こうしたことを通じて、まず国にしっかり問題意識を共有してもらって、具体的なアクションを起こしてもらえるように取り組んでいきたいというふうに思います。

また、これまでも、人口戦略会議のメンバーとして民間の皆さんとも連携して取り組んできました。知事会も、政党との対話、それから経済界等との共創ということを、ある意味私の会長としての取組姿勢として打ち出させていただいておりますので、こうした人口問題に、経済界をはじめ幅広い国民の皆様方とも問題意識を共有しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

もとより、こうした全国レベルの取組は、本県の人口減少対策を一層進めていくことにも資するというふうに思っておりますし、また、長野県における具体的な取組を基に、国、関係方面に具体的なアクションを求めていくこともできるわけでありますので、両面をしっかり連携させながら成果が上げられるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、全国知事会長就任に当たっての県業務への影響ということでございます。

私は見ていないのですが、月の半分が東京と報道されていたとすれば、過大ではないかなというふうに思います。ただ、国への要望活動をはじめとして県外に出かける機会が増えるということは事実だと思っています。そうした中でも、県の業務に支障がないようにしていくことは、やはり私としては重要なことだというふうに思っております。

これまでも、オンライン会議を積極的に活用しながら、例えば、南信州に1週間いても、あるいは東京に出かけていても、いろいろなレクチャー等を受けてきているわけでありますし、また、副知事、教育長をはじめ各幹部職員の皆様方は、しっかりとそれぞれの職務に向き合っていたかと同時に、私の担わなければいけない部分を一定程度分担していただくという形になっております。そうしたことも含めて、県政が着実に進むように取り組んでいきたいと考えております。この間、県民の皆様方からは、今朝も通勤するときに激励の言葉をいただきましたが、こうした御期待にしっかり応えられるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、知事会長としての結果を出すことと、知事会長の任期と知事としての任期をどう考えているかという御質問でございます。

全国知事会長の職は、長野県知事の職があるということが大前提であるわけでありまして、長野県知事でなくなれば知事会長ではなくなるわけであります。これまでも、任期満了に伴って会長を任期途中で御退任された知事もいらっしゃるところであります。

もとより私は、県民の負託を得て知事として仕事をしているわけでありますし、また、知事会長としての職にある限りは、知事会を代表して全国の知事と力を合わせて国を動かす、日本

を動かす、そうした役割が期待されているわけでありますので、そうした役割と責任をしっかりと果たせるように全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。人口減少対策は、もう何年も取り組んでいるのですけれども、なかなか結果が出てこないという中で、知事会長という立場で全国に何か投げかけができるよう、国のほうにもぜひ訴えていただければというように思います。

時間がないのでまとめさせていただきますけれども、とにかく1年間知事会長の立場を存分に利用して、長野県同様の他県のために声を上げ、行動していただきたいと思います。医師の話であったり、介護の問題であったり、中山間地の農業であったり、もう本当に挙げれば切りがありませんが、中央の官庁では把握し切れない現場の声から日本を動かすリーダーとして全国知事会長を頑張っていただきたいと思います。エールを送りまして、期待を込め、質問を閉じます。

○議長（依田明善君）次に、西沢正隆議員。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）自由民主党県議団、長野市・上水内郡選出の西沢正隆でございます。

阿部知事は、長野県知事として初めて全国自治会長に就任されました。お祝いを申し上げるとともに、県民からの期待は大きいところであります。総理と共にする会合が頻繁にあり、国のトップに直接提言や要望を伝える機会が多くあるとお聞きします。この機会に、多くの諸課題に対し、リーダーシップの下、一步でも前に進められることを期待いたします。

知事は、就任会見で、「現場から、日本を動かす。」をスローガンとして発表しました。そこで、一国一城の主である46都道府県の知事をまとめ、全国知事会長としてどのようにして現場から日本を動かすのか、その決意を知事にお聞きします。

知事会長として取り組む重点テーマとして、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデートの4点を掲げました。人口減少対策については先ほど答弁がありましたので、その他3点について知事会長としてどのように取り組んでいくのかをお聞きします。

長野東スーパーフレックス新校（仮称）についてお聞きします。

令和3年4月、旧第3通学区の高校の将来像について、旧第3通学区高校の将来像を考える地域の協議会から意見・提案書が公表されました。その中に、多様な生徒に対して多様な学びを求める観点から、産業界、義務教育関係者、市町村教育委員会など多方面から北信地域への設置要望があったことから、北信地域にできるだけ速やかに多部制・単位制高校を設置するこ

とが記載されました。

その後、令和4年5月、第三次高等学校再編・整備計画が公表され、その中に長野東スーパーフレックス新校（仮称）、以後は新校と言います、が含まれました。スーパーフレックス高校とは、多部制、単位制、通信制の仕組みを最大限活用することにより、多様な学習環境を提供する高校です。

計画では、長野東高校、長野吉田高校戸隠分校、長野高校定時制、長野商業高校定時制、長野西高校通信制を統合します。新校の学校像として考えられる姿として、学習の個別最適化、地域と協働した学び、校外活動、資格取得等が卒業単位として認定、スポーツ・芸術活動等の本格的な取組が示されています。

長野東スーパーフレックス新校再編実施計画懇話会が令和5年9月からスタートし、本年7月までに10回の議論を重ねてきました。多部制・単位制高校は、現在、東信に東御清翔高校、南信に箕輪進修高校、中信に松本筑摩高校が設置されています。過去3年の入学者は、全てのカテゴリーで定員割れしているのが現状です。多様性を求める現在、多部制・単位制高校は必要不可欠ではありますが、新校を設置していく上で多部制・単位制高校の在り方を検証していく必要があると考えます。

現在、高等学校は全日制と定時制に分けられ、多部制・単位制高校は定時制に位置づけられています。学校関係者からは、定時制に位置づけられていることが定員割れの原因の一つになっているとお聞きしました。

そこで、長野東高校を含む近隣高校の校長や、懇話会でも提案があったようですが、新校は、定時制ではなく、フレックス制など新たなカテゴリーで設置することを提案しますが、教育長に御所見をお聞きします。

第10回懇話会で、令和9年度開校予定の全日制普通科単位制の宮城県宮城広瀬高等学校が紹介されました。この学校は、近年、多部制・単位制の人气が低く、生徒に別のニーズがあるのではないかと模索し、i d e a l スクール構想が提案されました。全日制課程のため3年間で卒業が原則。1日8時間授業で、コアタイムに必修科目を履修し、コアタイム外の時間で学校設定科目を履修することで、3年で卒業が可能になります。様々な背景を抱えた生徒が増加している現在、個に応じた多様な学び、学習者中心の支援を実現するため、インクルーシブ教育の充実に向けた体制の整備を行っていきます。このような全日制で午前部、午後部、夜間部の枠がない i d e a l スクールを新校に導入できないかとの意見も懇話会で出されておりますが、御所見を教育長にお聞きします。

新校には夜間部が設定されています。長野高校、長野商業高校、長野工業高校の定時制の過去3年の入学者の合計は、令和5年は34名、令和6年は51名、令和7年は36名と、定員各40名

のところ定員には程遠いのが現状です。そこで、長野工業高校定時制は普通科として存続する予定でありますので、夜間部については長野工業高校に設置する案を提案いたしますが、御所見を教育長にお聞きします。

新校開校後、このままの体制でいくと、運動部の2、3年生の全日制在校生と新校1年生は一つのチームとして大会出場ができないとの高体連の見解があります。新校に入学した生徒に影響を及ぼすので、ここは改善する必要があります。

また、長野東高校には、全国優勝2回、準優勝1回の女子駅伝チームをはじめ、条件がよい中で様々な部活動が活発に展開されています。そこで、新校の部活動の在り方についての御所見を教育長にお聞きします。

最後に、スーパーフレックス新校について3年間懇話会で議論してきましたが、開校時期をいつ頃と見込んでいるか、教育長にお聞きします。

国民保護訓練についてお聞きします。

国民保護訓練とは、武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するためには平素から十分に訓練しておくことが重要であり、国民保護法第42条においても訓練の実施について規定されています。訓練には、図上訓練と実働訓練があり、県内では、図上訓練3回、実働訓練2回、計5回実施されてきました。

令和4年9月定例会一般質問で、ロシア、中国、北朝鮮の軍事活動が活発化してきている現状を踏まえ、様々な武力攻撃を想定した国民保護訓練を実施するべきと知事に質問したところ、県単独で実施することが難しいため、国と相談しながら実施に向けた検討をするとの答弁がありました。

あれから3年、本年8月に須坂市において、国民保護セミナー、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施されました。さらには、弾道ミサイルの一部と思われる物体が県内に落下を想定する国民保護共同図上訓練が須坂市で11月に開催予定であります。

そこで、武力攻撃事態の弾道ミサイル攻撃想定訓練について、8月のセミナーの評価と、県内で初めて実施する11月の訓練に期待するところを危機管理部長にお聞きします。

国民保護共同訓練は、2022年に高知県、山口県、愛媛県で、同年、大阪府、京都府、兵庫県で、2023年に鹿児島県、熊本県で、共同開催により他県へ避難する想定で訓練が実施され、成果を上げました。国民保護訓練に限らず、他県と共同して行う訓練は有意義であると考えます。そこで、国民保護共同訓練についての御所見を危機管理部長にお聞きします。

私学振興についてお聞きします。

専修学校は、社会での即戦力となる実践的な職業教育を行い、多岐にわたる分野の専門人材を養成し、我が国の産業界への有為な人材を輩出しています。特に、本県は令和6年高校卒業

生の20%が専門学校に進学し、高等教育の一翼を担う教育機関として専門学校は有力な進学先となっています。これは全国第5位の進学率で、本県では専門学校への期待が大きく、卒業する大多数の生徒が県内就職で、県内企業に多くの人材を輩出しています。

そんな中、私立専修学校教育振興費補助金の生徒1人当たりの補助単価は1万5,000円で、近年の人件費増や物価高騰に対応できず、19年の長きにわたり据置きのみであります。ちなみに、近隣県の生徒1人当たりの補助単価は、群馬県3万1,270円、新潟県2万1,500円であります。そこで、時代の要請に応じた職業教育を展開し、地域や産業界に有為な人材を輩出している県内の私立専修学校の重要性を認識し、その教育がより充実したものとなるよう、専修学校の補助額の増額を提案しますが、知事の御所見をお聞きます。

本県の不登校生の数は、少子化により生徒数が減少しているにもかかわらず、令和5年度7,060人と過去最大であります。このような現状に対して、柔軟な教育課程を生かし、多様な生徒の受入れに力を入れている高等専修学校のセーフティーネットとしての役割は大きなものがあります。

そうした中、高等専修学校は、私立高等学校同様に授業料実質無償化の対象となるなど、高等専修学校の生徒への支援は進んでいます。一方、本県の高等専修学校に対する補助は、平成16年以降据置きとなっていた単価を国の地方財政措置により今年度引き上げ、一般補助は生徒1人当たり3,960円増の5万400円、発達障がいのある生徒への特別補助は3,800円増の4万8,800円と21年ぶりの増加でありました。しかし、私立高等学校への経常費補助金は生徒1人当たり36万7,028円と、大きな格差があります。

大阪府、佐賀県、宮崎県の約30万円の補助金を筆頭に、他県は本県より多くの補助金を支出しています。本年、知事も視察した豊野高等専修学校に伺い、関係者と懇談したときに、不登校であった生徒が通常に通えるようになった事例を紹介されるなど、教員が一人一人に寄り添って対応していることを強く感じました。しかし、平均給与で公立の教員とは格差があることから、さらに経常費補助金を増加するよう要望されました。

そこで、学びのセーフティーネットとして役割を果たす高等専修学校は、卒業生の地元定着率や専門人材の育成による地域への貢献度も高いことから、特別交付税を有効に利用して経常費補助金をさらに増額することを提案しますが、知事の御所見をお聞きます。

外国人の不動産取得問題についてであります。現在実施されている自民党総裁選でも議論されるなど、かねてより国民の関心事でありました。日本では、2020年9月に施行された重要土地等調査法で指定された自衛隊の基地や原子力発電所などの重要拠点周辺1キロ圏内を除き、外国人が自由に日本の土地を売買できる状態で、世界196か国の中で、日本はほぼ制限なしで外国人が不動産購入可能と言われています。

例を挙げると、観光で人気のある北海道ニセコ町の観光施設の多くは、外国資本の企業が土地を購入し経営。沖縄の屋那覇島の51%を中国人が購入。長野県でもゴルフ場、観光施設が外国資本に買収されました。

さらには、瀬戸内海の山口笠佐島を中国人が一部取得したことが報道されました。瀬戸内海は多くの船舶が行き交う交通の要衝で、自衛隊や在日米軍の基地があり、海上自衛隊呉基地からは潜水艦や護衛艦が発着するため、笠佐島は、安全保障上も重要な島であります。このように、中国人の瀬戸内海への関心は高く、広島沖の離島でも不動産を買い求めるケースが増えているようです。もし国策で土地購入しているならば、安全保障上、脅威を感じます。

海外投資家の不動産投資額は、令和5年、5,758億円から、令和6年、9,397億円の約63%増加しました。WTOに加盟する国・地域の大多数は、住宅購入禁止や投資目的での転売禁止、課税など、外国人の不動産取得に条件を設けています。県議会でも、外国資本による森林売買等の法整備と土地の所有者や利用目的を把握する体制整備を求める意見書が、平成23年、令和3年のともに2月定例会で提出されています。

そこで、現状を鑑み、全国的に拡大している外国人による不動産取得に対して県内の現状をどう捉えているのか、建設部長に御所見をお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。

まず、全国知事会長としてどのように知事をまとめて現場から日本を動かすのか、その決意を伺うという御質問でございます。

全国知事会は、多士済々の知事の皆様方が集っているわけであります。会長としての役割は、もちろん知事会を牽引していくという役割もありますが、やはり各県知事の皆様方と連携して、力もいただきながら、会全体として大きな力にしていきたいということが大変重要だというふうに思っております。

今回、四つの重点テーマを掲げさせていただいたところでございますが、それぞれほかの知事にも役割を担っていただいて、方向性や思いを共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

知事会としては、まず一つは、国等に対する政策提言はこれまでも行ってきましたが、これからもより強力に行っていきたいというふうに思っています。また、私たち自らが率先して行動する。国に言うだけではなくて、自分たちで取り組めることは共通の目標を定めて取り組んでいくといったようなこと。さらに、脱炭素・地球温暖化対策本部長を私が引き受けさせていただいたときには、例えば、都道府県がつくる建築物のZEB化、ZEH化を進めましょうというような目標を共有させていただきましたので、こうした取組を進めていきたいと思ってお

ります。

また、国に対する提言、要望ということだけではなくて、今、国政は、衆議院、参議院ともに今の状況では与党が過半数を取っていないという状況でありますから、これまで以上に幅広い政党との対話に努めていきたいと思っております。また、経済に関わることのみならず、地方制度の在り方であったり、社会保障の問題であったり、幅広い問題意識を持たれた経済界の皆様方も様々いらっしゃいますから、そうした方々との共創も進めることによって全国知事会が日本の変革の原動力となれるように取り組んでいきたいと思っております。

人口減少対策を除く３点についてどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

まず、ジェンダー平等については、これまで知事会としてはプロジェクトチームで取り組んできましたが、今回、男女共同参画本部という形で本部に格上げをして取り組んでいきたいというふうに思っております。今、女性の知事はお二人いらっしゃいますけれども、山形県の吉村知事に本部長を務めていただいて、女性の立場からもこの問題をさらに前進させていきたいというふうに思っております。

また、国と地方の役割分担の改革について、今知事会として特に問題意識を持っておりますことが、いわゆるナショナルスタンダードになっているような事務は国がやるべきではないかと。子供医療費の問題であったり、市町村行政に関わりますが給食費の問題であったり、こうしたものは、やはり国がしっかりと財政措置も含めて対応していく必要があるという問題意識を持っています。こうした点を中心に、国と地方の役割分担の在り方を幅広く問題提起していきたいと思っております。

それから、地方自治・民主主義のアップデートということを申しておりますが、公職選挙法も地方自治法も、戦後間もなくできて、数次にわたる改正がそれぞれ行われてきておりますが、例えば、選挙に関連しては、今のＳＮＳの時代になかなか対応し切れていない部分がたくさんあるんじゃないかというふうに思っております。

そういう観点で、この問題については、知事会において新たに有識者にも入っていただいた研究会を設置していきたいというふうに思っております。研究会での議論を基に、国に対しても具体的な形での提案を行っていききたいと思っております。

以上、人口減少も含めて四つの重点テーマを掲げさせていただいておりますが、いずれも構造的な改革が必要な重要な課題だというふうに思っております。政府、各政党におかれましても問題意識を共有していただけるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、こうした点については、西沢議員はじめ県議会の皆様方にもぜひバックアップをいただければというふうに思っております。

続いて、私学振興についてでございます。

まず、専修学校の補助額の増額という御提案でございます。

本県の実況を見ますと、高等学校卒業生のおよそ5人に1人が専門課程、専門学校に進学するといったようなことで、本県において、私立の専修学校は、高等学校卒業生の多様化する進路選択肢の一つとして大きな役割を果たしていただいていると考えております。

また、人口減少、高齢化、あるいはAIなどの技術革新が進む中で地域のニーズに即した教育を提供していただき、若者の就業機会の創出や産業界への人材供給といったような点でも貢献いただいていると受け止めております。

これまでも、こうした観点から学校法人が設置する専修学校の経常経費への補助を行ってきているところでございます。人材確保・育成が産業界のみならず地域全体にとって重要な課題となる中で、私立の専修学校に求められる役割はこれまで以上に重要になってきているというふうに考えております。こうしたことから、教育の質の確保や地域の産業界との連携強化といったような観点も含め、必要な支援の充実について検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、高等専修学校における経常費補助金の増額についてという御質問でございます。

高等専修学校は、多様な個性、特性を持つ生徒を幅広く受け入れていただいております、学びのセーフティーネットとしての役割も果たしていただいているというふうに思っております。また、地域に根差した専門人材の育成を通じて、地元への定着、地域産業の活性化に大きく貢献していただいているという状況だというふうに思っております。

国においては、御質問にもありましたように、今年度から特別交付税措置を新たに開始したという状況でありまして、本県としても、こうしたことを踏まえて、今年度当初予算において高等専修学校に対する補助単価の引上げを行わせていただいたところでございます。

今年度行った補助単価の引上げの効果をはじめとして、今の学校現場の実情を十分踏まえた上で、高等専修学校に対するさらなる支援の在り方について検討していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）長野東スーパーフレックス新校（仮称）について5点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

新校の設置課程についてでございます。

現在、高等学校の設置課程につきましては、学校教育法第53条及び第54条において、全日制、定時制、通信制を置くことができると定められておりまして、新たな課程を県単独で設けることは法令上困難であると認識しております。

スーパーフレックス新校は、定時制課程の多部制・単位制と通信制課程を組み合わせること

で、より柔軟な学びを実現するフレックスな学校を目指しております。フレックスな学びの必要性やその在り方については、懇話会において、保護者、生徒、地域等の皆様と丁寧な話し合いを重ねていくことが必要であると認識しております。

今後、設置課程といたしましては、定時制及び通信制の枠組みとしての運用を前提とする一方、県民の皆様への説明に当たっては、新校が目指す学びの姿を、スーパーフレックス校、あるいはフレックス型といった呼称で表現することが新校の特色を発信する一つの方法であると考えており、引き続き関係者との対話を検討してまいります。

新校へのこれまでにない全日制課程の導入についてでございます。

議員御紹介のidealスクール構想については、全日制でありながら弾力的に授業を選択できるなどの利点がある一方、1日8時間の授業のうち3時間目から6時間目までに設置されたコアタイムと呼ばれる授業時間帯での登校が条件づけられており、学びの柔軟性という面で検討を要する点もあるかと承知しております。

新校が目指すスーパーフレックス高校は、生徒自身が時間の使い方を主体的に設計できることを特徴としており、様々な背景を抱える生徒をはじめ、生徒一人一人の多様な生活スタイルや学習ペースに応じた柔軟な学びの環境を提供することがコンセプトとなっております。

例えば、午前部に所属する生徒が所属する部以外の授業を受講したり、通信制課程で単位を取得したりすることで卒業要件を満たし、3年間で卒業することが可能でございます。また、通信制課程にだけ所属することも可能であり、生徒の状況に応じて学びのスタイルを選択できる自由度の高さが新校の大きな特徴であると考えているところでございます。

続きまして、長野工業高校定時制への夜間部の設置についてでございます。

スーパーフレックス新校の夜間部は、様々な背景を持つ生徒の多様なニーズに柔軟に対応することを想定しております。例えば、午前部、午後部の授業、または通信制の科目を併習することで3年間で卒業を可能にするほか、生活スタイルの変化に応じて、夜間部から午前部、午後部への所属変更を可能にするなど、柔軟な学びの実現を目指し、夜間部を同一敷地内に設置することを計画しております。

議員御指摘のとおり、長野工業高校定時制は、スーパーフレックス新校に夜間部が設置された後には普通科への学科転換を予定しております。その後も、工業系の施設設備を利用して、これまで培ってきた工業の体験的、専門的な学びを普通科での科目選択の中に取り入れることで生徒のより実践的なキャリア教育につなげることを想定しております。県といたしましては、両校に夜間部を設置する中で、生徒の状況やニーズに応じて学校選択が可能となるよう取り組んでまいります。

続きまして、新校における部活動の在り方についてでございます。

議員御指摘のとおり、現在の全国高等学校体育連盟の規定では、全日制と定時制の混成課程による合同チームでの大会出場は認められておりません。そのため、本年6月に県教育委員会から、全国高等学校体育連盟に対し、再編統合が完了するまでの2年間に限り混成課程による合同チームでの全国大会を認めるよう意見要望書を提出しており、現在、全国高体連においてこの件について検討が進められているものと承知しております。高校の再編統合に伴う同様の課題は他県でも生じていると考えられることから、そうした自治体と連携しながら引き続き全国高体連に対して規定の見直しを求めてまいります。

また、新校における部活動については、例えば、午前部に所属する生徒が通信制課程を併習することで、午後の時間を部活動に充てるなど、スーパーフレックス校の特性を生かした柔軟な活動が可能となると考えております。こうした取組により、生徒一人一人の意欲的な取組を十分に支援することは、新校の特色の一つとなり得ると考えております。既存の部活動も含め、部活動が新校の魅力の一つとなるよう、懇話会を通じてその在り方について議論を深めてまいりたいと考えております。

最後に、新校の開校時期についてでございます。

現在、懇話会において、設置課程や学びのイメージを含め、再編実施基本計画の策定に向け、丁寧な議論を重ねているところでございます。フレキシブルな学びのスタイルが可能となる学校は、多様な生徒のための多様な学びの必要性や選択肢の充実という観点から、様々な方々より、できるだけ速やかに設置を求める声が寄せられていることは承知しており、県としてもその必要性を強く認識しております。

開校時期については、再編実施基本計画発表時に提示できるところでございますが、今後は、長野県スクールデザインの考え方にに基づき、学びと空間の一体化を図りながら、懇話会での議論をさらに深め、新校の学びをより早く実現できるよう努力してまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には国民保護訓練につきまして2点質問をいただいております。

まず1点目が、8月のセミナーの評価と11月の訓練への期待についてでございます。

8月のセミナーにつきましては、県民のほか、市町村、指定地方公共機関を対象に、国民保護制度の普及啓発や、弾道ミサイルが飛来しJアラートが発出した際、迅速な避難行動や安全確保の方法を御理解いただくことを目的に、須坂市で実施いたしました。

セミナーには、須坂市ほか近隣市町村から51名の皆様に御参加いただき、参加者からは、国民保護制度や避難行動について理解が深まった。現在の国際情勢を踏まえ、訓練の有益性を実

感したといった声をいただいております、こうしたセミナーや訓練を実施することは、自然災害と同様、有効であったと考えております。

一方で、弾道ミサイルが飛来し、Ｊアラートが発出された場合には、より多くの県民の皆様避難行動を取っていただく必要があるため、さらに普及啓発の取組が必要と考えております。11月に須崎市で実施予定の国民保護訓練は、弾道ミサイルの一部が須坂市内に落下したものの想定の下、一部住民の市外地への避難を想定した関係機関同士による訓練を行います。訓練の実施につきましては、国民保護対策本部の確実な運営、初動対応への適切な理解及び消防庁、県、須崎市、警察、自衛隊、バス協会等指定地方公共機関の関係機関同士による連携強化を期待しているところでございます。

２点目といたしまして、他県との共同の国民保護訓練についてでございますが、万が一武力攻撃事態が発生した場合には広域的な被害が想定され、単独の県だけでは対応が困難なケースも想定されます。そのため、隣接県と連携して訓練を行い、事前に協力体制を構築しておくことは有意義であると考えております。

議員御指摘のとおり、国が主導する国民保護訓練におきまして、令和６年度には愛知県から静岡県への住民避難、令和５年度には鹿児島県から熊本県への住民避難というように、広域避難を想定し避難させる手段の検討や受け入れる避難施設、避難所での生活に必要な支援などを検討する訓練が行われているところでございます。

今後、本県で訓練を行うような場合には、国や関係自治体と相談しながら、他県と共同した訓練の実施も含め、様々な観点から訓練について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には外国人による不動産取得について御質問をいただきました。

県内における土地取引の状況につきましては、国土利用計画法に基づく届出により、都市計画区域で5,000平米以上などの大規模な取引に関する件数を把握しております。このうち、取得者の住所が国外であるものは、直近３年間で軽井沢町と白馬村において確認されており、令和４年度が２件、令和５年度が３件、令和６年度が４件でございます。いずれも、利用目的は別荘や住宅、宿泊施設となっております。

このデータをもって県全体の現状を把握することは困難ですが、近年、観光地を中心にインバウンド需要が高まる中、外国資本による土地取引も見られ、地域経済への一定の貢献がある一方で、県土の保全やそこに住まわれる方々の生活への影響など、懸念の声があることも認識しております。

県といたしましては、県土の適正な利用と地域の安全・安心な暮らしの確保を両立させるた

め、まずは市町村や関係団体と連携して、外国人による土地取引の情報をより幅広く収集するとともに、国や他県の対応事例の把握に努めてまいります。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）知事からは、全国知事会長としての意気込み等の答弁がありました。先ほども長野県における影響等の答弁があったわけですが、知事として、知事会長として、様々な事柄を今後実践していくということでもありますので、ぜひ長野県の様々な課題に直結するような形で行動していただければと思います。

長野東スーパーフレックス新校について、いわゆる定時制ではない、フレックス制という呼び名でやったらどうかということなのですが、これについては、通称でもいいので、ぜひフレックス制というような名前で周知していただくことを重ねて要望させていただきます。

訓練については、やはり頻繁にやっていくことがよいと思います。長野県は、この国民保護訓練は回数的には少ない形になっておりますので、ぜひ今後も各地域でやっていただくことを望みます。

外国人の不動産取得については、不動産業の方に尋ねると、やはり外国人からの問合せが非常に多いと聞いております。いつの間にか長野県の土地が外国人に買われているという現状に脅威を感じるということもありますので、しっかり情報把握等をしていただければと思います。

デフリンピックについては、手話を交えてお聞きします。

デフとは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。デフリンピックは、国際的な聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピックなのです。国際ろう者スポーツ委員会が主催する4年ごとに開催されるデフアスリートを対象にした国際スポーツ大会です。第1回は1924年にパリで開催されました。

東京2025デフリンピックは、100周年の記念すべき大会です。11月に日本で初めて開催することは意義深いことであります。長野県からも7人のアスリートが参加する予定です。県としてデフリンピックにどう関わり、どう支援していくのか、観光スポーツ部長にお聞きします。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には県のデフリンピックへの関わりとその支援についてお尋ねをいただきました。

デフリンピックは、パラリンピックよりも歴史が古く、手話言語の理解促進や聴覚障がい者の社会的地位の向上を図るため、オリンピックやパラリンピックと同様に、4年に1度、夏季大会と冬季大会が開催されております。

日本で初めて開催されます今回の東京大会では、70以上の国・地域から、選手、役員合わせて約6,000人が参加いたしまして、耳が聞こえない、聞こえにくいアスリートたちが競い合う

デフスポーツ最大の祭典となっております。

8月に今大会の認知度向上と機運醸成のために県内の大会出場選手も加わったキャラバン隊の皆様が県庁を訪問された際には、歓迎セレモニーを行い、手話で応援の気持ちを伝えるための講座も実施いたしました。

さらに、パラスポーツの体験やPRを行うブースをイベントに出展する際には、来場した方々に対して大会のPRや出場する選手の紹介も併せて行っております。

また、デフリンピックやパラリンピック出場を目指すトップレベルのアスリートを育成するために国内外の合宿参加や大会出場などを支援するとともに、スタートの合図を光で伝える装置を県で購入いたしまして大会等でも活用して、スポーツの実施環境の整備にも努めているところであります。

今後、デフスポーツを含めた障がい者スポーツの理解促進、選手の育成支援等によりまして障がい者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じ、障がいのある人もない人も互いに尊重し、認め合う共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君） 県議会の皆さん、デフリンピックの応援をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（依田明善君） 次に、小林東一郎議員。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） 阿部知事におかれましては、今月3日に全国知事会長に就任されました。現場発の政策提言と都道府県の率先行動に積極的に取り組まれ、本県はもとより我が国の明るい未来を切り開いていかれますよう心から期待申し上げ、質問に入ります。

初めに、知事の県政運営について伺います。

今年度のしあわせ信州創造プラン3.0政策評価報告書が今月19日に公表されました。知事は、今後各部局が振り返りを行いながら施策にどのように取り組むかの重要な材料としておられますが、主要目標40指標（細区分44指標）のうち20.4%に当たる9指標がDランク（未達成）で、女性・若者から選ばれる県づくりに関わる幾つかの指標がそこに含まれています。

自殺死亡率、県内出身学生のUターン就職率、出生数、婚姻数、県の審議会等委員に占める女性の割合、県内大学卒業生の県内就職率の6指標の目標達成に向け、今後どのように取り組まれますか。具体的な方向性を知事に伺います。

また、信州未来共創戦略に示され、本年度予算化されている県土のグランドデザイン策定事業の進捗状況を新田副知事にお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、しあわせ信州創造プラン3.0政策評価の中で、六つの具体的な項目について今後どう取り組むのかという御質問をいただきました。

まず、このしあわせ信州創造プラン3.0の政策評価は、関係の職員が相当労力をかけて取り組んだ報告書でありますので、これをしっかり今後に活用していくということが大変重要だというふうに思います。

特に、御質問にある出生数あるいは婚姻数は、単独の部局だけで出生数、婚姻数の減少に歯止めをかけることはなかなか難しいというふうに思いますので、部局横断的に目標、方向感を共有して取り組むということが大変重要だというふうに思っております。

部局長会議や政策会議等で、まずはこうした出生数、婚姻数が今の本県にとって極めて重要な指標だということをしっかりと共有しながら、それぞれの部局で関連する取組を進めてもらえるように私のほうから指示をしていきたいというふうに思います。

県内出身学生のUターン就職率、それから県内大学卒業生の県内就職率、これらについては、やはり多くの皆さんとお話をさせていただく中で、高校までの段階で、県内企業や長野県のことを子供たち、学生たちにもっと知ってもらうことが重要ではないかという意見をかなりいただいております。

教育委員会の皆様方にも御協力をいただく中で、学生、高校あるいは小中学校と地域とのつながりをもっともっと深めていくということが必要だというふうに思いますし、また、今でもインターンシップへの支援等を行っているわけでありすけれども、こうした取組にもさらに力を入れていかなければいけないというふうに思います。

この点は、県内企業、あるいは様々な事業分野の皆様方の最重点の関心事項でありますので、経済界あるいは医療・福祉、農業・林業、そうした分野も含めて、多くの皆様方のお力も借りながら問題意識を共有して取り組んでいきたいと思っております。

また、自殺死亡率については、全体の自殺死亡率が大きく減少するところまではなかなかつながっていないところですが、令和6年につきましては、二十歳未満については前年に比べて大幅に減少させることができたという状況であります。このことについては、危機対応チームも設置して具体的な取組を進めてきているわけでありすが、引き続きあらゆる年代の皆様方も含めて、この自殺死亡率が低下するように取り組んでいきたいと思っております。様々な相談窓口等があるわけでありすが、本当に必要な人が必要な相談にしっかりつながるようにしていくことが重要だというふうに思っております。

それから、県の審議会等委員に占める女性の割合についてでございますが、これは、他の指標と違って、我々が意識をすればかなり実現できる分野だというふうに思っております。40%

を一時超えていたわけでありますけれども、この審議会以外のいろいろな懇談会等も含めて考えると、今の状況は4割を切ってしまうという状況であります。

これは、我々の目標を40%から60%としているので、各部局が委員を選任するときに最低の4割を目安に頑張ろうということになっているのではないかと考えています。むしろこれは、5割、6割を目指して、結果的に4割から6割の範囲に収まるという形にしていかなければいけませんので、そうした問題意識を各部局ともしっかり共有して取り組んでいきたいと思っております。

いずれにしても、来年度の予算編成に向けては、この政策評価報告書をしっかり各部局でも念頭に置いていただき、特に、総合的に取り組まなければいけない指標については、各部局がともすると自分のテーマではないと思ってしまうかねないところもあるので、そこは私のほうで責任を持って注意喚起しながら取り組んでいきたいと思っております。

私に対する質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には県土のグランドデザイン策定の進捗状況についてお尋ねをいただきました。

県土のグランドデザインは、昨年12月に策定された信州未来共創戦略の取組として掲げられ、今年度から作業を開始したところでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0では将来人口を分析していますが、地域によっては、人口減少に伴い水道や道路などのインフラや生活に必要な各種サービスの維持が困難になることが予想されます。こうした状況は地域によって差が出るため、より丁寧なデータ分析を行った上で関係者に提示することにより、将来のリスクや課題を県民と共有、把握することが重要であると考えています。

現在、課題の可視化や将来予想を行うため、例えば交通インフラなど50項目程度のデータ収集を進めており、各部局が保有する地図データを庁内の一つのシステムに集約し、各部局で共有できるようにしたところでございます。また、人口減少下における地域の実情や課題認識を把握するため、各部局及び現地機関が実施する関係者との意見交換の計画を取りまとめ、意見交換を開始したところでございます。今後は、意見交換の結果を踏まえ、客観的なデータを活用して、持続可能で安心して暮らせる長野県の将来像を県民視点で描けるよう、取組を進めてまいり所存でございます。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）しあわせ信州創造プラン3.0の主要目標である出生数、婚姻数、県内

出身学生のUターン就職率、県内大学卒業生の県内就職率、県の審議会等委員に占める女性の割合については、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトとしても取り組まれているものと思いますが、信州未来共創戦略との関係はどのようになっていますか。

戦略に位置づけられている「私のアクション！」をはじめとする県民会議での多様な意見は総合計画審議会に提示されておらず、連携が図られているとは言えない状況にあると聞きます。また、運営会議の事務局も、どこへ向かっていけばいいのか手探りの状況にあるようです。昨年度多大なエネルギーを投入して戦略がつくられましたが、創造プランと戦略の方向性をどのように一致させ、前へ進めるお考えですか。

県民1人当たりの家計可処分所得については物価高に追いつく賃金上昇の実現が欠かせませんが、2年連続で高水準の賃上げがあったものの、トランプ関税の影響もあり、厳しい状況です。加えて、円安傾向が続き、物価高に歯止めがかかるとも思えません。

一方で、いわゆる壁を打ち破ることでパート労働者の労働時間を延伸させる働きたい改革が提唱され、人手不足を改善する一助と目されています。とはいうものの、安い賃金でもっと働いてということで、雇用の安全弁であることに変わりはありません。

働く条件が悪いにもかかわらず、なぜ4割近い人々が非正規で働いているのでしょうか。あらゆる調査結果から、時間のためであることは明白です。ちなみに、ドイツでは非正規パートは存在せず、全て時短正社員。働く人による時間の選択権が制度として整備されています。我が国でも、パートを全廃し、時短正社員化を実現した企業が出てきており、仕事に対するモチベーションが上がり企業業績も向上、離職率も一気に下がったといえます。

石破首相も、昨年11月の施政方針演説で、時間に余裕を持ちながら正社員としての待遇を得る時短正社員という働き方を今後大いに活用すべきと述べていましたが、このような方向が可処分所得を押し上げる方策になるのではありませんか。見解を伺います。

あわせて、今回の補正予算案に盛り込まれている賃上げ環境整備支援事業の活用見込みは、県内中小企業の1%にも満たない466社にとどまるものですが、これではセーフティーネットにはなり得ません。生産性向上のための設備投資を行いたくても行えない企業向けの賃上げに対応する無利子融資制度こそ望まれているのではありませんか。

行政計画の円滑な推進のためにPDCAサイクルを回すことの大切さが説かれ、目標達成のためには不可欠ともされているものです。この観点で本県の状況を見れば、Plan（計画）には渾身の力が注がれ、Check（評価）についてもそれなりの力が込められているのに対し、肝心のDo（実行）及びAction（改善）は影が薄いと言わざるを得ません。3.0に掲げた少子化・人口減少対策においても、DやAにこそ注力し、目標達成を図るべきで、リーダーシップの発揮が欠かせませんが、いかに取り組まれますか。以上を知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） まず、しあわせ信州創造プラン3.0の主要目標と信州未来共創戦略との関係はどうなっているのか、また、この方向性をどう一致させて進めていくのかという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン、これは県議会の御議決もいただいた県政運営の最上位の計画であることは申し上げるまでもないわけであります。県行政としては、このしあわせ信州創造プラン3.0に掲げた目標の達成に向けて全力で取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

一方で、この人口減少社会に向き合っていこうということで、多くの関係者の皆様方と共に県民会議を組織して、そこで信州未来共創戦略の策定がされたわけであります。

我々のしあわせ信州創造プラン3.0は、目標という形で、かなり具体的で、ある意味解像度の高い目標を掲げているところでありますが、この共創戦略については、「2050年にありたい姿」というものを掲げて、そこに向けて「2030年に目指す旗」を掲げているところでございます。

そもそも、目標年次の取り方や位置づけ、解像度、こうしたものは必ずしも同じではないというふうに思いますが、ただ、我々は県民会議のメンバーでもありますし、特に、この人口問題については、やはり我々県が果たすべき役割は非常に大きいわけでありますので、この共創戦略のありたい姿、目指す旗をつくるに当たって、県の立場としてはしあわせ信州創造プランの目標値も念頭に置いて策定しているところでございます。全く同じ目標を掲げているわけはありませんけれども、方向感と同じだというふうに考えております。

御質問の中でも、もう少し相互にしっかり連携させるべきではないかという御指摘をいただきました。双方関連するわけでありますので、一つは、やはり県として掲げているしあわせ信州創造プラン3.0の目標も、必要に応じて県民会議の皆様方と共有していくということが必要だというふうに思います。また一方で、共創戦略の中長期的な方向性は我々県組織としては意識しておりますけれども、場合によっては、総合計画審議会の皆様をはじめ、関係する皆様方ともしっかり共有して、方向感とか取組の具体策がずれることがないように取り組んでいきたいと思っております。

続いて、短時間正社員制度が可処分所得を押し上げると考えるがどう思うかという御質問でございます。

短時間正社員制度については、これは、御質問にもありましたように、非常にメリットがある制度だというふうに思います。長期的なキャリア形成、あるいは所得の向上、こうしたものにつながるものだというふうに思っておりますし、また、企業からお話を伺っても、やはり、

人材の定着率が上がる、社員のやる気が向上する、こうしたポジティブな御意見を伺っているところでございます。

そのため、労働者の正社員化を進めることは、所得向上、あるいは人材不足への対応という観点から重要なことだというふうに思っております。県としても、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度におきまして、正社員転換制度導入による女性の正社員転換実績などを認証項目としていただいておりますし、また、国においても、正社員化などに取り組む企業向けの助成金で正規雇用への転換を支援しております。

こうした短時間正社員制度がより広がるように我々も工夫していかなければいけないというふうに思います。公務職場でもそうしたことができないかということをしっかり研究していかなければいけないと思いますし、インフレ下にあつては、賃金上昇や可処分所得の向上は非常に重要なことでありますので、そうした観点も含めて検討していきたいと思います。

続いて、賃上げ環境整備支援事業について、対象者数が少ないのではないか、また、セーフティーネットとは言えないのではないか、無利子融資が望まれているのではないかという御質問でございます。

この賃上げ環境整備支援事業は、セーフティーネットというよりも、どちらかというとも持続可能な賃上げということで、次のステージも視野に入れながら生産性向上に資する取組をされる企業、設備投資や人材育成に積極的に取り組まれる中小事業者を支援しようというものでございます。我々長野県としては、もとより、やはり企業の生産性を向上していくことが持続可能な賃上げのために極めて重要だというふうに思っておりますので、そこに力点を置いて支援をしていきたいと思います。また、価格転嫁を行えるような環境整備や個別具体的な企業に対する支援などにより一層力を入れていきたいと考えております。この賃上げ環境整備支援事業は、できるだけ多くの企業に有効に御活用いただけるように周知していきたいというふうに考えております。

無利子融資ということですが、非常に短期的、危機的な経済状況のときはそうした取組も検討していくことが必要だというふうに思いますが、今の局面は、今年だけインフレで、来年以降はデフレとか経済成長がないという時代ではなく、持続可能な形で経済成長が行われ、かつ賃金上昇も行われ、企業活動も活発になっていくということを支援しなければいけないというふうに考えております。

そういう意味では、これからは県の財政運営においても、ほとんど金利がない時代ということではなくて、やはり金利がある時代ということ念頭に置いて財政運営をしていかなければいけないというふうに考えております。短期的な資金繰り支援というよりも、むしろ、先ほど来申し上げているように、中小事業者の皆様方の抜本的な経営基盤を強化していくということ

が今の局面では極めて重要だというふうに思っております。今後ともそうした観点をしっかりと念頭に置きながら様々な支援策を検討していきたいと思っております。

続いて、PDCAを回すという観点で、県としてはDとAが弱いのではないかと御指摘でございます。この御指摘は私も謙虚に受け止めなければいけないと思っておりますし、そうした御指摘を踏まえて具体的に改善していかなければいけないというふうに思います。

先ほども少し御答弁申し上げましたが、例えば、出生数を向上させるといったようなアクション、これは、一つ一つの施策だけでは実現できません。総合的な施策をお互いどう連携させながら結果に結びつけていくかという視点が県全体でも必要でありますし、それぞれの施策を具体化して取り組む、各部局にもぜひそうした視点を共有していかなければいけない。これは、まさに私の責任分野だというふうに思っておりますので、その点を意識しながら、この「D o」のところがしっかりと進められるようにしていきたいというふうに思います。

それから、Aの改善、評価を受けてさらにどうするかという部分については、先ほど申し上げましたように、せっかく政策評価で何ができていて何が不十分かということが具体的な形で明らかになっているわけでありますので、まず、評価の結果をしっかりと我々が受け止めて、そこから次のアクションとして何を導き出すのかということを真剣に考えていくことが必要だと思います。

このDの話もAの話も、プランを策定して神棚に飾っておくことではいけないと。評価をして、それを評価結果としてただ置いておくことではいけないというふうに私としては思っております。こうした思いは、多くの職員の皆さんも共有していただいていると思いますが、さらに徹底していきたいというふうに思います。

以上でございます。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） 中小企業への無利子融資につきましては、金利のある時代になっていくと。それから、こういったものは突発的な事態に対応するものというような答弁を今いただいたわけでありますけれども、今や長野県の最低賃金も1,000円を超えたわけであります。これに対応できるかどうかというところが、特に零細企業は非常に厳しい対応を迫られている。この突発的な事態にしっかり対応して、無利子融資でしばらくつなぐ。その間にサプライチェーンを確立することによって価格転嫁を可能としていく。そういう仕組みがしっかりと回っていかなければ、なかなか中小企業は厳しいと思うのですが、もう一度知事の見解を伺います。

また、政策評価につきましては、これはPDCAサイクルを回すということもそうでありますが、実はこのしあわせ信州創造プラン3.0の主要目標を決めるときに、知事が、例えば出生数、婚姻数、これは高めにしておかなければ変化が生じないということで高めに設定されたの

です。そこをよくお考えいただかないと計画倒れに終わってしまう可能性が高い。その辺を知事はどのようにお考えになっておられるのか、再度お聞きいたします。

次に、義務教育改革について伺います。

教育は、人生前半の社会保障であると言われています。学校教育からの排除は、その後の人生で不利を被ることになるからです。それゆえ、現行教育振興基本計画の政策の柱に、「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」「一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」が掲げられていると思います。

今月17日に開催された総合教育会議において、異質な存在を包み込むことで学びが深まる可能性が取り上げられ、インクルーシブな教育を進めるための議論がありました。県教育委員会が進めようとしている義務教育改革の方向を具体的にお示しいただきます。多様性を包み込む学びの環境をいかにつくっていかれようとしているのでしょうか。

これまでの教育施策では、課題や困難が生じたときに対症療法的に教員の加配がされてきましたが、そうした方策をどのように転換されようとしているのでしょうか。今の教室の中には、認知の特性も、関心も、育ってきた家庭環境も異なる子供が存在します。それにどのように向き合うか。それこそが改革の本筋です。既存の授業スタイルで効果を出そうとするなら、子供はこのように育つのが望ましいと教員が一方的な期待をし、理想とすることは避けられません。これまでの画一的な教育を進める上で、教員のマインドとしての目指す子供像があったはずで、しかし、教室内の異質な存在により学びが深まる可能性を追求しようとするなら、学校の在り方や教員の考え方を一新する必要があります。いかにして一人一人の教員の理解につなげていくお考えですか。

今回の総合教育会議での教育委員の発言は、それぞれの見識に基づく示唆に富むものであったと思います。しかし、教育現場をどのように変えていくかの視点が十分とは言えないように感じます。教育委員に現場で何が課題になっているのかを把握していただくために、子どもの学びをトコトン支える県民の会や信州学び円卓会議ともつくフォーラムに参加していただくべきではありませんか。以上を教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3度目の質問ということで2点御質問を頂戴しました。

一つは無利子融資の話ですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、デフレ経済でまず当面何とかしのげればと。本当に今だけが危機ということであれば、そうした無利子融資というような手法も有効だというふうに思いますが、先ほどから申し上げているように、これから毎年のように賃上げがある。今年は何とか切り抜けて来年はそのままということでは企業自体も困ると思いますし、何よりもそこで働いている皆様方にとっては大変困難な状況になってしま

うというふうに思います。

そういうことを考えれば、これから未来に向けては、金利がある世界で、我々長野県、そして各事業者に何とか乗り越えていただくということが必要になってくるわけでありますので、我々がやらなければいけないことは、やはり生産性の向上、人材の確保支援、こうしたところに最大限の力を注いでいくことが最も望ましいというふうに思っております。

続いて、出生率等の計画の高めの目標は知事が掲げたのではないかと、どう考えているのかという御質問であります。

まさにそのとおりで、重要なテーマでありますので、例えば出生数であれば、県民の皆様方の希望をかなえるということを前提にしているわけであります。結婚を望む方が結婚できるような環境をつくり、そして子供を産み育てたい方が希望する子供の数を産み育てることができる、そうしたことを念頭に置きながら計画策定時には高めの目標を設定したわけであります。

ただ、先ほど来の御質問にもあるように、残念ながら今の結果はそれとは程遠い状況になっているということを我々は真剣に受け止めなければいけないというふうに思っています。いま一度、こうしたDという低い評価になっている指標、あるいは我々県全体で重点を置いて取り組むべき指標については、改めてしっかりと原因分析をした上で次なる施策につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）義務教育改革について4点の御質問をいただきました。

まず、県教育委員会が進めようとしている義務教育改革の方向性についてでございます。

昨年7月、知事と私で「日本の学びの「新しい当たり前」を信州から創る」という共同メッセージを発出し、県教育委員会としても義務教育改革に取り組んでいるところでございます。義務教育改革の具体的な方向性は、これまでの一斉一律の教育から、一人一人の個性や違いが尊重され、その子らしい学びが実現するよう改革を推進することでございます。

多様性を包み込む学びの環境をいかにつくっていくかという御質問でございますが、現在、学校には外国籍や外国由来の子供、また特性の強い子供等、様々な背景を持つ子供が学んでいることから、その多様性を包み込むための学びの環境をつくることは大変重要であると認識しております。そのため、ウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）でその在り方を具体的に示すことで、より多くの学校において取組が進むよう支援をしております。加えて、多様な子供たちが共に学ぶ学習集団の少人数化や、より効果的な教員の加配、さらには外国籍児童生徒の支援などについても幅広く検討しております。

続きまして、教員の加配についてでございます。

議員御指摘のとおり、これまでは、学校において課題や困難が生じた際、それに対応する形で教員の加配を行ってまいりました。しかしながら、今後は課題の根本的な解決につながる対応策が必要と考えていることから、例えば、不登校支援加配については、子供たちが毎日来なくなるような学校づくりを行うため、仕組み改革に取り組もうとする学校に加配を行うことを考えております。

他の加配についても段階的に見直し、対症療法的な加配ではなく、課題等の根本解決のための加配を行い、これまでの平準的な施策の転換を図っていくことで、多様な児童生徒を包み込むインクルーシブな教育の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、学校改革に対する教員の意識改革及び理解促進についてのお尋ねでございます。

現在の教室には、価値観、文化的背景、学びのスタイルなどが異なる子供たちが共に学んでいる状況です。こうした多様な子供たちを一つの枠の中に収めようとする和一斉一律の指導になりがちですが、むしろ様々な違いにこそ意味があり、子供たちは違うことで学びを深めていくものと考えております。

議員御指摘のとおり、一人一人の違いが生きる教室を実現するためには、これまでの学校の在り方、そして教員一人一人の教育観を転換する必要があると考えております。私の現場での経験から、教員は子供の姿から学ぶことにより、自らの教育観を変えていくものであると感じております。その意味でも、ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）での具体的な取組を通して、教員が実践から学び、理解を深めていくことが重要であると考えております。

加えて、より深く子供を理解するためには、教員の確かな見識が養われる研修が必要であると考えております。教員が挑戦や創意工夫を行うためには、心身ともにゆとりを持ち、子供と向き合うことが必要で、教員の働き方改革にも積極的に取り組み、教員の意識改革と理解促進に取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、教育委員の各種会議への参加についてでございます。

現在の教育委員は、学識経験者、民間企業経営者、教育実践者など様々なバックグラウンドを持つ方々で構成されており、こうした専門性や経験を教育行政の推進に生かしていただいているところでございます。また、視察や会議等の場を通じて現場の声に触れ、幅広い意見を受け止めることは、教育現場が抱える課題を多角的に捉え、より実効性のある施策の推進につながるものと認識しております。

これまでも、現場の取組や課題を把握するため、市町村教育委員会との懇談の場への出席やウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）への視察など、現場の実情等の把握に努めていただいているところでございますが、今後は、こうした視察に加え、議員から御提案

のあった様々な議論の場に教育委員も参加し、対話を深めることで、教育現場の実情をさらに深く知ってもらい、子供たち一人一人の学びがより充実したものになるよう教育委員と共に取り組みでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）総合教育会議の資料に、多様性を包み込む学びの環境を整えるには、分離する教育から共に学ぶ教育へ、対症療法的な教員配置から根本解決のための教員配置へが示されています。

先ほど、教育長からさらなる少人数学級への転換について答弁がありましたが、本年度、国基準を下回る学級編制基準の弾力的運用により30人以下学級としている都道府県・指定都市は、小1で19、小2で16を数えるまでになっています。一方で、知事は、さらなる少人数学級の推進にはエビデンスが必要と述べておられるのですが、教育成果については長期間の検証が欠かせないにもかかわらず、国はそのような検証を行ってきませんでした。

かつて中野立志館高校の卒業式で、校長が、総合学科で学んだ成果が現れるのは30歳になったときの皆さんの生き方においてではないかと語っていたように、学力テストの得点のような一時的な数値がそれに当たるとは思えません。むしろ、北欧諸国等の教育先進国が20人規模としていることや、現在我が国の公教育が限界に差しかかっていると教育関係者が感じていること、教員の負担軽減に取り組まなければ教員確保もおぼつかないといった現実があることこそその証左ではありませんか。見解を伺います。

知事は、学習指導要領の自由度を高め、弾力的な運用がされてしかるべきとしばしば言及されておられます。その一方で、スタンダードがなければ教えられないとする教員が多数存在するのが現実です。業務に追われ、とにかく余計なことに時間をかけたくない。ハプニングやトラブルは最小限にしたいというのが本音でしょう。予定調和ではない面白さ、新鮮な驚きに包まれる心地よさ、想定とは異なる姿への感動を教員が楽しめる場に学校が変わっていくことこそ学習指導要領の自由度を高めることになるのではありませんか。

また、教員が最も手間をかけ頭を悩ませているのが保護者との向き合い方であることを考えれば、学校の困り事の学校外への外部化を図るべきで、そのためには市町村長との協働が欠かせません。市町村長と向き合う意志をお持ちですか。

ここまでお聞きしてきました義務教育改革のほかにも、特色ある県立高校づくり、特別支援学校の再構築といった教育課題がめじろ押しになっています。着実な前進のためには、教育委員会内への十分な人材配置と予算の投入が欠かせませんが、いかに取り組まれますか。以上を知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）教育に関連して３点御質問をいただきました。

まず、少人数学級の推進についてエビデンスが必要だと言っているけれども、既にその証明はされているのではないかという御質問でございます。

このエビデンスが必要というのは、決して少人数学級を進める上でネガティブな意味で使ったわけではありません。御指摘にありましたように、例えば多様な子供が学校で楽しく学べるようにするため、あるいは保護者への対応も含めて教員の皆様方の仕事が多様化している中で、より望ましい学校環境をつくっていく上で、少人数学級というのは一つの有効な方策だというふうに私も思っております。

ただ、総合教育会議で私が発言した趣旨、この義務教育の部分については、やはり日本全体で、知事会としてのナショナルスタンダードみたいなところを都道府県、市町村が一生懸命頑張って充実させているという日本の現状はおかしいのではないかというふうに思っています。本当に少人数学級が望ましいのであれば、やはり国レベルでしっかりそうした議論が行われて実現されていくことこそ国民の願いだというふうに思っております。

我々から国に対して訴えていく上で、やはりしっかりした根拠を示していくことが必要ではないかという観点で発言したものでありまして、より具体的、詳細なものがなければ県としてこの少人数学級を進める考えがないといった思いでは全くないということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、学習指導要領の自由度を高めるためには、何よりも先生、教員の皆さんが主体的に活動できるようにしていくということが重要ではないかという御指摘でございます。

これは、私も全くそう思っております。教育委員会の皆様方に中心になっていただいて教員がやらなくてもいい仕事は何なのかという議論をしてもらっていますし、まさに本来教員の皆様方が向き合わなければいけないことにしっかり向き合っていただく時間をつくり出していく、教員の皆様方が、子供たちのためにという本来の問題意識を学校現場で実現できるようにしていくということが、我々教育行政に関わる人間として、今の局面では非常に重要だというふうに思っております。

私が学習指導要領をなくしてしまってもいいのではないかという問題提起をさせていただいているのは、やはり学校現場や教員、保護者の皆さんがどういう教育が望ましいのかということをしつかり議論できる風土が必要だという思いで申し上げております。そのことが、まさに御指摘の教員の皆様方が本来やるべきことにしっかり集中できるような環境をつくるということと同じだと思いますので、そうした環境づくりにこれからも教育委員会と連携して取り組んでいきたいと思っております。

それから、市町村長との協働については、まさに義務教育学校は市町村立学校であります。そういう意味では、市町村長の皆様方と問題意識を共有して、そして、市町村の教育委員会の皆さんとも一緒になって、学校現場の皆様方とも思いを共有して進めていくということが大変重要だと思います。特に、私の役割は、行政の責任者である市町村長の皆様方と課題感、方向感を共有することだと思いますので、今後とも、県と市町村の協議の場等も活用しながら、この教育問題についても方向感を共有できるように努めていきたいと思っております。

最後に、教育委員会の十分な人材配置と予算の投入という御質問でございます。

今、本格的な高校再編を迎えようとする中で、教育分野に対しては、まず予算についてこれまで以上に投入していかなければいけないというふうに思います。これは、やむを得ざる投入ということだけではなくて、学びの県づくりを進めよう、長野県から学びの「新しい当たり前」を創っていこうと。これは、教育長と一緒にそうした方針を掲げている知事の立場として、やはりこの予算の充実は非常に重要だというふうに思っております。ぜひ学校現場の要望もしっかり踏まえて、その要望が具体化できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、人材については、これは県全体にも共有する課題ではありますが、やはり限られた人材であります。できるだけめり張りをつけて、真に必要なところにしっかり配置ができるようにしていきたいというふうに思います。

職員数の在り方であったり、今、かえるプロジェクトでも業務の多忙感を解消するということとはなかなか大きな課題であり続けているわけありますので、そうしたことも並行して行いながら、この教育分野のさらなる進展のために必要な人材配置について、教育委員会の人事権は教育委員会でございますので、教育委員会とも十分に相談しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）少人数学級編制がナショナルスタンダードになるように、これは国にしっかり求めていかなければならないということを今知事はおっしゃいましたが、全国知事会長という立場におられます。2年間でぜひ成果を出していただきたいと思います。

また、今御答弁いただいたように、知事が考えている教育改革の方向と教育委員会が目指す方向は一致しているように思います。昨年6月定例会での私への答弁で、知事は、必要な予算案をつくり教育委員会と一緒に知事として取組を進めていきたいとされました。次になすべきは、やはり私はリーダーシップの発揮だと思うんです。知事はこういうことをやりたいのだときちんと表明をしていただきたい。具体的にどのようなアクションを起こしていける

のでしょうか。再度お聞きいたします。

次に、今月9日に条例骨子素案（たたき台）が示された長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）について知事に伺います。

今議会の議案説明で、知事は、インターネット上での誹謗中傷をはじめ、差別やいじめ、虐待など人権を侵害する行為が後を絶たないことから、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現が強く求められているとし、条例の検討を進めているとされました。

一方で、有効な被害者救済の措置については誹謗中傷と表現の自由との線引きが難しいことから、専門性の高い機関による対応が望ましいとされています。人権尊重の理念や重要性を県民と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする人権全般を包括する条例との制定趣旨ならば、表現の自由との線引きを明確にするために人権侵害や差別の定義を明らかにするべきですが、どのようにお考えですか。

人権政策審議会資料によれば、包括的な人権条例を制定している20府県の条例の中でフルスペックと考えられるのが、三重県の条例です。三重県条例には、相談から紛争解決に至る対応が整理され、人権侵害に悩む県民に寄り添う道筋に沿って県行政が果たすべき責務が具現化されており、加えて、同県職員が高い意欲で対応に当たっている様子を先日調査に赴いて確認してまいりました。同条例に倣い、相談体制の充実と、不当な差別についての第三者委員会の設置によって、助言、説示、あっせん等の対応も盛り込むことで、現状の問題に有効的に対応する条例にすべきです。加えて、そのための予算確保や人材の育成にも努めていくべきですが、見解を伺います。

条例骨子素案を来月の審議会で審議し、その後、パブリックコメントを行って、年内に答申をまとめるとの予定が示されていますが、人権侵害を受けている人をどのように包み込んで対応していくのか、その辺の問題はまだまだ議論が必要だと思います。あるいは、人権侵害を行っている人たちにどのようにアプローチをしていくのか、そのことも非常に重要だと思います。急がずにしっかりと議論をしていただきたい。このことをお願いしたいのですが、知事、いかにお考えですか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 予算、人事は、私として責任を持って取り組まなければいけない分野があります。一方、教育委員会は独立した執行機関でありますので、ほかの部局と同じように、私が個別具体的などころまで差配をするというシステムにはなっていません。

ただ、先ほど来申し上げているように、教育分野は非常に重要でありますので、例えば予算査定を待って意見交換するのではなく、もっと早い段階から教育委員会の意向をしっかり受け止めさせていただいて、それに対して対策、対応をしていくといったような形で、具体的な形

で教育委員会の関係を改善していきたいというふうに思っておりますし、既に早めに来年度予算に向けての議論を始めさせていただいているところでございます。御指摘はしっかり受け止めさせていただきますが、既にそうした工夫を始めているということをぜひ御理解いただければというふうに思っております。

それから、人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関して3点御質問をいただきました。

まず、人権侵害や差別の定義を明らかにすべきと考えるがいかがかという御質問でございます。

現在は、長野県人権政策推進基本方針においていろいろな取組を進めています。「人権は、人間として当たり前に持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことです」というふうに定義しておりまして、こうした考え方で人権施策を進めてきております。

今回、条例の検討に当たりましては、どのような行為が人権侵害や差別となるのか、県民に十分御理解いただける形にしていくことが重要だというふうに思っています。こうしたことから、骨子素案におきましては、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、アウティング、誹謗中傷など行ってはならない人権侵害行為の類型を具体的に分かりやすく例示させていただいております。引き続き、より具体的な形で分かりやすく県民の皆様方に伝わるよう検討を進めていきたいと考えております。

続いて、第三者委員会の設置によって、助言、説示、あっせん等の対応も盛り込んで有効な条例にすべきであり、そのための予算、人材育成にも努めるべきだという御質問でございます。

人権政策審議会でご検討いただいているわけではありますが、実効性を高めるために相談体制を充実させ、相談者に寄り添うことが必要という御意見をいただいております。私としても、この人権相談体制を充実していくということは大変重要だというふうに思っております。法律専門家の関与、相談窓口間の連携、相談員のスキルアップ、こうしたことにはまずしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

御指摘の第三者委員会の設置による助言、説示、あっせん等につきましては、県があっせん等を行っても人権侵害の行為者が応じなければ手続を進めることができなくて、最終的な解決につながらないのではないかということも危惧されておりますし、審議会においても、あっせん等を行うことで相談者をさらに疲弊させてしまう。要は、なかなか解決しないで時間がかかり過ぎてしまうといったようなことを御心配される御意見もいただいております。こうしたことから、助言、説示、あっせん等の規定を置くことについては慎重に考えているところでありますが、引き続き審議会での御議論を踏まえて判断していきたいと考えております。

そして、最後に、骨子素案の審議には時間をかけるべきと考えるがどうかという御質問でございます。

これまでの検討に当たりましては、多くの団体から御意見をいただき、また、私自身も、弁護士会あるいは法務局といった専門機関からも御意見を伺っております。今回、骨子素案（たたき台）を提示した審議会の後にも、さきに御意見を伺った団体と市町村から改めて御意見を伺っている状況でありまして、丁寧な策定作業を進めてきているところでございます。

また、検討に当たっては、他県の条例の規定やその制定経緯等について職員にかなり頑張って調査分析を行ってもらっています。そうした結果を資料としてお示しし、審議会での御議論に供しているところでございます。

あっせん等の実施について、先ほどの答弁に関連して、より詳細な判断材料を求める御意見等もございますので、さらにそうした点については資料をお示しして御意見をいただくよう今準備をしているところでございます。

また、憲法学の専門家にも加わっていただき、それぞれ専門的なお立場から慎重かつ活発な議論をいただいているところでございまして、これまでの議論の中で論点が絞られてきているものというふうに考えております。

引き続きこうした論点を中心に御議論をお願いし、既にスケジュールをお示しさせていただいておりますので、特に御異論がなければお示したスケジュールに沿って進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）三重県においても、第三者委員会まで持ち込まれた件数は非常に僅かです。2年間で1,000件近い相談が寄せられていますが、その中の2件ということでもあります。その辺のところもしっかりと条例の様子を見極めながら慎重な議論をお願いして、私の質問といたします。

○議長（依田明善君）この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時10分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小池清議員。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）自由民主党県議団、小池清です。よろしくお願いいたします。それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、全国知事会長に就任された阿部知事に伺います。

このたび、阿部知事は、全国知事会長に長野県として初めて選出されました。おめでとうございます。御活躍を期待申し上げます。

阿部知事は、就任挨拶で、「現場から、日本を動かす。」とのスローガンを発表されました。人口減少など時代の転換点を迎える中、行政システムの改革などが求められているとし、住民不安や課題を熟知する知事が力を合わせ、日本を動かす原動力になると述べられました。

会長として取り組むテーマを四つ挙げられておりますが、人口減少への対応、ジェンダー平等の推進、国と地方の役割分担の改革、地方自治と民主主義のアップデートを挙げられております。近年の知事会で主要なテーマとなっております東京一極集中の是正は、知事会の共通の課題であり、力を合わせて取り組みたい、このようにされておるところであります。

そこで、私からも知事に伺いたいと思います。

他の議員からも質問がありましたので、私からは、阿部知事は本定例会の提案説明の中で、私にとって現場とはほかならぬ長野県であると話されました。長野県初の全国知事会長となりますが、そのことが長野県にとりましてどのような影響と効果があるのか、知事の所見を伺いたいと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）全国知事会長に就任することが長野県にどう影響を与えるかという御質問を頂戴いたしました。

今回、会長就任時に、御質問をいただきましたように四つの重点テーマを掲げさせていただきました。そのいずれも、私が長野県の知事として問題意識を感じながら取り組んできたテーマであります。

今回、私は知事会長になることを通じて、こうしたテーマを知事会全体の重点テーマということで位置づけさせていただくことにより、他の都道府県知事とも連携して取り組むことが可能となります。日本を動かす、あるいは政府を動かしていく、こうした意味では、大変責任が重いと同時に、多くの皆様方、知事の皆さんと力を合わせることによって大きな力を発揮することができるというふうに考えています。

また、知事会長という職務は、総理大臣をはじめ関係大臣に対して、直接お会いして問題提起をする機会が格段に増えてまいります。国と地方の協議の場等を通じて、私が知事として感じている問題点、あるいは地方としての課題をしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

小池議員におっしゃっていただいたように、私にとっての現場というのは、まさにこの長野県であります。長野県で暮らし、働く皆様方が、様々な不安や課題、そして夢や希望、こうしたものを持たれているわけでありますから、そうしたことを知事会長として多くの知事の皆様方とも共有することによって、より具体的な形にできるように全力で取り組んでいきたいというふうに思います。今回の知事会長就任が県民の皆様方のためにもなるように全力で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）地方を熟知した阿部知事でございますので、しっかりと地方の立場を全国知事会で体现していただき、御活躍いただくことを期待申し上げます。

それでは、次の質問を伺います。南信州地域の経済発展、経済交流拡大に向けた取組について伺います。

今年の3月に、南信州地域や木曽地域を担当する新田副知事が就任されました。これまでの一般質問の中でも、南信州地域に中枢地方都市をつくるということを表明されておりますし、期待しております。また、地域に足を運び、地域の核となる人材と未来を語り合うとともに、市町村や関係者の皆さんと一緒に南信・木曽地域のさらなる発展に力を尽くしてまいりたいと決意を述べられております。

また、阿部知事も、昨年に引き続き、今年も南信州執務週間で南信州地域を訪れ、地域の実情を肌で感じ、様々な声を聞いていただいたと思います。南信州地域では、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通を地域の新たな発展への絶好の機会と捉え、地域の経済発展、愛知県、静岡県、岐阜県など近隣の地域との経済交流の拡大に期待しております。

また、リニア中央新幹線開業や三遠南信自動車道開通時期はいまだ見通せない状況であり、期待とともに先の見えない不安が増しておる状況であります。そういった声が多く聞こえます。こうした状況の中から、今から南信地域担当の副知事のリーダーシップの下、南信州地域の経済発展、経済交流拡大に向けて、県として県内外の経済団体との交流連携の強化を図る必要があると考えます。

そこで伺いたいと思います。

南信州の発展、経済圏の拡大に向けて、長野県として具体的にどのように取り組んでいくのか、どのような方針なのか、知事の所見を伺います。

また、南信担当として南信州地域の経済発展や経済交流拡大に取り組む意気込みを新田副知事に伺います。

次に、食肉処理施設の閉鎖をめぐりまして、県が主体的にこの問題に取り組み、多角的に対

応を検討すべきではないかと考え、要請を申し上げたいと思います。

先日、県農協中央会の神農会長らが県庁を訪れ、阿部知事に2026年度の予算編成や農業関係施策について要請いたしました。全農県本部の子会社であります長野県食肉公社が松本市で運営する食肉施設の閉鎖をめぐり、輸送コストの負担や県内での中長期的な食肉施設の在り方の検討を県の責任の下で進めることなどの要望があり、阿部知事は、県としてしっかり責任を持って支援策を講じていきたいと応じられたところであります。

食肉施設の閉鎖をめぐっては、県内唯一の食肉施設となる北信食肉センターや県外施設に出荷する輸送コストが農家の経費を圧迫するおそれがあり、県外で処理された枝肉などを再び県内に戻す経費が販売価格へ転嫁され、消費者離れが危惧されるとの指摘があります。

また、北信食肉センターも老朽化が進んでおり、施設の改修や、施設などを含めた在り方の検討を進める必要もあります。阿部知事からは、これを機にいろいろな部分の在り方を見直して、よりよい仕組みをつくれないうちと思っているとの説明があり、長野県の畜産が衰退することが絶対ないようにしていきたいと対応されました。

今日まで、飯田・下伊那地域においても、多くの畜産農家の皆さんが信州産の良質な食肉の生産に取り組んできておられ、今後、生産頭数の拡大を計画されている農家の方々もおられ、今回の松本の食肉施設の在り方に大変な関心を寄せられておるとともに、畜産農家経営の将来に不安を持たれております。さらに、近在に食肉施設がなくなることによる畜産経営への影響と長年培ってきた信州ブランドの維持を考えると、食肉施設の設置に引き続き大きな期待があります。県でも信州産農産物の海外輸出に力を入れているところであり、生産の強化が必要となっており、県の対応に関心が高まっております。

このような状況を踏まえ、食肉施設に関する諸課題の検討には多角的にさらに慎重に取り組む必要があり、県が主体性を持って検討を進めていくことが重要であると考えます。阿部知事のお考えを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、南信州の経済発展に向けた取組についてでございます。

南信州地域を含む伊那谷、南信地域は、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通等によって、今後長野県の中でも最も大きく発展する可能性がある地域だというふうに考えております。そういう観点で、県としてもこの南信州地域、伊那谷、あるいは南信、こうした地域の発展にこれまで以上にしっかりと力を注いでいかなければいけないと思っております。

まず、まちづくりであります。先日、伊那谷自治体会議を開催いたしました。その中で、各市長の皆様方からも様々な御意見をいただき、地域資源を生かしたまちづくりの方向性につ

いて共有させていただいたところでございます。今後、市町村や関係の皆様方とも力を合わせて、このまちづくりの具体的な取組をしっかりと進めていきたいというふうに思います。

加えて、やはり産業面で地域の在り方をどう考えていくかということも非常に重要だというふうに思います。先日、新田副知事と一緒に愛知県の豊橋市を訪問させていただきました。豊橋の商工会議所、そしてお隣の浜松市の商工会議所の両会頭にお越しいただき、経済界の皆様方と一緒に将来の発展に向けた意見交換を行わせていただいたところでございます。

この三遠南信地域はかねてから交流が深い地域でありますし、また、遠州、三河は日本の中でも非常に製造業が集積しており、経済活動が活発で、規模的にもかなり重要な地域であります。そうした地域と三遠南信道を通じてつながるという優位性をしっかりと生かしていくことが大変重要だというふうに思っております。三河港の活用などをはじめとして、愛知県、静岡県両県ともしっかりと連携しながら、お互いの地域がウィン・ウィンの関係となるように産業連携も進めていきたいと思っております。

南信担当の新田副知事も足しげく南信州、木曽、伊那谷へ通っているわけでありますけれども、こうした取組を実現するためには、多くの皆様方と思いを共有していくことが必要だというふうに思っております。

そうした取組も通じつつ、また、私自身も、これまで以上に南信州、伊那谷、木曽地域を積極的に訪問させていただく中で、地域の皆様方と目線を合わせて地域の発展のために取り組んでいきたいというふうに思っております。御指摘いただいた推進体制の在り方についても今後しっかりと研究していきたいと考えております。

もう一点は、食肉施設について県が主体性を持って今後の在り方を検討していくことが重要だという御指摘、御質問をいただきました。松本食肉施設の閉鎖につきましては、県内の畜産業、とりわけ生産者の皆様方の経営や流通体制の在り方に大きな影響を及ぼすことが懸念される大変切実な課題だというふうに受け止めております。

本県の畜産業は、担い手不足や生産コストの高止まりをはじめ、大変厳しい状況が続いております。ある意味ピンチではありますが、こうした機会に、我々県も、生産者の皆様方をはじめ関係者の皆様方に前向きに経営を継続していただけるような支援策を講じていくことが重要だと考えております。

こうしたことから、県が主体となって関係者と協議する検討会議を立ち上げさせていただきました。その中では、御質問にありました松本施設が閉鎖することによる影響緩和、まずはこれをしっかりと検討していきたいというふうに思いますが、これにとどまらず、規模拡大、生産性の向上に資する生産基盤の強化、消費拡大、ブランド価値の向上といった幅広い畜産振興策、さらには、中長期的な視点に立って本県の食肉処理体制の方向性を検討してまいります。

県としては、生産者の皆様方の持続的な経営を守り、県民の皆様方をはじめ消費者の皆様方が安心して県産畜産物を入手でき、安定的にお届けできるように、ＪＡグループや市町村の皆様方とも連携させていただき、生産者や流通事業者の皆様方の声も丁寧にお伺いしながら実効性のある支援策を具体化していきたいと考えております。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）ただいま私には南信州地域の経済発展、経済交流拡大に向けた意気込みについて御質問をいただきました。

先ほどの知事答弁のとおり、リニア中央新幹線及び三遠南信自動車道の整備は国家的プロジェクトであり、これを契機に長野県全体の発展につなげていかなければならないというふうに考えております。

南信州を含む南信地域は、経済面から見ても、リニア中央新幹線の開業、三遠南信自動車道の開通により、今後大きく発展するポテンシャルを有する地域と認識しております。産業面から見ても、三遠南信道沿線地域の製造品出荷額は約15兆円規模であります。これは、全国6位の埼玉県を上回る規模に匹敵するものであります。

また、観光面から見ても、現在も運行されている東三河や遠州地域から駒ヶ根に出ている日帰りバスツアーが、全線開通時には片道2時間の時間短縮効果が見込めることから、滞在時間、観光消費額の増加など大きな効果が見込めることは明らかなです。

こうした効果を実現するため、今後、南信地域の各地域振興局ともより協力し、県内外の経済界をはじめ市町村や関係機関のお考えも聞きながら、南信担当の副知事として、経済圏拡大に向けて取り組んでまいりたい意気込みでございます。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）南信州地域の発展のみならず、その経済効果は長野県全体へと波及すると考えております。ぜひとも県でなくてはできない経済交流をしっかりと築いていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

食肉処理施設につきましては、今までも大変御努力をいただいたわけですが、やはり、何といたっても、生産者の皆さん方は、近くで食肉の処理ができ、また、流通等もしっかりとした信州ブランドでできるような体制を希望しております。改めまして知事から主体的に取り組んでいただくという新たな取組、積極的な意見表明をいただきました。ぜひとも県内の農家の皆さん方が安心して仕事ができ、将来に向かって長野県の畜産業が発展できるよう、県のお取組に期待を申し上げますので、御検討、御協力をよろしくお願い申し上げます。

ます。

続きまして、子供の放課後における居場所支援の充実について伺います。

こども家庭庁は、7月29日、共働きや独り親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブを定員超過などで利用できなかった待機児童が1万7,013人だったと発表しました。利用児童数は4万8,636人増の156万8,588人でした。過去最多の数となりました。

正規雇用で働く女性が増えたことや学童保育の認知度が高まったことで、依然として需要が高い傾向にあり、夏休みなどの長期休暇には待機児童が多くなりやすいとして、自治体と連携し早期に解消できるよう、受皿の整備に取り組む必要があると考えております。

また、現状の課題として、放課後児童クラブなどにおける支援員の不足、運営費の増加、そして子供の多様なニーズに応えるための居場所の多様化が求められております。多くの地域で子供たちのニーズに応え切れない状況が見受けられます。

そこで、これらの課題を解決し、子供たちが放課後を豊かに過ごせる環境を整備するための施策について酒井こども若者局長に伺います。

一つ目に、放課後児童クラブの利用を希望する児童が年々増加している一方で、子供に寄り添い、生活や遊び等をサポートする放課後児童支援員の確保は難しい状況にあります。支援員の給与水準は低く、雇用が不安定な場合も多いと聞いておりますが、安定的な人材確保に向けた支援員の養成や資質向上、さらには処遇改善を求めるため、県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

二つ目に、利用を希望する児童の受入れに当たっては、支援員の確保とともに、放課後児童クラブを実施する施設の確保充実が不可欠と考えます。市町村等が施設の設置や改修等を行う際の費用について県としてどのような支援策を講じられるのか、この2点につきまして伺いたいと思います。

次に、賃上げ環境の支援事業について伺いたいと思います。

物価の上昇が続き、米国関税措置の影響も顕在化する状況にあり、県民の皆さん、中小企業者等の経営を支える重要性が増しております。

今回の9月補正では、将来に向けた持続可能な賃上げ環境を整備するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等の幅広い取組を積極的に行う中小企業者等を支援するとともに、過去最大の長野県最低賃金の引上げを踏まえた経過措置を設け、引き続き生産性向上の取組を支援する策が提案されております。

一つとして、事業場内最低賃金を引き上げるとともに、生産性向上に資する取組を行う中小企業者が生産性向上に資する設備投資等、また、人材育成の取組に係る経費として、賃上げ環境整備促進補助金。二つ目に、補助対象者地域別最低賃金改定日以降に生産性向上の取組を行

う中小企業者等補助対象経費、生産性向上に資する設備投資等、人材の取組に係る経費として、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金が計上されております。

先月には、過去最大の規模となります63円の最低賃金の引上げが答申されたところであり、賃上げと業務改善（生産性向上投資）をセットで行う企業の支援を行うことにより、単なる賃上げ支援ではなく、持続的に賃上げが進められる仕組みづくりを目的としておるところでありまして、大変時宜を得た、また迅速な対応であると受け止めております。県民の皆様方を支援するこれらの事業の取組に大変敬意を申し上げるところでございます。

そこで、中小企業においては、事業への取組と事業効果を発揮するには相応の努力が必要であると捉えております。事業支援の枠組みと今回の事業による企業の生産性向上への取組での設備投資の規模、人材育成への効果がどの程度であると県としては推計されておられるのか、産業労働部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には大きく2点御質問をいただきました。

まず、放課後児童クラブの充実に向けました放課後児童支援員の養成や資質向上と処遇改善に関する県の取組についてでございます。

現在、共働き家庭の増加等に伴い、放課後児童クラブにおける本県の登録児童数は、令和元年度に3万116人であったものが、令和6年度は3万1,540人と増加傾向にあり、放課後児童支援員の安定的な確保育成は重要な課題と認識しております。

まず、放課後児童支援員の養成につきましては、県において、毎年度県内3か所で放課後児童支援員認定資格研修を開催しております。昨年度は233名が支援員として必要な知識・技能を習得の上、認定資格を取得されており、職員の確保育成につながっております。

また、放課後児童クラブ等の職員の資質向上については放課後子ども合同研修会を県教育委員会と共に開催しており、昨年度は県内4か所で409名の方が子供への接し方等を学び、日頃の支援に生かしております。さらに、支援員の処遇改善に向けては、その職務の重要性や専門性を踏まえ、安定的な人材確保及び定着を図る観点から、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用の補助を行っているところです。

今後も、県と市町村による子育て支援合同検討チームで課題の共有や改善策の検討を行うほか、認定資格研修の修了者情報を市町村と共有する仕組みの検討などを行い、放課後児童クラブの安定的な人材確保に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブにおける施設整備等への県の支援策についてでございます。

県では、放課後児童クラブ整備事業によりまして、市町村が放課後児童クラブの定員拡充による待機児童の解消や、児童の生活環境改善等のために行う施設整備や改修等への補助を行っ

ております。この事業は、施設の整備ニーズの増加に対応するため、年々予算を増額しており、本年度は12の放課後児童クラブに計1億2,500万円を交付する予定でございます。

また、新規で放課後児童クラブを整備する際に冷暖房設備等の設置費などへの補助を行うとともに、本年度、新たに、職員の負担軽減や保護者の利便性向上を目的に、既存施設でＩＣＴ化等を促進する際の補助事業を始めるなど、支援の充実を図ってきているところでございます。

今後も、県として放課後児童クラブの実施主体である市町村等と連携し、施設運営上の課題を丁寧に把握するとともに、適切な助言も行い、施設の整備や機能強化に必要となる支援を実施し、児童の健やかな育成と保護者の支援に資する環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には、賃上げ環境整備支援事業による支援の取組と、設備投資の規模及び人材育成の効果について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、今回予算案に計上させていただいております賃上げ環境整備支援事業は、物価上昇を上回る賃上げ環境を創出するため、政府目標である2029年までの最低賃金1,500円実現を視野に入れ、生産性向上に資する設備投資や人材育成等に積極的に取り組む中小事業者を支援するとともに、過去最大となる63円の最低賃金の引き上げの一方、その発効日までの期間が短いため、国の業務改善助成金に申請ができない事業者のために、経過措置として従前と同様の支援を県独自に行ってまいりますものでございます。この補助金を確実に実行していくためには、支援機関等と協力して、各事業者がこの制度をしっかりと認知して取り組んでいただくことが必要であると考えておりまして、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。

その上で、設備投資の規模についてでございますが、今回、現在県で行っております業務改善助成金の既存補助金に県単で上乗せをしております。この事業の交付実績における設備投資の投資額を参考に、年度内でおよそ8億5,000万円程度になると推計しております。

さらに、引上げ後の事業場内最低賃金が1,170円以上の場合には、補助対象事業費の上限額を2割引き上げることとしておりますので、さらに設備投資が進むものと期待しております。

次に、人材育成については、現状、県内の多くの中小事業者において取組が進んでいない状況であり、本事業を契機として約6,000人の従業員の方々への研修機会の提供が見込まれることから、企業における人材育成の取組が進むものと期待しております。

また、実際にこの補助金を活用して人材育成に取り組んだ事業者の皆様の成功事例を横展開し、多くの事業者に賃上げ環境の整備に資する生産性向上には人材育成が重要であるとの認識を高めていただくことにより、より効果的に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）子供の放課後の環境をしっかりと支えること、まさに、人づくりは地域づくり、長野県づくりでございます。現在の状況を引き続き県がしっかりと支えていただくことをお願いしておきたいと思います。

また、賃上げ等、あるいは設備投資につきましては、厳しい経済環境の中で、県として迅速に対応していただいたことと存じます。地方の中小企業は大変厳しい状況が今後も予想されるところでございますので、引き続きのお取組をお願いいたします。

阿部知事におかれましては、今回、全国知事会の会長ということでございまして、地方自治におけます今までの経験をしっかりと踏まえた中、現在、国際的にも経済環境がますます厳しくなることが予想される状況であります。地方の立場をしっかりと国政に反映できるようお取り組みいただきたいと思いますし、まさに地元でありますこの長野県が、知事の指導の下にしっかりと発展できるようなお取組を期待申し上げまして、質問とさせていただきます次第でございます。

○副議長（中川博司君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）新政策議員団では、今年度、人権について多角的視点から研究を行ってまいりました。それを踏まえ、県が制定を目指す長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）について質問します。

現在県が示している骨子素案は基本理念や方向性を示していますが、実効性を伴うものになるのか、県民にとって本当に意味のある条例となるのか、慎重な検討が求められています。

これまで、理念としては立派であるものの、生活の現場にまで浸透し切れずにいる条例も存在します。例えば、障がい者共生条例では、店舗や事業所での配慮は十分に進まず、努力義務にとどまっているとの指摘もあります。県民が自分事として人権を捉え、制度が現場に根づく条例となれば、本県にとって大きな力となるはずです。

この点から、本日は、公共の福祉と人権尊重の関係、デジタル社会と新しい人権侵害、教育と生涯にわたる人権の保障、災害時の人権尊重、企業の社会的役割と人権条例制定の効果、そして条例を制定する意義について順に伺ってまいります。

骨子素案には、公共の福祉という文言は明示されていません。しかし、人権尊重をうたう条例である以上、他者の権利や社会の秩序との調整は避けて通れません。憲法学でも、人権制約の根拠として公共の福祉が論じられてきましたが、あまりに抽象的であるため、安易に用いれば人権保障の理念そのものを損なうおそれがあります。例えば、ブラック校則のように、慣習

だから、統一感のためにといった理由で権利を制限すれば、それはもはや正当化できません。また、ルールに従わないからと怒鳴ったり、相手を萎縮させ支配しようとする行為は、明らかに人権侵害です。

人権尊重と公共の福祉の関係について県としてどのように考え、県民が日常生活の中で納得できるように説明しようと考えているのか、県民文化部長に伺います。

8月、松本市の高校生が不正アクセス禁止法違反容疑で逮捕されました。SNS上のグループで承認欲求を満たそうとし、誹謗中傷やAIを使ったプログラムでのサイト改ざんを繰り返し、他人の権利を侵害する行為に加担していたとされています。これは氷山の一角であり、県警によれば、投資詐欺やロマンス詐欺、ランサムウェア被害など、サイバー犯罪は過去最多を更新し続けています。共通するのは、被害が、金銭だけでなく、名誉、尊厳、生きる希望といった基本的人権に直結しているという点です。

骨子案には、インターネット上の人権侵害という抽象的な言葉がありますが、果たしてこの抽象性で県民の権利を守れるのか。予防教育、被害者相談窓口の整備、関係部局の連携など具体的な仕組みをどう位置づけるのかが問われます。理念だけでは現実に追いつけないのではないかと懸念しています。

そこで、県内のサイバー犯罪の現状について伺います。また、匿名性や生成AIの進展により、被害は多様化、深刻化していますが、どのような対策を講じているか、県警本部長に伺います。

子供たちがインターネットリテラシーに関する知識を持ったとしても、承認欲求に負けてしまうことで事件に発展してしまう可能性があると考えます。教育委員会としてこうした事案をどのように受け止めているのでしょうか。また、学校現場でのサイバー犯罪や誹謗中傷への取組の現状と課題をどう捉え、それらの未然防止に向けてどのような教育的対応を進めるのか、教育長に伺います。

抽象的と受け取れる骨子素案のインターネット上の誹謗中傷等の防止について、社会での現状をどう把握し、例えば教育現場での予防教育、被害者相談窓口の整備、県、警察、教育委員会による連携等の実効性ある仕組みを条例にどのように位置づけるのか、県民文化部長に伺います。

本県は、江戸時代には寺子屋の数が全国一を誇り、明治時代には開智学校が子守奉公の少女にまで読み書きを教えるなど教育熱心な土地柄から、教育県と呼ばれてきました。しかし、現代では、学校で人権教育を受けても、卒業後にはSNSの誹謗中傷や外国籍の方々との摩擦、投資詐欺など日常生活に潜む人権侵害に直面します。つまり、教育と社会の断絶が存在しています。人権教育を社会生活にどう接続するかは、長野県が独自の条例をつくる上での試金石に

なるはずです。学校で学んだ人権教育の内容を社会の中で実践的に生かしていくためにはどのような教育を進めていくべきか、教育長に伺います。

学んだことを社会でどう生かし続けるかという視点こそ、他県にはない長野県の独自性を示すものと考えます。この独自性をどのように条例に反映させていくか、県民文化部長に伺います。

骨子素案には、災害等の発生時における人権侵害行為の防止等が条文に盛り込まれており、これは評価すべき点です。一方で、現行の条文からは、県民同士のトラブル抑止や風説の流布防止に重点が置かれ、県が県民の活動を制限する方向で解釈がなされる印象を受けます。災害時にこそ問われるのは、避難所におけるプライバシーや女性、高齢者への配慮など、県が主体的に果たすべき人権保護義務ではないでしょうか。どのような背景や県民の声があったのか、県民文化部長に伺います。

人権と言えば、これまでは、国家と国民、国民同士の関係で語られることが多くありました。しかし、現代においては、企業もまた強大な影響力を持ち、人権の主体となり得ます。国連でも、ビジネスと人権が大きな潮流となり、日本企業にも対応が求められています。今や世界的な流れとなっているわけです。ところが、骨子素案における事業者の役割は努力義務にとどまっており、県としての踏み込みが見えません。企業に任せ切りではなく、県がどのように環境整備や支援を行い、実効性を担保するのが問われます。

国際化が進む中で、企業が抱える人権尊重に関する課題はどのように変化してきているでしょうか。また、企業が社会との関係性の中で果たすべき役割はどのように変化してきていると認識しているか、産業労働部長に伺います。

本県が人権条例を制定することで、企業が抱える課題に対してどの程度の改善効果及び予防効果が期待できていると考えているでしょうか。また、単なる努力義務にとどまらず、県として具体的にどのように事業者への支援や取組の促進を図っていくか、県民文化部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関しまして5点質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、人権尊重と公共の福祉との関係についてでございます。

現在検討中の長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）は、新型コロナウイルス感染症に伴います人権に関する様々な問題の発生、あるいはSNS上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化、複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生している現状を踏まえて、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現することを目的とした包括的な人権尊重条例として検討を進めているものでございます。

この条例には、人権侵害行為を禁止する条項を盛り込む予定としておりまして、さきに人権政策審議会にお示しいたしました条例の骨子素案（たたき台）でございますが、こちらでは、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷など行ってはならない人権侵害行為の類型を具体的に分かりやすく例示させていただいているところでございます。このような人権侵害行為を禁止する条項は、まさに人権の衝突の調整といった公共の福祉の具体的な表れの一つであると考えております。したがって、これらの内容を盛り込んだ趣旨を県民の皆様に丁寧にお伝えしていくことが重要だと認識しているところでございます。

次に、インターネット上の誹謗中傷等の現状と、実効性のある仕組みの条例での位置づけにつきましてお尋ねを頂戴しております。

インターネット上の人権侵犯事案は近年増加しておりまして、条例の制定の検討に当たって実施いたしました団体等からのヒアリングでも、SNS上の誹謗中傷等への対応を求める御意見が多く、条例の重要な論点になると認識しております。このため、骨子素案（たたき台）には、誹謗中傷等の防止のための教育及び啓発に取り組むことを規定いたしまして、若年層を含むあらゆる年齢層への教育啓発に向け、教育委員会などとも連携して取り組んでまいります。

また、誹謗中傷等につきましては、プライバシーの侵害に該当する情報、他人の権利利益を侵害する情報であるということを規定しております。具体的には、SNSに個人情報やさらしめたり中傷したりする行為などを人権侵害行為として想定しておりまして、今後県民の皆様に分かりやすいよう周知してまいります。

骨子素案（たたき台）には相談支援体制についても規定いたしまして、人権侵害に対する相談体制の充実に取り組み、このうちインターネット上の誹謗中傷等に係る相談を受けた場合は適切な相談窓口につないでまいります。

また、インターネット上の誹謗中傷等が起こってしまった場合の取組といたしましては、その削除に向けた必要な措置を講ずることを規定し、法務局を通じたプロバイダー事業者への削除要請を行ってまいりたいと考えております。

加えて、県の責務として関係機関との連携について規定しておりまして、御指摘の警察、教育委員会をはじめ、国、市町村等とも連携して、インターネットを含めた人権侵害への対応に取り組んでまいります。

3点目、学んだことを社会で生かし続ける視点の条例への反映についてでございます。

骨子素案（たたき台）では、人権教育・啓発の重要性に鑑み、県は、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発等を積極的に行うと規定し、学校教育を含む全般的な教育・啓発の推進について規定しております。

県では、社会に出た後も人権に対する意識を高めていただくため、広く県民に向けた人権啓

発の取組として広報やイベントを実施してまいりました。条例の制定を契機にいたしまして、様々な人権課題について県民の皆様にも再認識いただける機会を提供し、人権尊重の理念が届くよう教育や啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、人権政策審議会においても、長野県の特徴を踏まえた条例としてほしいといった御意見をいただいておりますことから、制定の理由や趣旨についてお示しする条例の前文の規定などにおいて長野県の独自性についても言及するなど工夫してまいりたいと考えております。

4点目、災害等発生時の人権尊重を盛り込んだ背景等についてでございます。

災害等の非常時においては、社会的弱者やマイノリティーの方の権利侵害、真偽が分からない情報の流布など人権侵害行為が発生しやすい傾向が見られ、全国的に課題となっているものと認識しております。

関係団体からの意見聴取では、新型コロナ蔓延時には人権意識が課題となった、非常時の備えは人権の観点でも必要といった御意見もいただきました。こうした背景や意見を踏まえ、近年多発する自然災害や感染症の蔓延などに備えた規定が必要であると考え、条例の案に盛り込むこととしたものでございます。

最後に、企業の課題に対する条例制定の効果と事業者への支援についてのお尋ねでございます。

企業には、職場の中で働く人々や消費者、取引先、地域住民など、人権に配慮しながら企業活動を行うことが求められていると考えております。こうした認識の下、骨子素案（たたき台）に事業者の責務を規定し、従業員その他の関係者の人権の尊重について改めて認識を深めていただき、自発的なさらなる取組を行う契機としていただきたいと考えております。関係の団体からは、条例は、県、事業者等が同じ目的に向かって取組を推進していくための背骨となるため、趣旨に賛同するといった御意見も頂戴しております。

企業の取組を推進するため、県では、経済団体も参画いたします長野県企業人権教育推進連絡協議会と連携いたしまして企業における人権課題をテーマとしたセミナーを共催するなど、取組を進めてまいりました。

今後も、こうした連携の枠組みを生かしまして、県として企業の皆様へ条例の周知を図りまして理解を深めていただき、人権課題の改善や人権侵害行為の予防につながりますよう、経済団体の御意見もお聞きしながら企業における人権教育の充実などの取組の支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 県内におけるサイバー犯罪の現状及び県警察の対策について御質

問いただきました。

初めに、県内のサイバー犯罪の現状についてお答えいたします。

全国的な傾向と同様、ＡＩ技術を利用したフィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金、クレジットカードの不正利用、証券口座への不正アクセス、不正取引、ＳＮＳを通じて金銭をだまし取る詐欺、暗号資産を悪用したマネーロンダリング、国や企業の機密情報の窃取を目的とするサイバーエスピオナージの脅威など、今や生活に欠かせないインフラとなっているインターネット上のサービスや技術、サイバー空間における高い匿名性があらゆる犯罪で悪用されており、県民の生活に様々な形で被害が及んでいる状況にあります。

特に、令和６年中の県内におけるＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害額は約１８億円に上り、前年比で３倍以上増加しているほか、インターネットバンキングに係る不正送金被害額が過去最高を更新するなど、各種の被害は増加傾向にあります。

また、県内の企業においてその事業継続に支障を及ぼすランサムウェア攻撃による被害が発生しているほか、ＳＮＳ上では、いわゆる闇バイトの募集や児童ポルノ画像といった違法有害情報の問題、さらには、ＡＩを使ったディープフェイクや偽情報の拡散など、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いております。

次に、サイバー犯罪への対策についてお答えいたします。

県警察では、捜査員一人一人のサイバー事案対処能力の底上げを図るため、警察庁や警視庁のサイバー部門への派遣、民間企業への委託研修、有識者による講義の受講や各種研修会を実施しているほか、今年度の組織改正により、サイバー捜査課の体制を強化するとともに、装備資機材の高度化を図り、巧妙化、多様化するサイバー犯罪に対する取締りを強力に推進しているところであります。

また、被害防止対策といたしましては、幅広い職域や年齢層に対する被害防止啓発、中小企業に対するサイバーセキュリティの防犯診断、協定締結企業や関係団体、サイバー防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動、ホームページ及び各種ＳＮＳを活用した情報発信などに取り組んでおり、引き続き官民一体となった被害の未然防止対策を推進してまいります。

以上であります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には２点質問をいただきました。

まず、サイバー犯罪や誹謗中傷の現状と課題についてでございます。

近年、インターネットを利用した犯罪において、加害者、被害者共に低年齢化が進んでいることを深刻に受け止めております。また、承認欲求が満たされないことがこのような問題行動を起こす一因である可能性もあると考えております。

生徒指導の現場では、SNS等を介した誹謗中傷や個人情報の漏えいなど重大な犯罪に発展する可能性のある事案も報告されており、情報モラル教育の重要性を再認識しているところでございます。

未然防止のための対応についてでございますが、小学校、中学校、高等学校全ての段階で情報モラルを含む情報活用能力の育成を学習の基盤と位置づけ、各教科を通じて体系的かつ継続的に指導を進めているところでございます。また、県教育委員会といたしましても、ネットを介した人権侵害に対して子供たちを加害者にも被害者にもさせないために、外部の専門家等を学校に派遣する情報モラル教育を昨年度は全ての学校種で141回実施したところでございます。

現在、児童生徒がインターネット利用に潜む危険性について正しく理解する教育を推進しているところでございますが、教職員がデジタル社会の現状や課題を知ることが最も重要であると考え、教職員に対して情報技術の進展に対応した研修を充実させ、正しい利活用の指導ができる体制の強化を図ってまいります。

続きまして、社会で実践的に生かせる人権教育の進め方についてでございますが、人権教育を社会の中で実践的に生かすためには、児童生徒が自らの生活や地域社会の課題と人権との関わりについて自分事として主体的に考え、対話や協働を通じて多様な価値観を尊重する力を育む教育の推進が大切であると考えております。

現在、学校では、他者の人権を侵害する行為は犯罪であり、法律で禁止されていることを前提に、自他の人権を尊重する重要性について指導をし、ルールを守ること等の遵法精神については、道徳や特別活動をはじめ、全ての教育活動を通じて指導しているところでございます。

一方、インターネットを介した新たな人権問題については、急激なデジタル技術の進展により、学校だけでは対応が困難な状況にあると考えております。こうした課題への対応に当たっては、事業者、家庭、地域人材など様々な関係者と連携し、具体的な事例を通じて対応方法を学ぶなど、子供を犯罪から守る取組を進めてまいりたいと考えております。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には企業が抱える人権尊重に関する課題の変化と企業の社会的役割について御質問をいただきました。

これまで、多くの企業が人権問題の責任範囲と捉えてきたのは、労働関係法規で規定される安全で健康的な労働環境の提供や、ハラスメント防止の措置など、自社の従業員等との関係におけるものが主であると考えておりました。

近年、経済活動のグローバル化に伴い、今まで日本国内ではあまり起こり得なかったサプライチェーンにおける人権問題が表面化し、平成23年には、国連によるビジネスと人権に関する指導原則の三つの柱の一つとして人権を尊重する企業の責任が提示されるとともに、日本政府

においても、令和2年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を、続いて令和4年には責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインが策定されております。この中では、企業の責任として、自社のみならず取引先の製品製造過程における強制労働や不当な低賃金といった人権侵害リスクに対しても企業活動が及ぼす影響を考慮することが求められるようになっております。

加えて、自社の事業活動においても、企業が尊重すべき人権の観点に新たな視点が加えられてきており、近年では、いわゆるLGBT理解増進法において、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性への理解増進のための企業の努力義務が規定されるなどしてきております。

企業の役割は、時代や社会環境の変化により変遷してきており、近年は人権に関する新たな観点への対応や、自社の事業活動に連なる様々な主体への人権への配慮を求めることなど、自社の利益追求のみではなく、人権尊重により社会的に責任を果たすことへと変化してきているものと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）憲法の人権規定は、地方自治体にも及びます。条例がなくても、憲法に基づいて人権は保障されるはずです。その中で、あえて人権条例を制定する意味、これが重要だと思います。理念だけでなく、相談支援や救済の途を次のステップにつなげる条文を設けるなら、県民の生活に直結する力を持つでしょう。

阿部知事は、ジェンダー平等シンポジウムで、女性も暮らしやすい、働きやすい長野県をつくるのが人口減少対策にもなると述べ、政治、行政、教育、経済の分野でジェンダーギャップ指数上位10位を目指す強い決意を語られました。

これを踏まえ、最後に知事に伺います。

人権条例を、宣言ではなく条例として制定する意義は何でしょうか。実効性のある仕組みが伴わないのであれば、条例として定める必然性がどこにあるのか、見解を伺います。

相談支援体制を現実の救済につなげる制度へ、そのための人的体制の整備については午前中にも議論されたところですが、こうした整備などにより、条例を単なる理念に終わらせず、暮らしの中の人権を保障とする実効性ある仕組みへと育てることが必要と考えます。県として、また知事御自身として、どのような覚悟と具体的な展望を持っているか、伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関連して2点御質問をいただきました。

まず、宣言ではなく条例として制定する意義についてという御質問でございます。

本県におきましては、平成22年に長野県人権政策推進基本方針を策定し、それに基づいてこれまで人権政策を県として進めてきました。ただ、方針でありますので、これはあくまでも県としての人権政策の基本的な考え方、方向性を示すものにとどまっております、県民や事業者等に対する規範としての位置づけにはなり得ないものでございます。

社会経済情勢が変化して、SNS上の誹謗中傷をはじめとする様々な人権課題が起きてくる中で、人権尊重について県として改めて向き合って考えた場合に、やはり人権尊重の理念や重要性を県の内部で方針として共有するだけではなく、やはりしっかり県民の皆様方と共有していくということが重要だというふうに考えております。

県、県民、事業者、それぞれの役割を明確にして、長野県全体で人権がより尊重される社会づくりに取り組んでいこう。その規範となり、かつ将来に向けた継続的な取組の根拠となるように、今回、条例の制定が必要だというふうに判断したところでございます。

続きまして、実効性ある仕組みへ育てることが必要だが、どのような覚悟と具体的な展望を持っているのかという御質問でございます。

小林議員の御質問をお伺いして、やはり条例をつくるだけではもとより不十分だということは改めて感じているところでございます。今回の条例の理念や具体的な内容をできるだけ県民の皆様方と広く共有して、県民の皆様方に人権ということについてしっかり思いを致していただく、理解を深めていただく、こうした取組がまず基本的に重要だというふうに思います。また、専門家の皆様方による支援につなげるなど、実効性のある、条例をつくただけで世の中は何も変わらないというようなことにならないようにしていくことも必要だと思っております。こうした点については、今、条例を審議会で検討いただいている段階ではありますが、我々としてもしっかり意識していきたいというふうに思います。

そうしたことに加えて、やはり我々長野県という組織が、率先して人権尊重の精神に立って様々な施策を進めていくということが重要だというふうに思います。様々な分野の行政を我々は担っているわけありますので、そうした各分野においても、この人権尊重という視点をしっかり意識しながら施策の推進に当たっていきたいと思っております。

私自身も、この条例を制定することができれば、この理念の浸透、県民の皆様方への普及、そして具体的に人権が尊重される社会づくりに向けて先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（中川博司君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂でございます。私は、今回は公益通報制度と公文書管理の2項目について質問いたします。

まず、公益通報であります。

兵庫県では、知事によるパワハラ等の疑惑に関しまして内部告発がありました。これによりまして兵庫県政は大きく揺れており、いまだに収束する状況にはございません。知事のパワハラについてはマスコミでも大きく取り上げられておりまして、全国的にも注目されているところであります。公益通報に関する兵庫県の対応が問題視されておりますが、これに伴って県民の県政に対する信頼が低下していることが大きな問題であるというふうを考えるわけであります。

違法、不当な行為を速やかに是正し、行政に対する信頼を得るために、現場の不正行為を内部または外部に通報する仕組みといたしまして公益通報制度というものが設けられているわけでございます。通報制度におきましては、通報者が不利益を受けたり報復を受けたりすることを防ぐため、国では公益通報者保護法を2004年に制定しております。地方自治体におきましては、公益通報者保護法に基づいて通報を適切に取り扱うためのガイドラインというものを定めているところであります。

昨年3月中旬に兵庫県の元局長が斎藤知事のパワハラの疑いなどを告発する文書を作成し、匿名で外部に送りました。これがいわゆる外部通報であります。通報の主な内容は、知事の政治的な偏向人事、パワハラ的な言動や知事側近グループの存在と、不透明な昇進などであります。

これに対しまして、知事は、記者会見で、うそ八百を含めて、文書をつくって流す行為は公務員としては失格だと元局長を強く批判しました。そして、文書を作成した元局長を解任するとともに、処分を行う目的で、3月末に予定しておりました元局長の退職を取り消したところであります。

県は、知事の指示の下で内部調査を行い、文書の内容は合理的根拠がなく、誹謗中傷に当たると認定いたしました。県は、通報文書の内容を把握した直後から通報者の特定に動き、元局長のパソコンを押収し、本人に事情聴取を行いました。県は、元局長が公用パソコンを私的に使用したことも含めて、役職の重みや個人情報の目的外使用、職務専念義務違反など複数の不正行為を加重して処分を決めたとしているところであります。

元局長は、4月に、真相究明を求めまして、今度は県の公益通報窓口にも内部通報を行いました。しかし、元局長は公益通報の保護対象とされず、5月には停職3か月の懲戒処分を受けました。

一方、県議会は、告発文書で摘発された事実関係などを調査する必要があるとして、6月に

百条委員会を設置したところであります。元局長が同委員会に証人として出席することになっておりました日の直前の7月7日に元局長は死亡いたしました。自殺と見られております。

また、9月には、県の委託を受けた第三者委員会が設置されました。9月19日に、県議会は、県政に深刻な停滞と混乱をもたらした政治的責任は免れないとし、斎藤知事の不信任決議案を全会一致で可決いたしました。これを受けて知事は辞職いたしました。

その後、11月に知事選挙が行われ、斎藤知事は再選されました。これにより、不信任決議案を可決した議会は県民から批判されることになります。今年1月には、県議会百条委員会のメンバーでありました竹内前県議会議員が亡くなりました。自殺と見られております。竹内氏は、氏に対する誹謗中傷を理由に、知事選挙の翌日に議員を辞職しております。

私は、県議会が設置した百条委員会のメンバーが誹謗中傷を受けて、その結果、死を選択せざるを得なかったということは、極めて問題があると考えます。こうしたことは、今後、地方議会において、百条委員会を立ち上げることにちゅうちょし、ひいては議会の重要な調査権の弱体化につながるのではないかと懸念しているところであります。

今年3月には、県議会百条委員会は、県の内部通報への対応を違法と認定するとともに、知事のパワハラ疑いなどについて一定の事実が含まれていたなどとする報告書をまとめました。

一方、3月に、県の第三者委員会は調査報告書をまとめ、公表いたしました。これによりますと、知事の言動の16項目のうち10項目についてパワハラと認定いたしました。また、告発文書は公益通報に当たるとした上で、通報者を探したことや、元局長の公用パソコンを回収したことなどを違法と指摘しているところであります。また、元局長への停職処分は裁量権の逸脱、濫用として違法と判断しております。

その後、斎藤知事は、第三者委員会が認定いたしましたパワハラ行為については認め、職員に謝罪いたしました。しかし、告発者探しを行ったことなどが違法と指摘されたことについては、知事は適正であったという考えを示しております。その上で、元局長に対する処分の撤回や名誉回復は行っておりませんし、遺族に対する謝罪もありません。また、パワハラに対する自らの処分を行っておりません。

県の第三者委員会、県百条委員会、さらに消費者庁は、どの機関も共通して、県の対応は公益通報者保護法違反であると指摘しているところであります。公務員は、公益通報をいたしましても、地方公務員法に規定する守秘義務は反しないとされております。

私は、公務員としては、積極的に法令違反等の是正のために公益通報を行うべきであると考えているものであります。私の公務員としての経験であります、パワハラにより心身にダメージを受けたことで私のところに相談に来る職員が何人もおりました。パワハラを受けた職員は絶対に忘れません。一方、パワハラをした本人は、案外自分のしたことに気がつかないものであ

ります。当時は、公益通報制度がなかったために、パワハラを止めることもできませんでしたし、公にもなりませんでした。

長野県では、石油商業組合をめぐるガソリン価格のカルテル疑惑で、8月12日付で組合に対しまして事実関係を再び報告するように通知いたしました。その中で、組合に公益通報窓口を設置するように求めたところであります。これは、極めて適切な要請であると考えられます。組合が公益通報の窓口を設置すれば、組合の組織をよりよくすることになり、消費者の利益にもつながると考えるものであります。

私は、兵庫県の事案を取り上げ、公益通報に係る課題を整理した上で質問いたします。

まず、知事にお聞きいたします。

兵庫県の公益通報や職員への処分等については、特に公益通報者への対応や処分内容について問題視されておりますが、兵庫県の対応を見る中で、地方行政における公益通報制度の意義と公益通報者保護の重要性についてどのように認識しておられるでしょうか。

次に、長野県における公益通報制度についてお聞きいたします。

長野県においても兵庫県のような事態が起きないとは限りません。そこで、これを他山の石とし、県の公益通報制度を充実する必要があると考えます。また、県のプロジェクトであるかえるプロジェクトに「風通しのよい職場づくり」が挙げられており、これを実現するためにも、県の公益通報制度の充実は重要であります。

長野県では、平成16年1月に長野県職員等公益通報制度実施要綱を施行し、運用しております。県のホームページによりますと、本年度を含む過去5年間では、令和6年度に4件の通報があり、うち2件はパワハラ事案として対象職員の懲戒処分が行われました。

私は、兵庫県とは異なり、県の公益通報制度は適正に運用されていると考えるものであります。今回改めて県の制度について質問いたします。

以下3項目を知事にお聞きいたします。

まず、長野県職員等公益通報制度における運用の現状と課題についてであります。

一つ目。通報者の不利益扱いを防止することが大変重要であります。県の制度は十分と考えておられるでしょうか。

二つ目。公益通報者の匿名性の保持が重要であります。制度の運用上どのように配慮しておられるでしょうか。

次に、実施要綱によりますと、知事等によって行われる行為に該当する公益通報が行われた場合、長野県職員等公益通報委員、以下公益通報委員といたしますが、弁護士2名から成る第三者機関であります。ここが調査することが適当と判断される場合には調査を行うことができると規定されております。

兵庫県の事例を見ましても明らかなように、職員が知事等の行為について知事・副知事に対して公益通報を行うことは困難であるため、公益通報の通報先は外部機関である公益通報委員に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、特定の行為以外の通報先を知事・副知事としているところではありますが、公益通報者の選択肢を広げるためにも、特定の行為以外の通報先として公益通報委員も対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、以下6項目について総務部長にお聞きいたします。

一つ目。県の制度では、公益通報に関する相談窓口についてどのように運用しているのか、伺います。

二つ目。公益通報制度が適正に運用されるため、外部の第三者の視点から制度をチェックする仕組みが必要であると考えますが、相談窓口の外部設置を含め、県ではどのように対応していくのか、伺います。

三つ目。職員は公益通報後の自分の立場ですとか職場への影響などを考えますと、公益通報をちゅうちょしてしまう可能性があり、公益通報を行いやすい環境でなければなりません、公益通報制度の周知徹底や職員研修の実施など、具体的にどのような対応を進めておりますか。また、公益通報者へのメンタル的フォローアップ体制を整備すべきと考えますが、どのように対応しているのか、伺います。

四つ目。公益通報制度の透明性を高めることが重要であります、議会や県民への情報提供の在り方についてどのように考えているのか、伺います。

五つ目。県の実施要綱によりますと、公益通報はメールまたは封書により行うことになっておりますが、公益通報者保護法では、文書による公益通報を条件とはしておりません。このため、公益通報が文書やメールなどによらず、口頭等で行う方法も可能とすべきと考えますが、所感を伺います。

六つ目。兵庫県の公益通報に関して、元局長が公用のパソコンに私的な文章を残しており、兵庫県は内部調査における文書の内容も重視する中で職員の懲戒処分を決定したことが問題視されております。

長野県の公益通報制度におきまして、公益通報に関する調査を行うに当たり、公文書に混じって公益通報者の私的な文書が存在した場合、その扱いはどのように行うのか、伺います。

以上で公益通報に関する質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 公益通報制度に関する御質問に順次お答え申し上げます。

まず、地方行政における公益通報制度の意義と通報者保護の重要性についてという御質問で

ございます。

公益通報制度は、職員が不正を認識した際に適切な窓口に通報することで地方行政における法令違反や不正行為を早期に発見、拡大を防止して、行政の透明性と信頼性を高めるため、内部からは是正するための重要な仕組みだというふうに考えております。

本県の公益通報制度は、平成16年1月に県組織内部の通報体制として構築して以来、20年以上にわたって公益通報者保護法の趣旨に沿って運用を行ってきたところでございます。制度が有効に機能するためには、通報者が不利益を受けないよう、安心して通報できる環境整備が必要だというふうに認識しており、今後も適切な運用を心がけていきたいと考えております。

続きまして、公益通報者の不利益扱い防止に係る県の制度について十分と考えているかという御質問でございます。

通報者の不利益取扱いを防止するため、公益通報に関する調査を行う職員を除いて、通報内容は共有しないということにいたしております。加えて、調査結果に基づく対応方針につきましては、外部の弁護士から成る公益通報委員から意見を聴取して調査結果の概要を公表するなど、手続の透明化も図っております。こうしたことから、不利益な取扱いを防止するための仕組みとなっているというふうに考えております。

万が一通報者が不利益を受けた場合の措置といたしまして、公益通報委員に対する救済の申出、あるいは申出を受けた公益通報委員による改善措置の知事への勧告について規定しております。こうした制度を適切に運用していくことが重要だと考えております。

通報者の匿名性の保持に係る運用上の配慮についてどうなっているかという御質問でございます。

本県の公益通報制度におきましては、専用のメールアドレスを設置して、メール閲覧者を限定しております。これに加えまして、実名の公益通報の場合には、公益通報者を知り得ないよう、通報内容の情報を書き換える配慮を行った上で調査を行う職員と共有するなど、細心の注意を払っているところでございます。

続きまして、知事等の行為の通報先を公益通報委員に限定することについてという御質問でございます。

消費者庁のガイドラインによりますと、地方公共団体は、公益通報受付窓口をコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この受付窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した受付窓口を設けるよう努めるという形になっております。本県の制度も、知事等に関する行為の公益通報先は、この外部の公益通報委員も含めて選択できる形にしているところでございます。

また、特定の行為以外の通報先に公益通報委員も加えてはどうか、対象にしてはどうかという御質問でございます。

外部への公益通報につきましては、知事等による行為や組織的に行われている行為について、知事等へ報告したことにより不利益な取扱いを受けることへの不安を解消し、通報しやすくするために設けているものでございます。

一方、現行の制度におきましては、調査結果を踏まえた県の対応方針を決定する際に、先ほど申し上げたように外部の公益通報委員に意見聴取を行っておりますことから、知事等を通報先とした通報内容についても共有しているところでございます。

特定の行為以外の通報先に公益通報委員も対象とすることにつきましては、こうした点、そして議員からの御指摘の観点も踏まえて、他県の状況等も参考にしながら制度の改善について検討していきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には6点御質問を頂戴いたしました。順次お答えいたします。

まず、公益通報に関する相談窓口の運用についてでございます。

法令等に違反するおそれがある職務上の行為や疑義のある事務処理等に関する相談先として、コンプライアンス・行政経営課や各部局の職員相談員に加え、外部の専門家であるコンプライアンス推進参与を窓口として運用しております。職員から寄せられる公益通報に関する質問や相談につきましてもこの中で取り扱っているところでございます。

次に、外部の第三者による制度のチェックや相談窓口の外部設置についてでございます。

外部の弁護士2人から成る公益通報委員から、これまでも、県が行った調査結果や対応方針に対する御意見を伺うなどしており、制度の運用については特段の指摘はいただいていないところでございます。しかしながら、今後運用を重ねていく中で、改めて公益通報委員等の意見もいただきながら制度の改善について検討してまいりたいと考えております。

次に、公益通報制度の周知徹底や職員研修の実施についてでございます。

長野県職員等公益通報制度につきましては、毎年度、職員相談員を通じて制度についての案内を配付して周知しているほか、職員向けポータルサイトへの情報掲載などにより職員への周知徹底を図っております。

制度を利用しやすい環境整備という点からは、職員研修の機会を活用するなど、職員へのさらなる周知に努めるとともに、制度の適正な運用を通じて、不適切な事務処理をはじめとする不祥事の未然防止や早期発見、早期解決につなげてまいります。

公益通報者へのメンタル面のフォローアップ体制についてでございます。

公益通報者から精神的な疾患や不調に関する訴えがあった場合やその疑いがある場合には、通報に関する秘密保持や個人情報の保護に配慮しつつ、必要に応じて職員総務課の保健師や専

門機関の相談サービス等の相談窓口を紹介するなど、適切に対応しているところでございます。

次に、県民や議会への情報提供の在り方についてでございます。

公益通報制度に関する県民や議会への情報提供により通報対応の透明性を高めることは、制度の実効性を確保するためには不可欠であると認識しており、県の実施要綱におい調査結果等について公表することを規定しております。

具体的には、県のホームページにおきまして、制度の概要、処理の状況のほか、調査を終了した通報に関して、通報や調査結果の概要、調査結果に基づく対応について、秘密保持や個人情報保護に配慮した上で公表しております。あわせて、議会にも情報提供させていただくことで、制度に対する信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、文書やメールのほか、口頭等で行う公益通報についての点でございます。

公益通報制度の実効性の確保には、公益通報を利用とした不利益な取扱いの防止のため、公益通報者が特定されないような匿名性の確保が極めて重要であると考えております。

電話や来訪による口頭での公益通報は、周囲に知られないようにする配慮といった公益通報者の匿名性の確保が十分でないことから、本県では、まずは専用メールアドレスや封書により公益通報者の匿名性を確保するよう配慮しております。その上で、公益通報を受理した後は、匿名性に配慮した場所において口頭で詳細な内容を聴取するなど、実際の運用では口頭等の方法も活用しております。

今後も、公益通報者の保護に十分配慮しつつ、適切な方法により通報者とのコミュニケーションを図るなど、柔軟に対応してまいります。

最後に、公益通報に関する調査における私的な文書の取扱いについてでございます。

公益通報に関する調査においては、事案に応じて、事実確認に必要な範囲で私的な文書についても任意に提供を依頼する場合があります、その内容によっては調査結果に反映する可能性があります。文書の取扱いに関しては、プライバシー保護の観点から十分に配慮するなど、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）公益通報制度を適正に運用し、県民から信頼される県政運営を行うために、通報者を排除する県政ではなく、通報者を守る県政を実現するよう要望いたしまして、公益通報制度と密接な関係にあります公文書管理について質問いたします。

公文書の管理に関しましては、森友学園問題が国会でもマスコミでも大きく取り上げられ、国の不適正な公文書管理の実態が明らかになりました。2017年2月に国有地が低価格で学校法人森友学園へ売却された事実が新聞で報道され、その後、これに関して国会で取り上げられ、

問題になりました。

国会での議論を受けて、財務省理財局の指示により、近畿財務局では公文書の改ざんや廃棄が始まりました。2018年3月には、文書の改ざんに関わった近畿財務局の赤木さんが自殺いたしました。大変痛ましい事件であります。赤木さんは、財務省の指示に対して抵抗をしてみたものの、最終的には指示を受け入れ、文書を改ざんしたことを悩み、強く自分を責めていたことが想像できます。私は、国には公益通報制度があるにもかかわらず、なぜ赤木さんはこの制度を利用して財務省の通報窓口に通報しなかったのか、疑問に思います。財務省が通報を受けて調査し、適正に対応しておれば、文書の改ざんや廃棄を止めることができたのではないかと、また、赤木さんは自殺せずに済んだのではないかと考えます。

2018年6月には、財務省は森友学園案件に関わる決裁文書の改ざん等に関する調査報告書を公表して、文書の改ざんを認め、幹部ら20名の処分について公表いたしました。財務省の報告書によりますと、国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、さらなる質問につながり得る材料を極力少なくすることが主目的であったとされているところであります。

赤木さんの妻は、2021年8月に財務省が保管する関連文書の開示を請求いたしました。夫が死亡するという受け入れ難い事態になったことを受けて、死亡に至った真実を知るために情報公開請求を行ったものであります。財務省は、開示請求に対して開示しないことを決定したために、妻は決定の取消しを求めて裁判を起こしました。2023年9月には、大阪地裁は妻の請求を棄却いたしました。このまま妻の請求が実現しないのではないかとおられておりましたが、今年1月になりまして、大阪高裁は不開示の決定を取り消す判決を下しました。これを受けて、今年4月から財務省は関連文書の開示を始めました。

これまでに開示された文書の中には、財務省内で公文書が改ざんされた様子や、開示請求に対して文書は不存在と決定する様子が記載されており、生々しい事実を確認することができます。

国は、2009年に公文書等の管理に関する法律を公布いたしました。法律では、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とし、公文書の適正な管理、保存を行い、行政が適正かつ効率的に運用されることを目的としているわけであります。法律の趣旨は大変すばらしいと思いますが、森友学園問題のように法律を逸脱した文書管理が行われていたのでは、法律を制定した意味がありません。

私は、公益通報制度が適正に運用されれば、公文書の改ざんや廃棄は相当数減るのではないかと考えます。公文書を適正に管理するためにも、公益通報制度は大変重要な制度であります。

そこで、知事にお聞きいたします。

森友学園問題における公文書の改ざんや廃棄の実態をどのように受け止め、国の公文書管理

の在り方についてどのように認識しておられますでしょうか。

次に、県の公文書管理について質問いたします。

森友学園問題を受けて、県において国のような不適正な公文書管理が行われることを防ぐために、私は、県議会で複数回にわたって一般質問を行い、県が公文書管理条例を制定することを提案したところであります。これを受けて、知事は、2018年の知事選挙に当たり、公文書管理条例の制定を公約に掲げ、2020年2月には知事提出の条例案が議会に提出され、可決されました。条例制定から現在まで、県では条例に基づき公文書管理を適正に行っていると考えますが、ここで改めて質問いたします。

まず、以下2項目について知事に質問いたします。

一つ目。長野県公文書等の管理に関する条例が施行されてから3年が経過する中で、公文書管理を適正に行っていると考えますが、よりよき制度とするため、公文書管理に関する現状と課題をどのように分析しておられるでしょうか。

二つ目。県の公文書審議会は、条例が想定している機能を十分に果たしていると考えますか。また、審議会の審議や運営に関して課題をどう捉えておられるのか、伺います。

次に、総務部長にお聞きいたします。

県の公文書管理において、公文書の改ざんや公文書の一部削除を行った場合に履歴が保存されるシステムになっているかなど、公文書の改ざんや廃棄を防ぐための仕組みを十分に備えているでしょうか。

以上で公文書管理についての質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 公文書管理に関して3点御質問をいただきました。

まず、森友学園問題と国の公文書管理の在り方への認識についてという御質問でございます。

森友学園に関する一連の課題、問題については報道を通じて承知しておりますが、決裁文書をはじめとして公文書を改ざんするということは、これは言うまでもなくあってはならない行為だというふうに思います。国民の皆様方の信頼を著しく損なう重大な問題だというふうに思います。

法やルールをつくっただけではなく、公務員でありますので、やはり組織全体が法律を守るのは基本中の基本だというふうに思いますし、何よりも、国民から負託された責任を担っているという自覚の下で仕事をしていくということが国家公務員には強く求められているというふうに思います。翻って、我々県も同じような立場でありますので、引き続き適切な公文書の管理に努めていきたいと考えております。

そうした中、公文書等の管理に関する条例は、酒井議員からの御提案もいただく中で、県と

して制定してきたわけであります。

そうした中での現状と課題という御質問でございますが、新しい公文書管理制度におきましては、歴史的な公文書を県立歴史館へ移管して保存、利用する仕組み、あるいは公文書の廃棄の適否について公文書審議会の同意をいただく仕組みを導入して、あわせて、公文書管理のためのシステム利用を原則といたしました。システムには、起案、決裁の情報を記録、管理することにしておりますが、公文書の検索性の向上や紛失の防止に効果があり、適切な公文書管理に大いに寄与しているものと認識をしております。

新しいシステムの導入後も、順次利便性向上のための機能追加を進めてきたところでございます。適切な公文書管理を進めていくためには、さらなるシステムの機能向上や電子決裁の利用拡大が必要であると認識しております。こうしたことから、電子請求や会計帳票の電子決裁を可能とする新財務会計システムの構築に係る経費を本補正予算案に計上いたしているところでございます。今後とも、適切な公文書管理を推進する視点で一層の電子化に取り組んでまいります。

続いて、公文書審議会は十分に機能を果たしているのか、また、課題をどう捉えているのかという御質問でございます。

歴史的な公文書を適切に将来に残すため、公文書審議会に専門的かつ公正な立場で公文書廃棄の適否等の御審議をいただいているところでございます。廃棄予定公文書の量は大変膨大でございますことから、審議会において、そのものの文書全てを確認することがなかなか困難であることは一つの課題であります。こうしたことから、現物の確認をしなくとも歴史的な公文書であるかどうかを容易に把握できるよう、廃棄予定公文書ファイルつづりの一覧に公文書の内容説明を追加すること、廃棄予定ファイル一覧の委員による確認期間を審議会開催前に2か月程度確保するとともに、審議回数も確保すること、さらに、本年度は重点的に現物確認が行えるよう、2日間連続で審議会を開催すること、こうした工夫を進めてきたところでございます。

県民共有の財産であります公文書を取り扱う審議会の機能は大変重要だというふうに考えております。今後とも、条例で定めた役割を十分に果たしていただくことができるよう、円滑な運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君） 公文書の改ざん等を防ぐシステムの仕組みについてというお尋ねでございます。

公文書管理システムでは、県の公文書を一元的に検索して特定することや、決裁の履歴を把

握することが可能となっております。システム上の公文書の決裁後の改ざん等を防止するため、万一文書に変更が加えられた場合には、変更前後の文書が記録されるとともに、文書が削除された場合にも履歴が記録されるなど、変更等の跡が把握できる仕組みとなっております。さらに、県が保有する公文書を明らかにし、適正な管理や情報公開に資するよう、一覧としてまとめた公文書ファイル管理簿をホームページ上で公表しております。

このように、改ざん、廃棄を防ぐ仕組みを整えておりますが、今後も不適切な処理が起こらないよう、システム面での対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）森友学園問題は、公文書管理に関する制度があっても、運用がゆがめられれば国民の知る権利はゆがめられることが明確になったわけであります。行政の透明性と信頼性を確保するために、行政の不断の努力が必要であります。県においては、この教訓を真摯に受け止める中で、公文書の適正管理に一層努力するよう要望し、以上で全ての質問といたします。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時7分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

自転車の交通安全対策について伺います。

来年4月から、16歳以上を対象に、自転車の交通違反に対する反則金制度、いわゆる青切符が導入されます。自転車を走行中に携帯電話やスマートフォンを使う「ながら運転」、ブレーキのない自転車の運転、遮断踏切への立入り等の三つは、重大な事故につながるとして、原則警告を経ずに青切符の対象になります。傘差しや夜間の無灯火などの違反は、警察官の指導・警告に従わない場合等も青切符で対応するとのことですが。

自転車は、環境に優しく、健康増進や地域の足として、通勤、通学、買物など県民の生活に幅広く利用されておりますが、今回、反則金制度が導入される背景には、自転車による悪質な違反や事故が多いためであると言われております。

昨年の全国の自転車関連の事故件数は、全事故の23.2%に相当する6万7,531件。このうち、携帯電話の使用などによる死亡・重傷事故は増加傾向にあり、年齢層では19歳以下が約6割を占めています。今回は、若年層の中でも特に自転車を利用する機会が多い高校生にフォーカスを絞って何点か質問させていただきます。

まず、長野県内の自転車事故の発生状況と高校生の割合を警察本部長に伺います。

私も、町なかで自転車を運転する高校生を見かけるときがありますが、スマホを操作しながら運転したり、イヤホンをつけたまま運転したり、右側走行や急に横断したり、スピードの出し過ぎなど、危険な運転を散見します。

また、地元の方から、高校生が自転車でよく事故を起こす交差点があるので見に来てほしいと言われ、現場を確認しました。自転車が一時停止をして左右の安全確認をしてから交差点に進入すれば事故は起こりづらい場所であり、交通ルールの遵守や運転マナーが問題と考えられます。悪質な違反や事故を減らすためには、法律の改正の効果を期待するだけでなく、実効性のある自転車の交通安全対策の強化が必要であると感じます。

他県に目を向けますと、先進的な取組が進んでおりますので、幾つか紹介します。

静岡県静岡市では、教員及び生徒、警察、交通安全協会関係者などが、交差点、一時停止場所等で交通指導や啓発活動を行ってマナーアップを図っております。東京都立高校では、自転車通学を許可制とし、ルールを守らない場合は許可を取り消す仕組みを導入しています。兵庫県では、県警や高校生が自転車マナー啓発動画を作成し、ユーチューブやSNSで公開。スマホ世代の高校生に届きやすい形で展開し、地域全体の認知度を高めています。北海道札幌市豊平区では、高校生自転車マナーアップラリーを開催。豊平区内にある六つの高校を対象として、自転車乗車中の交通事故件数や交通安全教育の実施などを総合的に評価し、事故防止に最も熱心に取り組んだ学校を表彰し、マナーアップの機運の醸成を図っています。

このように、全国では、地域との連携、校則や許可制、動画やSNSの活用、表彰制度など、工夫を凝らして高校生の自転車のマナーアップに取り組んでいます。

私も、これらの取組を参考に、長野県においても積極的に高校生の自転車のマナーアップに取り組むべきだと考えます。例えば、登校時間に事故が多い主要通学路、交差点において、警察、PTA、地域住民が協力して合同街頭指導を実施する。特に自転車通学の多い学校で自転車通学を許可制とし、事前に安全講習受講を義務化。違反があれば許可を取り消す。生徒が自作した啓発動画やSNSを発信。動画甲子園的に各校で制作した啓発動画を県教育委員会ホームページやユーチューブに掲載、優秀作は表彰する。長野県自転車マナーアップ優良校表彰制度を創設し、交通安全月間に表彰式を実施するなど、様々な取組を実践し、高校生の自転車のマナーアップを推進してみてはいかがでしょうか。県民文化部長に伺います。

安全対策、特に命を守る対策として、ヘルメット着用の徹底は重要です。警察庁の統計によると、2023年に自転車事故で亡くなった人の半数は頭部の損傷が致命的となっており、そのうちの91.4%がヘルメットを着用していませんでした。自転車事故の致死率は、非着用が着用の1.9倍との結果も出ており、命を守るためにはヘルメットの着用は欠かせません。長野県内で自転車事故を起こした人のヘルメットの着用率を年代別に警察本部長に伺います。

私も、町なかで自転車に乗っている高校生を見かけますが、高校生の全体のヘルメット着用率は非常に低いと感じます。このような状況を改善するには、努力義務に委ねるのではなく、着用率がアップする取組を積極的に推進する必要があると思います。

高校生がヘルメットを着用しない理由ですが、様々な機関がアンケート調査等をして分析していますが、代表的なものを紹介しますと、着用が面倒だから、危険性を感じない、努力義務だから、髪型が崩れるなどです。様々な理由がありますが、若者の自転車事故が多いこと、それとヘルメットを着用しないと死亡確率が約2倍に上がるなど、命を守るためにヘルメット着用の必要性を徹底して周知し、ヘルメット着用の啓発をしていただきたいと思います。県の取組状況を県民文化部長に伺います。

また、ヘルメットを着用していない理由として、見た目がダサいということが挙げられています。当然、見た目より命が大事ですが、若者にとっては見た目も大事です。若者目線で考えれば、カッコいい、かわいい、おしゃれなヘルメットがあれば、着用率が上がるとも考えられます。

東京都では、ヘルメットコンテストを実施。高校生など若者からヘルメットのデザインを募集しました。神奈川県は、かぶりたくなるヘルメットをテーマに、高校生からデザインを募集。神奈川県は、今後、企業に協力を求め、受賞したデザインのヘルメットについて商品化を目指すとのことでした。

このようにヘルメットの着用を促進するためには、デザイン性、ファッション性など、高校生のアイデアや感性を普及施策に反映することも重要な視点だと思いますが、県民文化部長に所見をお伺いします。

福井県では、努力義務だと着用が徹底されないことから、2026年度から県内全ての県立高校で生徒の自転車通学を許可する条件としてヘルメットの着用を盛り込むことを決めたとの報道もあります。自転車による事故で取り返しのつかないことにならないようにという危機意識の下、長野県においても、生徒の自転車通学を許可する条件としてヘルメットの着用を検討してみたいかがでしょうか。教育長に伺います。

また、髪型が崩れるからという理由もあります。若者の髪型をキープできるヘルメットですが、私の調べたところ、海外製でエアバッグの技術を利用したものがありましたが、26インチ

以下の自転車では利用できない。価格が6万円以上するなど、一般の高校生が利用するには課題があります。

これに関しても、少し発想を変えて、登校時に髪型が乱れても、学校で髪型を整えやすい環境を整備することによって、ヘルメットの抵抗感を減らすことができないでしょうか。東京や神奈川などのある高校では、校内の男子トイレ、女子トイレにパウダールームが設置されており、大きな鏡や広い場所で身だしなみを整えるスペースが確保されています。私もこの取組を知ったときは驚きましたが、髪型や服装を整えることや清潔感を保つことは、学校生活や今後社会人になる上で大切なことと感じます。

また、最近では、女性だけではなく、男性も髪型や身なりを清潔に保ちたいというニーズが高いとお聞きします。県内一斉にパウダールームを設置するのは難しいと思いますので、まずはこうした髪型を整えられる環境整備をモデルとして取り組むことを検討されてはいかがでしょうか。女性や若者から選ばれる長野県を目指す上で、このくらい思い切ったことをしてもいいのではないのでしょうか。教育長にお伺いします。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）自転車事故の発生状況とヘルメットの着用につきまして御質問いただきました。

まず、発生状況につきまして、県内における令和7年中の8月末までの自転車事故発生件数は319件、前年同期と比べてマイナス64件、率にして16.7%減少しております。なお、死亡事故は発生しておりません。また、負傷者数は306人で、前年同期と比べてマイナス69人、率にして18.4%減少しております。

自転車事故のうち、高校生の事故発生状況につきましては、負傷者数は104人、前年同期と比べてマイナス10人、率にして8.8%減少しております。全負傷者数のうち高校生の占める割合は34%となっており、全体の約3分の1が高校生による事故ということになります。

続きまして、令和7年中の8月末までにおける自転車乗用中に負傷した方のヘルメット着用率につきましては、全年代を通しての着用率は27.8%であり、負傷した方の約4分の1がヘルメットを着用していたということになります。年代別に見てみますと、小学生は57.1%、中学生は92%、高校生は26.9%、高齢者は13.6%となっております。中学生の着用率は9割を超えているのに対しまして、高校生では全年代の27.8%を若干下回っているという状況になってございます。

県警察といたしましては、自転車事故防止とヘルメット着用促進のため、県や学校など関係機関・団体と連携しながら自転車の安全利用対策を推進しているところであります。特に、高校生に対します対策といたしましては、県内の一部の高等学校を信州グッドチャリダーモデル

校に指定し、学校と連携したヘルメット着用率調査の実施やヘルメット着用促進活動等を行うことで、生徒に対する交通ルールの浸透と、ヘルメットの着用など自転車安全利用意識の向上を図っているところであります。今後とも、信州グッドチャリダーモデル校をはじめとした学校や関係機関・団体と連携を図るとともに、大学生ボランティア等とも協働しながら若い世代のアイデアを施策に取り入れるなど、自転車事故防止とヘルメット着用促進に向けた取組を一層推進してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には3点お尋ねを頂戴しております。

まず1点目、高校生の自転車のマナーアップの推進についてでございます。

高校生は、通学をはじめ日常的に自転車を利用しておりまして、自転車は高校生活に欠かせないものとなっていると考えております。その一方で、自転車事故に占める高校生の割合が高い現状を考慮いたしますと、高校生の自転車マナーの向上は、事故防止に向けた重要な取組の一つであると認識しており、本県におきましても、高校生を対象とした県政出前講座や、交通安全運動期間を中心に、高校へ赴き、自転車ルールの遵守などの啓発を行うなど、高校生のマナーの向上に努めてきたところでございます。

また、県警察本部や交通関係団体と構成いたします交通事故ゼロチャレンジ実行委員会による取組といたしまして、ヘルメット着用率の高い高校の表彰や、高校生が自ら交通安全について考え発信する高校生交通安全CMコンテストを実施しております。CMコンテストにつきましては、応募作品の多くが自転車の安全利用をテーマとしておりまして、上位入賞のCM作品はテレビやYouTubeでも公開されるなど、高校生のみならず、県民の交通安全意識の向上にも寄与してきたところでございます。

先ほど議員からも御紹介ありましたように、令和8年4月からは、16歳以上の自転車利用者を対象に交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されまして、信号無視やながらスマホなどの違反行為に対して反則金が課されることとなります。これを契機といたしまして、県では、引き続き警察や学校と連携し、高校生に対し制度の趣旨や違反行為の具体例、罰則内容などにつきまして分かりやすく丁寧に周知啓発を行うことで、高校生の法令遵守意識や自転車マナーの向上に努めてまいります。

続きまして、高校生の自転車用ヘルメット着用に向けた取組についてでございます。

令和5年度に高校生を対象として行ったアンケートの結果によりますと、ヘルメットを着用しない理由として、髪形が乱れる、見た目にマイナスイメージがあるからといった回答が多いことが分かっております。こういったことから、着用への心理的な抵抗がやはり一因となっていると認識しております。

こうした意識を変えてもらうためには、生徒一人一人が自分の命を守るために何が大切なのかを理解し、自発的にヘルメットを着用する機運を高めていくことこそが着用率の向上につながると考えております。

そこで、県では、今年度から、スタントマンが交通事故を目の前で再現することで交通ルールの遵守と交通マナーの重要性を学んでいただくスケアードストレイトという技法を用いました自動車交通安全教室を県内の高校において実施しております。実施後に行った参加者へのアンケートによりますと、ヘルメット非着用だった生徒の86%がヘルメットを着用しようと思ったと回答しております。

また、安全教室実施4か月後に教員に対して行ったアンケートでも、自転車用ヘルメットを着用する生徒が増えたとの回答を得ましたほか、これまで行っていなかったヘルメット着用の注意喚起を生徒に行ったという回答もいただいております。生徒だけでなく、教員の行動変容にもつながるなど、一定の効果が認められております。

こうした効果的な取組をさらに広げていきますとともに、引き続き県警察や交通関係機関・団体と連携を図りながら、高校生をはじめとした県民の自転車安全利用の推進に取り組んでまいります。

最後に、高校生のアイデアや感性を生かした取組についてのお尋ねでございます。

自転車用ヘルメットの着用促進に当たりましては、先ほども答弁いたしましたとおり、高校生一人一人が自分の命を守るために何が大切なのか、これを理解し、自らの意思でヘルメットを着用する機運を高めていくことがやはり着用率の向上に一番重要なキーではないかと考えております。ヘルメットは、安全性の確保がやはり最も重要なポイントになりますので、デザイン性ですとかファッション性につきましては一定の制約が伴うこともございます。そのため、高校生の柔軟な感性、そして自由な発想、そういったものを十分に生かし切れないケースもあるとは思いますが、議員から御提案の高校生の感性を生かした取組の視点は、自転車用ヘルメットの関心を高めることにともつながる取組であると認識しております。

引き続き命を守ることを最優先に考えながら、御提案いただいた視点も踏まえつつ、安全性と関心喚起の両面からヘルメット着用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校生の自転車交通安全対策について2点お尋ねでございます。

まずヘルメットの通学許可条件についてでございますが、児童生徒の交通安全の確保は学校教育において最も重要な課題であり、交通事故による重大な被害を未然に防ぐためにも、地域、家庭、関係機関と連携して取り組むことが必要と認識しているところでございます。

現在、高等学校においては、公立全日制課程で91%、定時制課程で90%の学校で交通安全教室を行っており、新入生のオリエンテーションでは自転車利用時のヘルメットの着用について呼びかけているところでございます。また、自転車通学を許可する際ヘルメット着用を義務づけている学校は、全日制課程で令和5年度に7校でございましたが、令和6年度には14校に増加しております。

自転車通学に関するルールは校則や生活指導に係る事項であり、各学校が地域の実情や生徒の実態を踏まえて定めているところでございますが、県教育委員会といたしましても、ヘルメット着用が進むよう、引き続き学校へ働きかけてまいります。

続きまして、ヘルメットに関わる学校の環境整備についてでございます。

高校生のヘルメット着用に対する抵抗感の一つとして、髪型が崩れるからというものがあるということは承知しております。令和6年の全国調査によりますと、長野県のヘルメット着用率は34.7%であり、全国の17.0%よりは高い状況ではございます。しかしながら、交通事故による命の危険を考えれば安全確保が最優先であるという前提に立ち、議員御提案のパウダールームの設置を含め、より生徒がヘルメット着用の抵抗感を軽減できるような環境整備について学校現場と共に研究してまいります。

以上でございます。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）様々な対策をいただき、長野県は全国と比べると数字的には非常にいい結果が出ているということで安心しましたが、事故が本当になくなるように、また、高校生の死亡事故も、今はゼロなので、それがしっかりと継続されるようにさらなる対策を打っていただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）本日の一般質問の最後に登壇いたしました改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、農業について伺います。

昨年の夏は災害級の最も暑い夏と言われましたが、今年の夏は、昨年以上に全国各地で猛暑、酷暑、炎暑などと言われるほど異常な高温を記録しました。長野地方气象台によりますと、今年の夏の最高気温が35度以上の猛暑日となった日数が、上田や南信濃、長野など9か所の各地点で観測史上最多を更新し、このような厳しい暑さは来年以降も続く予想されています。農業生産者の方々から、今年の高温状態により、農作物の収穫量や品質の低下が課題と伺っています。

国の2025年度の都道府県予算では、高温・気候変動対策の支援として、生産現場の課題に対応した主な事業予算が示されました。山形県では、高温対策の遮光資材の購入や若い苗木に植え替える改植の経費を助成する支援。長崎県では、高温下の生産環境に対応できる品種や生産技術の開発、高温の影響を軽減する資材の検証などを補助。岩手県では、米の安定供給に高温環境を再現できる施設を建設し、品種開発を急ぐとしています。

そこで、長野県の気候変動に対応した農業分野での取組について伺っていきます。

まず最初に、近年の県内における高温や干ばつによる米や果樹、野菜など農産物への具体的な影響について伺います。

2として、水稻や野菜、果樹等の高温障害対策に関する研究や開発はどのように進められているのでしょうか。また、農業者に対し新たな栽培技術や品種に関する情報活用等どのように進められていくのか、現状を伺います。

3、被害を受けた農家に対する支援策や、例えば農業共済など保険制度への加入促進の状況はどうか、伺います。

4、気候変動の影響で豪雨や渇水などが懸念されます。大雨、渇水など気候が目まぐるしく変化している昨今、農業用水の管理に大きな役割を果たしている土地改良区などの体制について県は今後どのような支援を行っていくのかを伺います。

5、日本各地でアメリカザリガニが田んぼに穴を開けて困っている、水がたまらないという被害状況について、9月13日付の日本農業新聞社のトップ記事、「田んぼ漏水 犯人はザリガニ？」に目が止まりました。水稻におけるザリガニは県内でも目撃されているのに、なぜ有数の良質な米産地である東御市八重原地域だけ被害が出るのかという中で、5年前より、上田農業農村支援センターをはじめ、東御市、地元関係者の協力の下、アメリカザリガニ対策活動が始まりました。環境省は、2023年6月1日にアメリカザリガニが生態系に大きな影響を与えるとして条件付特定外来生物に指定しました。近年の温暖化の影響により繁殖が進んでいると言われているアメリカザリガニによる水稻における被害について、県における状況の把握及び対策についての実績と今後の取組について、以上5点を村山農政部長に伺い、1回目の質問いたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 農業分野における気候変動への対応等につきまして5点御質問をいただきました。

初めに、農作物への具体的な影響についてでございます。

近年、猛暑の傾向が顕著となっております。本年は9月下旬までの直近3か月の平均気温が長野市で平年より2.5度高い26.3度、また、7月の降水量は平年の1割未満の地域もござい

ました。

農作物全般では、高温により病害虫の発生に変化が生じてきており、カメムシやハダニ、アザミウマなどが多発しております。また、かん水施設がない圃場では、干ばつによる生育停滞等、品質や収量への影響が顕在化しています。水稻では、登熟期の高温により、米が白く濁る白未熟粒の増加やカメムシの吸汁による斑点米の発生など、品質低下のリスクが高まっております。果樹では、生育が早まることにより、凍霜害のリスクが高まるほか、着色不良や日焼け果の発生が多くなってきております。また、野菜では、レタスの葉先が枯れるなどの生理障害、トマト等の果菜類の着色不良や日焼けの発生が増加している状況でございます。

続きまして、高温障害に関する研究開発、その情報提供や活用等の現状についてでございます。

温暖化対応は喫緊の課題であることから、県試験場では、高温環境を再現する施設などを整備し、影響評価を行いつつ、品種や栽培技術の開発を重点的に進めています。具体的には、高温条件に対応した水稻やレタスの品種、果樹の日焼けなどを防ぐ多目的ネット、園芸用施設で霧により温度を低下させる冷房装置、細霧冷房装置の利用技術を開発いたしました。

また、開発した技術や品種を速やかに現場に普及させるため、JA営農技術員や県普及指導員向けに研修会等で情報共有を図るほか、農業農村支援センターが現地圃場で実証しながら直接生産者へ伝えております。

加えて、国庫・県単補助事業で品種や技術の導入を支援しており、リンゴの高密植栽培園では多目的ネット、上伊那・南信州のカーネーション、安曇野の夏秋イチゴ等では、細霧冷房装置の導入が進んでいるところでございます。

続いて、農作物被害を受けた生産者への支援と保険制度への加入促進状況についてでございます。

県では、農作物の被害を最小限とするため、被害を受けた農業者に対し緊急的に行う防除などの技術情報をメール等で直接発信するほか、被害対策講習会などを開催しております。

さらに、被害状況に応じて、農作物に対しては県単事業で通常の栽培より掛かり増す経費を、農地・農業用施設に対しては国の事業を活用して復旧を支援しております。また、経営リスク低減のためには農業保険への加入が重要であることから、関係機関が連携し、生産者研修会での制度周知や個別相談会の開催、申請手続の支援など様々な機会を捉えて加入を促進しており、今後もさらなる加入者の増加に努めてまいります。

続きまして、土地改良区等の体制構築への支援についてでございます。

土地改良区が管理する農業水利施設は、農業用水を流すだけでなく、昨今の気候変動や都市化、混住化の進行により、雨水の排水等の役割が大きくなっている一方、農業者の減少等によ

り適切な管理が困難となることが懸念されております。県では、これまでも、土地改良区の経営や施設の診断などへの支援を通じ体制強化を図ってまいりましたが、人口減少下において施設を適切に管理するには、土地改良区だけでなく、地域が一体となって取り組む必要があります。

このため、本年4月に施行された改正土地改良法に、土地改良区と地域が連携して施設を管理する連携管理保全計画、通称水土里ビジョンが位置づけられました。県としては、多様な人材の参画や組織の再編、施設の集約などの話し合いを促し、多くの土地改良区が水土里ビジョンの策定を通じて地域と一体となった持続的な体制を構築できるよう、国庫補助事業も活用しながら支援をしてまいります。

最後に、アメリカザリガニの被害と対策の実績及び今後の取組についてでございます。

アメリカザリガニは、県内各地で定着、生息しているものの、巣が作りやすく越冬しやすい環境などが整っている東御市の一部地域でのみ水稻の茎の切除や巣穴からの水漏れなどの被害が確認されているところでございます。

議員お話しのとおり、県では、これまでに、東御市、JA等と連携して防除の検討を進めてきた結果、捕獲用のわなが有効であることが明らかになったため、簡単に誰でもつくれるわなによる捕獲方法などを示した啓発チラシにより周知を行い、生産者により防除が進められているところでございます。引き続きアメリカザリガニに関する状況を注視し、これまでの取組を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君） 御答弁いただきました。高温対策だけではなく、農業支援に対しての多岐にわたる支援が進んでいるということが確認できました。

また、アメリカザリガニの駆除につきましては、手引の作成を進めるに当たりまして、来月、10月7日火曜日に外来生物駆除手法等検討調査業務に係る有識者委員会をウェブで開催し、農水省からの依頼を受けて、上田農業農村支援センターの職員が状況を説明するため、その会議に参加することをお聞きしました。これまで以上に関係者と連携を図りながら、農地保全のため引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

近年、長野県内では、殺人事件や殺傷事件、中山間地における緊縛強盗事件等が発生し、某小学校においては、学校内での不審者情報が保護者らにメールで報告され、保護者や職員が付き添って集団下校したり、登下校時間帯に地域も参加して見守りをする等の対策が取られました。

2016年7月には、神奈川県相模原市の障害者施設、津久井やまゆり園の元職員が入居者19人

を殺害、26人が重軽傷を負うという障害者福祉の現場を襲った痛ましい事件も発生しました。その事件を受けて、厚生労働省からの通達により、全国の各自治体は、障がい者、高齢者、児童生徒が利用する福祉施設、保育所、幼稚園、学校施設などで安全確保のための取組が進められてきました。長野県でも、障がい者や高齢者らの入所施設、約2,000余の施設に防犯体制の見直しなどを求める通知を出し、地域住民と連携した防犯体制の強化や緊急時の連絡体制の確立を呼びかけられました。

このような事件が起こるたびに、私たち県民は心を痛め、そして安全・安心な地域を守るため、地域と関係団体が一体となってパトロールや子供たちの安全・安心を守る防犯対策はとても大事であることを改めて感じているところです。県民の安全・安心の確保に向けた防犯対策の強化についてお聞きします。

1、県民の防犯意識を高めるため県警が取り組んでいる防犯対策について伺います。安全・安心な地域をつくるため、関係機関・団体等との防犯対策の連携はどのように進められているのでしょうか。

銀行や郵便局、信用金庫などの金融機関には緊急通報装置である110番非常通報装置の設置が奨励されています。110番非常通報装置の県内の設置状況はどうか、伺います。

そして、このたび長野県警察本部長に就任されました阿部本部長に、就任に当たり県民の安全・安心な生活を守るための所信について。以上4点を阿部警察本部長に伺います。

2、本年6月に第1回、9月に第2回として長野県安全で安心なまちづくり検討会が開かれました。検討会の目的と検討会の進行状況、今後の進め方や県民への周知等について直江県民文化部長に伺います。

3、高齢者及び障害者施設など社会福祉施設や病院などの防犯対策、安全確保についての取組はどのように進めているのでしょうか。笹渕健康福祉部長に伺います。

4、文部科学省は、不審者の学校侵入防止対策の強化について、令和5年から3年間という時限付で平時の備えの確認と見守りの強化を挙げ、防犯カメラ、オートロックシステム等の設置促進や警察直通の非常通報装置等の整備について集中的な支援を行うとしています。県内の公立小中学校の活用状況はどうでしょうか。また、この文部科学省の支援について今後どのように周知していくのでしょうか。武田教育長に伺います。

最後の質問です。障害者手帳には、身体障害者手帳、精神障害者手帳、知的障害者手帳と3種類あります。それぞれ根拠となる法律や制度は違っています。身体障害者手帳と精神障害者手帳はそれぞれの法律に基づいており、全国統一の基準が定められていますが、知的障害者手帳は国の法律に基づくものではなく、都道府県によって交付基準や受けられる支援内容に違いがあるのが現状です。その呼び名は、本県をはじめ多くの自治体では療育手帳という名称です

が、全国共通ではなく、愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳といった名称も使われています。

長野県における判定は、A 1 最重度、A 2 重度、B 1 中度、B 2 軽度の 4 段階に区分しており、申請は各市町村の窓口で行い、判定は居住地を管轄する児童相談所が担当します。具体的な判定のプロセスや細かな判断基準は各児童相談所の専門家チームに委ねられています。長野県として統一された判定基準があるものの、他県から転居すると継続利用が難しいという指摘もある中で、以下質問をいたします。

1、療育手帳の交付に係る判定基準について、県内での統一的な運用はどのように担保されていますか。特に、知的境界域や発達障がいを伴うケースにおいて、各児童相談所における判定は統一されているのでしょうか。

2、療育手帳の判定を行う場合、18歳以下は各児童相談所、18歳以上の対象者は知的障害者更生相談所で行われます。相談所における児童心理司などの確保、適正な判定は不可欠です。特に、新任の職員の育成が課題であり、研修機会の確保や経験年数の浅い職員への育成体制の構築が求められます。そこで、県の専門人材の確保や育成研修についての取組を伺います。

3、療育手帳制度は、知的障がいのある方の生活を支える重要な基盤です。地域共生社会の実現を目指す中で、療育手帳が果たすべき役割について県はどのように捉えているのでしょうか。知的障がいのある方が地域で当たり前に暮らし、社会参加できるよう、どのような啓発活動や地域住民との交流を促進する取組を進めていくお考えでしょうか。以上 3 点を笹渕健康福祉部長に伺います。

どこに住んでいても福祉サービスが公平に受けられ、知的障がいのある人々の社会参加と自立を支援する上で、療育手帳の法制化と全国統一的な判断基準の導入が必要となります。7月10日付の福祉新聞によりますと、厚生労働省は、知的障がい児者の療育手帳の統一化に向け、不利益が生じないように、関係者の意見も聞いて議論するとし、6月26日の社会保障審議会（障害者部会）において了解を得たとのことでした。

本県でも、国に対し、療育手帳の法制化に関し要望を出されているとお聞きしていますが、全国知事会長として、全国足並みをそろえ、療育手帳の全国統一化に向けた一層のかじ取りを阿部知事にお願いしたく、御所見を伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）防犯対策等につきまして 4 点御質問をいただきました。

初めに、県民の防犯意識を高めるため県警察が取り組んでいる防犯対策についてお答えいたします。

県警察では、県民の安全・安心の確保のため、見せる警戒や巡回連絡をはじめとする街頭活動の強化のほか、県民の防犯意識を高めるため、長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」

をはじめとした各種広報媒体を活用したタイムリーな情報発信、犯罪発生状況の的確な分析に基づく犯罪防止対策の推進、関係機関・団体等と連携した情報共有と啓発活動の推進、街頭防犯カメラの普及促進等のきめ細やかな犯罪防止対策を推進しているところであります。

次に、安全・安心な地域をつくるため、関係機関・団体等との防犯対策の連携についてお答えいたします。

県警察では、県民の防犯意識向上と被害防止のためには、自治体、防犯協会、事業者をはじめとする関係機関・団体等との連携が極めて重要であると認識しております。具体的な連携といたしましては、各地域の防犯協会等と協働したパトロールや広報啓発活動、関係機関・団体等に対する防犯情報等の積極的な提供と防犯活動の積極的な支援、事業者等との防犯協定締結による連携の強化等を推進し、地域社会が一体となった犯罪防止対策の推進を図っているところであります。

次に、県内の非常通報装置の設置状況についてお答えいたします。

非常通報装置は、不測の事態、すなわち生命や身体に対する重大な危害が発生し、またはそのおそれがあるときに、通報ボタンを押すだけでその非常事態を警察に緊急通報する防犯システムであります。警察は、通報受理後直ちに、事前に登録された情報に基づき、管轄警察署等の警察官に現場急行を指令するものとなっており、現在、県内の金融機関や学校、高齢者入所施設等約1,600施設に設置されているところであります。

最後に、警察本部長就任に当たり、県民の安全・安心な生活を守るための所信についてお尋ねがございました。

伝統と実績のある長野県警察の責任者として、引き続き職員と一丸となって関係機関・団体等と必要な連携を図りながら、県民の防犯意識の向上や各種被害防止対策の推進を図り、日本一安全・安心な信州を目指して力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には長野県安全で安心なまちづくり検討会の目的と検討状況等についてお尋ねを頂戴いたしました。

近年、本県でも県民の不安に直結する凶悪事件が発生しており、防犯対策の在り方が改めて問われています。こうした状況を踏まえ、県民が犯罪に巻き込まれることなく安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指した指針の策定を進めており、防犯まちづくりの専門家や犯罪心理学者、弁護士など有識者による長野県安全で安心なまちづくり検討会において検討いただいております。

この指針は、施設の新設・改修時や日常の安全点検の際の手引として、また、地域の防犯力

向上の取組の参考として活用していただくことを想定しており、子供の居場所や大勢の人が集まる商業施設など、エリアごとの安全対策のポイントを明らかにするものでございます。

加えて、この指針には、プライバシーに配慮した防犯カメラのガイドラインや、近年多発している特殊詐欺被害防止に向けて検討会から御提案をいただいた、仮にだまされても被害には遭わせないという本県独自の新たな視点の対策も盛り込むこととしております。

今後は、検討会で引き続き御検討をいただくとともに、パブリックコメントでの県民の皆様からの御意見を反映させて、本年度中の策定を目指してまいります。この指針を活用していただくことで、地域における防犯を自分事として捉えていただきまして、そういう形で活用いただけるよう広報周知を進め、防犯活動の充実強化を図ってまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

初めに、社会福祉施設や病院における防犯対策についてです。

近年、社会福祉施設や病院では、様々な要因による利用者や職員の安全・安心に関わる事案が全国的に発生しており、防犯対策として、施設等での個別の対策はもとより、日頃からの警察等関係機関との連携体制の強化や地域との関係構築が重要と認識しております。

県では、平成28年に発生した相模原市の障害者施設での事件を受けて発出された厚生労働省からの通知に基づき、社会福祉施設や医療機関に対して、地域や警察などとの連携強化や防犯対策のための施設整備の推進などを周知し、施設整備への補助を行うなど、継続的な対策強化を支援しているところでございます。

加えて、平成30年に発行された「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」では、具体的な対策事例等も含めて紹介され、これらについて県では機会を捉えて周知してきており、引き続き施設等の防犯対策が向上するよう働きかけてまいります。

次に、療育手帳制度に関して、療育手帳の判定基準の運用状況についてのお尋ねです。

県では、厚生事務次官通知等に基づき、療育手帳交付要綱等を定め、この全県統一の基準に基づき、知的境界域や発達障がいなどのケースにおいても各児童相談所において統一的かつ公平な判定を行っているところでございます。具体的には、専門職である児童心理司が知能指数と日常生活の自立度を加味して総合的に判定の上、知的障がい児者と判定された方に療育手帳を交付しております。また、各所の担当者を集めた研修において、事例検討等を通じて判定の標準化を図っております。

続いて、療育手帳の判定を行う児童心理司等の確保育成についてでございます。

心理判定を行う児童心理司等については、一般心理学を学んだ専門性の高い職員を毎年度計

画的に採用し、人材を確保しております。新任職員に対しては、実際の判定業務への従事に先立ち、心理検査の技法を習得するため、ベテラン職員からスーパーバイズを受けながら、適切な判定ができるよう、習熟度に応じて3か月程度の研修を実施しております。

そして、判定業務に従事した後も、職場におけるケース検討や実際のケースに応じた実践的なオンザジョブトレーニング研修を行うなど、職員の資質向上及びベテラン職員からの若手職員へのノウハウの継承に努めているところでございます。

最後に、療育手帳の役割と知的障がいのある方の社会参加に向けた取組についてでございます。

療育手帳は、障害福祉サービスや旅客運賃の割引等各種サービスの円滑な利用を可能とし、また、就学や就労の場面においても障害特性を理解した上で適切な配慮を受けられるなど、知的障がいのある方の暮らしを様々な面で支える重要な役割を果たしているものと認識しております。県では、幅広い県民の皆様に、知的障がいをはじめ様々な障がいに対する理解を深めていただくため、信州あいサポート研修や出前講座の実施に加え、動画配信等様々な広報媒体を活用して啓発に取り組んでおります。

また、障がい者文化芸術祭や各保健福祉事務所における地区の障がい者スポーツ大会の開催等を通じて地域住民と交流する機会の確保に取り組んでいるところです。引き続きこれらの取組を通じて知的障がいへの理解や地域住民との交流促進に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 学校施設環境改善交付金の市町村の活用状況と周知についてのお尋ねでございます。

現在、県内の公立小中学校における防犯カメラの設置は、小学校で53%、中学校で46%設置していると承知しております。議員御指摘の文部科学省学校施設環境改善交付金は、令和5年度から7年度までの3年間、大規模改造事業として既存の防犯対策事業に比べて補助率を2分の1に引き上げるなど集中的な支援を行うものであり、県では、この制度の創設を受け、市町村に対して防犯対策の強化に必要な施設整備の検討を依頼しているところでございます。

これまでこの事業を活用した市町村の整備状況は、令和6年度までに1市2町において11の小学校、二つの中学校が整備され、令和7年度は1町において1小学校の整備が進められているところでございます。

また、先般公表された令和8年度の文部科学省の概算要求資料においては当該事業を令和10年度まで延長する旨の記載があることから、今後も国の動向を注視し、市町村教育委員会に対して必要な情報提供を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）療育手帳の全国統一化に向けて取り組んでほしいという御要請をいただきました。

法律上、知的障がいの定義がないということから、この療育手帳については、各都道府県、政令市が昭和48年の厚生事務次官通知等に基づいてそれぞれ独自に基準を定めて交付しているところでございます。自治体によって検査方法、IQの上限値、発達障がいの取扱いなど認定基準が異なることから、手帳を所持した方が他の自治体に転居した場合には、手帳が取得できなくなったり、区分が下がってこれまで受けていたサービスが受けられなくなるといった弊害も生じております。

どこに住んでいても全国統一の基準で認定され、同じサービスを受けられるようにすることが知的障がいのある方の福祉の向上と自立につながるものというふうに考えておりますことから、これまでも基準の統一化を全国知事会を通じて国に要望してきているところでございます。私も、今度会長になりましたので、改めて全国知事会としての役割、立場を認識して、引き続き早期の制度化を強く国に訴えていきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。県民の安全・安心のための対策として、国でも、そして県でも予算化していただいているものがいろいろありますので、必要としている施設や学校に対しまして整備事業が進みますようしっかりと周知の徹底をお願いしたいと思います。

それから、阿部知事からも御答弁ありがとうございました。療育手帳は県が交付主体ですが、具体的なサービスは市町村が提供するものが多くあります。県と市町村、そして地域の支援機関との連携がスムーズに行われ、利用者がどこに相談しても適切な情報や支援につながる体制が必要です。

様々な課題があるのは承知しています。全国統一した適正な運用が実現できますよう、先ほどの阿部知事の御答弁のように、全国知事会におきましてもリーダーシップを十分発揮されまして、さらなる国への一層の働きを強く要望し、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明10月1日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時6分延会

令和 7 年 10 月 1 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 7 年 9 月
第440回長野県議会（定例会）会議録（第3号）

令和7年10月1日（水曜日）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 池 田 光
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和 7 年10月 1 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、宮本衡司議員から本日午前欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、奥村健仁議員。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）新政策議員団、大町市の奥村でございます。通告に従い質問をいたします。

長野県は、北アルプスをはじめ、三大山脈に抱かれた日本を代表する山岳県であります。その壮大な景色は、登山者に深い感動を与え、国内外から多くの登山者を迎えております。

しかし、一方で、登山者の増加、気象の急変などを背景に、山岳遭難件数は依然として高い水準にあり、大きな課題となっております。現在、県内に13の地区山岳遭難防止対策協会が設けられ、パトロールや登山相談所の開設、情報提供や啓発活動など地道な努力が続けられております。また、山は、観光資源であると同時に教育の場でもあり、県内各地で行われる学校登山は、次代を担う子供たちを育てております。

このように、山岳は私たちにとってかけがえのない宝であります。しかし、その価値を未来に受け継ぐために、幾つかの課題の中で、今回は安全、担い手の視点から県の考えをお伺いいたします。

まず、山の安全であります。年間の遭難件数はいまだに高い水準にあり、長野県登山安全条

例の規定はあるものの、登山者の命を守る体制強化は急務であります。そこで、登山届の未提出が依然として見受けられ、遭難時の初動対応に支障が生じた事例があったと聞いていますが、県として電子登山届の普及促進や提出率向上に向けて今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、登山者への情報発信について、既に信州山のグレーディングや登山相談所の取組がありますが、気象の急変や登山道の状況をリアルタイムで把握できる仕組みを構築することが必要と考えます。登山者への現地の最新情報の発信について、県としてどのように取り組むお考えなのか。以上2点、高橋観光スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、山を支える安全の担い手の存在であります。

山岳遭難救助は、警察、消防、遭難対策協会、長野県山岳遭難防止対策協会常駐隊等に大きく依存し、現場の負担が非常に大きくなっております。遭難救助には県警や県防災ヘリコプターが出動しておりますが、その運用には巨額の公費が投じられております。

県警ヘリの出動は、令和6年の出動件数で、105件、106人に上っております。また、県の防災ヘリが山岳遭難に出動した件数は、令和6年1月から8月は31件、35人に上っております。しかし、登山者自身の費用負担は原則なく、結果として県民全体の税負担に依存しております。今年の防災ヘリの出動は、昨年同時期で58件、63人と倍増しており、今後も出動件数の増加が見込まれる中、遭難者に負担を求めることも必要ではないでしょうか。県防災ヘリの費用負担を求めることについて渡邊危機管理部長の見解をお伺いいたします。

次に、山岳遭難防止常駐隊についてお伺いします。

常駐隊は現場に身を置き、相談活動やパトロールを通じて遭難を未然に防ぐ最前線の存在です。常駐隊の隊員は、自己犠牲をいとわず、山と登山者の安全を守る使命感を持って活動しており、観光と安全の両立を支える不可欠な存在であります。

そこで、遭難対策を担われている県警にお聞きします。常駐隊は県警にとってどんな存在でしょうか。阿部県警本部長にお伺いいたします。

次に、常駐隊員の活動に要する費用や装備、隊の運営に関して必要な改善策を速やかに講じる必要があると考えます。隊員が活動のために山小屋に宿泊した場合に山小屋に支払う費用は、最近の宿泊料金の動向を踏まえた見直しが必要と考えますが、高橋部長にお伺いいたします。

さて、登山は観光でしょうか。登山をどう考えるかで県の政策や支援の方向性が大きく変わってまいります。

登山は、観光資源として、宿泊、飲食、交通など地域経済に大きな効果をもたらします。一方で、登山は、学校登山における青少年の健全育成、体力づくりなど多面的な価値を有しております。加えて、噴火対策や遭難対策、救助費用、自然環境の保全といった課題も存在し、単

なる観光振興の枠組みだけでは対応できません。

そこで、お伺いします。県は、登山を観光として扱うのか。観光、教育、スポーツ、安全対策を横断する総合的な政策分野として位置づけ、新しい体系として取り扱う必要がありませんか。観光振興と安全、環境保全をいかに一体的に推進していくのか、阿部知事の見解をお聞かせください。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には山岳遭難防止対策について3点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、登山計画書の提出率向上に向けた取組についてのお尋ねであります。

令和7年の山岳遭難の発生件数は、300件を超える過去最多のペースで推移しているところでありまして、迅速な救助活動を行うためには、登山計画書の提出が大変重要なものと考えております。

県では、平成27年に制定した登山安全条例において、全国で初めて届出を義務化するなど、先進的に取り組んでまいりました。特に、オンラインによる届出件数は、条例施行直後の平成29年度は年間約4万件だったものの、昨年度は約7倍の約28万件にまで増加して、届出件数全体の76.1%を占めるまでになっております。

県としては、近年の遭難件数の増加も踏まえまして、遭難者の約4割を占める首都圏の登山者に向け、銀座NAGANOでのセミナーや大手登山用品店が主催するイベントで発信を行うほか、登山アプリ運営会社と協力し、登山口においてオンラインによる登山計画書の提出を呼びかけたり、スキー場や大使館等の協力の下、バックカントリーに訪れるインバウンド旅行者に向けてSNS等を活用した注意喚起を行うなど、啓発の強化にも積極的に取り組んでおります。

今後は、環境省等が先月から上高地で試行しておりますゲートでの登山準備等の入山前の確認などの新たな取組も踏まえて、現在約7割にとどまっている登山計画書の届出率のさらなる向上に向け、山小屋や関係機関・事業者とも連携して取り組んでまいります。

次に、登山情報の発信に関する県の取組についてのお尋ねであります。

登山者が、変化の激しい山岳の気象予報や登山道の状況などリスクに関わる情報をリアルタイムに入手することは、山岳遭難を防止する観点から大変重要なことと認識しております。登山に関する情報につきましては、現在も、遭対協や県警において、気象情報等に基づいて山中で登山者へ声がけを行うほか、遭難救助の事例を踏まえた注意喚起を公式Xで発信しておりますし、山小屋においても、情報提供に加えまして、ホームページやライブカメラ等を活用し、気象情報や登山道の状況を現場から発信しております。

さらに、登山アプリ運営会社等においても、登山道通行時の注意点や山岳専門の気象情報の配信などリアルタイムに登山情報を提供するなど、様々な主体媒体より情報発信が行われているところでもあります。

また、県においても、登山道の状況や遭難の発生状況、季節ごとの留意事項など安全登山に関する情報を集約し、ホームページで発信するとともに、山小屋や県内外の登山用品店、登山地図アプリを通じて登山者に定期的な情報提供も行っております。

今後、県や県警、山小屋等が発信するタイムリーな情報をホームページ等に集約し、分かりやすく発信するなど、民間事業者等とも連携して登山者に必要な情報をより多くの皆様に届けられるよう工夫しながら取組を進めてまいります。

最後に、山岳遭難防止常駐隊の活動に要する宿泊料金等の見直しについてのお尋ねであります。

登山道でのパトロールや啓発など山小屋を拠点に活動している常駐隊の宿泊につきましては、山小屋の皆様にご公的な活動としての御理解をいただき、一般的な価格よりも安価な料金で利用させていただいているところであります。

しかしながら、議員からも御指摘いただいたように、山小屋の皆様から、コロナ禍を経て、宿泊定員を減らしたことや、土産代をはじめとする近年の物価高騰の影響により宿泊費等の見直しを求める声を多くいただいております。来年度に向けて物価高騰などを反映した見直しについて検討してまいります。

加えて、山岳遭難が増加する中で、遭難の防止の現場を支える常駐隊がより円滑に活動できるように、常駐隊の活動に必要な装備や活動経費の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には消防防災ヘリによる山岳遭難救助における費用負担について御質問をいただきました。

地上から遭難者への接触が困難な遭難救助におきましては、ヘリコプターによる救助が中核を担っておりますが、現在、県消防防災ヘリコプターによる救助は、消防による救急車の活動と同様に、遭難者に費用負担を求めておりません。

一方、全国的には、消防防災ヘリコプターの救助費用負担について、埼玉県においては、指定した山域の救助に対し5分8,000円の手数料を徴収しているほか、閉山中の富士山における救助費用について、山梨県及び静岡県において検討が行われていると承知しております。

本県は、全国有数の山岳県ですが、この夏の山岳遭難件数は全国最多かつ過去最多を記録し

ておりまして、山岳遭難救助の費用の負担の在り方は本県においても直面する課題であると認識しております。費用負担を求めるのか、求めないのか、また、求めるとした場合、その目的や対象となる山域、対象とする救助者の範囲など多くの整理すべき事項があることから、関係者からの意見もお聞きしながら今後しっかりと研究してまいりたいと考えております。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）山岳遭難防止常駐隊は県警にとってどのような存在なのかとの御質問をいただきました。

長野県山岳遭難防止常駐隊は、長野県山岳遭難防止対策協会が設置する民間人により構成される組織で、山岳遭難が多発する夏から秋にかけて、北アルプスにおいて山小屋等を拠点に常駐し、パトロールを通じた登山者の安全確保のほか、山岳遭難発生時には、県警察との連携の下、救助活動にも従事していただいているところであります。県警察にとって非常に心強い存在であり、その必要性は十分に認識しているところであります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には観光振興と安全対策、環境保全等の取組を一体的に進めていくべきと考えるがどうかという御質問をいただきました。

登山に関係する組織体制につきましては、登山がレジャーとして一般的になったことから、平成26年度に安全登山の啓発や山岳遭難防止対策の業務について、それまで所管しておりました教育委員会から、本県への来訪者に対して多くの発信手段を持つ観光部に移管して、観光政策と一元的に展開する形にいたしました。

平成27年に制定した登山安全条例の下で、観光スポーツ部が中心となって、捜索・救助を担う警察本部、火山防災等を担う危機管理部、登山道など山岳環境の維持を担う環境部などと連携して登山に関する施策を総合的に推進してきているところでございます。

ただ、今御指摘がありましたように、近年、装備が十分ではない登山者や、体力、技術が伴わない登山者の増加を背景にして山岳遭難が過去最高を更新するなど、登山安全条例を制定した当時と比べると、大分登山を取り巻く環境、そして関係者の意識が変わってきているのではないかというふうに思っております。

こうした状況を踏まえて、必要な規制の在り方、推進するための体制の在り方など、山岳関係政策の在り方について、市町村、山小屋など関係の皆様方の考え方もお伺いしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。登山もそうです

けれども、バックカントリーなどのスキーも、遭難すれば命懸けで救助をするわけです。そういう意味も含めて、費用負担を求めていくべきではないかと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、緊急銃猟制度についてお伺いいたします。

このところ連日のように熊による被害が大きく報じられ、特に、市街地において熊の被害が増加してきております。私の地元大町市でも、今年6月に男性2人が熊に襲われ、1人が死亡するという痛ましい事故が発生しております。

この9月から、人の生活圏に熊が出没した場合、市町村の判断で実施することができる緊急銃猟制度が始まりました。制度上は迅速な対応が期待できるようになりましたが、体制整備の遅れなど様々な課題が指摘されています。今回の補正予算で、総合的かつ抜本的にツキノワグマ対策を進めるとのことですので、期待を申し上げたいと思います。

そこで、お伺いします。まず、この制度に対する県としての取組と課題をどのように捉えているのか、お聞きします。

次に、この制度を有効に機能させるためには、市町村が猟友会などと緊密に連携し、適切な判断を下すための専門的な知識や体制が必要となりますが、猟友会員の高齢化や必要な人材の確保が困難な市町村も多く、現実的には市町村の負担は非常に大きいものと想定できます。

特に、中山間地域を持つ中小規模の自治体は、専門的な職員がいない状況です。緊急銃猟だけでなく、錯誤捕獲への迅速な対応も求められる中で、例えば、野生鳥獣の生態に詳しい専門人材や麻酔技術者などを県が雇用し、各振興局に配置して市町村を支援することなどはできないでしょうか。この2点、根橋林務部長にお伺いいたします。

緊急銃猟だけでは熊被害の抜本的な解決にはなりません。例えば、捕獲の担い手確保や耕作放棄地の増加による緩衝地帯の減少の解消など、総合的な野生動物の管理施策がより重要と思います。人の生活圏に出没した際の対応や熊類の生態や現場の状況、背景など、市町村への対応について国や都道府県による理解と支援がより重要となります。

知事は、全国知事会長に就任され、9月5日の知事会見で、私にとっての現場はまさに長野県とおっしゃっております。現在の長野県の現状を踏まえ、国に対してどのような支援を要請していくのか、阿部知事にお伺いいたします。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には熊対策につきまして2問御質問を頂戴しております。

まず、緊急銃猟制度に係る県の取組と課題認識についてでございます。

県では、ツキノワグマによる人身被害の防止に向けまして、8月に新たにツキノワグマ対策のあり方協議会を設置いたしまして、市町村が緊急銃猟制度を安全かつ的確に運用できるよう、

実施手順や準備事項などを体系的に整理した独自の対応マニュアルの策定を進めております。
また、今般、緊急銃猟を想定いたしました出沒訓練の実施や問題個体の捕獲に必要な経費への支援など、現場対応を財政面から支える補正予算案を提案させていただいたところでございます。

緊急銃猟制度は、人身被害の防止に向けました重要な手段だと考えておりますが、制度の実効性を高めるためには市町村の体制整備が不可欠でございます。現場では、専門人材の確保や訓練の継続、また、住民への情報提供など運用面での課題も多く、制度の円滑な運用には多面的な支援が求められます。県といたしましては、市町村が安心して制度を運用できるよう、引き続き関係者間の調整と支援の強化に努めてまいります。

続きまして、鳥獣対策の専門人材の確保育成についてでございます。

中小規模の自治体では、専門人材の不足や体制整備の遅れが今後の熊対策を進める上で大きな課題でございます。また、捕獲を担います市町村鳥獣被害対策実施隊も高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が急務でございます。県では、担い手の裾野を広げるため、ハンターデビュー講座を開催するとともに、現場対応力の向上を目的といたしまして麻酔従事者講習を実施するなど、専門人材の育成に取り組んでいるところでございます。

また、先ほど申し上げましたあり方協議会では、広域連携の仕組みや、議員御指摘の自治体における専門人材の雇用の在り方など、持続的な体制づくりについて議論を深めているところでございます。

鳥獣対策の担い手確保と育成は最重要課題でございます。今後も、多様な方策を検討いたしまして、ツキノワグマ対策を抜本的に強化するとともに、市町村を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には野生動物の管理施策に係る国への支援要請について御質問いただきました。

昨今のように、県民の皆様方の日常の生活圏の中に熊が出沒しているという事態は、極めて深刻なものだというふうに受け止めております。新たに整備された緊急銃猟制度は、突発的な事案への対応を可能とする仕組みではありますが、それだけでは日常的な出沒防止や地域全体での安全確保といった総合的な対策にはつながらないというふうに考えております。

本県では、今定例会におきまして、捕獲体制の強化や被害防止対策を柱とする総合的かつ抜本的な熊対策に係る予算を計上させていただき、県として全力で取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、一方、現場で対応される市町村、あるいは猟友会をはじめとする関係

の皆様方の御負担は大変大きいものがあるというふうに思っております。

限られた人員や財源で持続可能な形で対応していくことには限界があるのではないかとこのように思います。県としてもしっかりとバックアップをしていかなければいけないというふうに思います。

加えて、国に対しては、まず現場の実態を踏まえた柔軟な制度の見直しを行ってほしいと思いますし、十分な財政的な支援、さらには捕獲従事者の育成確保に向けた支援の充実、捕獲活動の必要性を国民の皆様方に正しく理解してもらうための広報、日常生活圏に熊に入られる我々長野県と、なかなか熊と出会う機会がない方々の意識のギャップはかなり大きいのではないかとこのように思いますので、本当に生命に不安を感じている方たちがいらっしゃるということを国全体にしっかりと広報してもらうということもやはり必要だと思います。

こうしたことも含めて、広域的かつ科学的な観点から、総合的な対策を責任を持って迅速に進めていただくよう求めていると考えております。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）今、知事より全力で取り組むという決意を聞かせていただきました。県民の生命を守るという一番大事な我々の使命だというふうに思っております。今後の展開に期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（依田明善君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出、自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

「焼き肉の街で俺は生まれた」、そのように記載された多くののぼり旗がはためく中、今年も7月19日、20日に焼肉ロックフェスが開催されました。GLIM SPANKYをはじめ36組のアーティストやパフォーマーがステージを盛り上げ、南信州牛、カシラ、マトン、黒モツ等の手ぶら焼肉とのコラボで、全国より総勢6,000人が来場しました。

このように飯田焼き肉文化が盛り上がる中、松本市の食肉処理施設の移転をめぐり、JA県グループは、7月25日に県庁で阿部知事と懇談し、朝日村を候補地とした移転新設を断念することを伝えました。資材価格の高騰で建設費が約1.5倍に増えたこと、朝日村の周辺住民の理解が得られなかったことを理由にしております。新たな流通体制として、中野市の食肉センターや他県の施設による食肉処理、佐久地域の施設での食肉のカット処理を代替案として提示しております。

中野市の施設では、排水処理施設の整備により処理能力が上がったとしても、残念ながら処理能力には限度があり、代替出荷先として検討されている群馬県や神奈川県まで長距離の輸送が想定されます。これでは、大幅に輸送コストがアップすることに加え、鮮度が必要である豚肉やホルモンは大きく味が落ちてしまいます。県として輸送コストへの補助金支給だけでは解決できない課題です。

また、どうか思い出していただきたいのですが、2004年3月に、県農協グループは、土地返還期限の延長を求める8万8,703名もの署名を松本市に提出しており、どうしても長野県にとって必要な施設であることを理解していただきたいと思います。

このような状況下、長野県は今後どのように取り組むべきか。例えば、隣県との協業、また、鮮度が必要となる豚に限定した県内の新たな施設の建設、さらには、JAのみならず民間企業を含めた新たなコンソーシアムを設立した上での新設を検討する等、様々な可能性が考えられますが、阿部知事の所見を伺います。

また、阿部知事におかれましては、2023年に当時の宮下一郎農林水産大臣に訴えていただいたように、処理頭数条件を満たさない小規模施設であっても、過疎地域等を支える重要施設は、強い農業づくり総合支援交付金において、知事認定に基づき、離島同様に処理頭数条件を適用除外とすること、また、物価高騰を受け、補助額を20億円よりも大幅に増額すべきことを引き続き国に強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、阿部知事の所見を伺います。

次に、リニア中央新幹線について質問いたします。

知事南信州執務週間は、昨年12月に続き2回目の取組ですが、阿部知事におかれましては、今回初めて町村役場職員と意見交換をされました。また、阿智村の満蒙開拓平和記念館を訪問され、さらに、長野県商工会壮青年部とも対話されました。

さて、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会では、上郷地域まちづくり委員会の北原会長よりお話があり、地元の思いをしっかりと聞いていただきました。阿部知事は、土地を譲っていただいた地権者や地元住民の皆さんが、思い描いていた状況とは違う状況に落胆している様子を十分理解した。さらにJR東海に対し地域の思いをしっかりと伝えたいと、最終日の囲み取材でコメントされました。

また、検討を進める県リニア整備推進局の現地移転は、現地に職員を置くことで、物の見え方、考え方が変わる。必要な体制や機能などを地域と話し合い、具体的な方向性を明確にしていきたい。また、移転時期は早くていけないことはないと言われました。

一方、飯田市としては、2028年度に一部供用を開始するリニア駅前広場の具体的な活用を考えるため、約2年半後の駅前広場のオープンに向けプラットフォームでの会議を重ねており、

私も地元経営者として参加しております。長野県としては、長野県リニア駅近郊グランドデザイン策定業務を進めており、また、今月、「リニアを核とした多極分散型国家のモデル」検討ワーキングチームを新たに設立し、多極分散型国家の実現に向けて検討を開始しております。多極分散型のモデル都市を実現すべく、リニア整備推進局の移転も念頭に、飯田市が進めるリニア駅前広場を含め、今後のリニア事業についてどのように取り組んでいくのか。以上、阿部知事の所見を伺います。

次に、小1プロブレムについて質問いたします。

毎年5月、6月は幼保小連絡会が県内各地で開催され、それぞれの保育園、認定こども園、幼稚園の職員は、卒園したばかりの小学校1年生の授業を見学しております。私自身も8校の地元小学校を訪問させていただきました。

新1年生は、卒園した保育園の職員が大勢来ていることに興奮しながら、算数や国語の授業で積極的に挙手し、発言したり、クラスメートと話合いを重ねたりと、入学して短期間ではありますが、成長がかいま見え、うれしく思います。当然ながら、発言を渋ったり回答に困ってしまう子供や、恥ずかしいためかクラスメートとの話合いが苦手な子供、午後の授業に慣れない児童は睡魔が襲ってきたりと、新1年生らしい一面を見せる児童もいました。

さて、度々地元の保育園の園長会等でほかの園長たちから指摘されるのが、幼保小の連携についてです。長野県では、2015年より信州型自然保育認定制度をスタートし、自然豊かな長野県の環境を最大限生かすことを大切に考えております。一方で、豊かな自然をフィールドに活動していた子供たちが、小学校に入学した途端、毎日長時間椅子に座り、授業を受け続けることに大きなギャップが起きてしまうことは容易に想像できると思います。

当然ながら、多くの保育園は、自然保育のみならず、歌、ダンス、劇遊び、運動会等、集団保育とバランスを取りながら進めていることも理解しております。自然保育を推進することは非常に正しいことだと思いますが、小学校側の受入れ態勢を整えなければ、残念ながら、自然保育に慣れ親しんだ児童は小学校で大きな違和感を覚え、不登校につながる可能性があります。

また、教員不足が叫ばれる今日において、非常に難しいことは重々承知しておりますが、保育園で加配職員が配置されていた卒園児が、小学校の規模により配置基準を満たさず、加配の教員を十分配置できない事態が起きています。小さいときにこそできる限り十分な発達支援が行われることが必要であり、それが将来の成長に大きくつながります。せめて、小学校1年生のときには、小規模校であっても必要な児童に加配の教員を配置できるよう強く要望いたします。

それでは、武田教育長に伺います。

長野県が進める園・小接続カリキュラムは、信州やまほいくとのバランスを取りながら、小

学校低学年のカリキュラムを見直し、よりよくしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、教員不足の中、非常に難しいことは重々承知しておりますが、小学校低学年の加配教員の配置基準の緩和と増員の可能性について伺います。

次に、県産材の利用促進について伺います。

長野県は、本年3月より、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例を施行いたしました。2025年度から、木造・木質化支援事業の補助金の上限を従来の500万円から6倍の3,000万円に引き上げ、申請期間は11月28日までで、予算額の約6,000万円に達した時点で受付を終了することになっております。床面積が300平方メートル以上で補助金は最大3,000万円、300平方メートル未満の施設への補助金は上限500万円、建物の内装に木材を利用する木質化の支援金は上限200万円に据え置いております。いずれも、使用木材の8割以上を県産とするのが条件で、電気設備工事などを除いた木工事費用の半分まで補助することになっております。

木造・木質化支援事業は2023年度から始まり、これまでに11件の実績がありますが、美容院など比較的小規模の施設での利用が中心でした。この支援事業については、ほかの補助金制度を活用する場合、補助対象を切り分けない限り併用することは不可能です。例えば、学校や図書館では文部科学省、保育園や児童養護施設、児童クラブ、フリースクール、病児保育施設等はこども家庭庁等の補助金を活用している場合、対象外となります。御承知のとおり、建設費の高騰により、子供の居場所となる施設は、新設や建て替えの際、県産材を使用しているにもかかわらず、残念ではございますが、縮小せざるを得ません。さらに、この支援事業は、あくまで建物に対してであり、県産材を使用した机、椅子、本棚、おもちゃ等の備品を単独で導入する場合、補助対象にはなりません。

以上より、子供や児童の施設で、この支援事業はなかなか活用されません。信州の将来を担う子供たちにこそ県産材のすばらしさを理解してもらうことが最も大切であると考えます。当然ながら、元気づくり支援金では、条件や用途は限られております。子供たちの視点に立った施設整備を進めるために、この支援事業のさらなる金額増加、条件緩和をぜひとも検討してはいかがでしょうか。根橋林務部長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

本年8月、松川町、長野県、県ラグビーフットボール協会が連携し、2028年の信州やまなみ国スポに向けて、松川町を拠点とする県内初の女子ラグビーチームの設立を目指しているとの報道がありました。松川町は、チーム設立を契機に、スポーツを通じた地域活性化、若者・女性の定住を図る狙いで、選手やスタッフにはスポーツ指導や地域の発信、子供たちとの交流などに取り組んでもらい、選手の引退後の定住なども念頭に置いております。チームのスタッフやコーチ、マネジャーは松川町に移住し、町が地域おこし協力隊として雇用し、まちづくりに

も参画します。総務省が派遣する地域力創造アドバイザーも活用します。

なお、県ラグビーフットボール協会は、会長は佐々木県議、理事は山田県議、私もラグビー経験者として副会長に名を連ねており、力強く取り組んでまいることをここに宣言いたします。

女子7人制ラグビーが国スポに採用されてから、残念ながら長野県は、北信越国スポにおいて、新潟県、石川県の牙城を打ち破ることができず、国スポに出場した実績はございません。本県での開催時には全ての競技が出場可能であると聞いておりますが、地元ラグビーファンとしては、本県開催前の2026年、2027年にぜひとも自力で出場を勝ち取ってほしいという強い思いがあります。

また、本議会の知事提案説明において、先般の北信越国スポでの厳しい結果を受け、戦略的・重点的に競技力向上対策に取り組むとの説明がありました。信州やまなみ国スポに向けた女子ラグビーチームの設立の取組は、県ラグビーフットボール協会と松川町、長野県の三者が連携した女子ラグビーのレベルアップに資する強化対策の一環として、また、スポーツを通じた地域活性化にもつながる好事例と考えます。

そこで、長野県として、女子ラグビーチーム設立のような市町村と連携した強化策も含め、今後県全体の競技力向上対策をどのように進めていくのか、北島国スポ・全障スポ大会局長の所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、食肉施設に関しての今後の方向性という御質問でございます。

提案説明でも申し上げたように、今回、松本市に所在する食肉施設について、事業主体の長野県食肉公社とJA全農長野が慎重に検討された結果、移転新設を断念され、今後は代替策の検討を進めていこうという形になっているところでございます。

一方、県内畜産業に関わる方々にとっては、この問題は極めて重要で切実な課題だというふうに受け止めております。

食肉公社が行った経営シミュレーションにおきましては、行政が施設建設費の全額を支援するという形になったとしても、持続可能な健全経営を行うことは困難だという試算が示されておりますし、県といたしましても、新たな施設の設置については、食肉施設が取り扱うことを想定している処理頭数ではなかなか困難だというふうに判断したところでございます。施設の規模の在り方等についても、例えば、小規模な施設にすれば処理頭数に比例してコストが下がるかということ、機械の規格は変わらない、あるいは衛生面から作業人員を削減することも難しいといったようなことがあって、大幅な事業費の削減をすることもなかなか困難だというふうに考えております。

今後の対策、取組につきましては、まずはしっかりと生産者を含めた関係者の皆様方の御意見をお伺いして方針を決めていきたいというふうに考えておりますが、これまでのこうした検討を踏まえますと、輸送コストの増嵩分の支援も含めて、まずは松本市の施設閉鎖の影響を緩和するための取組についてしっかり早期に打ち出すということが必要だというふうに思っております。加えて、規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化、消費拡大、ブランド価値の向上、こうしたことを通じて、生産者を含めた畜産関係の皆様方の取組の後押しをしていきたいというふうに考えております。

続いて、国庫補助事業の要件緩和についてでございます。

御質問で引用していただきましたように、これまでも、この松本食肉施設の移転新設ということを念頭に置きながら、国庫補助事業の活用のため、処理頭数要件緩和等について国に要望を行ってきたところでございます。

今回、この松本食肉施設の移転新設は一度断念されるという形になったわけであります。移転新設を行わないことにはなりましたが、これから今後の在り方を検討する中で、課題を精査させていただき、必要な事項については国に対してしっかりと改善、対応を求めていきたいと考えております。

それから、リニア開業に向けての取組という御質問でございます。

南信州地域をはじめ、このリニア開業の効果を最大限生かせるようにしていくということが我々県としての大きな役割だというふうに考えております。これまでも、リニアバレー構想を進めるための基本方針に基づく様々な施策に取り組んできたところでありますが、当面次の3点について具体的な検討を行ってきたいというふうに思っております。

まず第1でございますが、御質問にもありましたように、現在飯田市では、駅前広場や高架化空間の活用策の具体化を進めようということで、飯田・リニア駅前広場プラットフォームやリニア駅前広場活用検討会議で検討が行われております。我々長野県としても、これは長野県における南の玄関口だというふうに考えておりますので、そうした観点で地元の皆様方と一緒にその在り方を検討していきたいと考えております。

そして、第2に、多極分散型国家モデルとしての地域を実現するための取組を進めていきたいと考えております。去る9月19日に長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部会議を開催いたしました。そこにおきまして、「リニアを核とした多極分散型国家のモデル」検討ワーキングチームを立ち上げたところでございます。今後、実証都市圏域の形成に必要な取組を市町村と連携して進めてまいりたいと考えております。

そして、第3には、こうしたことを生かすための広域二次交通の具体化を図ってまいります。リニア駅アクセス検討会議の場において、運行範囲の明確化や自動運転の可能性などについて、

リニアの開業が大分先に行ってしまう見通しでありますので、開業前から段階的に運行できるようにすることも視野に入れながら検討を行っていきたいと考えております。

なお、こうした取組の方針が具体化した段階で、その方針を具体化していくために、リニア整備推進局も含めて、南信州地域における県として必要な体制の在り方を考えて具体化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）小1プロブレムについて2点御質問をいただきました。

まず、小学校低学年のカリキュラムをよりよくしていくことについてでございます。

保育園・幼稚園から小学校低学年の年代の子供は、遊ぶことと学ぶことを切り離すことができず、信州やまほいくで十分遊び込んだ子供は、学ぶことの楽しさも獲得していくものと考えております。

子供の健全な成長を考えたときに、信州やまほいくの取組が小学校に接続していくことは意味のあることと考えております。しかしながら、小学校において、学びは教室で行われるものであるという意識が依然として強く、野外等での貴重な体験を学びと結びつけることがあまり進んでいないということも事実でございます。今後、園・小の接続の観点から、小学校低学年の柔軟な教育課程の在り方についての研究を進め、子供が子供らしく学ぶことができるよう取組を進めてまいります。

続きまして、小学校低学年への教員の配置基準の緩和と増員の可能性についてでございます。

現在、小学校1、2年生において、生活習慣の確立と基礎学力の定着を目的に、平均児童数が30人を超える学級数に応じて1名から3名の非常勤の支援教員を加配しており、その数は、全県で87校、109人となっております。

加配教員が一人一人に合わせた支援を行うことで、保護者からは安心感を持って学校生活を送ることができているという声が寄せられている一方で、集団としての質を高めることと個別的支援のバランスの在り方という課題もございます。

こうした状況を踏まえて、今後は、学級数に応じた平準的な加配ではなく、計画的かつ主体的に取り組む学校に対して加配を行うなど、小学校低学年への配置も含め、課題等の根本解決に向けた教員配置の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）木造・木質化支援事業の条件緩和等についての御質問でございます。

子供たちが幼少期から県産材に触れ、身近に感じられる空間づくりは、森林や木材への親し

みと理解を育み、豊かな心を育てるとともに、将来の県産材利用につながる重要な取組であると認識しております。

県では、令和5年度から木造・木質化支援事業を現行の仕組みで実施しておりますけれども、これまでの2年間でこの事業を活用した施設は11か所ございまして、そのうち子供たちが利用いたします保育所等3か所で木質化を支援させていただいたところでございます。

この事業につきましては、今年度から、多くの県民の皆様が利用する商業施設等につきまして補助上限額の拡充を図ったところでございますが、来年度に向けまして、事業の実施状況、また補助事業者の御意見等を踏まえまして、子供たちが利用する施設を含め、より多くの施設で活用が進むよう、さらなる事業の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長北島隆英君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（北島隆英君）私には市町村と連携した強化策を含めた競技力向上対策について御質問をいただきました。

議員から御紹介のありました松川町との取組は、前回のやまびこ国体において、相撲競技やフェンシング競技などが開催を契機に地域に根づき、まさにレガシーとして大会終了後も受け継がれているように、信州やまなみ国スポ・全障スポの開催を通して、競技力の向上だけでなく、県としても、おらが町のおらがスポーツとしてスポーツを通じた地域の活性化などにつなげることを目指したものであります。

このような考えの下、市町村と連携した競技力向上対策として、ジュニア選手発掘・育成のための競技体験会の開催、また、卓球競技で岡谷市役所を強化拠点クラブチームとして指定するなど、一部の競技では市町村と協力して強化策に取り組んでいるところでございます。

今後は、3年後となりました信州やまなみ国スポ開催時に、本県の代表選手や代表チームの候補となる選手の顔が具体的に見えてくる時期になることから、より個別重点的な強化策にも力を入れ、取り組む必要があると考えております。

強化の課題は、競技の種別・種目などにより様々であります。現在開催中の滋賀国スポが終了した時点で競技団体と共に結果分析をしっかりと行い、必要に応じ、市町村とも引き続き連携しながら、それぞれの課題に応じた強化に取り組み、本県選手が持てる力を十分に発揮でき、勝ち切る力をつけるなど、さらなる競技力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁いただきました。

松本食肉加工処理施設の問題は、長野県全体の問題であり、あらゆる可能性を模索し、飯田

焼き肉文化を含め、信州の食肉文化を次世代につなげられるよう、絶大なる支援を引き続き強く要請いたします。

阿部知事におかれましては、来週、三遠南信サミット2025 in 南信州で飯田市を訪問される際、黒モツをはじめ飯田焼き肉をしっかりと堪能していただき、お肉の背景にある畜産農家、卸・流通業者、焼き肉屋、そして焼き肉文化を愛する県民一人一人の思いを酌み取っていただきたいと思います。

リニア中央新幹線においては、ぜひとも全国に誇れるような取組、さらには多極分散型国家の実現に向けた軸となるような取組を今後も大いに期待したいと思います。

幼保小の連携の深化に加え、県産材の利用促進が子供たちの未来につながるような取組強化を今後も強く要望いたします。

また、先日、わたSHIGA輝く国スポ2025の開会式をほかの県会議員と共に見学させていただきましたが、ぜひとも、信州やまなみ国スポ・全障スポも、選手の強化対策を含め、全県を挙げての大きな盛り上がり期待しております。

信州のさらなる発展を願い、私の一般質問を終了いたします。

○議長（依田明善君）次に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）ユースセンターの設置促進について伺います。

少子化が進む中であって、地域の未来を担う若者が安心して成長し、自らの可能性を伸ばしていける環境を整えることは、市町村にとって重要な課題です。公明党長野県議団では、昨年9月定例会一般質問で、勝山議員から若者・単身者向けの居場所の推進を強く要望し、こども若者局長からは、若者の居場所については市町村と連携しながら地域ごとのユースセンターの設置を促進したいとの答弁がありました。

本年度、県では、信州未来共創戦略に基づき、地域ごとのユースセンターの設置を促進するとともに、元気づくり支援金の重点枠としてユースセンターの設置や活動に資する事業が盛り込まれました。

ユースセンターとは、主に中高生をはじめとする若者の、家庭や学校とは異なる第三の居場所であります。ここでは、安心して自由に過ごせるほか、ユースワーカーとの関わりを通じて相談ができたり、地域の多様な人々と交流したり、若者が主体となって「好き」や「やりたいこと」に挑戦することを支援します。県内では、須坂市のコトコトや茅野市のCHUKOらんどチノチノ等が運営されており、中高生たちが自ら考え、地域住民の応援の下、施設の運営やイベントを開催するなど、注目を集めております。

公明党県議団では、先月、富士見町のユースセンターまるいちとNPO法人カタリバが運営

している東京都の文京区青少年プラザb-l a bを訪問し、ユースセンターの設置及び運営に関する調査を行いました。規模の違いはありますが、ユースセンターでは、中高生が自由に過ごし、勉強やゲーム、楽器演奏、ダンスやD I Y、料理を作るなど、やりたいことに挑戦できる新たな地域の拠点となることが期待されます。

ユースセンターの設置においては、若者が主体的に企画・運営に参画し、若者に自分たちの居場所として認知され、利用が促進されることが重要であります。そこで、ユースセンターの設置に当たっては、中高生など若者へのアンケートやヒアリングを行い、ニーズを把握するとともに、若者主体の運営委員会やユーススタッフ制度を導入するなど事前の協議が重要であり、県はN P O等と連携しながら市町村等にアドバイスを行うことが重要であるとするが、いかがか。伺います。

ユースセンターを設置運営する上で、若者支援を担う専門人材であるユースワーカーが不可欠です。しかし、ユースワーカーについては、まだ認知度が低く、市町村内で人材の確保や育成を行うことは困難であると考えます。また、他県では、地域おこし協力隊制度を活用してユースワーカーの確保に取り組んでいる事例もあります。そこで、県主催のユースワーカー研修の開催や、情報交換のための交流機会の創出を含め、ユースワーカーの確保育成についてどう取り組んでいくのか、伺います。

全国でユースワーカーの設置や運営に取り組むN P O法人カタリバでは、子供や若者にとっての「ナナメの関係」の重要性を提唱しています。子供や若者にとって、「タテの関係」は親や教師、「ヨコの関係」は同世代の友人であり、「ナナメの関係」は自分より年上の利害関係のない第三者との関わりです。

この「ナナメの関係」がユースセンターでは重要であり、主な特徴として三つあります。

一つは、本音で話せる関係で、利害関係がないため、家族や先生には言いにくいことについても安心して本音で対話ができる。二つは、新しい視点や可能性で、少し年上の先輩の経験談を聞くことで自分の未来を肯定的に捉え直し、新たな気づきを得るきっかけになる。三つは、多様な大人との接点で、ふだん出会うことのない外部の大人と接することで、子供は視野を広げ、多様な価値観に触れることができます。

そこで、ユースセンターの設置について、地域住民の理解と協力が重要と考えますが、事前に情報共有が十分でない場合、若者だけの施設と誤解され、地域住民の理解が得られない可能性があります。そこで、地域の未来を担う子供たちが大人と交流することで、地域の大人からも理解され、地域振興などにも資する拠点としていくべきであるとするが、いかがか。以上3点についてこども若者局長に伺います。

ここまで、ユースセンターの設置促進について伺ってまいりましたが、信州未来共創戦略に

において、「若者の社会参画を促進しよう」との項目の2050年にありたい姿として、「若者が、自らの人生と社会について主体的に意思決定を行い、主導的な立場で活躍している若者が多数存在している」こととしています。若者の社会参画の促進について長野県として今後どのように取り組むのか、知事に伺います。

次に、トイレ防災対策について伺います。

災害時、命と健康、そして尊厳を守るため、トイレの確保は最優先の課題です。公明党県議団では、先月、東京都庁を訪問し、東京トイレ防災マスタープランについて調査を行いました。このプランは、東京都が、首都直下地震などの大規模災害を想定し、災害時にもトイレ環境を途切れさせないことを目指したトイレ対策の基本方針を示す計画で、今年3月に策定されました。トイレ機能の停止やトイレ需要の集中が原因で、不衛生な環境、感染症の蔓延、トイレ、食事を控えることでの健康被害、さらには災害関連死や治安悪化などにつながるリスクがあるとしております。

災害用トイレについては、ライフラインが被害を受けた際にも使用可能なトイレを想定し、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、災害対応型常設トイレなどが挙げられております。このプランでは、区・市町村に対して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定を求めており、2030年度までに全ての区・市町村でその計画を策定することを到達目標としています。

東京トイレ防災マスタープランでは、災害時のトイレ確保について、自助・共助を促進するため、個人、家庭、企業レベルでも、携帯トイレ、簡易トイレについて3日分を基準とする備蓄を進めるほか、企業には、トイレ運用マニュアルの作成、訓練実施なども求めております。

長野県においても、災害時、県民や企業をはじめ、観光地においては、日本人観光客やインバウンドに対応する上で重要な課題であると考えます。そこで、長野県において、自助・共助の促進として、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄について現状をどのように捉えているのか。また、今後、周知広報をさらに進める必要があると考えるが、いかがか。伺います。

災害時、避難所のトイレの運営と人材確保について、県内の一部の市町村では、避難所運営マニュアルにおいてトイレ設置・管理方法が明記されております。そこで、災害時のトイレの設置、清掃、管理をはじめとした避難所の安定的な運営をどのように行い、対応する人材をどう確保するのか。避難所開設・運営訓練等で実際にトイレの組立て・運用体験等の研修は実施されているのか。県内の現状と課題について伺います。

長野県地震防災対策強化アクションプランでは、全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所T K Bを実施する等、避難生活の質のさらなる改善を図るとしてあります。そこで、大規模災害が発生したとき、被災された方に快適なトイレ環境を提供するため、

県では、快適トイレや組立て式トイレ、トイレカーやトイレトレーラーの整備を進めていますが、現在の整備状況について伺います。

また、快適トイレは平時は建設工事現場で、トイレカーやトイレトレーラーは観光施設やイベント等で利用されており、災害時に速やかに避難所や被災地に設置や配置するスキームがあると聞いております。配置場所や配備台数をどのように把握し、災害時にどのように対応する予定か。以上3点について危機管理部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には3点御質問をいただきました。

まず、若者が主体的に参画したユースセンターの設置・運営等についてでございます。

若者の第3の居場所であるユースセンターの設置に当たっては、利用を促進する上でも、議員御指摘のとおり、若者自らが構想段階から主体的に関与したり、若者の意見を丁寧に聞いたりするプロセスが必要と認識しております。

県内では、茅野市が設置する先進的なユースセンターCHUKOらんどチノチノにおいて、施設の構想段階から現在に至るまで中高生が企画運営の中心となって関わり、こども運営委員会が組織されるなど、若者の主体性を尊重した居場所として運営され、地域の多くの若者に利用されています。

また、県では、若者の意向把握や機運醸成等のため、昨年11月、「ユースセンターについて学ぼう」をテーマに、若者との意見交換会を開催しました。参加した高校生からは、地域活性化のための活動は楽しい。全国のユースセンターを巡ってみたいなどの声が寄せられており、ユースセンターの普及や拡大の必要性を強く感じさせられております。

今後は、若者の成長や社会参画の拠点となるユースセンターが県内各地で若者が関わる中で設置されるよう、先進的なユースセンター関係者やユースセンター支援に実績のあるNPO法人と連携して、さらなるニーズの把握及び相談支援体制の充実などの検討を進め、市町村等への支援強化に取り組んでまいります。

次に、ユースワーカーの確保育成に向けた取組です。

ユースワーカーの設置を進める上で、ユースセンターに集う若者に寄り添い、若者の主体的な活動を支えながら成長を後押しするユースワーカーの確保育成はとても重要であると認識しております。県では、ユースセンターの設置をより一層促進するため、本年8月に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」にユースセンターのプロジェクトチームを立ち上げ、ユースセンター設置の理解促進やユースワーカーの確保策等の検討を開始したところであり、参加者からは、ユースワーカー向け研修会の開催についても御提案をいただいております。

また、県内では、今年度地域発元気づくり支援金が採択されたユースセンターでユースワー

カー養成のための研修会を独自に開催していただいているところであり、県では、こうした取組が県内各地で広がるよう、優良事例として関係者に共有してまいります。今後は、プロジェクトチームでの議論をさらに深め、市町村等と連携して、ユースワーカー希望者等を対象とした研修会の開催や交流機会の拡大などにより、ユースワーカーの確保育成に向けた取組を進めてまいります。

最後に、地域住民の理解と協力を得たユースセンターの設置運営についてでございます。

議員御指摘のとおり、ユースセンターが地域にしっかり根づき、若者の居場所として機能するためには、地域住民や地域の関係者の深い理解と積極的な協力が不可欠であると認識しております。

須坂市のユースセンターコトコトでは、地元の高校生自らが市内の企業から協賛金を募り、地域の大人の協力も得て古民家を改装し、ユースセンターを造り上げました。現在では、町の通りを歩行者天国にしたイベントの開催など、高校生と地域住民との世代を超えた交流が活発に行われ、地域に親しまれる拠点として定着しつつあります。

こうした事例が示すとおり、ユースセンターでは、若者の居場所であると同時に、若者と地域住民が交流をすることで、地域に新たなにぎわいと活力をもたらす拠点としての役割を担うものと考えております。県では、プロジェクトチームにおいて今後設置を進めるユースセンターの機能や役割等についても検討を進めておりますが、議員からの御意見も踏まえ、若者と地域が共に未来を築く場となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、若者の社会参画に関連して、信州未来共創戦略で掲げている2050年にありたい姿として、「若者が、自らの人生と社会について主体的に意思決定を行い、主導的な立場で活躍している若者が多数存在している」ことを実現するためにどう取り組むのかという御質問でございます。

私は、若い人たちと対話をさせていただく中で、非常に意欲、能力にあふれた若者が長野県には大勢いるというふうに思っていますし、そうした若い人たちと意見交換や対話を重ねるごとに、私自身いろいろな気づきがありますし、パワーをいただけているというふうに強く感じています。一方、そうした若者の意見を反映する、若者が主体的に行動できるような場面が極めて少ないのではないかとこのように考えております。

我々としては、このありたい姿を実現するために、まずは次のようなことを進めていきたいと思っております。

まず一つ目としては、今こども若者局長から御答弁申し上げたように、ユースセンターの設

置を促進すると同時に、活動が活発化するように取り組んでいきたいと考えております。私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議におきましては、本年8月にユースセンタープロジェクトチームを設けて、ユースセンターの関係者と設置の加速化等の検討を始めているところでもありますので、こうした取組をしっかり進めていきたいと思っております。

また、信州若者みらい会議や信州みらいフェス、こうした取組、イベントを開催することを通じて、若者自らが関心を持つ政策を検討してもらおう。そして、私を含めて県に対して具体的な政策提案を行ってもらおう。そうした機会をこれからも継続していきたいというふうに思います。

また、県の意思決定に関連しては、審議会に若い世代をどんどん入れていきたいというふうに思います。県の審議会等の指針を改正させていただき、審議会等にはおおむね30代までの若い世代を原則1名以上登用することといたしております。8月末現在でこうした若い世代が委員になっている審議会等の割合は約3割ということでありまして、年度当初から増加しています。これはもっと増やしていきたいと思っております。

加えて、全国知事会の会長就任の際に表明した地方自治・民主主義のアップデートということで、研究会を設けて検討していきたいと思いますが、できればその中で被選挙権年齢の引下げについても議論のテーマに掲げていきたいというふうに思っております。

こうしたことを通じて、若い人たちの発言の場、行動の場をまずはしっかりとつくっていくことが大変重要だというふうに思っております。今後とも、若い世代をはじめとして、関係の皆様方の御協力もいただきながら、若い人たちが活躍できる、そうした長野県づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私にはトイレ防災対策について3点御質問をいただきました。

まず初めに、災害用トイレの備蓄の現状と周知・広報についてでございますが、災害発生後の最初の72時間において、行政は、初動体制の確立や人命救助、道路啓開等に注力するとともに、3日目を目標に送られてくる国からのプッシュ型支援物資を被災地に届ける体制を整えます。十分な物資が届くまでには時間を要するため、最初の3日間を乗り切るためには、県民一人一人に自宅で備蓄を進めてもらうことが非常に重要なことではありますが、十分な理解が進んでいるとは言えない状況でございます。

民間の世論調査結果によると、災害用の携帯簡易トイレは、食料品等に比べて、備蓄に取り組んでいる県民がまだ少なく、議員御指摘のとおり、災害用トイレの備蓄は一層の呼びかけが必要な水準にあると考えております。今年度は、一人ひとりの防災対策啓発事業として、若年

層に向けたウェブ広告や波及効果の高いインフルエンサーを起用したSNSによる広報のほか、幅広い世代に向けたテレビCMや情報番組による広報を進めております。

過去に様々な災害の経験があっても個々の備えが進まない現状から、県民の皆様へ備えを進めてもらうためには息の長い呼びかけが必要と考えております。引き続き多くの方に届く広報により、災害用トイレの備蓄など県民一人一人の防災意識向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、避難所の運営に関する人材確保と研修の実施についてでございます。

災害が発生した際、市町村職員は、罹災証明の発行など、行政が行うべき業務に注力するほか、自身も被災者となることから、避難所の安定した運営には避難者が主体的に参画することが有効であると考えられます。一方、発災直後に避難所を開設し、避難者を受け入れながら共同生活を進めるための暮らしのルールづくりや役割分担を行うには、一定のノウハウが必要と考えられます。こうした避難所の運営の中核となる人材確保のため、県におきましては、信州大学と協力した人材育成のモデル構築、自主防災組織の構成員や被災地で支援に当たっている防災士等を対象にした研修会などを進めてきました。

また、昨年度導入いたしました組立て式トイレを県内市町村に貸し出すとともに、災害時だけでなく訓練等に活用するよう依頼しており、既に多くの市町村では、避難訓練などに合わせて実際に住民の方が組立てを体験されています。引き続き市町村や関係団体と協力しながら災害用トイレを含む避難生活の質の改善を進めてまいりたいと考えております。

最後になります。災害用トイレの整備状況や配置場所と災害時の対応についてでございます。

県では、これまで、令和3年度から5年度に、レンタル業者への補助により、使用環境を改善した仮設トイレ、快適トイレと言いますが、これを93基、令和6年度には組立て式トイレ「ドント・コイ」を130基整備してまいりました。今年度は、避難所の環境改善に関する国の新たな交付金を活用いたしまして、トイレカー、トイレトレーラーを導入しようとする民間事業者への補助制度を設け、現在4台の整備が進んでいるところでございます。

県で直接導入した組立て式トイレは、県内各地の市町村等に分散配置しておりまして、発災時には被災市町村でそのまま活用するとともに、全県の配置先から被災地へ運搬することを想定しております。民間事業者への補助により導入した簡易トイレ、トイレカー等は、県と事業者間で使用に関する協定を締結いたしまして、災害時には、県からの要請に基づき、被災地へ運搬する仕組みを構築いたします。

また、県におきましても、発災時にトイレカーなど災害時に有効な車両を速やかに派遣するため、平時からデータベース化する災害対応車両登録制度を本年6月にスタートいたしました。県といたしましては、より多くの車両の登録に向け、制度周知を図ってまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）ユースセンターの設置については、中高生の秘密基地との表現がありますが、若者が自分たちの居場所を自分たちでつくる貴重な経験となり、将来的な社会参画への第一歩として地域とつながる大切な機会となります。ぜひ多くの市町村で取り組んでいただくことを期待いたします。

また、トイレ防災対策につきましては、今後、市町村の状況を把握するとともに、県の方針や対策を示し、市町村の計画策定やアセスメントシートの作成等も推進していただくことを期待しまして、全ての質問を終了いたします。

○議長（依田明善君）次に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、木曽郡選出の大畑俊隆です。通告に従い一括して順次質問をまいります。

まず、知事には、7月7日から11日まで木曽地域での執務週間を実施していただきました。各町村長や住民、関係機関と直接意見交換を重ね、現場の声に耳を傾けていただいたことに、木曽郡を代表して感謝申し上げます。

木曽は、中山間地域の縮図です。人口減少は県内でも突出し、高齢化比率は既に40%を超え、医療、交通、教育といった基盤サービスは縮小、再編を迫られ、税収減や人手不足による産業の弱体化も重なり、行政サービスの維持が一層難しくなっているのが現実です。

一方で、豊かな自然や文化、地域を支えるという住民の強い意志があります。この地域をどう未来につなぐのか、政治と行政の真価が問われています。「選択と集中」やコンパクトな行政構造をどう住民理解と両立させるかも重要な論点であります。本日の一般質問では、知事の執務週間で顕在化した課題のうち、地域医療、地域公共交通、観光振興、林業人材の育成、また森林境界の明確化の5項目について、木曽の未来を見据えてお尋ねいたします。

まず、中山間地域の医療体制について、以下5点質問いたします。

木曽病院は、郡内で唯一入院機能を持つ中核病院であり、高齢者の急変時や通院困難な方にとって最後のとりでです。しかし、今後は分娩休止が予定されており、小児科の常勤医師不在に伴う入院機能の一部停止の懸念もございます。

令和6年人口動態調査によると、木曽郡の出生数は69人、里帰り分娩などを含めると73人。木曽病院によると、45人が木曽病院で出産いたしました。少ないながらも、この機能を失うことは、出産・子育ての安心を損ね、移住・定住にも直結する深刻な打撃です。

そこで、以下を笹渕健康福祉部長に伺います。

1 番目として、計画と現場の乖離についてですが、県立病院機構第4期中期計画、令和7年度の年度計画では、木曽病院の医療体制として、「へき地における医療体制の維持」とされている中で、医師不足による産科や小児科の体制が縮小しつつあります。この矛盾をどう解決するのか、基本的な考えを伺います。

2 番目として、医師確保の総合支援についてです。

医師が来ない、定着しないという声は、中山間地域の共通の壁です。病院内の待遇改善だけでなく、家族帯同支援、住宅整備、教育環境の確保、地域のつながりづくりなど、派遣医師への特別な配慮をセットにした総合支援策を創出し、中山間地域の人口減少が激しい木曽のような地域を限定し、先進的に取り組む考えはないか、伺います。

3 番目に、医師のキャリア形成支援についてであります。

中山間地にいながら医師の専門性を高められるよう、都市部の病院で先進の研修が受けられるような仕組みなどを導入し、専門医取得や研究の機会を保障することが地域勤務のモチベーションとなります。こうした医師の成長を支えるために県としてどのような取組を行っているか、伺います。

4 番目として、看護人材の確保と学びの環境についてであります。

信州木曽看護専門学校は、国家試験合格率ほぼ100%であり、卒業生の多くが木曽病院へ就職する重要な拠点ですが、近年は、定員30名に対し20名程度と定員割れが続いております。都市部の看護大学の新設や生活の利便性の差が背景と考えます。

また、寮・住環境の整備、奨学金、地域体験プログラムなどに加え、本校舎に隣接する旧木曽山林高校跡地が放置され、オープンキャンパス時にも魅力に差が出ています。そこで、施設環境の改善や奨学金など、木曽病院への就職実績も踏まえ、入学者の確保に向けて、学生に選ばれるような同校の魅力づくりについて県は病院機構にどう向き合うのか、伺います。

5 番目として、県立病院機構の経営と地域医療の再定義について伺います。

令和6年度の決算は、機構全体で約15億7,000万円の赤字、木曽病院も2億6,000万円の赤字が出ており、令和7年度は運営費負担金を63億円と、前年度より7億9,000万円増額するものの、物品・医薬品高騰で赤字継続が見込まれる状況にあります。合理化だけでは維持困難であり、中山間地域の医療を守るべき公的責任と再定義すべきと考えますが、県立病院機構の持続可能な経営について県はどう対応するのか、伺います。

さらに、知事に、医師不足を背景に入院、救急、在宅医療の確保など様々な課題が山積みしている木曽地域において今後の医療体制をどう守っていくのか、そのビジョン実現に向けた取組について見解をお伺いします。

次に、地域公共交通の維持について質問いたします。

木曽では、バスの運転手の確保が進まず、路線縮小・減便が進行しています。公共交通は、高齢者や学生、通院患者にとって生活の命綱です。

しかし、このたび、木曽地域振興局の協力をいただきながら、10月1日、本日から新たな地域公共交通の路線運行が始まります。令和8年度からは、県が広域連合に参画する方針となり、地元として大いに歓迎するところであります。また、同時に、地域に根差した柔軟な対応も必要になってまいります。

そこで、3点、村井交通政策局長に伺います。

長電バス、アルピコ交通が不採算路線の運行見直しを打ち出す状況で、同様の事態は今後も起こり得ます。運行補助の拡充や長期的支援制度の構築、不採算とされた通学・通院路線を維持するための財源について県の方針を伺います。

次に、塩尻市などで自動運転バスが進む一方、自動運転バス車両の導入費は1億円超と高額であるため、単独自治体での導入には限界があり、広域で取り組む必要性が高いと感じます。また、岐阜県では、リニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）の開業を見据え、中津川市、恵那市、瑞浪市、多治見市、土岐市、下呂市の6市が連携し、自動運転バスを令和9年度に実装する計画が進められています。県として、リニア中央新幹線の二次交通への先進技術導入について、県の支援拡充の方向性、広域的な取組に対する県の関与の在り方を伺います。

次に、広域連合参画のメリットと人的支援について、県が広域連合に参画することにより地域公共交通にどのような具体的なメリットがもたらされるのか、伺います。

さらに、公共交通とは視点が異なりますが、県の広域連合との連携は、交通に限らず、木曽地域のような中山間地域の地方創生の方向性や、産業振興の補助金、交付金の申請のスキル向上など、広域機能の強化にもつながると考えます。県による広域連合への人的支援も含め、今後の県と広域連合との連携強化の方向性について中村企画振興部長に見解を伺います。

次に、観光振興と広域観光圏の形成について質問いたします。

2024年の訪日客は約3,687万人、政府は2030年に6,000万人を目標としています。観光消費は年8兆円規模に拡大し、地方経済に大きなチャンスです。木曽でも、妻籠宿など中山道ウォーキングを中心に堅調で、インバウンドも増加しています。今後の木曽地域の観光振興を図る中で、来年度から広域連合への県の参画が図られ、公共交通とともに観光における未来への方向性がつくられていくことに大いに期待するところであります。

そこで、今後の観光振興について質問いたします。

観光客の受入れ環境整備は、地域の魅力を最大限生かすために欠かせない要素であり、特に、インバウンドの増加が見込まれる中で、その重要性は一層高まっています。木曽地域において

も、道の駅のトイレや案内所、宿泊施設など、観光の受皿となる施設に対して多言語対応のサイン整備や宿泊環境の充実が求められており、こうした整備は、観光客の利便性を高めるだけでなく、地域への滞在促進や満足度の向上にもつながる観光振興の基盤として極めて重要なものと考えます。

そこで、観光拠点の機能強化や受入れ環境の整備を進めるためには、財源の確保が重要な課題であり、来年度から導入される宿泊税について、市町村に配分される一部を広域連合が行う多言語対応のサイン整備など広域的な観光事業の財源として活用できる仕組みがあれば、地域全体の観光力向上につながると考えますが、いかがか。また、県の実施する事業においても宿泊税を活用し、広域的な視点による施策を検討していただきたいと考えますが、高橋観光スポーツ部長に御所見を伺います。

次に、木曽地域において国道19号の補完道路としての建設が進められている木曽川右岸道路は、現在調査中である南木曽町の川向から田立間のルートが、住民説明会を重ね、最終段階に入っています。リニア中央新幹線開業に伴うアクセス道路である右岸道路は県境をまたぐため、先般、知事から岐阜県知事へ岐阜県側の改良促進を要請いただきました。大変ありがたく存じます。

そこで、岐阜県との連携において、右岸道路川向田立線の整備改良を進め、リニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）とのアクセスを進めることは、木曽地域の観光面のみならず、広域連携を通じた地方創生に大きく貢献していくものと考えます。また、人口減少により疲弊していく中山間地域の課題解決にも大きな期待と可能性を感じるところであります。

こうしたリニア中央新幹線開業を見据え、岐阜県との県境をまたぐインフラ整備による地方創生の可能性について、県としての考え方と今後の取組について新田副知事に見解を伺います。

次に、林業人材育成と知の拠点の形成について質問いたします。

木曽では、木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想の下、木曽青峰高校、長野県林業大学校、上松技術専門校、信州大学農学部との連携により、林業に関する知の拠点づくりを進めています。現在、木曽青峰高校、林業大学校、上松技専では、チェーンソーなどの技術講習会や作品の展示販売などを行って3校の連携をしています。知事が学生と意見交換された際にも、皆さんが木曽での学びや地域でのキャリア形成に強い意欲を持っていることが感じられたかと思います。そこで、フォレストバレー基本構想に基づく林業人材育成の今後のビジョンと、実現に向けた県の支援策を根橋林務部長に伺います。

次に、木曽青峰高校の全国募集について、現在、都道府県の枠を超えて地域の学校に入学するという選択肢を提供している地域みらい留学を通じて東京での説明会やオンラインでの説明会を実施していると聞いています。今までどのような広報を展開してきているのか、また、そ

の反応はいかがか、武田教育長に伺います。

また、木曽青峰高校の全国募集は、先に触れたフォレストバレー基本構想における林業人材、知の拠点づくりの大きな一歩となりますが、今後の林業大学校への指定校枠について前向きに検討していただけるのか、根橋林務部長に見解を伺います。

今回の知事の執務週間において、林業、木工に係る学生との意見交換を経て知事自身が感じた木曽谷・伊那谷フォレストバレーにおける地域人材育成の可能性と、それを支える県の役割について知事にお伺いします。

最後に、森林境界の明確化と地籍調査について質問いたします。

御承知のとおり、戦後に植えたカラマツやヒノキの人工林が伐期を迎えています。これまでの間伐中心の森林整備から、これからは、切って、使って、また植える主伐・再造林へと転換していかなければ、林業は稼げる産業になりません。しかし、現場では、所有者が不明、境界が分からないといった問題が大きな壁となっています。

こうした中で、木曽町は、今年度から、上空から調査を行うリモートセンシングデータを活用した航測法による森林所有者の探索や森林境界の明確化を進めるため、AI技術やドローンなど最新技術を用いて木曽町モデルとして積極的に取り組んでいます。これは、林野庁の補助事業である森林の集約化モデル地域実証事業を活用したもので、現地調査の負担を減らし、従来よりも調査期間を大幅に短縮することによりコストも削減できるものとお聞きしております。これは、まさに主伐・再造林を進めるための突破口になり、中山間地域における新たな森林境界明確化の先行事例となる取組です。

さらに、森林の適切な管理を持続的に行うためには、境界明確化から一歩進め、地籍調査により森林所有者及び境界の位置と面積を測量、確定させ、登記簿の更新まで進めることが重要です。地籍調査の進捗率を見ますと、令和6年度末で、全国平均53%に対し、長野県は39%、木曽町も38.7%にとどまっています。森林県の長野県としては明らかに遅れており、木曽町モデルであれば、ドローンやAIの活用により調査期間を大幅に短縮し、コストの削減も可能です。今回の調査で得られるドローンやAIの画像データ、点群データ、境界情報は、単に地籍調査だけでなく、主伐・再造林の計画、治山や砂防、林道や道路計画、さらには災害対応まで大いに役立ちます。

防災をはじめとして、林務部局以外で横断的に活用していくことも重要です。現在、長野県のホームページで公開されている信州くらしのマップで発信するなど、さらなる周知、活用を図っていただきたいと思います。

そこで、伺います。木曽町の取組を県としてどのように捉えているのか。また、その成果を県全体に広げていくお考えはあるのか。そしてまた、このモデル事業の成果を、森林境界明確

化だけで終わらせるのではなく、これを契機に林地の地籍調査を進めていくことが重要と考えるが、いかがか。以上2点、根橋林務部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には5点お尋ねがございました。

初めに、県立木曽病院の産科・小児科体制と中期計画の記載との関係についてでございます。

県立病院機構では、第4期中期計画の策定に当たり、病院間の機能分化、連携強化を柱とする本県の医療提供体制のグランドデザインの方向性を踏まえ、各病院の医療提供の方針を定めました。木曽病院では、僻地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能を充実させることを目的に、代替・補完機能を含めた拠点機能の在り方、高齢者に対する救急医療体制の強化、周辺医療機関との連携体制の構築等について県と共同して検討を行うとしております。

木曽病院においては、今後さらに高齢者の割合が増加する見通しを踏まえ、高齢者に対する急性期医療や高齢者特有の慢性疾患に対する体制を充実させていく必要があると考えております。また、診療科によっては、安全・安心な医療提供体制を維持するために、他圏域の病院との連携を図りつつ、圏域内で必要な医療を確保できるよう取り組んでいるところです。このことから、現状は第4期中期計画におおむね即しているものと認識しております。

県といたしましては、木曽地域の安全・安心な医療提供体制を維持するため、医療提供体制のグランドデザインや第4期中期計画に基づき、病院間の役割分担と連携を着実に進めてまいります。あわせて、医療従事者の確保や育成なども進め、限られた医療資源を有効に活用しながら、県民の皆様が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、人口減少地域における医師確保の総合支援策についてでございます。

県では、中山間地域の医師確保に向けて、これまで修学資金貸与医師等の配置や小規模病院への医師派遣に対する助成を行うとともに、首都圏での移住相談やドクターバンク事業等に取り組んでまいりました。さらに、今年度からは、医師少数区域等を対象とした診療所の承継・開業支援を開始し、対策の強化に努めております。

しかしながら、人口減少が進行する中山間地域等では症例件数等が少なく、専門医資格の取得・維持が難しいことから、医師のキャリア形成を考慮した場合、医師の確保はさらに難しくなることが予測されます。このため、まずは修学資金貸与医師について、県のキャリア形成プログラムに基づく医師不足地域等への勤務と専門医取得とが両立できる配置を着実に進めるよう、委託先の信州大学と十分な連携を図ってまいります。

また、地域医療に関心のある医師に向けて、移住を含めた本県での勤務に関する情報発信を強化するとともに、木曽病院を含むへき地医療拠点病院等が行う医師住宅の整備等に対し支援を行ってまいります。こういった取組を行いつつ、人口減少が激しい地域に向けた総合支援策

につきましては、国における医師の勤務・生活環境改善の施策の動向を注視しながら、新たな医師確保の取組について今後検討してまいります。

三つ目に、医師のキャリア形成支援についてでございます。

医師が、自分の思い描いたキャリア形成のために、勤務場所にかかわらず希望する研修等を受講して専門性を高められることは、医師本人、医療を受ける住民の双方にとって重要であると考えます。特に、中山間地域で医師を確保する上では、考慮しなければならないポイントの一つであると考えております。

県では、僻地等で勤務が予定されている自治医科大学卒医師や修学資金貸与医師向けに、専門性を向上する仕組みとして、専門研修プログラムの習得や大学病院での勤務をキャリア形成プログラムとして導入しているところです。また、木曽地域を含む医師少数区域等で働く医師に対しては、技能の維持向上に必要な研修の受講に係る経費、専門図書類の購入費、専門分野の技術維持のために他病院で実績を積むための旅費などの支援も実施しております。今後も、これらの取組を通じて、中山間地域を含む県内各地で、医師が専門性を高め、充実した働きができるよう、施策の推進に努めてまいります。

四つ目に、信州木曽看護専門学校における学校の魅力づくりについてでございます。

信州木曽看護専門学校は、毎年複数の卒業生が木曽病院に就職するなど、木曽圏域の看護人材確保において非常に大きい役割を果たしていると認識しております。近年の少子化等に伴い、県内の看護師養成所の定員割れが起こっている中、信州木曽看護専門学校においても同様の状況にあり、学生に選ばれる魅力ある学校づくりが重要と考えております。

例えば、信州木曽看護専門学校のアピールポイントとして、看護師国家試験の高い合格率や少人数ならではのきめ細かい指導、学費等の経済的な負担が比較的軽いことなどが挙げられます。同校でも、学生確保のために、在学生による出身校への訪問活動を積極的に行っているほか、県立病院機構では、卒業後に木曽病院での勤務を予定する学生に対して独自の修学資金貸与制度を設けているところです。

県としては、同校の施設環境の改善について、県立病院機構への運営費負担金を通じて支援しております。さらに、第4期中期計画においては、施設改修や機器導入に係る企業債の元利償還金について、県の支援範囲を拡充することで病院機構の負担軽減を図っております。

信州木曽看護専門学校が地域にとって重要な役割を果たしていることを踏まえ、こうした県立病院機構による学校の魅力をアピールする取組と施設環境の改善に対する県の支援の両面から取組を推進してまいります。

最後に、県立病院機構の持続可能な経営についてでございます。

総務省が示す公立病院経営強化ガイドラインには、公立病院の役割の一つとして、山間僻地

など民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療の提供が定められており、県立病院機構もこれを踏まえて第4期中期計画を策定しております。

県では、中期計画の策定に当たり、持続可能な経営を支えるため、総務省の繰出基準に基づき、僻地医療など不採算な業務に必要な経費を算定し、令和7年度から県立病院機構に対する運営費負担金を7.9億円増の63億円といたしました。

また、令和6年度から、医療コンサルタントの専門的な知見を活用し、病院機構の経営改善を支援する補助事業を開始しております。この取組により、医薬品費や医療材料費を含めた収支の改善や本部機能のガバナンス強化など経営改善の効率化を進め、令和7年度の第1四半期では、年度計画と比較して約4億円の改善を達成し、着実に成果が表れているところでございます。引き続き、病院機構の経営改善と県からの運営費負担金による支援により、機構の自立かつ持続可能な運営体制整備を進めてまいります。加えて、物価高騰の影響により、病院機構の経営が今後も厳しい状況となることを見込まれることから、必要に応じて、経営安定を図るための資金支援についても検討してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、医療に関連して、木曽地域における今後の医療体制をどう守っていくのか、そのビジョン実現に向けた取組について見解を問うという御質問でございます。

人口減少、そして高齢化によりまして、地域の医療ニーズが急速に変化しております。そうした中で、私どもとしては、限られた医療資源を最大限有効活用して、県民の皆様方の誰もが質の高い医療を安心して受けられる体制を何とか確保していくということが大切だと考えております。

こうした認識の下で、県におきましては、医療提供体制のグランドデザインを策定させていただき、広域型病院と地域型病院の役割分担と連携を図るなど、持続可能な医療提供体制の構築に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。特に、今後とも高齢化の進展が見込まれます木曽地域におきましては、県立木曽病院を中心として、高齢者特有の慢性疾患や救急医療などの体制の充実を図っていくことが重要だというふうに考えております。

一方、周産期医療のように医療資源が限られた分野では、分娩数の急激な減少など地域の実情を踏まえる中で、安心・安全な医療の確保を図るための県の考え方を地域の皆様方に丁寧にお示しして、皆様方の御理解を得ながら改革、取組を進めていくことが重要だと考えております。

7月に、木曽地域の執務週間を行わせていただきました。木曽病院の医療に関連して住民の

皆様方とも対話させていただいたわけではありますが、多くの方々から、この小児・周産期医療の不安や課題と様々な御意見を頂戴したところでございます。私も、県の考え方をお示しする一方で、住民の皆様方の率直な思いを聞かせていただき、今後取り組んでいかなければいけない方向性が見えてきたということで、大変ありがたい機会だったというふうに思っております。

そうした中、現在、県においては、遠方の医療機関においても安心して出産していただけるように、交通費助成の拡充や医療機関間の患者情報の共有の仕組みづくり、こうした支援策を検討しているところでありまして、できるだけ早く取りまとめてお示ししていきたいというふうに考えております。引き続き町村の皆様方とも連携しながら、木曽地域の皆様が安心して医療を受けていただけるように県として全力で取り組んでいきたいと考えております。

それからもう一点、フォレストバレーに関連して、地域人材の可能性、県の役割という御質問でございます。

先般、木曽の執務週間におきまして、木曽青峰高校、上松技専、林業大学校、まさにフォレストバレーの中核を担っていただかなければいけない若い皆さんと意見交換をさせていただきました。皆さんは高い目的意識を持って学ばれているなというふうに感じましたし、また、様々な積極的な取組をしていこうという意欲にあふれる人たちが大勢いるというふうに感じたところでございます。このフォレストバレーの木曽地域、伊那谷における学びにより、地域を支え、そして世界で活躍できる人材へと飛躍する方々が大勢いらっしゃるというふうに感じております。

そうした中で、県としてもしっかり役割を果たしていかなければいけないわけでありまして。まずは森林・林業に関わる人材の育成拠点にしていくことが主たる眼目でありますので、我々としては、やはり学びの場としての充実をしっかりと図っていくということが最重要だと思いますし、様々な関係機関や地域の皆様方との連携も深めていきたいというふうに思います。

また、木曽地域には様々な伝統産業もございます。そういう伝統産業や住民の皆様方の暮らしとのつながりもしっかり図っていききたいと思います。

加えて、若い人たちにその能力をしっかりと発揮していただくためには、ビジネスを自分で創り出していく創業支援も含めて、若者たちのチャレンジ、挑戦をしっかりと後押ししていきたいというふうに考えております。こうした取組を通じてこの地域に集っていただいている若い人たちをしっかりと応援すると同時に、フォレストバレー構想をしっかりと推進していきたいと考えております。

こうした取組は、林務部だけではできません。教育委員会や産業労働部、文化芸術であれば県民文化部など、様々な分野が関係してまいります。木曽谷・伊那谷フォレストバレー庁内検討会議というものを設けておりますので、部局横断でフォレストバレー構想が推進できるよう

にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には３点御質問をいただきました。

まず１点目の不採算路線への支援策とその財源に関する県の方針についてお答えいたします。

地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、限られた輸送資源を最大限活用し、通院、通学、観光に係る移動保証を具体化するためには、地域全体を面として捉え、県や市町村、交通事業者、利用者などの関係者が一体となって取組を進めていくことが重要であります。

交通体系の中で、広域的な移動軸については、県の主体的な関与の下、維持確保していくべきと考えておまして、今般、新たな支援策として信州型広域バス路線支援制度を創設したところであります。この制度は、路線見直しを行い、最適な交通ネットワークを構築することを条件といたしまして、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善等も支援するとともに、県がバス車両を購入し交通事業者に貸与する県有民営バス制度の県負担額の引上げを行うこととしておまして、事業者からも一定の評価をいただいているものと承知しております。本日から運行開始となる木曽地域のバス路線の一部についても当該制度の支援対象となる見込みでありまして、こうした取組を全県で展開してまいりたいと考えております。

また、地域公共交通を維持確保するための財源については国庫補助制度が用意されておりますが、十分な予算規模とは言えず、昨今の厳しい状況に対応するため、地方の負担が増大している状況であります。地方負担分については特別交付税で措置されておりますが、安定的な財源確保に向け、国に対して公共交通の支援に必要な予算を飛躍的に増大させることを要望してまいります。

２点目でございます。先進技術導入に対する支援の方向性と広域的な取組への関与についてであります。

リニア中央新幹線の二次交通につきましては、役割分担を整理しまして、原則として、広域的な移動については県が、市町村内の移動については市町村が主体的に検討することとしております。一方で、自動運転バスなどの先進技術につきましては、市町村が単独で導入することは困難であるため、この役割分担にとらわれず、県としても導入促進に向けて広域的に取り組んでいく必要があると認識をしております。

こうしたことから、県では、８月に、市町村や交通事業者向けに自動運転バスの実証が進む塩尻市等の事例を広く共有するための研究会を開催したところであります。この研究会では、産学官民が連携した推進体制の構築が重要なことや、運転手が介入しないレベル４による実証運行までのロードマップ等の共有が図られた一方で、自動運転の普及には社会的受容性の醸成

が必要であること、また、狹隘道路や歩車分離がされていない道路では運行の難易度が高いということ、また、大雨や降雪などの悪天候時には運行ができない場合があることなどの課題が挙げられたところであります。

県としては、こうした課題に対する議論の進展や技術的進歩の状況を注視しつつ、リニア中央新幹線の開業等を見据えまして、自動運転バス等の先進技術の導入が図られるよう、市町村や交通事業者の声を聞きながら必要な支援策を検討してまいります。

3点目であります。県が広域連合に参画することによる公共交通へのメリットについてのお尋ねであります。

地域にとって必要な交通ネットワークを維持確保するためには、市町村単位ではなく、広域圏単位で公共交通の再構築を進めることが重要でありまして、県が広域連合に参画することはこの有効な方策の一つと考えております。県では、長野県公共交通活性化協議会地域別部会におきまして、市町村や交通事業者、利用者などの地域の関係者と共に、広域的なバス路線の抜本的な再編やダイヤ・便数などの見直しを進めているところであります。

木曽地域では、県と広域連合がこの地域別部会の主体となって公共交通の再編に向けた議論を進めてきたことで、市町村をまたぐ広域的なバス路線と市町村内路線の一体的な見直し、生活圏単位で利用しやすい運行ダイヤや統一的な運賃の設定、また、広域的なバス路線を運営管理するための体制構築などについて他地域よりも先行して具体化が図られたと考えているところでございます。

以上であります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には広域連合参加のメリットと人的支援について御質問をいただきました。

広域連合の強化など広域単位で市町村間の連携を強化することは、人口減少が進む中、地域に必要な行政サービスを継続的かつ安定的に提供するための方策の一つと考えており、木曽圏域については令和8年4月から県が木曽広域連合に参画する方向で検討を進めているところであります。

今回の木曽広域連合への県の参加については、先ほど交通政策局長から述べたような業務上のメリットのみならず、例えば、県職員、広域連合職員及び町村職員が共に業務を行うことでそれぞれのノウハウなどの知見の交換が行われ、公務人材の育成が推進されることや、圏域内で町村や県が抱える課題等を現場で共有し、迅速に対応できるようになるなどのメリットがあると認識しております。現在、5名の県職員が広域連合に併任し、10月から新たに始まるバス路線の運行や木曽地域の広域観光の進展に向けた業務にも従事しているところであります。

木曽広域連合のこのような取組は、県内でも先進事例です。木曽圏域の発展のみならず、県と市町村間の連携体制の強化に何が効果的かなど、当該事例から県内全体の発展のための知見を確保していきたいと考えております。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には宿泊税を活用した広域観光の推進について2点御質問をいただきました。

まず、宿泊税の市町村交付金を広域的な観光事業の財源として活用する仕組みについてのお尋ねであります。

本県の宿泊税制度におきましては、地域が独自性を発揮して観光振興に取り組むことができるよう、市町村交付金制度の創設を予定しております。市町村への交付金につきましては、観光客の満足度、利便性の向上に資する取組であれば、極力自由度が高く活用できる一般交付金に加えまして、インバウンドも含めて、観光客が市町村域にかかわらず広域で移動していることから、広域や連携の視点を持った重点施策に取り組んでいただけるように重点交付金についても交付していく予定としております。

この市町村交付金の交付先については、市町村を原則としておりますが、一体的に観光振興に取り組む広域連合についても交付対象とすることを考えておりまして、これらの仕組みを通じて広域的な観光振興を進める地域の取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、県事業においても広域的な視点による施策を検討すべきとの御質問であります。

宿泊税の用途については、宿泊税活用計画案（仮称）において示すこととしておりまして、先月10日に県観光振興審議会宿泊税活用部会において計画の骨子案をお示ししたところであります。この骨子案では、県と市町村が取り組むべき観光振興施策の役割分担をお示ししておりまして、県の役割としては、広域的な観点から観光施策を実施することを位置づけております。

こうした点を踏まえ、県事業の具体的な用途につきましても、旅行者の広域周遊や長期滞在を促進するための観光コンテンツの充実強化、そして、広域的な観光バス路線の新設への支援のほか、県内周遊や滞在の拠点となる宿泊施設の集積エリアでの観光まちづくり支援などに取り組みたいと考えております。

宿泊税の活用に当たりましては、税の導入効果を実感いただけるよう、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で、議員から御指摘いただいたように広域的な視点をしっかり持って取り組んでまいります。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には岐阜県との県境をまたぐインフラ整備による地方創生の可能性

について御質問をいただきました。

県として現在鋭意進めております木曽川右岸道路の整備は、木曽谷唯一の幹線道路である国道19号のリダンダンシーを高め、物流道路としての円滑で高い信頼性を高めることになると思います。これは、木曽谷地域の産業の発展等に大いに貢献するものと認識しております。

また、地方創生の観点からは、県ではリニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）とつながる木曽川右岸道路の整備をリニア関連道路整備事業に位置づけ、木曽地域と岐阜県や中京圏との交流を促進し、リニア岐阜県駅（仮称）へのアクセス強化により、日本遺産木曽路や御嶽山など魅力ある観光資源を周遊する観光客の増加、観光消費の増加につながるものと認識しております。

7月には、リニア中央新幹線の開業による経済波及効果を木曽地域全体の地域振興に生かすことを目的とした木曽地域リニア活用推進協議会の観光・交流部会が開催され、地域の幅広い関係者の連携強化を促進するとともに、日本遺産木曽路のロングトレイルとしての受入れ態勢整備に向けて検討を進めております。

岐阜県側に目を向ければ、9月13日には岐阜県中津川市に中央道神坂スマートインターチェンジが開通し、妻籠宿をはじめとした木曽地域の観光地へのアクセス向上や交流の活発化が期待されております。道路はつながってこそ機能を発揮するものであることから、岐阜県としっかり連携し、県境部の道路整備を強力に進め、地方創生に貢献してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 4点の御質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、フォレストバレー基本構想に基づく林業人材の育成についてでございます。

木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想では、木曽青峰高校、林業大学校、上松技術専門学校などの教育・人材育成機関を核といたしまして、木や森に関する体系的な学びを世代やキャリアを問わず提供する知の拠点の形成を目指しております。こうした目指す姿の実現に向けまして、県といたしましては、関係機関や民間事業者の皆様と共に人材育成に関わる多彩なプロジェクトを展開することで地域全体の一体感が深まるよう努めておるところでございます。

あわせて、ポータルサイトやSNSを活用いたしまして、木や森について学びたい若者に向けたフォレストバレーの魅力発信を行い、認知度向上にも取り組んでいるところでございます。

こうした県の主体的な取組や、教育機関をはじめいたします関係者同士の連携を支援いたしまして、将来的には、この地で学んだ若者がリーダーとして活躍することで、林業人材を継続的に育成、輩出できる体制づくり、地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えており

ます。

続きまして、林業大学校への指定校枠の設定についてでございます。

林業大学校は、県内外から高い人気を集め、令和6年度の入学志願倍率は1.60倍、入学者の約4割が県外出身者でございまして、フォレストバレーが知の拠点としてのブランド確立を目指す上で中核的な役割を担っております。

また、木曽青峰高校が全国募集を開始いたしましたことは、木曽谷における学びの機会を広げ、木や森について学びたい若者が木曽谷・伊那谷を目指す、そうした流れを加速させるものと期待されます。

地域の魅力を高めていくには、学校間や産業界との連携を強化し、進路選択に際して多様な選択肢を提供することが重要だと考えております。そのため、木曽青峰高校の生徒が林業大学校のチェーンソー実習に参加するなどの学校間連携ですとか、地元企業の協力によりますインターンシップなど、体系的な学びの確立に向け取組を進める中で、林業大学校への指定校推薦制度の導入につきましてもしっかりと関係者と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、森林境界の明確化に向けた木曽町モデルの横展開についてでございます。

本年度、木曽町内の約80ヘクタールの森林を対象に実施しております森林の集約化モデル地域実証事業は、林業事業体や森林所有者に加えまして、木曽町や木曽広域連合も参加して協議会を構成し、まさに官民を挙げて森林の集約化を目指す取組であると承知しております。

一般的に、森林の整備に当たりましては、境界確認のための事前調査や森林所有者の同意に多くの時間と労力を要しますが、今回の実証事業では、ドローンやAIの活用により低コストで効率的な森林整備につながるものと期待しております。

県といたしましては、この実証成果を踏まえまして、技術やその手法、課題への対応事例などを市町村や林業事業体の職員向け研修会で紹介し、他の市町村への普及を図りまして、森林整備の加速化につなげてまいりたいと考えております。

最後でございます。モデル事業を契機として林地の地籍調査を進めていくことについてでございます。

森林整備を進めるためには、所有者や境界を明確にすることが重要でございますが、その成果が地籍調査に反映される例は、残念ながら現状は少ない状況でございます。将来にわたり森林を適切に管理していく上で、今回のモデル事業の成果を地籍調査につなげていくことは極めて重要だと認識しております。そのため、今回のモデル事業を県内市町村に展開するに際しましては、この取組の重要性をしっかりと説明するとともに、農政部と連携して地籍調査の手続や補助制度の活用についても周知を図ることによりまして、森林県における地籍調査の着実な

推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）木曽青峰高校の全国募集に係る広報とその反応についてのお尋ねでございます。

木曽地域の特徴を生かし、木曽青峰高校森林環境科とインテリア科において、令和８年度から全国募集による生徒の受入れを開始する予定でございます。より効果的な生徒募集を行うために、令和７年度から地域みらい留学に参画し、オンライン説明会や東京での説明会を計８回実施するほか、体験入学や高校のホームページ、インスタグラム、ＬＩＮＥなど様々な手段を用いて広報活動を行っているところでございます。

また、木曽青峰高校が木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想の一翼を担っていることを高校のホームページにおいて紹介するとともに、フォレストバレー関連の広報媒体を通じた情報発信を行い、高校の魅力を広く伝えているところでございます。

体験入学には県外から４名、オンライン説明会には８３名、東京説明会には６０組の親子の参加がございました。特に、東京説明会では、生徒製作の木工製品を実際に見学できたことなど、参加者から好評をいただいたところでございます。いずれの会におきましても、参加者からは、クラブ活動、交通の便や住まいに関する質問が多く寄せられたところでございます。

以上でございます。

〔３０番大畑俊隆君登壇〕

○３０番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後、知事におかれましては、県内７７市町村に対し、それぞれの地域の特性を十分理解し、判断し、人口減少・少子化社会に対応した、より効果的な、また最適な事業予算の配分をお願いするところであります。

また、中山間地域の多い長野県であるからこそ、より広域的な事業を推し進め、共通した各自治体の地域課題を官民一体となって解決していくための事業に集中してほしいと思います。

さらに、中山間地域の持続的な発展には、地域課題の解決ができる人材の育成と教育環境の充実が不可欠であり、特色のある全国モデルとなるようお取組をお願いするところであります。

そして、将来を担う子供たちの学びや健康な心を養う教育づくりを推進していただくことを切にお願い申し上げ、私の一般質問の結びといたします。

○議長（依田明善君）この際、午後１時２０分まで休憩いたします。

午後０時１０分休憩

午後 1 時 20 分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

〔20 番丸茂岳人君登壇〕

○20 番（丸茂岳人君）義務教育現場の在り方について伺います。

長野県が進める高校再編は、課題を抱えつつも、県主導で進んでいます。一方で、小中学校の再編統合は、義務教育であり、基礎自治体に委ねられています。しかし、人口減少は想定以上の速さで進み、県内の義務教育対象者は、2040年には現在の 7 割程度にまで減少する可能性すら指摘されています。教育の費用対効果の観点からも、また、子供たちの協調性や社会性を育む観点からも、小中学校の統廃合を避けて通ることはできません。しかし、高校再編以上に地元感情が複雑に絡むのが小中学校です。

そこで、伺います。県として、義務教育段階の今後の在り方や学校施設の統廃合について、単なる市町村任せでなく、どのような理念を持ち、どう関わっていくのか、県の見解をお聞かせください。

高校無償化と地方公立高校への影響についてお伺いします。

長野県が高校再編計画を立ち上げた当初には、高校無償化という前提はありませんでした。しかし、昨年の総選挙の結果を受け、無償化が実施されることとなり、状況は大きく変わっています。この無償化が現在進めている高校再編の議論や計画にどのような影響を及ぼすのか。そして、今後の取り組み方について再編計画の修正や再検討が必要ではないでしょうか。

さらに、人口減少のスピードを考えればドラスティックな対応が求められる一方、地域にとっては、高校は生活や誇りと直結する存在であり、合理性だけでは割り切れない現実があります。合理性と地域の思いという二つの現実をどう調和させ、今後の再編を進めるのか。ここまでの反省も含め、見解を求めます。

教育の歴史的反省と長野県教育事情について伺います。

戦後の日本の教育は、詰め込み教育からゆとり教育、そして探究学習へと変化を遂げてきました。ゆとり教育は、考える力を育てるという理念を掲げながら、基礎学力の低下や教育格差を招いたと総括する声もあります。

教育が世論や時代の空気に左右され、現場や子供たちを翻弄してきたことは否めません。長野県においても、全国学力調査では都市部と中山間地で差が見られ、また、家庭の経済状況によって学力に格差が生じている現実があります。

そこで、伺います。県としてこうした歴史的教訓をどう整理しているのか。基礎学力、思考

力、協働力、探究力といった多様な力をどのように育むのか。さらに、地域や家庭環境による格差をどう認識し、是正すべき課題と位置づけているのか。そして、教育の量と質の両立をどう考え、次の10年、20年を見据えて長野県独自の教育ビジョンを描くのか。お考えをお聞きます。

厳しさを養う教育について伺います。

教育現場では、教師が生徒に対してきちんと物が言えないことが社会的に問題視されているケースが幾つかあります。背景には、体罰禁止や生徒人権の尊重が強く意識される一方で、教師の指導権限が弱まり、学校規律が揺らいでいる現実があるとお聞きます。

教育には、優しさだけでなく、規律や責任感を育む厳しさも不可欠です。体罰は一切肯定できませんが、規律を学ぶ機会を欠けば、社会に出てからの理不尽に立ち向かえないものと感じています。社会で生き抜くための自己規律や、やり抜く力を育てる教育が必要ではないでしょうか。

特に、国際社会で競争する時代、東南アジアの若者は、厳しい環境や徴兵制度を通じて忍耐力や規律を身につけています。一方で、日本は、創造性や協調性に強みを持ちながらも、規律面で弱みがあると指摘されています。国際比較では、東南アジア諸国が、厳格な教育環境の下、高い成果を上げています。日本は、創造性や協調性に強みを持つ反面、規律性に弱さがあるという指摘もあります。そこで、県として、日本の教育の弱点である規律の不足をどう補い、逆に強みである創造性や協調性をどう伸ばすのか、長野県の教育方針をお聞きます。

不幸な時代に生まれたと思わせない教育について伺います。

戦後の奇跡の復興から、高度成長、バブル期を経て、日本の人口はピーク期を過ぎ、極度な少子高齢化社会となり、何事においても日本全体が停滞していく雰囲気広がっており、若者の間に、自分は不幸な時代に生まれたという諦めが広がりつつあるようにも感じています。中高生やZ世代においても、将来の日本に希望を持てないという諦めのような意識が広がっているように感じることもあります。

また、高度成長期やバブル期を経験した大人が、今の時代の子供はかわいそうだという雰囲気を出すのも極めてよくないと思います。私は、今の日本の少子化時代に生まれることは、必ずしも不幸ではないと考えています。今ほど個人が尊重され、生きる選択肢が多岐にわたっている時代は過去にありません。さらに、私は1973年生まれですが、約210万人います。現在は70万人を下回っています。見方を変えれば、1人当たりの付加価値は3倍に高まり、個々人の価値を生みやすい時代と言えます。また、世界中がつながっていて、努力次第で世界に活躍の場を広げる可能性がこれまで以上に開けています。

そこで、伺います。県として、子供たちに不幸な時代に生まれたと思わせるのではなく、む

しろ、自らの価値は高く、努力をすれば望む未来を切り開ける時代に生まれたと実感できる教育をどう実現していくのか、その基本認識と方針をお聞かせください。以上5点、武田教育長に伺います。

地方の町村役場の課題について伺います。

長野県77市町村のうち、58は町村です。小規模役場では、1人の職員が複数の業務を兼務し、給与水準は市に比べて低い、1人当たりの業務量が多いため、若手の離職率も高まっていると聞きます。

さらに、県や国とのパイプが弱いため、規模の大きな自治体なら実施できる事業が町村ではなかなか実現できない例も散見され、本来ならさらに手厚い補完が必要なのですが、そうはなっていない現実があるように感じます。このままでは、将来的に町村行政そのものが持続できないのではないのでしょうか。

この現実には、誰もが認識しながら、なかなか対策ができていない実態があると思います。県としてこうした課題をどう認識し、どのような垂直補完と水平補完を位置づけるのか。また、人材確保という観点からも、県と町村の人材交流を進めていくことの重要性について改めて中村企画振興部長に伺います。

道州制の認識と広域連携について伺います。

道州制については、これまでも国で繰り返し議論されてきましたが、実際の導入には課題も多く、具体論に進みにくいのが現実かと思います。しかし、理念として学ぶ点も少なくありません。

阿部知事は、全国知事会長という立場を得られ、今や、長野県のみならず、全国の地方分権をリードする責務を担っておられます。これまで、東京一極集中の是正が叫ばれていますが、歴史的な背景や経済合理性を見ても、東京一極集中が全て悪とはなかなか言い切れず、容易に是正できていないのが現実かもしれません。

日本は、明治以来、中央集権的な体制の下で発展してきました。その利点として、効率的な制度整備や均質なサービス提供がありますが、一方で、地方の多様性や独自性が十分に生かされにくい弱点もあります。長野県が誕生してから150年を経て、人口減少と地方の縮小は確実に進んでおり、このままでは地方の行政や経済の持続が困難になることは明確です。

国では、繰り返し道州制が議論されてきましたが、日本は江戸時代に300の藩が存在し、それぞれが地域社会を形づくってきた歴史があり、アメリカのように合理性一点張りで再編することは難しいと私は理解しています。

そこで、伺います。道州制という仕組みそのものの是非ではなく、その理念から何を学び、どう生かすべきと考えるか。さらに、中央集権の利点を理解した上で、都道府県が力を結集し、

明治以来続いてきた中央集権政治の在り方を時代に即した形に改善するため、他の都道府県との議論をどのように進めていくべきと考えるか、お聞きします。

さらに、先日、知事は、静岡、山梨、新潟の各知事と一堂に会し、観光や文化など多様なテーマで意見交換を行いました。こうした地域連携の取組は、人口減少が進む地方にとってはますます重要になってくると考えます。

その上で、隣県や近隣県と一つでも具体的な共同事業や広域行政の取組を実際に形にしていくことこそ重要ではないかと考えます。観光、インフラ、防災、医療、教育、食料の供給など分野は多岐にわたりますが、知事としてまずどの分野で近県と実行可能な取組を進めていこうとお考えになっているのか、お伺いします。

関税交渉と県内産業の影響について伺います。

アメリカのトランプ大統領の当選により、世界は大きく変わりつつあります。アメリカは、これまで以上に二極化が進み、保護主義へ明確にシフトしており、この先もこれは続いていくものだと感じます。アメリカのプレゼンスが落ちてきている証拠でもあると思います。

そして、今回の関税交渉で、日本がアメリカに対し強い交渉カードを持たない現実が明らかになりました。無理難題を突きつけられても明確な対抗手段がなく、力で押し切られてしまうという現実を見せつけられたかのように感じました。

そして、その影響を最初に受けるのは、大手企業よりも、下請として部品や技術を供給する中小企業です。長野県の製造品出荷額は約7兆円、その半分以上が精密機械や電子部品であり、米国やアジア市場への依存度が高い状況にあります。

国際交渉の不利は、こうした現場を直撃します。県としてこの現実をどう受け止め、研究開発や人材育成、産学官連携、販路開拓などを通じて、県内企業が世界市場で戦えるよう、どのような後押しをしていくのか。具体的方策を米沢産業労働部長にお聞きします。

一時的なセンチメントに流される危うさについて伺います。

S N Sやメディアを通じて空気や感情が瞬時に拡散し、政治判断が流される危険性が高まっていることは間違いなく感じます。世界では、こうしたS N Sの影響を抑えるための規制の動きも強まっています。ドイツでは、違法投稿を24時間以内に削除させる法律、フランスでは、オンライン上の差別的発言を規制する法案が議論されました。これは、言論の自由や民主主義の理念を守る観点と若年層への影響を防ぐ観点から導入が進んでいます。

そこで、伺います。知事は、こうした国際的潮流をどう感じているのか。日本の民主主義、言論の自由との兼ね合いをどうお考えになるのか、お考えをお聞きします。

さらに、政治課題や教育の在り方、社会的事件への対応に関してお聞きします。

近年は、一時的な世論や感情の高まりに政策判断が大きく左右されることが少なくないと感じ

じています。例えば、ゆとり教育は、詰め込み教育は子供を追い詰めるという声に押され、導入されましたが、その後、学力低下という批判で一気に方向転換され、現場が混乱しました。

さらに、福島第1原発事故後には、原発ゼロの声に押され、原発が一斉に停止しましたが、十分な代替策が整わないまま、電力コスト上昇や二酸化炭素の排出を招きました。このような短期的なセンチメントに基づく判断は、瞬間的な満足をもたらす一方で、中長期的には課題を残すこともあります。

そこで、伺います。知事は、県政運営に当たり、こうした空気や一時的な声に過度に流されることなく、冷静かつ長期的な視点に基づいた判断を貫く覚悟をお持ちかと思いますが、改めて阿部知事の基本姿勢をお伺いします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校再編と義務教育の接続について6点質問をいただきました。

まず、義務教育段階の今後の在り方と学校統廃合についてでございます。

県教育委員会では、平成26年に、市町村教育委員会とともに、学校統廃合を含めた学校環境の在り方を示す少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策を策定し、市町村教育委員会に示してきたところでございます。この方策では、スチューデントファーストを基本的な理念とし、地域で実現したい学びに応じた学校の適正規模を示し、市町村教育委員会の取組を支援してきたところでございます。また、統合を推進する小中学校に対しては、統合前2年度及び統合年度の3年間にわたり、地域の実情に即した魅力ある学校づくりを進めるため、教員の加配を行っております。

学校は、地域の願いや実情に応じて教育を行うものと考えており、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会が適切に判断できるよう、学校の統廃合に関する好事例を紹介したり情報提供をしたりするなどの支援を今後も行っていまいります。

続きまして、高校無償化の再編への影響についてでございます。

私立高校が集中する長野市や松本市及びその周辺では、受検者数の変化など、ある程度の影響が生じる可能性があると考えますが、中山間地の多い本県においては、全県的にはその影響は少ないと考えているところでございます。このため、令和11年度までの議会同意を目指して現在進めている第2期再編においても、無償化による影響は限定的であると認識しております。

今後、令和12年度以降の高校の在り方を検討する中で、高校無償化が、県内の公立高校と私立高校との関係や、県外私立高校への流出、通信制課程への進学にどのような影響を与えるか等を注視してまいります。

次に、高校再編による合理性と地域の思いとの調和についてのお尋ねでございます。

人口減少が進む中での高校再編に当たっては、学びの質や機会を保障するため、高校生が多

様な価値観に触れられる教育環境を確保するよう、統合によって一定規模を維持するだけでなく、高校が地域振興の拠点であることも踏まえ、小規模校の存続を検討する視点も必要であると認識しております。

現在の第2期再編では、地域の皆様の様々な思いや御意見を踏まえ、地域の合意を得ながら進めることを基本としております。このため、新校の学びのイメージや活用する校地、校舎等についての検討に当たっては、多くの関係者が参加する懇話会において議論を重ね、一定の時間をかけて丁寧に検討を進めている状況でございます。

議員御指摘のとおり、合理性と地域の思いとの調和は、高校再編において極めて難しい課題であると考えております。高校再編は、地域への影響も大きいことから、長期的な視点も踏まえ、スピード感を持ちつつ、引き続き地域の皆様と丁寧な対話を重ね、多くの方々に理解いただけるような取組を強い覚悟を持って推進してまいり所存でございます。

続きまして、教育の歴史的反省と長野県教育像についてのお尋ねでございます。

戦後の学校教育は、その時代ごとの課題や社会状況に応じて、見える学力を重視する時期もあれば、体験的な学びを重視する時期もあり、時代の流れに応じて変化してきたものと承知しております。

そうした中、本県では、「子供の事実」から学びを捉え、指導の在り方を追求することを不易なものとしてまいりました。議員御指摘のような多様な力は、生徒自らが課題を見だし、主体的に課題解決に取り組むことや、時には仲間と協力しながら課題解決を行ったり、深く自らに問いかけたりすることなどを通して身につくものと考えております。子供を取り巻く地域や家庭環境による格差にかかわらず、全ての子供が確実な力をつけられるようにすることが公教育の使命であると考えております。そのためには、教員が一人一人の子供がかけがえのない存在であることを自覚し、それぞれの子供に最適な学びを提供することが必要であると考えます。このような教育の実現を通して、県教育委員会が目指す個人と社会のウェルビーイングの実現につながるものと考えております。

規律と創造性や協調性の育成についてでございます。

学校では、規律や責任感を身につけるため、小学校低学年から、当番活動や児童会・生徒会活動などを通じて自らの行動を律したり責任を果たしたりすることを体験的に学んできております。また、こういった力をつけるには、学校のみでなく、家庭や地域と連携していくことが重要であり、学校を開き、多くの方々と協力して取り組んでまいります。

創造性や協調性は、失敗を恐れずに挑戦する積極性や、失敗を意味あるものとして捉える受容性や寛容性によって育まれるものであり、こうした体験を多く積むことが大切であると認識しております。

最後に、子供たちが未来を切り開けると実感できる教育の実現についてでございます。

子供たちに不幸な時代に生まれたと思わせないために、まずは大人が前向きに生き生きと生活している姿を子供たちに見せることが重要であると考えております。自らの価値はむしろ高く、努力すれば望む未来を切り開けると子供たちが実感できる教育は、できないことや欠点を指摘するのではなく、その子のよさや可能性を認め、伸ばしていく教育であると考えております。

これまでの日本の教育は、できないことをできるようにする減点主義の傾向がございましたが、今後は、できることをさらに伸ばす加点主義へと転換していく必要があると考えております。県教育委員会は、子供たち一人一人の可能性を最大に引き伸ばすこのような教育を目指してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には市町村の行政体制への認識と垂直・水平補完について御質問をいただきました。

急速に人口減少が進む中、市町村では、職員の確保や事業の円滑な実施が困難な事例が見られ、昨年度実施した全市町村長へのヒアリングや、私が県内各地を訪問して市町村長の皆様と意見交換をした中でも、土木技術職員や保健師等の確保や法制執務等の専門的な知見の欠如を憂う声を聞いており、これは、一般的に団体規模が小さい町村で顕著な傾向にあると認識しております。県としても、今年度から保健師の派遣を行うなど、市町村の専門人材不足への対応を進めているところですが、今後さらに市町村間の連携や県も含めた補完体制の構築が必要であると認識しております。

こうした認識の下、今年5月に開催した県と市町村との協議の場では、県、市町村の連携協働による行政体制の最適化を共に進めていくことが確認され、この秋に開催予定の協議の場で優先的に取り組む分野を決定し、具体的な検討に着手することとしております。また、県と市町村における職員の交流派遣は、両者にとって職員の育成という観点で非常に重要と考えており、引き続き実施してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。

まず、道州制の理念に対する認識という御質問でございます。

道州制については、これまでも、議論がなされては消え、なされては消えという形で、今はほとんど道州制に関わる議論は行われていないという状況であります。この道州制は、単な

る地方分権とは全く異なるものだというふうに思っております。やはり国の役割、機能をどうするかというところがしっかり論じられることなしに進められることがあってはいけないというふうに思いますし、これは、社会経済全般に大きな影響を与えるものでありますので、やはり国民的な丁寧な議論が必要とされるテーマだというふうに思います。

全世界を見渡せば、今の都道府県の規模は、必ずしも小さいということではないのではないかとこのように思います。道州制の議論よりも前に、今の都道府県、市町村の二層制を前提にしながらもっと分権をしてもらわないと、今の中央集権的な行政体制がこのまま続いてしまうと、やはり地域の特性を生かした取組はなかなか実現できないというふうに思っております。

これをどう議論していくのかというお話もありましたが、全国知事会においては、地方分権推進特別委員会や地方創生・日本創造本部で国と地方の役割の在り方を検討してきておりますので、そうした本部や委員会を生かしながら、各県知事とも連携して、さらなる国と地方の役割の適正化に向けた取組を進めていきたいと思っております。

ほかの都道府県との広域連携ということではありますが、いろいろな連携をこれまでも進めています。例えば、新潟県、山梨県、静岡県の各県知事とは中央日本四県サミットという形で、それぞれ共通するテーマがありますので、そうした部分について理解を深めて一緒に取り組んできているところであります。観光の振興や山岳の取組で具体的な成果を上げてきているところでございますし、国として広域リージョン連携といったような制度を打ち出してきておりますので、そうした枠組みの活用も含め、他の都道府県との連携の在り方も考え、深めていきたいというふうに思っております。

それから、近県との連携をどういう分野で深めていこうと考えているのかという御質問であります。

他県との連携を考えると、地域ごとに既に一体化しているような地域で他県との連携を考えるというケースと、そもそも長野県という法人格が他の県と一緒にあって問題意識を共有して取り組むという、大きく二通りあるのかなというふうに思っています。前者で申し上げれば、観光であったり、医療であったり、例えば、先日環八ヶ岳連携の協議会ができました。北杜市や山梨県側からはもう少し範囲を広げてはどうかという御提案もあるようですけれども、長野県と山梨県が一緒になって観光振興に取り組んでいくということは大変重要だというふうに思っておりますし、県としてもしっかりと一緒に取り組んでいきたいと思っております。

また、医療の分野では、木曽地域の皆さんは中津川方面の病院へも通われていらっしゃると思いますので、交通アクセスの向上等について岐阜県側と連携して対応していくことが必要だと思えます。

例えば、大規模災害時の広域避難、あるいは火山防災対策などは、そもそも地域を特定する

のではなく、県全体で対応していくことが必要だと思います。そうした連携を今後ともしっかりと進めていきたいと思っています。分野を挙げれば、観光であったり、医療であったり、防災であったり、こうしたところを中心にしながら、幅広く他の都道府県や隣接県と連携していきたいと考えております。

続いて、SNSの国際的な潮流と民主主義、言論の自由との兼ね合いについてという御質問でございます。

世界を見渡すと、例えば、「アラブの春」と言われたような動き、まさに政治運動や社会変革の触媒としてSNSが活用される場面がありますし、国内においても、最近の選挙ではかなりSNSが投票行動に大きく影響を与えるようになってきたのではないかというふうに思っております。これはかなり急速な変化だと思います。

一方で、このSNS上の情報というのは、やはり比較的短期的、感情的な議論になりやすいという側面があると思います。多様な民意に基づいて丁寧な合意形成を図っていくという意味ではマイナスに働く可能性もあるということで、このSNSの普及は、民主主義にとってはもろ刃の剣という側面があると考えております。

そうした中で、やはり社会の変化に一人一人の個人が対応していかなければいけない側面がありますので、メディアリテラシー教育の重要性というものがますます高まってきているというふうに思っています。いろいろな情報が流れておりますが、そうしたものを批判的に読み解く力が一人一人に求められるというふうに思います。

また、SNSのプラットフォームの公共性をどう確保するか。これは、ある意味民主主義のインフラとして一定の規制やルールというものも必要になってくるのではないかというふうに思います。また、SNS上の情報は簡単に国境を越えてしまいますので、国際的な協調、国際的な枠組み、こうしたものも必要になってきていると考えております。

SNSを分断の道具としてしまうのか、あるいは民主主義の発展に生かしていくのか。これは、まさにそれを活用する私たち一人一人が問われている問題だというふうに思っています。当然、民主主義が発展するために使われなければいけないというふうに思いますので、そうした議論が今後しっかり行われていくことを願っているところでございます。

全国知事会においても、民主主義のアップデートというテーマを掲げております。選挙においてインターネット利用がされるようになって、そうした側面をどう考えていくかということについても研究会の場で議論を深めて、国に対する提言等を行っていききたいと考えております。

最後に、一時的な空気や声に流されることなく、冷静かつ長期的な視点に基づいた判断を貫くべきだという御指摘をいただきました。

まさにそのとおりだというふうに思います。民主主義におきましては、民意の反映というこ

とが大前提、不可欠だというふうに思います。ただ、今申し上げたように、ネット時代にあつては、どうしても一時的な感情や特定の人たちの声が過大に世の中に伝わっていくといった側面があることは否定できないのではないかとこのように思います。

したがいまして、短期的な声、感情的な思い、そういうことだけでなく、やはり政策決定に携わる立場としては、将来を見据えた責任ある判断をしていくことが重要だと考えております。

特に、今は時代の大きな転換点に当たっているというふうに考えておりますので、いろいろなところで申し上げておりますが、私を含めた政策決定に携わる人間は、やはり将来世代に対する責任ということも深く認識、自覚しなければいけないというふうに思います。財政規律の問題であつたり、気候変動の問題であつたり、今はよくても、10年後、20年後に大変なことになるというような課題がありますので、そうしたこともしっかり念頭に置いて対応しなければいけません。やはり、国においても、長期的なビジョンの下で構造的な改革を行ってほしい。これは、知事会長としての思いとしても述べさせていただいておりますし、これからもそうした視点で国に対して意見を申し上げていきたいと思っております。

私としては、短期的な民意もSNSの声も冷静に受け止めながら、長期的な視点と専門的な知見に基づいて政策判断を行ってほしいというふうに考えております。また、県民の皆様方との間では、丁寧な対話を通じて合意形成を図っていく、どうしてこういう方向で進もうとしているのかということを丁寧に説明して理解をいただくといったようなプロセスも、これまで以上に大事になってきているというふうに考えております。県民の皆様方から負託を受けている大変重い立場で仕事をさせていただいておりますので、今後とも今申し上げたようなスタンスで責任を持って政策判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には米国関税の影響の受け止めと県内企業の国際展開支援について御質問をいただきました。

米国との関税交渉の結果、従来より高い関税が継続することとなりました。本県の特徴である精密機械や電子部品、自動車関係の輸出関連事業者にとって、米国は、直接輸出や第三国を経由した輸出を含め最大規模の輸出相手国であることから、受注の減少や価格の引下げ要請などの影響が大きくなることを懸念しているところでございます。

県内企業を対象に7月に実施した緊急アンケートでも、「影響を受けている」または「受ける可能性がある」と回答した企業が約半数に上るなど、県内企業への影響が顕在化しており、企業への一層の支援が必要であると考えております。

県では、令和5年に策定した産業振興プランに基づき、これまでも世界で稼げる県内企業の

海外展開支援を重点的に進めており、海外駐在員事務所を拠点とした企業の海外進出、市場開拓支援、ドイツのフラウンホーファー研究機構との連携事業などによる国際マーケットのニーズに合った研究開発支援、タイなどでの展示会出展支援等を行う新たな販路開拓支援など、企業の国際展開促進に取り組んでおるところです。

加えて、今般の米国関税措置への対応として、6月に物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を取りまとめ、成長市場であるインドや次世代モビリティ関連技術のニーズが高いドイツなどへの新たな海外販路の開拓を支援するとともに、関税措置の影響を受けても持続的な事業活動が可能となるよう、制度資金の拡充、専門家派遣による企業の課題解決に向けた取組を支援するなど、企業の基盤整備を進める取組を支援しております。

加えて、今回パッケージ2.0への拡充を図り、賃上げ環境の整備や価格転嫁の促進、省エネによる構造転換等の取組を新たに追加するための補正予算案をお諮りしているところです。関税措置や物価高騰の影響を受ける中小企業の皆様を切れ目なく支援するとともに、今後も関税措置の影響を見極めながら必要な対策を柔軟に講じてまいります。

以上です。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君） もろもろ御答弁いただきました。

教育は、優しさとともに、個人を尊重するものでなければならないと思います。そして、時には厳しさを通じて規律や責任感を養い、世の中で活躍できる力、生きる力を育てることが、本当の意味で子供たちに必要であると思います。

そして、何より、不幸な時代に生まれたと思わせるのではなく、いつの時代よりも未来を切り開ける時代に生まれたと実感できる教育を進めていただきたいと思います。長野県がその先頭に立ち、子供たちに希望を与える教育を真つすぐ進めてほしいと願います。

情報伝達が著しく速く、誰もが情報にアクセスできる時代であり、特に、国民感情はセンチメントに流されていくこともあると思います。そういう時代だからこそ、時代の空気や一時的な世論に流されず、冷静で長期的な視点に立った判断が求められると思います。

阿部知事におかれましては、引き続き冷静沈着な判断の下、県政を進めていただき、知事会長として地方の現実を国に訴えるとともに、近隣県との連携を深め、さらなる地方分権の推進に力を尽くしていただきたいと御期待申し上げ、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君） 改革信州、続木幹夫です。順次質問を行います。

まず、伝統工芸品の海外販促について伺います。

今、塩尻市の奈良井宿は、オーバーツーリズム状態です。同時に、木曾漆器の売行きも絶好調であり、外国人観光客は、美術工芸品として高価な漆器を買っていくとのことでもあります。さらに、海外の和食レストランやアンティーク市場では蓋つきのお椀などが美術品として高価で取引されているとのことでもあります。

そこで、この機を捉え、漆器をはじめとした本県の伝統工芸品の海外への販売促進を行ったらいかがでしょうか。その策の一つとして、今、世界中でアニメや侍などの日本文化のブームであり、世界中の至るところで日本文化を紹介するイベントが開催されています。このような場を捉えて、積極的に本県の伝統工芸品の展示即売を図ったらいかがか、伺います。さらには、SNSなどを駆使し、海外への販売促進のノウハウも事業者に対して指導したらいかがか、産業労働部長に伺います。

次に、農村関係人口の創出について伺います。

昨年からの米不足、米価格高騰により、都市住民が農村に出向き、田植や稲刈りなどの稲作体験をして、その対価としてお米をもらう農業体験が急激に盛んになってきています。こうした稲作体験は、以前より大型機械が入りにくい棚田などで行われてきましたが、このたびの令和の米騒動により一層注目されております。一方で、本県の水田は、農家の高齢化などにより、特に中山間地で休耕田が広がってきています。

そこで、今、改めて農村関係人口の創出が注目されています。農村関係人口とは、農村に住んではないが継続的に農村と関わりを持つ人々を指す概念で、これは、二拠点居住や移住する定住人口、あるいは観光で一時的に訪れる交流人口とは異なる概念で、農村と都市住民が多様な形で関係を築く人々のことを指します。

このたびの米騒動により、国は減反から米増産に180度転換することとしました。米増産の一策としては、1区画の田んぼの面積を拡大する方策が考えられますが、本県のように、1区画が狭く斜面にある田んぼを合わせて面積を拡大することは、至難であります。そこで、その一手として、農村関係人口の創出の推進が重要と考えますが、農政部長に伺います。

次に、外国人政策について伺います。

今、アメリカをはじめ世界各国で移民排斥運動が盛んになってきています。我が国においても、さきの参院選では、外国人排斥を訴えた党が大躍進いたしました。そして、その政党の候補者から外国人について幾つか主張がありましたので、それらの主張が実際の事象として本県にあるのか、伺います。

1、低賃金で働く外国人労働者が日本人労働者の賃上げの阻害要因になっていると主張していましたが、本県においてはそのような実態があるのでしょうか。産業労働部長に伺います。

2、国民健康保険に加入している外国人の保険料の収納率は低く、国民健康保険を不正利用

している人が多いと主張していましたが、本県においてそのような実態はあるのか。健康福祉部長に伺います。

3、さらに、生活保護を受けている世帯の割合が日本人より高いというのは事実でしょうか。健康福祉部長に伺います。

4、在日外国人の増加によって日本の治安が悪くなったと主張していますが、本県における在日外国人の検挙数の推移や現状について県警本部長に伺います。

いずれにしても、我が国の労働力不足は深刻であり、今後ますます外国人の労働力に頼らざるを得ない状況になると思われます。政府は、就業先を変えられない外国人技能実習生制度に加え、令和9年からは、一定の条件の下で転籍や家族の帯同ができる育成就労制度を創設し、実質的な移民政策にかじを切りました。

そこで、5、今後本県においてはこの移民問題についてどのように取り組んでいくのか。また、全国知事会長として、移民問題について政府に対してどのような提言をしていくのか。知事に伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、伝統的工芸品の海外への販売促進についてのお尋ねです。

伝統的工芸品産業を振興していく上で、販路の維持拡大は重要な課題であると認識しております。特に、外国人観光客の増加や日本文化の再評価などに伴う海外からの旺盛な需要を取り込むことは販路拡大につながる好機であり、そのためには、県内の伝統的工芸品の知名度向上を図ることが必要と考えております。これまでも、パリで開催される展示・販売会に出展しているほか、国内でも外国人観光客が多く訪れるホテルや大阪・関西万博会場等において伝統的工芸品の展示などを行ってきたところです。

一方で、県内の伝統的工芸品産地の多くは小規模な事業者で形成されており、自ら海外展開を行うことが困難な場合が多いという実情もございます。そのため、県としては、今後も、海外における展示・販売会への出展や、銀座NAGANOや県内外の宿泊施設など外国人観光客の来訪が期待される場所において展示や製作体験等を行うことにより、伝統的工芸品の海外展開を後押ししてまいります。

また、本年度、伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業において、事業者がECサイトなどを活用してグローバル市場にも対応できる販売体制を整備できるよう勉強会や実際の活用体験を行うなど、ECサイト構築に向けた支援を行う予定であります。加えて、今年度から3年間の計画で、海外の消費者ニーズなどを捉え、先端技術との融合等により、外国人にも受け入れられる

機能性やデザイン性の高い新商品づくりも支援していくこととしております。こうした取組を通じて、伝統的工芸品産地の事業者の皆様に関心を高めていただき、海外展開を促進してまいりたいと考えております。

次に、低賃金で働く外国人労働者が日本人労働者の賃上げの阻害要因になっているかというお尋ねでございます。

外国人労働者に対しても日本人同様に労働関係法規が適用されるため、適正な労働条件の確保が求められており、国籍を理由とした賃金や労働時間等労働条件についての差別的な取扱いをすることはできません。また、賃金の水準は労使の交渉によって決定されるものであり、外国人がいるかないかで決定されるものでもありません。

厚生労働省の令和6年賃金構造基本統計調査によると、所定内給与月額在全国平均は、常勤労働者である一般労働者は約33万円で、外国人労働者のみで見ました数字は約24万3,000円となっておりますことから、差が生じておりますが、これを永住者や日本人の配偶者など身分系の在留資格者の給与の平均と比べますと約30万円となっており、雇用される企業規模や就業形態などが様々であることが想定され、一概に外国人の賃金水準が低いとは言えない状況であると考えております。

本県においては、比較的平均給与の高い身分系の在留資格者の割合が高いものの、本県の外国人労働者の調査結果が公表されていないこともあり、一概に外国人労働者が賃上げの引上げを阻害しているか否かを判断することは困難であると考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には中山間地域における水田維持のための農村関係人口の創出について御質問をいただきました。

中山間地域の農業は、狭隘な地形等の条件から、収益性が低く、担い手不足が深刻であり、水田に限らず農地の維持が困難となっていることから、将来の担い手確保にもつながる農村関係人口の創出の重要性がますます高まっていると認識しております。このため、県では、JAや市町村等と連携し、短時間でも農業を経験できる農業バイトアプリの利用促進、オーナー制度やワーキングホリデーなど地域資源を活用した交流・体験機会の提供、生産者等と企業や学校などが連携して水田の保全活動を進める棚田パートナーシップ協定の締結に向けたマッチングなどに取り組んでいるところでございます。

これらの取組に加えまして、昨今の米の関心の高まりを契機といたしまして、稲作に関心のある都市住民やCSR活動に関心のある企業等が参画しやすい取組も検討し、他部局と連携の上、さらなる農村関係人口の創出に努めてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には2点お尋ねがございました。

初めに、国民健康保険に加入している外国人の実態についてでございます。

外国人の保険料収納率につきましては、現時点で都道府県別のデータはございませんが、厚生労働省が昨年行った全国の約150保険者を対象とした聞き取り調査によりますと、国内における外国人の国保収納率は63%であり、日本人を含めた全体の収納率93%と比べ30%ほど低い状況となっております。

そして、国民健康保険制度の不正利用につきましては、毎年県内全ての保険者に対し調査を行っておりますが、これまで本県において不正が疑われる事案の報告はございません。

次に、生活保護受給世帯の割合についてでございます。

世帯主が日本人である場合と外国人である場合とで比較可能な令和2年10月の国勢調査時点で、県内の日本人世帯に占める生活保護受給世帯の割合は1.1%でございました。

一方、世帯主が外国人である生活保護受給世帯の割合は2.1%となっており、世帯比率で見ただけ、生活保護を受けている外国人世帯の割合は日本人世帯よりも若干高くなっております。しかしながら、そもそも外国人世帯数は全体の1.8%程度であり、統計上数値の振れ幅が大きくなりやすいことから、日本人と外国人の受給世帯の割合に有意な差があるとの判断は現時点では難しいと認識しております。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）来日外国人犯罪について御質問をいただきました。

令和6年中における県下の刑法犯及び特別法犯の総検挙件数は4,148件で、そのうち来日外国人に係る件数は346件、約8.3%を占めております。過去10年間を見ても、総検挙件数に対する来日外国人の検挙件数の割合は年ごとに増減しており、そこに明確な傾向は見られませんが、いずれも10%未満で推移しているところであります。

県内における来日外国人による犯罪への対応といたしましては、関東圏からベトナム人犯罪グループ等が流入し、太陽光発電所などを狙った金属盗やドラッグストアなどでの大量万引き等を、組織的に、かつ連続して敢行している状況が一部に見られるところであります。

こうした実態を踏まえ、県警察といたしましては、他県の警察との情報共有、その他連携を図りながら取締りを推進しているところであります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には外国人政策について御質問を頂戴いたしました。

本県に暮らす外国人県民の方々は昨年末現在で4万6,000人を超えているという状況で過去

最高でありますし、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表いたしました日本の将来推計人口によれば、2070年には我が国総人口の約1割を外国人が占めるという予測も示されています。

こうした状況を踏まえて、外国人材の受入れや外国人との共生を真剣に考えるため、今年の6月に有識者によります長野県外国人政策検討懇談会を設置し、さらに、7月には、外国人県民の生活や雇用、外国人児童生徒の教育など幅広い課題解決に全庁を挙げて取り組むという観点で、私を本部長とする長野県多文化共生推進本部を立ち上げたところでございます。

外国人の受入れは、人手不足の緩和、あるいは様々なイノベーションに資する可能性がある一方で、国としての明確な方針を欠いたまま拡大し続ければ、諸外国の移民政策の失敗が我が国でも繰り返されかねないというふうに思っております。すなわち、外国人にとって居心地の悪い社会を生み、排外主義を助長するなど、日本の社会に深刻な分断を招くおそれがあります。そのため、まさに続木議員からいろいろ御質問をいただきましたが、エビデンス、データに基づいた国民的な議論と国における明確な戦略の確立が不可欠だというふうに考えております。

折しも、本日の日経新聞の朝刊の社説にも、自民党総裁選に関連して、外国人政策は実態把握し冷静な議論をという社説が掲載されておりますが、私も基本的には同じような考え方でございます。これまで、国は、言い方は悪いですが、社説にも書かれているので申し上げれば、やはり外国人への対応を自治体にほぼ丸投げで、我々都道府県や市町村が一生懸命対応しているというのが今の現状だというふうに思っております。国には今こそしっかりとした対応を行っていただくことが重要だと思っております。

これまで、全国知事会においても、外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言を行わせてきていただいております。様々細かい提言もありますが、やはり今我々として求めていますのは、一つは外国人の受入れに関する基本戦略、これはしっかりと国が取りまとめることが必要だというふうに思います。

それから、多文化共生施策の根幹となる体系的、総合的な基本法、外国人の生活者としての対応は我々都道府県、市町村が担わなければいけないわけではありますが、そうしたものを体系立ってどういう取組で進めるのか、国としては何を選ぶか、こうしたものが必ずしも明確でない中で我々自治体側が一生懸命取り組んでいると。まさに、ほかの分野でもこういうことはありますが、自治体側が先行して国の取組が遅れているという典型的な分野の一つだというふうに思っています。

また、縦割りで対応されては困りますので、出入国在留管理庁とは別に多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置するよう求めているところであります。総裁選の候補者にも、外国人政策についてはしっかりと対応してもらいたい。また、各政党にもそうした提言をさせていた

だいております。ほとんどの知事が同じような思いでありますし、知事だけではなく、市町村の皆さんもかなり対応に苦慮している部分がありますので、この点は引き続き全国知事会としてもしっかり国に対して求めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）陶器はC h i n a、漆器はJ a p a nと英語表記されるように、漆器は日本を代表する伝統工芸品であります。2028年に、本県において国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が開催されます。長野冬季オリンピックでは、漆を施したメダルがつくられ、評判を呼びました。3年後に開かれる信州やまなみ国スポ・全障スポにおいても同様に漆を施したメダルを作製することは、本県の伝統工芸品の振興にも資することになると思いますので、これは観光スポーツ部長への要望として申し上げたいと思います。

外国人政策につきましては、るる答弁をいただき、外国人排斥の主張が事実である事項もあるし、または根拠のない主張であることも分かりました。犯罪の状況については推移と現状を答弁いただきましたが、例えば、これまでの外国人技能実習生制度では転籍が認められていなかったもので、雇主にパワハラなどを受けても、耐えるか、辞めて帰国するか、脱走するしかないのですが、大きな借金を背負って来ているので帰国することもできず、脱走し、不法滞在者となり、犯罪を犯してしまうというケースも多くあるということです。

今、自民党の総裁選で、候補者による討論会が行われています。そして、その中の一つの大きなテーマとして外国人対策が挙げられています。今、我が国や政府・与党は様々な問題や課題を抱えていますが、外国人問題がこれらの課題に対してのスケープゴートにされているように思われて仕方がありません。知事からの答弁もありましたが、知事におかれては、全国知事会長として、外国人政策についてしっかりとその実態を把握し、国に対して提言していただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、国民保護法に基づく弾道ミサイルを想定した住民訓練について伺います。

去る8月2日、須坂市において、日本大学危機管理学部中林准教授による国民保護に関する状況と現状と課題についての講演が行われ、引き続き弾道ミサイルの国内飛来を想定した避難訓練が行われ、私も参加してまいりました。

中林准教授によると、他国との戦闘状態になった場合、内陸部にある本県においては、海岸からの敵兵の侵入や戦闘機による空爆よりも、ウクライナのキーウがそうであるように、弾道ミサイルによる直接攻撃の可能性が高い。そこで、本県においては、弾道ミサイル飛来時に備えての避難訓練が必要であるとの説でありました。そして、中林准教授が説く避難行動として

は、Ｊアラートが鳴ったときには、屋外であれば、物陰に身を隠し、頭を手で覆ってしゃがみ込み、避難するのが有効だとして、こうした避難訓練も行われました。

確かに、北朝鮮からは度々日本海側に向けてミサイルが発射され、2017年には日本列島を越えて日本の上空を通過し、太平洋上に落下した事案がありました。このとき、政府はＪアラートを発出し、北海道や東北、北関東などの12道県の住民に避難を呼びかけました。しかし、Ｊアラートが発出されたときには既に日本列島の上空を越えていたとのことであり、仮に北朝鮮が直接日本のどこかに狙いを定めてミサイルを発射したとして、日本列島のどこに着弾するかをスーパーコンピューターで判断するにしても10分以上かかるとされていて、また、着弾が予想される範囲も広範囲となるので、Ｊアラートが発出されてから避難行動をしても全く間に合わないのであります。

今、国際情勢は非常に不安定で、日本も他国との紛争に巻き込まれる可能性は絶対には言い切れませんし、北朝鮮からのミサイルも、軌道を外し日本に誤って着弾する可能性はゼロではないと思われます。しかし、ウクライナやガザの状況をネットやテレビ報道による映像で見る限り、日本が他国と戦闘状態になり、Ｊアラートが頻繁に鳴る状況になったとき、そのたびに物陰に身を隠し、頭を手で覆ってしゃがみ込むような避難行動は、全く現実性がないと思います。

軍事アナリストの小川和久氏は、弾道ミサイルの飛来までの時間が約10分以内と極めて短く、現実的に住民が安全な場所へ避難するのは困難であると指摘し、訓練は実際の防衛手段としては限界があると述べています。また、内閣官房副長官補で安全保障専門家の柳澤協二氏は、Ｊアラートが鳴ってから数分で避難するという前提自体が非現実的として訓練の実効性に疑問を呈し、こうした訓練が戦争を前提とした社会づくりにつながる危険性もあると警鐘を鳴らしています。

昨日、西沢議員のこの避難訓練についての質問に対して、危機管理部長からは、訓練は大変好評であり今後も行いたいとの答弁がありました。

そこで、知事に伺います。今回須坂市で行われたような避難訓練は実効性があると思われますか。そして、さらに今後もこうした避難訓練を行う所存か、知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、実効性があるのか、これから行うのかという御質問でございます。

御指摘にありましたように、弾道ミサイルは発射から10分もしないうちに到達する可能性もあるというふうに言われていますが、一方、その到達するまでの間に少しでも被害を軽減するような行動を取っていただくということも大事だというふうに思います。爆風や破片等による

被害を避けるための迅速な避難行動を取っていただくための取組はやはり必要ではないかというふうに思っています。緊急一時避難施設、あるいはコンクリート造り等の頑丈な建物、あるいは地下施設への避難、こうしたことを求めるだけでなく、例えば、屋内では窓から離れる、あるいは爆風で割れる可能性がある窓ガラスからは離れるなど、避難施設に逃げ込まないまでも、自分の安全を守るための行動というものはあるわけであります。そういう意味で、こうした避難行動が県民自らの被害を最小化させるためには有効だというふうに思っておりまして、そのための訓練には実効性があると考えております。

万が一の事態が発生した場合、県民の皆様方の安全・安心を守ることは私どもの責務であります。我々も、画一的な訓練をやるつもりはありません。やはり実効性があるような訓練にしていくという努力は必要だと思います。今後とも、国や市町村と連携して、住民避難訓練についても引き続き取り組むとともに、より多くの県民の皆様方に避難行動の重要性を理解していただくことができるように啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）知事からは予想したとおりの答弁をいただきました。私は、有事に備えた避難訓練は全く必要ではないと言っているのではありません。どうせ税金を使ってやるならば、もっと実効性のある訓練をするべきだと思います。

私は、この訓練の真の目的は、国民の危機感をあおり、防衛費の増大を納得させることにあると思っています。防衛力の増強については、トランプ大統領の要請もあって下げられない面もあると思いますが、このたび須坂市で行われたような訓練によって防衛費の増加を国民に納得させるのではなく、政府はどれだけの装備でどのように防衛力を強化するべきかについて国民に対し議論と説明を尽くして防衛力の強化を図るべきであるということを申し上げて、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）森林づくり県民税を活用した再造林面積について、令和5年度は計画どおりに実施できたものの、令和6年度の実施率は計画の57%という厳しい実績となりました。そして、令和7年度の見通しも、580ヘクタールに対して52%、300ヘクタールと示され、目標達成は困難であるとのさらに厳しい報告がされています。これらの状況を勘案すると、令和9年度には900ヘクタールまで増える今後の再造林計画面積の激増に対応していけるのかとの疑問と懸念が大きく増してきています。

そこで、林務部長に伺います。

再造林の令和6年度実績と令和7年度の見通しにおける計画数値と実績数値とがあまりにも乖離している原因をどのように分析しておられますか。また、令和8年度の目標を達成すべく、その具体的対応策をどのように講じられていきますか。伺います。

主伐・再造林事業を円滑に進捗させるには、伐採樹種の収益性や地元事業体などの理解、植林地域の地形、林業人材の確保と育成、苗木の確保、植林の機械化、ニホンジカなどの食害の防止策といった様々な課題要因を一つ一つクリアにしていかなないと目標達成には至りません。

県は、長野県森林づくり県民税に関する基本方針を作成するに当たり、これらの様々な課題要因を考慮、検討するとともに、全県にわたって地域ごとに再造林面積を積み上げた上で県全体としての再造林計画をつくり上げたのか、疑問を抱かざるを得ません。県は、基本方針を作成するに当たり、これらの課題要因を解決するため詳細かつ綿密な検討を行ったのか。また、行ったのなら、具体的な検討方法、検討内容について説明を求めます。

主伐・再造林事業を進める上で、課題要因は幾つもありますが、その中で、主な要因としては、私が過去から一般質問や委員会で県の見解をただしてきている林業の担い手不足が挙げられます。

県の森林づくり指針によると、急激な右肩上がりの再造林目標を達成するための林業就業者数を、令和3年度の1,499人から、令和9年度までの6年間で100人の増員を図り、最終的には1,600人を目指すとしていますが、果たして100人程度の増員で目標達成ができるのか。再造林面積が令和5年から令和9年度までに3.6倍も伸びるのに対して、林業就業者数は僅か1.07倍しか伸びないのでは、幾ら機械化によって効率化や省人化が図れるとしても限りがあり、結局は担い手不足が再造林が進まない大きな原因となっているのではないかと考えます。令和9年度における900ヘクタールの計画目標を達成するには1,600人で足りるとする県の合理的理由、根拠について説明を求めます。

次に、知事に2点伺います。

本県の森林・林業行政の最重要課題であるとともに、森林づくり県民税活用事業の中心である再造林の加速化が大幅に遅れている状況となっていることに対して、知事は、県民みんなで森林づくりを支えるという意識の醸成を主な目的とした県民税の徴収者として、県民に情報の開示を随時積極的に行うとともに、きちんと説明責任を果たし、主体的に事業の進捗を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

県民会議などで示された森林づくり県民税に関する基本方針は、令和5年度から10年かけて、令和14年度には再造林面積を年間1,250ヘクタールに増やし、再造林を80年サイクルで更新する仕組みを構築することを前提に作成されていますが、大きく乖離している実態を直視すると、そもそも実現の可能性を度外視した机上のプランであったがために、実際に目標を達成するに

は相当無理があったのではないかと指摘もあります。

具体的には、令和５年度から令和９年度までの進捗スピードはそれ以降の3.2倍となっており、この期間は第４期森林づくり県民税の徴収時期と重なることから、この再造林計画は、現場の実態や能力を軽視し、毎年プラス160ヘクタールを激増させる過大な計画であり、森林づくり県民税を継続させることを意図して作成したものとの疑念が浮上してきます。この疑念に対しての見解を求めます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には３点の御質問を頂戴しております。

再造林計画と実績の乖離の原因分析と対応策についてでございます。

再造林計画の遅れは、地域ごとの主伐の進捗差が大きく影響しているものと分析しております。特に、急峻な地形や伐採樹種による収益性の違いに加えまして、林業事業体が間伐中心から主伐へと移行を進めるに当たりましてノウハウ不足による不安や懸念が大きいことが要因の一つと考えられます。また、国全体の厳しい財政状況の中で、要望に見合う予算が確保できていないことも遅れの一因となっているというふうに考えております。

令和８年度の目標達成に向けましては、まず国に対して公共造林予算の拡充を求めていくとともに、主伐・再造林の事例集を作成いたしまして、林業普及指導員による事業体訪問を強化させていただくことで林業事業体の不安や懸念の解消に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、再造林計画の検討方法と内容についての御質問でございます。

再造林面積の目標は、県内の民有林約69万ヘクタールのうち、生産性に優れた林業経営に適した森林約10万ヘクタールを対象とし、植林後おおむね80年での伐採を想定して設定したものでございます。これによりまして、持続的な森林の育成サイクルの確立と生育年数の平準化を目指したものでございます。

目標設定に当たりましては、人材の確保、作業の生産性向上、苗木の確保など複数の課題を総合的に検討したところでございます。例えば、苗木の確保では、増加する県産苗木の需要に応じた生産体制の整備や不足時への対応についてもその実効性を確認させていただいたところでございます。

検討に当たりましては、林業関係者や関連分野の専門家の皆様との議論を重ねまして、その結果を踏まえて基本方針を策定し、また、策定に際しましては、みんなで支える森林づくり県民会議、また県民説明会、パブリックコメント等を通じまして、広く御意見をいただきながらそれらを反映させていただいたところでございます。

最後でございます。林業就業者数の目標に関する合理的根拠についての御質問です。

林業就業者数は、再生林の植栽や下刈りに加えまして、伐採や病虫害対策など森林整備全体に及ぶため、作業ごとの実施見込み面積に単位当たりの必要となる人工数を乗じまして総作業量を算出し、さらに年間の平均就業日数を考慮いたしまして必要な人員を算定しております。主伐・再生林の進展により、一部の作業量は増加いたしますが、森林の高齢級化に伴いまして間伐対象面積は減少するため、森林整備全体の作業量が大幅に増えることはないものというふうに見込んでおります。

加えまして、機械化によります地ごしらえや下刈りの省力化を講じることを前提としており、これらの条件を踏まえ、全体として1,600人で対応可能と算定したものでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、再生林の加速化が遅れている中で、県民の皆様方への情報開示と説明責任を果たして取り組むべきという御指摘でございます。

森林づくり県民税につきましては、これは県民の皆様方、県議会の皆様方にも、使途も含めて考え方を示した上で、超過課税として御理解、御負担をいただいているものであります。そういう意味では、一般的な計画目標とはやはり重みが違うものというふうに私自身は考えております。

現在、森林づくり県民税活用事業の中で大きなウエートを占める再生林の加速化について、計画どおり進捗していないということについては、重要な課題だというふうに受け止めているところでございます。要因は、先ほど林務部長から答弁したとおり、急峻な地形や伐採樹種による収益性の差異、あるいは林業事業体のノウハウ不足による不安や懸念等が考えられますが、こうした要因の一つ一つにしっかりと向き合って対応していくことが必要というふうに考えております。そうした課題におきましては、県民会議等も通じて、情報開示、説明責任を果たすべく取り組んでいきたいと考えております。

続いて、森林づくり県民税の継続を前提に過大に設定したのではないかという御指摘でございます。

今申し上げたように、今回の計画との差異の要因についてはしっかりと向き合って要因分析、説明責任を果たしていきたいというふうに思っておりますが、目標の設定に当たりましては、人材確保や生産性の向上、作業の省力化、苗木の安定供給など、林業を取り巻く状況も踏まえ、林業関係者や専門家の皆様方とも議論を行った上で可能性を検討してきたところでございます。

こうした議論を経て策定した計画については、県民会議にもお示しし、御了解をいただいたところでありまして、適切に策定されたものというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） いずれにしても、県民からお預かりしているお金であるという原点は絶対にぶれることなくよろしくお願いしたいと思います。

そして、改めて知事に2点伺います。

再造林の計画と実績が大きく乖離している実態を見たとき、今後10年かけて80年サイクルで更新する仕組みを構築する指針はそもそも無理があったのではないのでしょうか。今、急速な地球環境の激変に対して、主伐による木材供給などを中心とした林業の成長産業化を主に追求するのではなく、森林の公益的機能や持続可能性も併せて重視することが大きく求められています。基本方針の内容を実現可能なものに見直すことを手始めに、指針の手直しなど、県の森林・林業施策の再検討にも着手されたいかがでしょうか。見解を伺います。

令和6年度の再造林面積の達成率は57%でしたが、予算の執行率は80%となっています。県民からさらなる負担を仰ぐことなく再造林経費の負担軽減などを図っていくためには、国による予算の拡充が求められます。

森林環境譲与税の交付基準が都市部に多額に配分されるなど、森林整備に安定的な財源確保策としてふさわしいのかと林業経営者からも疑義が示されています。森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるようにさらなる交付基準の見直しを求めるとともに、国に安定的に公共造林予算の拡充を図るよう強力に求めていると考えていますが、見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、基本方針の内容を見直しし、森林・林業施策の再検討に着手すべきだと考えるがどうかという御質問でございます。

今申し上げたように、森林づくり県民税を活用した再造林の加速化については、まず遅れている要因をしっかりと分析しなければいけないというふうに思っております。その上でこの施策推進に力を入れていきたいというふうに思いますが、そうした中で、この基本方針についても、必要があればその見直しを検討していかなければいけないというふうに考えております。

最後に、再造林に向けた安定的な財源確保を国に求めることについてという御質問でございます。

森林整備は、国土保全や脱炭素社会の実現に直結する極めて重要な課題だというふうに考えております。その推進には、安定的かつ持続可能な財源確保が不可欠だというふうに考えておりますので、まずは公共造林予算の一層の拡充についてしっかりと国に求めていると考えております。

森林環境譲与税につきましては、県議会も含めて長野県として要望を行ったこともあって、令和6年に交付基準が改正されています。私有林人工林面積のウエートが上がって人口のウエートが下がったということで、都市部に配分される額が減って地方部に増える形になっているということで、我々が求めている方向に改善されたところでございます。

そうした意味で、まずは市町村での活用状況等も丁寧に把握しながら円滑な制度運用を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）長野県の森林行政においては、過去、現場の実態を無視し、現場の能力を超えた過大な計画をつくり、結果として現場に過大な要求を押しつけ、痛恨の極みとも言える事件を引き起こした歴史があります。林務部をはじめとする県行政におかれては、それらの教訓をしっかりと踏まえられ、あの事件と同じ病巣や体質は全く残っていないと確信しております。

本県の森林・林業施策が山師事業に決して踏み込まないことをお願い申し上げ、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後3時2分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）公明党長野県議団、清水純子です。それでは質問させていただきます。

本県において、人口減少は待ったなしの課題であり、とりわけ若い世代の女性が県外に流出してしまう現状があります。女性が安心して学び、働き、子育てをして、そして生涯にわたり暮らし続けたいと思える地域づくりは、長野県の持続的な発展に不可欠であります。しかし、現状を見ますと、労働雇用環境、子育て支援、地域の安全、防災体制など多岐にわたる分野で、まだまだ改善の余地があると考えております。そこで、女性に選ばれる長野県の実現に向けて課題を明らかにし、具体的な提案をさせていただきます。

現在、本県の女性賃金水準は男性の約72.8%と、全国ワースト3位となっており、特に、正規、非正規の格差や管理職比率の低さが顕著です。所得向上と経済的自立は、女性から選ばれ

る地域の大きな柱になります。しかし、現実的には、キャリアアップ機会の不足や賃金格差の是正策が限定的であり、若年女性の県外への流出の要因となっていると考えます。

そこで、県内企業における男女別賃金水準や管理職比率を見える化し、積極的に改善努力を促す制度を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、結婚、出産、育児後も働き続けられる再教育プログラムやキャリアチェンジを支援する女性リスクリングプログラムを創設し、全県的に展開することを提案しますが、いかがでしょうか。

加えて、場所や時間を選ばない働き方を可能にし、子育てや介護、仕事との両立を目指す女性にとって、デジタル技術を活用した働き方の推進は魅力を高める力にもつながると思います。

デジタル人材不足が叫ばれる中、女性デジタル人材育成が県内の市町村で進められております。女性たちの声からは、新しい働き方の可能性が広がった、子育てしながらスキルを生かせると、前向きな声も上がっております。しかし、これらの取組が地域ごとに点在しており、県全体での横展開が十分に図られておらず、県としての支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。加えて、育成した女性人材を県内企業や地域課題の解決にマッチングする出口戦略の構築を県として積極的に進めていいたいただきたいと思いますが、御所見を伺います。

テレワークやフレックスタイム、副業や兼業制度は大企業を中心に進む一方、中小企業では導入が遅れております。制度導入のノウハウ不足やコスト負担が中小企業の柔軟な働き方の推進を阻害しております。中小企業の多様な働き方、柔軟な働き方の導入支援を県はどのように体系化し、進めていくのか、具体的に伺います。

また、テレワーク拠点や子連れ出勤可能な職場環境づくり等を助成し、さらなる働き方の柔軟な環境づくりを進めていくことを提案しますが、いかがでしょうか。以上、産業労働部長に伺います。

若い女性が流出する理由の一つに、子育て支援の柔軟性にも不足があります。延長保育、病児保育、夜間保育など多様な保育ニーズに応える環境整備が都市部に比べて遅れているのが現状です。子育てと仕事の両立が難しい地域ほど若い女性の流出が進みます。これら多様化する保育サービスの地域格差是正に向けた財政支援と人材確保の強化について、県の考え方と取組をこども若者局長に伺います。

あわせて、女性が安心して出産、育児に臨めるよう、産科医不足と安全な出産環境の整備について、現状と具体策を健康福祉部長に伺います。

夜間や災害時の避難所運営、防犯環境等、安心して暮らせる地域でなくては女性は地域に定着しにくくなります。女性の安全を守る体制整備を県は具体的にどう進めていくのか、警察本部長に2点伺います。

第1に、女性の夜間の安全確保について、防犯灯、街頭カメラの重点整備地域を明確化し、

街頭防犯灯の設置や駅やバス停周辺の見通し改善、ＡＩ防犯カメラや防犯アプリの活用など、市町村と連携しながら進めるべきと考えますが、御所見を伺います。

第２に、デジタル社会での安全確保について、ＳＮＳを通じた性被害や悪質な迷惑メール、詐欺被害が増加しております。若年層や女性に対する啓発・相談体制の強化が必要と考えますが、現状を伺います。

現在の移住政策は家族層向けのものが中心で、女性の単身者やリモートワーカー向けの支援が薄いのが現状です。ターゲット層別の戦略不足が女性移住者獲得の障壁になっていると思います。

例えば、女性単身者向けの住居支援や地域交流プログラムの整備も必要ではないかと考えます。キャリア、暮らし、文化を一体的に発信し、首都圏での女性向け移住フェアの開催やＳＮＳ広報の強化を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。単身女性を含めた女性向けに特化した移住・定住促進を県は今後どのように展開していくのか。企画振興部長に伺います。

知事に伺います。

現在、本県では、女性にとって魅力ある地域づくりを目指して、多岐にわたる施策が展開されていることは承知しております。しかし、現状では、これらの課題ごとに所管部署が異なり、いわゆる縦割りの中で施策が進められており、総合的、一体的な戦略が見えにくい状況にあると思っております。

本来、女性が長野県で暮らして働きたいと感じるためには、雇用や生活、子育て、地域の魅力といった分野で選択肢のある地域づくりが求められており、これらを横断的に組み合わせた包括的アプローチが不可欠であります。

そこで、質問いたします。

現在、男女共同参画推進本部が設置されておりますが、女性に選ばれる長野県の実現を目指して、各部局の施策や取組をより全庁横断的に推進するための司令塔として、信州女性政策推進監、仮称でありますけれども、この設置を提案いたしますが、いかがでしょうか。

そして、この推進本部において施策を一体的に推進するため、成果指標を明確化し、成果が見える形で公表していくことについて御見解を伺います。また、県内企業、団体、市町村、教育機関との連携体制を強化しながら女性に選ばれる長野県のブランド戦略を構築していくべきと考えますが、御所見をお聞きいたします。

2030年には超少子高齢化社会が到来するとされております。2024年の調査で、長野県での消滅可能性自治体に該当する市町村は26自治体とされております。その原因は、20代から30代の女性の人口減であります。2024年1月の人口戦略会議においても、これまでの対応に欠けていたものとして、若者、特に女性の意識や実態を重視し政策に反映するという姿勢が十分でな

かったとしております。

知事は、全国知事会会長就任の際の柱の一つにジェンダー平等の推進を掲げておりますが、足元の長野県の現状評価と今後果たすべき政策をどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には女性に選ばれる長野県の実現に関して３点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、県内企業における男女別賃金水準等の見える化に関するお問合せです。

女性活躍推進法により、従業員数301人以上の企業には、男女間賃金差異や女性管理職比率について公表が義務づけられております。さらに、来年４月からは、従業員101人以上の企業に対象が拡大されることとなっております。

また、国においては、女性の活躍・両立支援総合サイトに、女性の活躍推進企業データベースとして、登録企業の男女賃金の差異や管理職に占める女性労働者の割合などの情報を掲載し、学生や求職者が閲覧できるように公開されております。

一方、県においては、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証要件として、直近３年間の従業員の男女賃金差異の分析・公表を実施していることや、課長級以上に占める女性の割合が厚生労働省算出の産業別平均値を上回ること、女性役員の１人以上の在籍などを要件として設けており、認証企業は、女性活躍に向けた積極的な事業者であることを学生や求職者にPRできるとともに、認証取得に向けたプロセス自体が自社の女性活躍への取組度合いを再認識するよい機会となっております。

御提案の見える化を進めることは、男女の賃金差異の解消等が進んでいない企業の取組を促す効果があると考えており、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問等を通じ、企業データベースへの登録、アドバンス認証の取得を促進することで、国制度等と連動した見える化の取組を進めてまいりたいと考えております。加えて、さらなる女性活躍の促進に向け、今後県外から人材を招致するなど、外部人材の活躍も視野に入れた女性役員の登用を促す仕組みや、女性管理職の育成に向けた取組を併せて進めることを検討してまいりたいと考えております。

次に、女性のキャリアチェンジ等の支援、育成した人材の出口戦略についてのお尋ねです。

女性のライフステージの変化に対応したキャリア形成支援のため、県では、各機関と連携し、リカレント、リスキリングの支援の取組を行っております。具体的には、在職者のスキルアップを図るため、女性のためのキャリアアップ講座等を実施するとともに、求職者のキャリアチェンジに向けて介護福祉士や保育士等の資格取得講座を開設しており、その受講者の約７割を女性が占めるなど、多くの女性に活用いただいているところです。今後もニーズに応じた講

座を開設するなど、女性のキャリアアップに取り組んでまいります。

次に、女性デジタル人材の育成についてです。

県では、女性デジタル人材育成事業を実施し、デジタルスキルの習得支援を行っています。また、県内自治体においても、佐久市や塩尻市などで独自に女性デジタル人材の育成支援が行われています。県としては、令和5年度から市町村を対象とした勉強会を開催し、こうした県内各地の好事例を広める支援を行っております。

その上で、重要なのは、これらの事業により育成された女性デジタル人材が企業や地域において活躍されることです。このため、県では、これらの事業で育成されたデジタル人材と企業のマッチングを地域就労支援センター「J o bサポ」において行うとともに、企業に対してデジタルスキルと親和性のある業務の切り出しを支援し、切り出された業務を育成された人材が業務受託できるよう、J o bサポにおいてマッチングする体制を整えております。

また、信州スタートアップステーションでは、女性起業相談窓口の開設や、女性起業家同士のコミュニティ形成を目的としたセミナーを開催するなど、「寄り「S O U」」をコンセプトに女性起業家の育成に取り組んでいるところです。

今後も、女性のキャリア形成につながる育成の場と、出口戦略としての就業、起業までの一体的な取組を充実させ、県内各地における人材育成の取組と女性活躍の場の創出を積極的に行ってまいります。

最後に、多様で柔軟な働き方導入に向けた支援とテレワーク拠点についてのお尋ねです。

女性をはじめ、誰もが能力を十分に発揮し、安心して働ける職場環境づくりを進めることは、県内への就職者を増やすためにも大変重要な取組であり、県では、企業の取組状況の段階に応じた支援を実施しているところです。

取組初期の企業に対しては、社員の子育て応援宣言への登録推奨による社内の機運醸成をはじめ、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問して助言等を行い、先進企業への見学やテレワークなど多様な働き方制度の導入を支援し、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証などにつなげております。

認証を取得した企業に対しては、男性社員の育児休業取得に対して支給するパパ育休応援奨励金への一定額の上乗せや、制度資金の金利優遇措置などのメリットを提供することで、継続的な職場環境改善への取組を後押しするとともに、県の「ながのけん社員応援企業のさいと」に掲載し、県内外の学生や求職者に対し働きやすい職場環境づくりに率先して取り組む企業として発信しております。

さらに、今後は、職場環境改善に向けた自社の取組の優位性や課題を点検できる仕組みの検討を行うなど、県内企業において働きやすい職場環境づくりが一層進むよう支援してまいりま

す。

また、御提案いただいたテレワークや子連れ出勤ができる環境につきましては、多様な働き方の選択肢の一つになるものですので、県内に100以上あるテレワーク拠点の活用に向けた周知を図ることに加え、引き続き職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により企業のテレワーク導入への取組を促すとともに、子連れで仕事ができる職場環境づくりへの企業理解の醸成を図ってまいります。

その上で、それらの活動を進める中で丁寧に企業や労働者のニーズを酌み取り、さらなる支援の方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には保育サービスの地域格差是正に向けた財政支援と人材確保の強化に関する県の考え方と取組について伺っていただきました。

多様な保育ニーズに応じたきめ細かなサービスが居住地にかかわらず受けられることは、子育てと仕事の両立を進める上で大変重要であると認識しており、県では、提供体制の充実に取り組む市町村等に対して様々な支援を行ってまいりました。

まず、延長保育、病児保育等の多様な保育サービスにつきましては、保護者の就労形態や家庭の事情に対応した保育体制の整備に要する人員配置や施設運営等の経費について、子ども・子育て支援交付金を通じ、市町村へ補助しております。

また、近年の3歳未満児保育のニーズに対応するため、私立園のゼロ歳・1歳児クラスに追加する保育士の人件費を県独自に補助するとともに、保育士資格取得を目指す方への貸付制度の拡充、保育士・保育所支援センターによる求人、求職のマッチング支援等により保育人材の確保にも取り組んでおります。

今後とも、保育の実施主体である市町村で多様な保育ニーズに応じた体制整備が進むよう、子育て支援合同検討チームで優良事例の共有や市町村連携を推進していくための検討等を行い、子育て世帯への支援が充実するよう取り組んでまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には周産期医療体制の整備についてのお尋ねでございます。

県では安全な医療の提供を目指しており、女性が安心して出産に臨めるよう、医療提供体制の整備による安全の確保が極めて重要であると認識しております。しかしながら、県内の産科医師の状況は、国の分娩取扱医師に関する偏在指標によれば、全国36位の相対的医師少数県に位置づけられており、産科医の確保が課題となっております。

そこで、県では、産科医確保のため、臨床研修医を対象とした研修資金の貸与、ドクターバ

ンクを活用した県内医療機関への就職支援を行っております。また、産科医が安心して働き続けられるよう、分娩手当の支給や勤務環境の改善に向けた医療機関への支援にも取り組んでおります。

また、周産期医療提供体制につきましては、平成12年に構築した長野県周産期医療システムにより医療機関間の連携を進めることで安全な出産ができる体制を整えてまいりました。

その一方で、近年の少子化による分娩件数の減少、医師の高齢化、医療機関の経営難などを背景に、分娩を取り扱う医療機関の減少が進んでおり、現在の体制を維持することが困難になりつつあります。

こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じた安心・安全な周産期医療の確保に向けて、他分野に先行して、今年度より周産期ワーキンググループを開催し、県内の関係者と共に今後の医療体制について検討を開始したところでございます。引き続き、安全な周産期医療体制の構築に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）女性の安全を守る体制整備について2点御質問をいただきました。

まず、防犯灯、街頭防犯カメラの整備や防犯アプリの活用、市町村との連携等についてお答えいたします。

県警察では、女性等の夜間における安全の確保のため、見せる警戒をはじめとする街頭活動の強化のほか、警察庁において策定した防犯灯による必要な照度の確保、道路、公園等の見通し確保など、犯罪防止に配慮した環境設計の基準である安全・安心まちづくり推進要綱に基づき、自治体、学校、事業者等の関係機関と連携して、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進しているところであります。

具体的な取組といたしましては、市町村等に対する街頭防犯カメラ設置の働きかけ、市と合同による防犯カメラの点検、夜間の犯罪発生場所における防犯灯設置の働きかけ、長野県安全で安心なまちづくり検討会への参画など、犯罪防止に配慮した環境設計を関係機関・団体等と連携して取り組んでおります。

加えて、本年2月3日から運用を開始した長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」には、不審者や痴漢に遭遇した際、音や画面表示などで警告し、助けを求めることができる防犯ブザーと痴漢撃退機能などの機能が備わっており、これらの機能を紹介、周知を図っているところであります。県警察といたしましては、引き続き、県内に居住し、または県内で勤務されている女性の御意見も踏まえながら、関係機関・団体等と連携して所要の対策を推進してまいります。

続きまして、デジタル社会での安全確保、若年層や女性に対する啓発・相談体制についてお答えいたします。

県内におきましても、スマートフォンでのＳＮＳの利用等に関連して、若年層や女性が犯罪の被害に遭う事例が発生しておりますことから、啓発を進めているところであります。具体的には、県警ホームページなどを活用して注意喚起を行っているほか、インターネットやＳＮＳを利用する機会が多くなる小中高校生を対象に、情報モラル教育を実施しているところであります。

また、相談窓口といたしましては、警察相談専用電話「＃9110」のほか、性被害に特化した相談窓口である性被害相談ダイヤルサポート「＃8103」、これは「ハートさん」と呼んでおりますが、を設け、24時間体制で相談を受理しているところであります。県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体等と緊密に連携しながら、女性の安全・安心を守る各種の取組を推進してまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には女性向けの移住・定住促進策と今後の展開について御質問をいただきました。

県では、市町村等とつくる田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において、女性や若者を主なターゲットに移住促進を図っており、これまでも女性向け移住セミナーや女性限定イベントを複数開催してまいりました。また、セミナーにおいては、キッズスペースを設置するなど、子育て中の方々にも安心して参加いただける環境を心がけております。

さらに、今年度は、「移住×信州やまほいく」をテーマに、県広報パートナーであるインフルエンサーによるＳＮＳ発信を強化した結果、移住情報サイトを通じた資料請求数が前年度同月比で2.3倍に増加し、そのうち約9割が女性からの請求でした。広報へのでこ入れがこのように効果的であったことから、この結果も踏まえ、現在、市町村等と設置している検討会議において、女性・若者等に対する新たな移住プロモーションを検討しております。

さらに、ヒアリング等では、地域への溶け込みに不安を持つ移住希望女性が多いことが分かりましたので、安心して長野県に移住していただけるよう、つながりを意識した取組も実施しております。具体的には、新たに都市部の若者等が県内で活躍するキーパーソンのライフスタイル等取材し発信する、信州つなぐストーリー事業を実施しております。この事業は、取材者の若者等やキーパーソンのネットワーク化のほか、参加者の発信により人々の共感を広げ、関係人口を連鎖させていくことを狙いにしておりますが、取材活動中の参加者17名のうち約6割が女性となっており、女性目線での共感を呼ぶ発信を期待しております。

これらの取組により、若者・女性に選ばれる地域という信州未来共創戦略や地方創生2.0の目指す姿を実現する一助としたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には女性に選ばれる長野県づくりに向けて3点御質問をいただきました。

まず、全庁的に政策を推進するための司令塔の設置、それから、成果指標の明確化と成果が見える形での公表についての見解という御質問でございます。

県としては、男女共同参画推進本部を設置して、男女共同参画計画に基づく取組を全庁的に進めるとともに、ダイバーシティ推進に係る部長級の職も置いて、企業などへの県の取組の発信、県の審議会委員の男女比率の改善に向けた指導等を行ってきているところでございます。しかしながら、一層の施策の推進が必要というふうに私も感じておりますので、この推進本部の活用も含めて、必要な体制の在り方について今後よく検討していきたいと考えております。

また、成果指標につきましては、令和8年度から第6次の計画が始まります。適切な数値目標を設定して進捗状況を毎年公表していきたいというふうに思いますし、信州未来共創戦略においては、2030年までにジェンダーギャップ指数の政治、行政、教育、経済全ての分野で上位10位以内という目標を掲げておりますので、それに向けてしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

ただ、この問題は、それぞれの部局が自分たちの守備範囲だけで進めていても、トータルとしてはなかなか進んでいかないというところがありますので、実現に向けて何が必要なのかということを我々がしっかり考え抜くということが必要だと思いますし、庁内外、県庁の中、それから市町村をはじめ関係機関の皆様方ともしっかり連携しながら、成果にこだわって具体的な取組を進めていくということが必要だというふうに思っています。

あわせて、進んでいても進んでいなくても成果の発信をしっかりやることによって、評価をいただいたり、批判を受けたり、そうしたことを通じて、社会全体で女性から選ばれる長野県づくりが進むように取り組んでいきたいと思っております。

関係機関との連携体制を強化してブランド戦略を構築していくべきと考えるかどうかという御質問でございます。

女性から選ばれるということを目指して取り組んでいるわけでありますので、女性が長野県はこういう県だというふうに認識しなければ、恐らく選ばれないというふうに私も思います。ブランド戦略という観点に私は思いが至りませんでしたけれども、少なくとも、長野県の女性から選ばれるように内実を磨いていくことと併せて、優れた活動や活躍している女性の皆さん

の取組を県内外の女性の皆様方に積極的に発信していくことも必要ではないかというふうに思います。

今でもやってはいますが、多くの人たちに、長野県はやっているねというふうに思っただけでない部分がまだまだ大きいのではないかというふうに思います。今後、市町村や地域、あるいは企業で活躍されている女性や団体を表彰したり紹介したりすることなども含めて、女性が活躍している、女性が働きやすい職場がある、こうしたことをより積極的にアピールしていくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、ジェンダー平等の推進を掲げる中で、長野県の現状評価と果たすべき政策という御質問でございます。

ジェンダーギャップ指数におきましては、例えば教育委員会委員の男女比が高いとか、就業率の男女差が全国と比べると比較的小さいといったようなところは全国の中でも比較的進んでいるところではありますが、男女間の賃金格差や企業・法人の役員、管理職の男女比率、こうした部分はかなり低いという状況であります。皮膚感覚で申し上げても、やはり大都市部と比べてかなり遅れているという意識を持たれている県民の方々も多いのではないかというふうに受け止めております。

このジェンダー平等の実現に向けて、あるいはジェンダーギャップ指数を上位に持っていく、これは、順位で目標設定しておりますので、長野県が頑張っても、ほかの都道府県が頑張ると全く改善されないという状況でありますから、普通に進める以上のことをやっていかないと順位は上がらないというふうに思っています。

それだけ危機感を持って取り組まなければいけない目標設定だというふうに思いますが、これはいろいろな団体の皆様方と問題意識を共有しなければいけません、まずは我々県組織でできることは最大限やっていくということが必要だと思います。

県職員の男性の育休取得率が向上していますし、管理職の女性割合も上昇していますが、絶対評価はいいけれども、相対評価とすればもっとやらなければいけないと思っておりますので、まず我々自身が直接できることにしっかり力を入れていきたいと思っております。そして、市町村やほかの団体にも長野県組織としての取組をしっかりと示していきたいようにしていかなければいけないというのが一つであります。

もう一つ、職場であったり、地域であったり、こうしたところの課題は、なかなか我々だけではできませんので、経済界の皆さんや市町村の皆さんと問題意識や方向感をしっかり共有しながら取り組んでいかなければいけないと思っております。

この点については、先ほど清水議員の御質問の中にもありましたように、やはり見える化していく。長野県の企業の状況はどうなっているのか、あるいは、地域においての女性活躍はほ

かの地域と比べてどうなっているのかということをつかりやすく共有していくことが何よりも重要だと思いますので、そうした点に意を用いながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）御答弁いただきました。知事の強い決意を聞いて安心しました。

ブランド戦略は、女性に選ばれるようにしっかりと包括的にブランド力をつくり、そして、長野県で暮らす幸せを想像できる、イメージできるということで長野県を選んでいただくという強い強いアピールを長野県から発信していくことが必要であるというふうに思っております。そして、そこに知事と同じ思いで動いていただく司令塔を一人つくっていただいて戦略を完遂すると。頑張っていただきたいと期待しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）本日最後の質問となりますが、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

県行政におきましては、社会や経済の急速な変化、そして県民ニーズの多様化に応えるため、行政サービスの在り方そのものが常に問われ続けています。特に、近年は、デジタル化の進展や業務の高度化、専門性の高まりを背景に、行政のあらゆる分野で民間事業者の力を積極的に活用する、いわゆる業務の外部委託の取組が推進される傾向が一層強まってきております。

長野県においても、民間でできることは民間に任せることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業などを実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合においては、積極的に民間との協働を推進するとされています。

私は、この外部委託に対しては、当然メリットとデメリットがあるものと考えております。懸念の一つには、私たち議会の役割は、行政の事業に対してチェック機能を働かせていくことに加えて、県民の皆様の行政や事業に対する不満を受け止めて、その声を整理して提言していくことも大きな仕事の一つと考えますが、委託をすることで事業の内容が見えにくくなること、特に、今後、生活に直結するような事業においても委託の検討が広がっていく可能性があることなどがあります。

例えば、今回直接の質問項目ではありませんけれども、これまで繰り返し取り上げてきた上田長野水道事業広域化も、見方によっては、水道事業を持つ長野市、上田市、千曲市から見れば、企業団を設置することによって水道事業の広域化を進めるものと捉えられます。一方で、

県の立場から見れば、関わり方の詳細は今後の検討となりますが、県営水道を含めて一体化を図ることで、県の業務を企業団に委託する側面を持つ取組であると感じます。

企業団が設置されれば、各自治体の議会の比率などによって構成される企業団議会が設けられることになるかと思います。例えば、上田市から見た場合、水道事業に対しての議会によるチェック機能が従来よりも少なくなり、関与が薄れることは免れません。

水道事業に限らず、行政の業務が外部に委託されるということは、先ほども申しあげましたように、同時に議会のチェック機能そのものが効きにくくなるか、チェックが薄くなるケースがほとんどかと思います。こうした経緯を振り返ってみても、どの業務を外部に委託すべきで、どの業務は行政自らが責任を持って担うべきかという基本的なルールや考え方などについて、これまでこの長野県議会で議論された記録が残っていないので、今回質問をさせていただければと思います。

外部の専門性を取り入れることによって行政の柔軟性を高め、県民サービスの質を維持向上させることは、行政にとっても、県民にとっても、大きな意義を持つものと考えます。一方で、外部委託の範囲が拡大していくことによって生まれる懸念も多くなっていくものと考えます。限られた人員や予算をいかに効率的に活用していくのか。その判断において民間の知見やノウハウを積極的に取り入れるのか。それとも、人員配置や業務設計の工夫を行うことで職員自らが責任を持って対応するのか。その選択の在り方こそが県行政の健全性や持続可能性を大きく左右していくものと考えます。

まず、業務委託の在り方と判断基準について伺います。

県職員が対応可能と思われる業務もある中で、どのように委託に適するか否かを判断しているのか。外部委託に関する推進ガイドラインを設けている県もありますが、本県における判断基準や、県が直接実施した場合とのコスト比較など、事前の検討プロセスがどのようになっているか、伺います。

次に、外部委託の現状と推移について伺います。

近年は、人件費も高くなっておりますことから、一つの事業を毎年同じ金額で委託に出しても、同じ事業量をこなすことが困難になる例も出てくるかと思いますが、県が外部に委託している業務について金額の推移はどのようになっていますでしょうか。知事の任期が始まった時点、そしてコロナ禍以前の平成30年度時点と比較し、現在の状況はどのように変化しているのかを伺います。

続いて、職員数と外部委託の関係性について伺います。

あらゆる分野、業種で人材不足が顕著となり、県行政においても、職員の新規採用に苦慮している状況もあるかと思いますが、県職員の数は減っているのか。その中で、外部委託の金額

が増加しているとすれば、どのような要因で増加していると分析しているのかを伺います。

知事も、多様化する行政サービスへの対応ということを度々発言されていますが、業務の自動化、RPAの導入をはじめとした技術の活用や、外部委託で業務を減らしてきているにもかかわらず、職員の皆さんの忙しさは変わってこない。中には、教える時間がなく、人材を育ていく時間が持てないといった声も伺うことがあります。県が実施している業務は、何を目的とし、どのような成果を得るために実施しているのかが明確であるべきと同時に、その継続性についても重要と考えます。

次に、業務の廃止や今後の多様化する業務の対応判断について伺います。

行政サービスが多様化する中で、県の行う業務が増え続けるものがある一方で、逆に廃止されたり縮小された業務はどの程度あるのでしょうか。その件数や内容を把握しているのか、伺います。

また、社会経済状況の変化、県民ニーズの低下、あるいは法令の改正などによって意義や必要性が薄れた業務については廃止や縮小も検討していくべきと考えますが、今後の考え方を伺います。

また、私の所属する委員会が県民文化部ですので、昨年のパートナーシップ制度や今年度検討している人権擁護の条例などについては委員会で質問させていただきますが、人権の擁護に基づく様々な権利の主張に対応すればするほど行政は忙しくなり、業務が多様化していくということをこれまで様々な事業を見て感じているところであります。行政サービスの多様化は、放っておけばどこまでも拡大すると考えますが、官民両方で人材不足の状況にある中で、どこまでの声を受け入れて、どのような方法で行政需要に対応していくのか。ここまでするを須藤総務部長に伺います。

外部委託の推進やルール、そして今後の考え方について質問してきましたが、うまく活用することで当然メリットもあるものと思いますので、最後に知事に伺います。外部委託は、職員の負担軽減につながるだけでなく、外部の知見を取り入れることで職員自身のスキルアップにもつながり得ると考えます。外部との協働を、単なる業務の外出しではなくて、県職員の成長機会として捉えることも重要だと考えますが、この点について阿部知事はどのように考えていますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には5点御質問を頂戴いたしました。順次お答えいたします。

まず、業務委託の判断基準と検討プロセスについてでございます。

本県では、民間委託等の推進に関する取組方針を平成20年度に策定し、この方針に基づいて

委託の運用を行っております。具体的には、委託によるサービスの質の向上が図られる、県で直接実施するよりもコスト削減が図られる、行政運営の簡素化、効率化が図られるといった観点から民間委託を実施するかどうかを検討することとしております。

一方で、委託の対象としていない業務として、法令等により公務員の実施が義務づけられているもの、公の意思の形成に深く関わるもの、県民の権利義務に深く関わるものなどを具体的な業務の例を含めて整理してきております。

こうした視点、考え方に基つきまして、実際に業務を実施している職場の状況も踏まえながら、毎年度の職員定数や予算編成におきましてその実施の適否を個別に判断しておるところでございます。

次に、外部委託の金額の推移についてでございます。

一般会計における委託料全体の当初予算額といたしましては、知事の任期が始まった平成22年度は約296億円、平成30年度は約360億円、今年度は約457億円を計上しており、金額及び当初予算額に占める割合は増加傾向にあると認識しております。

次に、職員数の減少と委託増加の要因の分析についてでございます。

知事の任期が始まった平成22年度から令和7年度にかけては、県の行財政改革プランや行政・財政改革方針等に基づく組織のスリム化、業務の効率化を推進してきたことに加え、昨今の採用難や定年早期退職者の増加などから、正規職員数は500名程度減少してきているところでございます。

先ほど答弁申し上げました委託料の増加につきましては、労務費の上昇の影響などもあり、一概に要因を把握することは難しい状況でございますが、民間の優れた知見の活用により、行政サービスの質の向上を図る観点や、比較的定型的な業務の外部化により、職員が真に担うべき業務に注力できる環境を構築する観点等を踏まえて委託を進めてきたものと認識しております。

次に、廃止・縮小した業務についてでございます。

必要性や意義が低下した業務の廃止・縮小に向けた取組といたしまして、現場や実際の実務に関わる担当者からの提案を基に業務の見直しを行うサマーレビューを実施しており、昨年度の提案に関しては、231件について順次見直しを進めてきているところでございます。

また、毎年度、当初予算の編成に合わせまして、スクラップ・アンド・ビルドの観点で事業を見直ししてきており、今年度当初予算では、主な見直し事業といたしまして28事業を廃止、中止しております。

これらの取組による具体例といたしましては、旅費審査業務の見直しによる審査体制の縮小、県主催イベントの統合や照会事務の本庁集約、その他所期の目的を達成した事業の廃止などの

見直しを行い、業務の効率化や事業の新陳代謝を図ってきているところであります。

今後も、現状の県民ニーズや政策評価による業務の成果や意義等を十分に勘案した上でその実施の適否を適切に判断していくことが重要であり、業務の廃止・縮小に加えて、共通する業務の集約・統合や、御指摘をいただいております外部委託等も効果的に活用しながら業務の総量縮小に努めてまいります。

最後に、多様化する行政需要への対応についてでございます。

社会構造が変化し、行政需要が多様化している一方で、財源や人的資源には限りがあることから、優先度の高い行政課題に重点的に取り組むことが必要であります。そのためには、県民や多様な主体との対話を通じて、理解を得ながら施策や事業を考えていくことがこれまで以上に重要になると考えております。また、真に必要な県民ニーズに対応できるリソースを確保する必要があることから、先ほどのサマーレビューや予算編成の中で、必要性が低下した事務事業の見直しを進めてまいります。加えて、ＡＩをはじめとするデジタル技術の活用や共通業務の集約化等により、職員の生産性向上や業務の効率化などの業務改革に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、外部委託に関連して、外部との協働を県職員の成長機会として捉えることが重要ではないかという御指摘でございます。

県業務の外部委託を含めて、幅広い協働・共創の取組には職員の学びや成長を促進する側面もあるというふうに私も考えております。

令和６年度に県民参加型予算の仕組みで構築いたしました共生社会の実現に向けた体験機会の創出事業におきましては、県職員と委託先の民間事業者、そして障がい者の皆さんとで協働でワークショップ等を行わせていただき、障がい者の方々の目線に立った課題の発見とその改善策の検討に取り組むことにより、県職員の共感力、政策力、発信力の向上に資するものとなったというふうに思っております。

こうした外部委託による取組だけでなく、共創推進パートナーの委嘱やＤＸ推進パートナー連携協定に基づく人的な交流、社会貢献職員応援制度を通じて県の職員が県内の様々な活動に従事することによって県民の皆様方と触れ合う、そうした機会に、様々な経験やいろいろな皆様方と知見を共有させていただくことで、職員の成長に資する部分もあるというふうに考えております。

今後とも、様々な方々との協働・共創を進めてまいりますし、御指摘いただいたように、職員の成長という観点も念頭に置きながら県政課題の解決と県民サービスの質の向上に取り組ん

でいきたいと考えております。

以上です。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）それぞれ答弁をいただきました。外部委託の金額の推移は増えており、先ほどもお話しさせていただいたように、人件費などの高騰でこれからも増えていく。内容も件数もそうですけれども、金額も増えていくのかなと思います。

外部委託の推移や判断基準、職員数などについて、職員数についても500名ほど減っているということでありますけれども、そういった部分は外部委託や会計年度任用職員で対応しているのかなと感じます。

外部委託は、単なる人員不足の穴埋めではなくて、行政サービスの質を高める手段として機能させていかなければならないと感じます。そのためには、県の役割や責任を明確にして、県職員のスキル向上につながる活用が不可欠であります。

一方で、先ほども指摘させていただいたように、中には、議会の目が届かず、チェック機能が薄れてしまう可能性もあることから、今回質問させていただいた選定プロセスに加えて、委託後の経過や成果などについてもしっかりと確認し、見ていけるような仕組みも強化していただき、今後の外部委託の在り方について、県行政の責任と民間の知見の活用のバランスを取っていただきますようお願いさせていただき、一般質問を終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明2日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時55分延会

令和 7 年 10 月 2 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 7 年 9 月

第440回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和7年10月2日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議事課担当係長 山 田 淳 貴
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和 7 年10月 2 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）おはようございます。伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、長野県商圈の変化と地域再生の課題について3点、地域に根差す学びと一貫教育の可能性について3点、一括にて質問させていただきます。

令和6年度に実施されました長野県商圈調査によりますと、県内の商圈人口は、松本市が初めて長野市を上回り、二大都市の均衡に大きな変化が見られました。松本市と長野市が二極を形づくる一方、自市町村以外にも商圈を有する市町村の約8割が縮小商圈とされ、特に町村部では、地元滞留率が平均15%台にとどまっています。その結果、多くの購買が都市部や県外へ流れ、地域経済だけでなく住民生活にも影響が出ております。商圈の縮小は、生活の利便性の低下や、また若者の地域離れ、地域社会の持続性に直結する課題であり、県としても持続可能な地域づくりの視点から主体的に対応することが求められております。

また、地元である伊那市は、吸引力係数が139%と県内でも高い集客力を持ち、一定の商圈人口を維持しております。しかし、周辺の町村の滞留率は30%未満にとどまり、購買流出が続いております。本来、商圈は核となる市町村と周辺の町村が互いに補い合うことで広域の持続性を確保してきたわけでありますが、そのつながりが弱まると広域全体の力も失われかねませ

ん。伊那市を含む上伊那地域全体で進める商圈再生への取組は、県全体への波及も期待されるものであり、一定の参考となる可能性があります。

加えて、商圈を支える基盤として、事業承継の課題があります。全国で中小企業経営者の高齢化が進み、後継者不在率は60%を超えております。伊那市でも、商店や小規模事業者が後継者不足に直面し、放置すれば商店街の空洞化や生活インフラ喪失につながりかねません。実際に、地元商店街では、後継者が見つからず閉店の危機にあった老舗商店や飲食店が、第三者承継やM&Aで事業が引き継がれ、営業を続けるケースも出てきております。こうした際には、商工会議所、商工会、地元金融機関が伴走し事業承継を支える仕組みが、地域の雇用や生活基盤を守る大きな役割を果たしているわけであります。まさに商圈維持のための現実的な重要な取組であります。県は、既に事業承継ネットワーク事業などを進めていますが、これを地域商業や商圈維持と結びつけ、支援を一層強化することが求められます。

さらに、消費の在り方も変わりつつあります。インターネット公売や無店舗販売の拡大により、従来の地理的商圈という概念は大きく揺らいでおります。今の商圈は、距離だけでなく、デジタル化や物流の発達を背景に再編されている時代であります。県としても、DX推進やEC支援を進めていますが、地域の実情を踏まえ、女性や若者を含むデジタル人材の育成や販路拡大への実装が急務となっております。

あわせて、しあわせバイ信州運動を単なるキャンペーンにとどめることなく、購買行動の実質的定着と行動変容へつなげる仕組みづくりが欠かせません。これが進めば、地元滞留率の低下に歯止めをかけ、経済再活性化への起点にもなり得ると考えます。

このように、長野県の商圈は、人口減少や高齢化、購買流出で多くの市町村が縮小し、町村部では生活必需品の調達も難しく、暮らしを支える基盤としての商業が不安視されております。そこで、伊那市のように比較的高い集客力を示す地域の力を周辺へ波及させる広域戦略が求められています。本質問では、こうした現状を踏まえ、商圈再生、地域消費の定着促進について、今後の県政における方向性と実効性のある支援策について確認をしていきたいと思います。

そこで、阿部知事にお伺いいたします。

令和6年度の商圈調査で、松本市が初めて商圈人口で長野市を上回り、県内都市のバランスに変化が生じる一方、自市町村以外にも商圈を有する市町村の約8割が縮小商圈となっている現状をどう受け止め、今後の中心市街地活性化をはじめ地域振興にどう生かしていくのかをお伺いいたします。

あわせて、この変化を、単なる危機ということではなく、魅力発信の好機と捉え、人口減少下でも若者が地元で希望を持ち、将来が描けるよう、県内外の若者にこの地域の魅力と可能性をどのように伝えていくのか、御所見をお伺いいたします。

続いて、米沢産業労働部長に2点お伺いいたします。

県内の約8割の自市町村以外に商圈を有する市町村が縮小商圈とされ、特に、町村部では滞留率が平均15%に低迷し、購買流出が生活基盤や地域の持続可能性に深刻な影響を及ぼす現状をどう受け止めているか。

また、例えば伊那市が吸引力係数139%と比較的高い集客力を示す一方で、周辺町村の滞留率が30%未満に低迷している。県として、県内各地で核となる市町村を中心とした広域的な商圈戦略をどう描き、地域経済や商圈の持続可能性を高めるためにどのような施策を推進していくのかをお伺いいたします。

次に、しあわせバイ信州運動が県産品の利用促進に一定の効果を上げているものの、さらに日常的な消費行動の定着へとつなげる必要性が高いと感じています。先日、上伊那の商工団体役員の皆さんとの意見交換の場で、この取組を知っているかお尋ねしたところ、ほとんどの方が知らないというふうに答えられ、認知度の低さが大変大きな問題であると感じたわけであります。

地域消費を一時的な盛り上げにとどめることなく日常生活に根づかせるために、県としてどのように周知を図り、消費行動の変化を後押しして地域経済の再活性化へとつなげていくのか、具体的な取組についてお伺いいたします。

続いて、私は、県議としての立場に加えて、2人の高校生の親として、今年度は、伊那弥生ヶ丘高校のPTA会長、そして、上伊那高等学校PTA連合会の会長、南信協議会の会長、さらに長野県高等学校PTA連合会の副会長というお役目もいただいております。こうした立場から、長野県、上伊那地域の子供たちが安心して学べる環境を守り、将来地域で活躍できる人材を育てることへの関心が一層高まっております。

長野県の高校教育は、第2期再編計画の下、転換期を迎えており、令和10年度には中学校の卒業生がピーク時の約半数に減少すると予測されております。県は、教育の質と持続可能性の両立を目指して再編統合に取り組んでおります。特に、中山間地が広がる上伊那では、高校の存在は地域活力に直結する大変重要な要素であります。不安の声もある中、地域と行政が連携して、子供たちが安心して学べる、地域で輝ける環境づくりを進める好機とも言えると思います。

一方、令和6年度から高校授業料の実質無償化が実現し、進学機会の平等性という点では大変大きな前進であり、高校進学がごく一般的な進路となっているわけであります。しかし、無償化で進学の門戸が広がった一方、中山間地域から都市部高校への流出は依然として続き、地域校の魅力低下は大きな課題となっているわけであります。今後、進学の量から一歩進め、学びの質と地域に根差す教育の価値をどう担保するのかが問われていると思います。

その一方、策として注目されているのが中高一貫教育であります。6年間を見通すことで基礎学力の定着から探究活動まで計画的に行え、受験にとらわれず伸び伸び学び、長期的な進路指導も可能になります。県内では、屋代高校附属中と諏訪清陵高校附属中の2校が併設校として設置され、一定の成果を上げ、広域から志願者を集める学校として定着し、6年間の探究や進学実績は評価されているわけであります。

他方で、現場では、附属中の学びを高校でより生かしてほしい、接続期の意欲低下、教員の負担軽減、地域とのつながり強化など改善を求める声もあることは事実であります。

全国を見ますと、制度の活用は県ごとに異なるわけであります。例えば、福井県のあわら市では、金津高校と中学校2校が連携型を実施し、英語教育や部活動の一体運営で学びの継続と地域定着を両立。石川県では、地域の優秀な生徒を流出させないという狙いで探究や地域連携を強化。東京都立中高一貫校では、探究型学習とグローバル教育を柱に、多様な進学実績と地域、大学との協働を進めているわけであります。こうした先進事例は、長野県が今後方向性を考える上で大いに参考になるかと思えます。

また、市町村レベルでは、少子化を背景に、小中学校の再編統合、また小中一貫教育が広がってきております。昨年度、環境文教委員として視察いたしました茅野市立永明小学校・永明中学校では、義務教育9年間を通じた一貫教育により、学力向上と地域に根差した特色ある学びが展開されておりました。

上伊那でも小中一貫教育の議論が始まり、子供たちに切れ目のない学びを提供する工夫が重ねられています。ただし、教員の配置やカリキュラムの一貫性確保など課題も残され、県の支援の在り方が問われていると思います。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会として、これまで中高一貫教育に慎重な姿勢を示してこられた経緯も理解しております。教育施策には一長一短があり、現場の負担や成果検証から容易に拡大できないことも承知しております。しかし、同時に、少子化や都市部流出が進む今だからこそ、子供たちが地域に根差して学び続けられる環境づくりに向け、中高一貫や小中一貫教育をどう位置づけるのかを改めて考えることが求められていると思います。高校再編や授業料無償化といった環境変化も踏まえ、地域に望ましい学びの形を丁寧に検討し、県民の皆さんに分かりやすい方向性を示していただけることを期待しているわけであります。

そこで、武田教育長に3点伺いいたします。

1点目として、中高一貫教育の制度をどのように評価、位置づけているのか。屋代、諏訪清陵の併設型は、一定の成果が上がる一方、接続期の課題や教員負担の指摘もあります。全国で多様な展開が進む中、本県が新設や拡大に慎重であることも承知している上で、現行2校の成果、課題についてどう整理し、今後の拡大や展開の判断軸についてどのように考えているのか、

御所見をお伺いいたします。

2点目として、少子化と都市部への進学流出が進む中山間地において、連携教育はどのように人材育成に寄与できるとお考えでしょうか。

高校は、地域の活力維持に直結しており、福井県や石川県では探究や地域連携を軸に育成を進めております。本県でも、6年間を通じた探究学習やキャリア教育を計画的に行うことで、子供たちが地域に魅力を感じ、将来活躍する基盤がつくられると考えます。教育委員会としてこの教育内容の工夫を通じた地域人材育成をどう進めるのかをお伺いいたします。

3点目として、県内における小中一貫教育、小中学校の再編統合の動きを県教育委員会としてどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

茅野市立永明小学校・永明中学校をはじめ、南信・上伊那地域でも特色ある小中一貫教育の検討が進む一方、教員配置やカリキュラムの一貫性確保といった課題も見受けられます。県としてこれらの成果と課題をどのように整理し、今後市町村教育委員会に対してどのような支援を行っていくのか、お考えをお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には商圈の変化に関連して御質問をいただきました。

まず、商圈構造の変化の受け止めとそれへの対応という御質問でございます。

本県の商圈人口は、上位7市で全商圈の過半を占めております。このうち、県内の商圈人口上位25の市町村を見ますと、約9割の市町村で商圈人口が減少しているということで、その要因は、人口減少が主たる要因だというふうに考えています。

また、自らの居住人口を上回る集客力を持つ、要は、自分の市町村の人口以上にお客さんを引き寄せている中核的な役割を果たしている吸引力のある市町村、このデータは合併前の旧市町村単位で取っておりまして、今の市町村で言うと九つの市がございますが、総じて集客力は低下しています。これは、インターネットショッピング等無店舗販売の利用が拡大しているということもあり、中心となる市や町でも消費者を引きつける魅力がやや弱くなってきているということが見てとれるというふうに思っております。

そうした中で、今、人口減少下にあって、活力ある長野県をどうつくるかということを考えたときには、まさに御質問の趣旨でありますこの商圈にしっかり着目して取り組んでいくことは大変重要だというふうに思います。

まず、県内全体を牽引していただいているような大きな商圈については、これまで以上に中心市街地の魅力の向上等を図って、より吸引力を高めるようなまちづくりをしていくということが女性や若者から選ばれる県をつくっていく上でも大変重要だというふうに思っています。県全体を見渡すと、長野市、松本市、佐久市、上田市、伊那市、飯田市、諏訪市、こうしたと

ころが一定程度周囲から多くの人たちを集めているわけであります。こうした地域のまちづくりは、周辺から人を引きつけているわけでありますから、その市にとってだけでなく、県全体にとっても大変重要な拠点の町だというふうに思っています。

UDC信州をはじめとして、県としても市町村の皆様方と一緒に町での在り方を考えていくことが必要だというふうに思っております。例えば、今、伊那北駅の周辺におきましては、官民共創による新しいまちづくりプロジェクトにUDC信州も一緒になって取り組ませていただいているところでありますし、県内各地のまちづくり人材を育成しようということで、信州まちづくりデザインスクールを初めて開催させていただいたりしております。県としてもこうした中核的な町の活性化にこれまで以上に力を入れていかなければいけないというふうに思っております。

その一方で、飲食料品や日用品はどこで購入されているかということを見ると、お住まいの市町村で購入されている割合が70%超と、これは、常識的に考えれば、やはり日常的な買物はできるだけ身近なところでということになります。

ただ、全体的には商店街の活力等が下がってきているというふうに言われておりますので、こうした中核的な町以外の市町村における商店街の維持活性化についても取り組んでいかなければいけないというふうに思います。これまでも元気づくり支援金により商店街の活性化に取り組ませていただいておりますし、御質問にもありましたように、しあわせバイ信州運動では地域内で買物をして地域内で経済循環をしていこうと。そうした感覚をもっともって県民の皆様方と共有していかなければいけないというふうに思います。

先日、ある場所で、スイスの観光振興に取り組まれている方とお話しする機会がありました。スイスでは子供の頃から地域内経済循環について学んでいると。自分たちが地元で買物をすると、めぐりめぐってどうやって地域が活性化するかということをしっかり教育しているというお話でありました。しあわせバイ信州運動も掛け声倒れに終わらせることがあってはいけないというふうに思いますので、教育委員会とも連携しながらそうした取組を検討していきたいと思います。

県内の若者に地域の魅力と可能性をどう伝えていくのかという御質問でございます。

まず一つは、子供たちに対する教育。今申し上げたように、地域内経済循環を学ぶということだけでなく、やはり地域のいろいろな企業や様々な活動を行っている皆様方としっかりつながる機会を増やしてあげることが必要だというふうに思います。昨日の御質問でもユースセンターという話がありましたが、こうした若者たちが集い、そして地域の皆様方と交流する場をしっかりとつくっていくことがまずは重要だというふうに思っております。

加えて、女性・若者が創る商店街賑わい創出事業という取組を県も行っているわけでありま

すが、やはり若者や女性が自ら主体となってまちをつくっていく、そうした機運を高めていくことも必要だと思います。セミナーやイベント、拠点整備などを通じてそうした取組を応援していきたいというふうに思っています。

そして、３点目としては、県外の若者に対してもしっかりと魅力を発信しなければいけません。

今、県内でも、町なかの空き店舗に入って起業される若い人たちが大分増えてきている状況であります。こうした取組をもっともっと目立つように発信してあげなければいけないというふうに思いますし、移住セミナー等においても、そうした若い人たちの思いや声、そしてすばらしい実例をしっかりと県外にも発信していくことが大変重要だというふうに思っています。

このように、教育や直接的なまちづくり、さらには移住支援など、様々な場面を通じて、県内外の若者に地域の町の魅力と可能性をしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には長野県商圈の変化と地域再生の課題について２問お尋ねをいただきました。

まず、町村部における購買流出の受け止めについてです。

町村部での消費者の流出が続くと、地域の商店の廃業、商店街の衰退、さらには地域で買物をしている高齢者や交通手段のない方の買物先がなくなるなど、日々の暮らしに影響を及ぼし、商圈の衰退のみならず、ひいては地域の衰退につながるものと大変憂慮する事態であると考えております。

次に、広域的な商圈戦略と地域経済や商圈の持続性についてのお尋ねです。

地域の中核となる市町村を中心に広域的な商圈を形成し、中心部はさらなる魅力化を進めるとともに、周辺部は地域の身近なニーズを受け止めるばかりでなく、女性・若者による社会課題解決を図る取組を推進するなど、都市部と町村部が役割を分担しながら相互に補完し合う仕組み、地域内経済循環の取組を各地域で構築していくことが大変重要であると考えております。

具体的には、知事から先ほど御答弁させていただいた魅力的なまちづくりの取組のほか、農林業や観光など各地域の魅力的な地域資源を生かした新商品の開発や体験型観光ツアーなど、商業者と他産業の皆様が連携した取組を促し、地域外から稼げる地域となるよう、地域の魅力化を進める取組を事業者の皆様や関係団体と連携して進めてまいります。

また、周辺地域への人流の確保につきましては、元気づくり支援金の活用のほか、女性・若者が創る商店街賑わい創出事業などにより新たな視点を取り入れ、社会課題の解決を図る場として活用するなど、多くの方が利用できる空間としての商店街振興、人々が集う商店街づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、都市部、周辺部にかかわらず、時代にかなう地域産業への転換、新たな産業の創出を目指すため、ソーシャル・ビジネス創業支援金の活用やスタートアップの創出、事業承継の推進などにより、新たな創業を目指す若者を呼び込み、地域の持続的な発展につながるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、しあわせバイ信州運動に関するお尋ねです。

「私たちの消費行動で、信州のゆたかな未来を選択しましょう」を理念に、しあわせバイ信州運動を推進しております。コロナ禍もあり、低調だった本運動を再度盛り上げるため、令和6、7年度を集中期間と定め、県内小売店でのポスター掲示、テレビCMの放映、小中学校への出前講座などを通じて認知度向上に努めているところです。

この運動を定着させるためには、県民の皆様の理解はもとより、県産品やサービスを提供する事業者の皆様の協力が不可欠です。共に運動していただく事業者にはしあわせバイ信州運動パートナーとなっただき、コンビニやスーパーをはじめ1,500以上の事業所に登録いただいているところです。

このパートナーの皆様同士による自発的な取組を生かし、運動を推進する新たな仕組みとして、しあわせバイ信州運動共創ネットワークを昨年10月に発足させました。これまでに、農家や高校生とコンビニが連携した県産農畜産物を使用したお弁当やスイーツの開発・販売、食品メーカーと酒蔵が連携して廃棄される酒かすを使ったスープの開発などの動きが生まれております。この取組をさらに進めることにより、事業者の皆様と県民の皆様が連携したしあわせバイ信州運動の取組が進むものと期待しております。

県民の皆様に地元で生産されたものを積極的に選択していただくことで、地域資源を有効に活用し、地域経済の活性化につながる。そのような循環のイメージを県民の皆様を感じていただけるような効果的な周知手段の検討を進め、引き続きしあわせバイ信州運動を積極的に推し進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 地域に根差す学びと一貫教育の可能性について3点の御質問をいただきました。

まず、併設型中高一貫校の成果と課題及び今後の展開についてでございます。

平成24年に屋代高校、平成26年に諏訪清陵高校に県立中を設置し、中高一貫教育を実施してきているところでございます。両校では、広域から学習意欲の高い生徒が集まり、互いに切磋琢磨する中で探究的な学びの定着や進路意欲の醸成が進むなど、一定の成果を上げております。

一方で、6年間にわたる固定的な人間関係への配慮、また、私立の併設型中高一貫校との差

別化、受験の低年齢化、さらには進路指導の早期化に伴う教員の多忙化といった課題もあると認識しているところでございます。

これまでの併設型中高一貫校では、6年間を通じた計画的、継続的な学習活動や探究活動が効果的に展開されており、こうした学びの在り方を、より多くの地域で柔軟に展開するため、今後は、既存の中学校と高校が教育課程の編成や教員・生徒間の連携を深めることで一貫した学びを可能にする連携型中高一貫校を中心に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6年間を通じた探究学習やキャリア教育による人材育成についてでございます。

議員御指摘のとおり、高校が地域の活力維持に果たす役割は大きく、6年間を通じた探究学習やキャリア教育の充実は、地域人材の育成に直結する重要な取組であると認識しております。

各高等学校では、地域や企業、高等教育機関など様々な主体と連携して学びを深める取組を現在行っているところでございまして、例えば、飯田O I D E長姫高等学校では、地域行事への参加やフィールドワークを通じて地域課題の解決力を育む地域人教育プログラムに取り組んでおります。また、上田千曲高校では、地元企業や工科短期大学校と連携した教育モデル「信州P-T E C H」により、技術講習やインターンシップ、課題研究などを通じて地域産業への理解を深め、地域を支える人材の育成に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした高校生の地域連携による探究活動に中学生も一緒に関わることを進め、中高6年間の計画的な学びを通して、ふるさとに心根を置いた未来の地域の担い手や地域を支える人づくりを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、県内における小中一貫教育への支援でございます。

小中一貫教育は、義務教育の9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒、学校、地域の実情等を踏まえた系統的な取組を可能にする制度であると認識しております。小中一貫教育に取り組む学校では、異年齢による交流活動や、地域素材を生かした小中学校の系統的な学習、児童生徒への継続的な支援等が行われており、児童生徒の学習意欲の向上や中一ギャップの緩和等成果が現れているものと考えております。

一方、教員配置やカリキュラムの一貫性確保といった課題については、小中学校間の教員の意識が異なることが要因の一つであると考えており、小学校と中学校を両方経験した教員の配置を進めてまいりたいと考えております。

県教育委員会では、引き続き、市町村教育委員会に対し、小中一貫した教育課程の編成や一貫校ならではの教育活動など県内外の先行事例を紹介するとともに、必要に応じて助言を行うなどの支援に努めてまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）それぞれ御答弁をいただきました。

まずは長野県商圈の変化についてになりますが、阿部知事、米沢産業労働部長の御答弁を受けて、改めて商圈の変化・縮小は人口減少や高齢化に直結する地域の重要な課題であるということを確認いたしました。

都市部間のバランスを踏まえて、県全体の視点と、また、伊那市をはじめとする核となる市町村を中心とした広域的な商圈戦略など地域の実情に即した取組を車の両輪として進める必要があるのかなということを改めて感じるわけでございます。

また、しあわせバイ信州運動に見られる認知度の低さを克服し、地域消費の定着と行動変容を促す仕組みづくりが急務であります。県が主体性を持ち、地域団体や事業者とともに持続可能な商圈づくりを進めるよう期待しているところでございます。

そして、一貫教育の可能性についてになりますが、武田教育長からは、現行2校の中高一貫教育の実績、また課題を丁寧に整理した上でお考えをお聞きすることができました。また、人材育成の観点では、探究学習やキャリア教育を核に、地域の課題解決や将来の担い手育成につながる必要性を強く感じたところであります。

いずれにしても、質問全体を通して県の方向性をお聞きすることで、一貫教育における制度としての位置づけ、また、教育内容の工夫、市町村支援という3層の整理ができましたので、今後もさらなる建設的な議論を重ねていきたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）改革信州の林和明です。

本日は、最初に信州デスティネーションキャンペーンに向けた対応についての質問から行っています。

2027年、長野県としては実に10年ぶりのデスティネーションキャンペーンが開催されます。長野県の魅力を県内外へ打ち込む絶好の機会であることから、戦略的かつ効果的なキャンペーンとするとともに、市町村や観光関連事業者など地域と連携して、オール長野県で取り組んでいく姿勢が何より重要だと考えます。

そこで、これらの観点を踏まえ、デスティネーションキャンペーンの開催に向けて、以下、内容を伺います。

このキャンペーンを戦略的かつ効果的なものとするには、関係者が一体となり、同じ方向を向いて取り組めるよう、共感を呼ぶコンセプトの設定と達成すべき具体的な目標設定が不可欠だと考えます。

例えば、観光客数、消費額、満足度といった定量的な指標や、県内周遊率、リピーター増加といった定性的な目標が考えられます。現時点において、このデスティネーションキャンペーンの核となるコンセプトや具体的な目標設定についてどのような検討状況にあるのか、また、今後どのようにこれらを策定し、関係者へ浸透を図っていくのか、県の方針を伺います。

プロモーションを効果的に進める上で、ターゲットの明確化とそのターゲット層に刺さる情報発信の展開が重要です。特に、過去のデスティネーションキャンペーンの時代と比べ、現在の情報環境は劇的に変化しています。SNSの普及やデジタル技術の進化など時代背景の変化を踏まえれば、従来の広報手法に加え、これらを積極的に活用した情報発信が求められます。

例えば、ターゲット層に合わせたインフルエンサーとの連携やデジタル広告、データに基づいたパーソナライズされた情報提供などが考えられます。県としてはどのような層を主要なターゲットとして想定しているのか。そして、そのターゲットに対して、SNSやデジタル技術をどのように活用し、効果的なプロモーションを展開していくお考えなのか、所感を伺います。

2027年夏のデスティネーションキャンペーンに先立ち、2027年春には善光寺御開帳が、2028年春には諏訪大社御柱祭といった県を代表する大規模な催事が予定されています。これらの大型催事は多くの観光客を誘致する絶好の機会であり、デスティネーションキャンペーンへの期待感を高める大きな起爆剤となり得ます。

しかし、これらの催事による盛り上がりを一過性や特定の地域にとどめることなく、県内全域の各地域へ波及させることが重要です。具体的には、催事の参加者に対して県内各地の観光資源への周遊を促す取組や、御開帳、御柱祭と連携した独自の企画を展開することが考えられます。これらの大型催事の集客力や盛り上がりをもつにつなげ、観光客を広げていくかの方策について、具体的な仕組みを伺います。

デスティネーションキャンペーンをお祭りとして終わらせるのではなく、その成果を将来にわたって生かし続けるレガシーの創出が極めて重要な観点だと考えます。このキャンペーンで培った連携の仕組み、開発された観光商品、プロモーションノウハウ、交通インフラの改善など、見えないものも含めた持続可能な観光振興の基盤を残すことがその後の長野県観光の発展につながります。

一過性のブームに終わらせることなくその後につなげていくために、どのようなものをレガシーとして県に残していくのか。以上、高橋観光スポーツ部長に具体的な考えを伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私にはデスティネーションキャンペーンについて4点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、次期デスティネーションキャンペーンのコンセプト及び目標設定についての御質問で

す。

デスティネーションキャンペーンは、ＪＲグループ、行政機関、観光事業者をはじめ多くの関係者が一体となって実施する必要があることから、方向性を共有しオール長野で進めていくために、これまでも、市町村や旅行代理店、宿泊事業者等関係者の皆様と様々な形で意見交換を行ってきております。

この意見交換の中で、コンセプトにつきましては、開催が夏の７月から９月であることから、本県の魅力である高原の爽やかさなどを打ち出すべきではないかといった意見や、これまで知られていない場所や、知られてはいるが立ち寄る機会が少ないスポットなどを積極的にＰＲしたほうがいいのではないかとといった意見を数多くいただいております。こうしたコンセプトに基づいて具体的にアピールするポイントとして、絶景や山岳高原など長野県の有する雄大な自然、広い県土から育まれる多様な歴史・文化、そして信州ならではの食を中心に据える方向で検討していきたいと考えております。

また、目標設定につきましては、過去のデスティネーションキャンペーンでも設定していた観光地利用者数や観光消費額に加えて、旅行者の満足度やリピート率なども設定することができないか検討しているところであります。今後、これらにつきましては、デスティネーションキャンペーンと一緒に進めていく関係者の皆様ともしっかりと議論した上で決定していきたいと考えております。

次に、ＳＮＳやデジタル技術を活用した情報発信の進め方についてのお尋ねであります。

前回、２０１７年に開催したデスティネーションキャンペーンでは、紙媒体による総合パンフレットでの情報発信が中心でしたが、昨今の旅行に関する情報収集や情報発信はＳＮＳなどのデジタル媒体の活用が中心であることから、時代に合った方法に大きく変えていくことが必要であると認識しております。

また、議員からも御指摘いただいたように、ターゲットの設定も重要であると考えておまして、これまでも長野県に多く訪れていただいているシニア層に加えまして、キャンペーンが夏休みを含む期間であることから、ファミリー層や学生などの若年層の方々も主要なターゲットに据えて効果的な情報発信を行っていききたいと考えております。

具体的には、ＪＲ各駅でのポスター掲出のほか、宿泊予約サイトへの長野県特集ページの掲載、ウェブ広告の掲出、ＳＮＳを活用したハッシュタグキャンペーンの実施など、ＳＮＳなどのデジタル技術を積極的に活用しながら、ターゲットに応じた取組について検討してまいります。多くの皆様に県内各地の魅力を伝え、長野県に足を運んでいただけるように、関係者と意見交換を重ねながら、戦略的な情報発信の方法について検討を進めていききたいと考えております。

続いて、大型催事による盛り上がりをもどのように県内各地域に広げていくのかというお尋ねであります。

議員からお話がありましたが、キャンペーン前の春に開催される善光寺御開帳や諏訪大社御柱祭などの大型催事は長野県の魅力をアピールする上で絶好の機会と捉えておりまして、県外からお越しいただく多くの方々にデスティネーションキャンペーンを効果的にアピールすることで県内の各地域にも足を運んでいただくことが期待できると考えております。

そのためには、そこに行きたくする魅力あるコンテンツが必要であることから、今後、それぞれの地域で、市町村や観光事業者などが中心になって、新たな観光コンテンツの発掘、磨き上げや地域を周遊する観光ルートの設定など具体的な検討が行われるように取り組んでまいります。

また、特定の分野に関心を持った方々に広く県内の各地を巡っていただくような取組も重要と考えておりまして、例えば、映画のロケ地やアニメの聖地、酒蔵やワイナリー、ダムや橋などのインフラ施設などといった特定のテーマに沿ったスタンプラリーなど、ターゲットを意識した周遊施策についても検討していきたいと考えております。

最後に、デスティネーションキャンペーン終了後に残していきたいものは何かという御質問であります。

デスティネーションキャンペーンは、プレ、本番、アフターと3年間にわたり実施されるプロモーションでありまして、期間中に多くの方々をお迎えする中で、各地域において観光コンテンツの発掘、磨き上げを行うものであることから、キャンペーン終了後も観光客を引きつける観光資源を地域に残していくことができるものと考えられます。

あわせて、こうした取組を通じて、地域の方々が、観光客をお迎えするに当たり、地元の魅力を再認識するだけでなく、地元に対する誇りを抱くきっかけになることも期待できると考えております。また、観光客の周遊につながる企画を市町村を超えて実施することで、市町村同士や事業者も含めた地域の連携による取組が強化されるなど、キャンペーン実施後も広域で連携して取り組む枠組みが形成されるように取組を進めてまいります。さらに、キャンペーン期間中に訪れた観光客が、そこでしかできない体験をしたり、そこでしか会えない人に出会うことで、関係人口や交流人口が拡大していくことも期待できます。

来年度のプレＤＣから始まります官民挙げての取組を通じて、各地域においてこうした様々な成果が形として残るように、関係者の皆様と考え方や目標を共有し、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔3 番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

次の質問に移ります。長野県内の障害福祉サービス事業者による不正行為の再発防止について伺います。

不正請求、虐待、人員基準違反といった不正行為が頻発しているとの報道や報告が相次いでおり、県民の間で大きな懸念が生じています。こうした事態は、単なる個別事業者の問題として片づけられるものではなく、県全体の福祉サービスへの信頼を揺るがす重大な問題だと認識しています。まず、県としてこれら不正行為の現状をどのように認識しているのか、実態把握の状況を伺います。

また、これだけ不正が繰り返される背景には県の監督体制の不備があるのではないかとという県民の懸念に対して、どのように考えていますか。福祉サービスの適正な提供を担保する責務を持つ行政として、これまでの監督責任について具体的な見解を伺います。

不正が発覚するまで時間を要しているケースも見受けられ、現在、県の指導・監査体制の実効性に疑問符がついています。現在県が行っている障害福祉サービス事業者への指導、監査はどのような頻度、方法で実施されているのでしょうか。

不正行為の早期発見と再発防止のためには、より実効性のある指導・監査体制の構築が不可欠です。具体的な改善策として、従来の書面監査中心の方法に加えて、抜き打ちでの運営指導の導入や、不正行為に関する情報提供を促す仕組みの強化について、県としてどのような計画を講じる予定か。具体的な見解を伺います。

不正行為が発覚した場合、県は事業者に対してどのような処分基準を適用しているのでしょうか。特に、悪質なケースでは、事業所の指定取消しという重い処分が下されますが、その際、サービスを必要とする利用者が直ちに新たなサービスを探さなければならなくなる事態が発生し、利用者とその家族に多大な負担と混乱を強いることになります。不正を行った事業者への厳正な処分はもちろん重要ですが、それと同時に、利用者の福祉を最優先に考える必要があります。事業者の指定取消し等により影響を受ける利用者への具体的な支援について、県としてどのような方策を講じるのか、詳細を伺います。

障害福祉サービスにおける不正行為の早期発見には、事業者の指定や指導・監督において異なる役割を担う県と市町村との密接な連携が不可欠です。現在、県は市町村と不正行為に関するどのような情報共有や連携を行っているのでしょうか。現状、両者の連携不足が指摘されることもあり、不正の見逃しや対応の遅れにつながる懸念があります。より強固で実効性のあるネットワークを構築し、不正に関する情報を迅速かつ正確に共有するために、県として今後より密接に市町村と連携するための具体的な方針を伺います。

不正行為を根絶し、障害福祉サービスの質の向上を図るためには、事業者自身の法令遵守意

識の向上と内部統制の確立が不可欠です。県として事業者や施設職員に対する研修や法令遵守の啓発をどのように強化していく方針でしょうか。

また、不正を未然に防ぐため、事業者自身が主体的に内部監査やコンプライアンス体制を確立するための支援策について、県はどのような取組を考えているのでしょうか。単なる指導にとどまらず、事業者が自浄作用を発揮できるような環境整備への積極的な関与を求めます。

障がい者虐待の防止やサービスに関する不正の早期発見には、利用者やその家族が安心して声を上げられる体制の構築が極めて重要です。現在、虐待に関する利用者やその家族からの相談はどのような窓口で受け付けているのでしょうか。加えて、相談窓口の利用実態を把握するため、相談件数の推移や相談内容の内訳、そして相談後の対応状況について、具体的な数字を交えて伺います。さらに、相談窓口の周知徹底や匿名での相談を可能にするなど、利用者がより安心して声を上げられるような体制をどのように構築していく予定か、具体的な方策を伺います。

事業者内部の職員が、不正を認識しながらも、不利益な扱いを恐れて告発をためらうケースが多く、これが不正の早期発見を阻害する一因ともなっています。不正を告発しやすい環境を整備することは、不正の早期発見に直結します。県として、内部告発者に対する不利益な扱いを防止するための役割をどのように認識し、保護体制について具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

最後に、現場の状況を最も把握しているサービス管理責任者や相談支援専門員など現場に近い関係者からの情報を収集する仕組みについて、県はどのように構築していく考えでしょうか。役割を明確にしつつ、有機的な連携体制を構築することで、不正行為への対応力を抜本的に強化することを求めます。以上を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には、障害福祉サービスに関連して8点のお尋ねがございました。

初めに、不正行為の現状認識と監督責任についてでございます。

本年4月現在、県が指定する障害福祉サービス事業所等は1,593か所ございますが、これまでに不正行為等により行政処分を受けた事業者は4法人の5事業所にとどまり、多くの事業者は法令を遵守した運営に努めていただいております。県では、不正行為の疑いを把握した場合、早急に監査を実施するなど適切に対処してきており、監督体制に不備はなかったものと認識しております。

なお、これまでに行政処分に至った事例は、県を意図的に欺いて事業者指定を受けたケースや利用者に対する暴力事件を組織ぐるみで隠蔽したケースであり、不正を見抜くことは困難な

事案でございました。今後、こうした悪質な事案の発生を事前に抑止するため、引き続き市町村と連携して、不正事案の防止や早期発見、早期是正に取り組み、監督責任を果たしてまいります。

次に、指導監査体制の強化と実効性についてでございます。

県では、国の指導指針に基づき、おおむね3年に1回の頻度で事業所を訪問して運営指導を実施しております。加えて、県独自の取組として、新規指定後3か月をめぐりに人員基準等を満たしているか実地確認を行うとともに、その後1年以内にも運営指導等を行っているところです。

なお、人員配置の不正を未然に防ぐための改善策として、令和6年2月から、新規に指定申請を行う事業者に対して、事業所に配置予定の全ての職員の就任承諾書の提出を県独自で義務づけました。また、悪質な不正行為の疑いや証拠隠蔽のおそれがある場合等には、事前通告なく監査を実施し、不正行為の摘発の実効性を高める措置を講じているところでございます。

三つ目に、不正発覚後の迅速な対応と利用者保護についてでございます。

報酬の不正請求や不正の手段による事業者指定の取得等、行政処分に該当する行為は法令で規定されておりますが、具体的な処分基準に関する定めはなく、指定権者である県の裁量に委ねられております。

不正事案には様々な形態があり、定型的な処分基準を定めることは現実的ではないことから、事案ごとに利用者の被害状況、反復継続性、悪質性、組織性等を勘案し、総合的に判断しております。

指定取消し等の行政処分の必要性が生じた場合には、早期に関係市町村と情報を共有することで、市町村が利用者の移行先の調整に必要な時間を十分に確保するなど、利用者が必要なサービスを途切れることなく利用できるよう支援しているところでございます。

四つ目に、市町村との情報共有と連携の強化についてでございます。

国の指導指針において、定期の運営指導は指定権者である県が実施するものとされておりますが、県独自の取組として、運営指導を市町村と合同で実施するなど、連携して事業者指導に取り組んでいるところです。また、市町村が事業者に関する不正の疑いを把握した場合は、速やかに県に通報いただく等、日頃から連携を図っております。

なお、具体的な不正行為の疑いがある場合、関係市町村と情報を共有し、必要に応じて市町村と合同で指導監査を実施し、県は事業所への立入検査、市町村は利用者に取り組み調査を行うなど、それぞれの役割に応じた対応を取っております。

市町村との連携がさらに強固なものとなるよう、担当者会議等において、県と市町村の連携により不正行為の早期発見につながった事例を共有するなど、市町村が不審な点を感じた際は、

ちゅうちょすることなく県に通報する意識の醸成に努めてまいります。

五つ目に、再発防止に向けた啓発と内部監査体制等の確立についてでございます。

障害福祉サービス事業者等には、不正事案の発生防止の観点から、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられており、全ての事業者には法令遵守責任者の配置を求めるとともに、事業者の規模に応じて法令遵守規定の整備等が必要とされております。

県では、現在行政処分等に至った事例を解説したチラシを配布しており、さらなる内容の充実により啓発の強化を図るとともに、全事業者を対象に講義形式で実施している集団指導の場において法令遵守の徹底を促してまいります。また、事業者指定の際に業務管理体制の確認を行っており、その後も、3年に1度、実態を再確認の上、不備等があれば是正を求めるなど、事業者自らのコンプライアンス体制の確立を継続的に促してまいります。

六つ目に、利用者や家族からの虐待に関する相談窓口の機能強化についてでございます。

施設従事者による障がい者虐待の通報受理は、法令上、市町村の事務とされておりますが、県では、県庁内に障がい者権利擁護センターを設置し、専任の相談員が専用電話で相談・通報を受け付けています。

市町村と県に寄せられた相談等の件数は、令和元年度の65件に対して令和5年度は118件と、約1.8倍に増加しております。令和5年度に受け付けた相談等のうち、23件の虐待が確認されました。その内訳は、心理的虐待、身体的虐待の順となっており、いずれも事業者に対して改善計画の提出を求めるなど、必要な指導や改善状況の実地確認を行っております。

県の相談窓口については、県公式ホームページ、障がい当事者や関係者向けに発行する刊行物などを通じて周知しており、現在匿名での相談にも対応しております。引き続きこの体制の下、誰もが安心して相談していただけるよう取り組んでまいります。

七つ目に、内部通報者の保護についてでございます。

不正の早期発見、早期是正には、事業所の職員が安心して通報できる環境を整備することが重要であることから、県においては、障害者虐待防止法や公益通報者保護法にのっとり、通報者の保護を徹底しております。

具体的には、監査の実施前に、事業所側に問いただす内容を通報者と入念に確認し、監査時に県職員が通報者の特定につながる発言をしないよう細心の注意を払っているほか、通報者の個人情報にアクセスできる県職員を限定するなど、情報管理を徹底しているところです。

最後に、現場の関係者からの情報収集の仕組みについてでございます。

不正行為の早期発見及び発生抑止には、現場に近い関係者からの情報収集が有効であると認識しております。現在も、市町村職員が支援関係者の集まるケース会議に出席した際に得た不正行為の疑いに関する情報を県に提供いただいているところです。

今後は、市町村を通じて当該施設のキーマンとなる現場関係者から個別に情報収集を行う機会を新たに設けるなど、効果的に情報収集を行う方法を検討してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

信州デスティネーションキャンペーンは、長野県のよさを日本全国、世界中にPRする絶好の機会となります。来年からはプレキャンペーンの時期となるため、早期に情報発信を行うことを望みます。

障害福祉サービス事業所の不正行為再発防止についても、具体的な対策を御答弁いただきました。これ以上事業所の不正行為の事案発生が起こることのないよう、引き続き指導・監査の強化を求め、私の質問を終えます。

○議長（依田明善君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問いたします。

初めに、教育現場におけるICT活用の現状と影響についてです。

2019年、文部科学省は、デジタル社会に対応した個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、GIGAスクール構想を打ち出しました。他国より遅れていたデジタル教育基盤の整備を急ぐもので、新型コロナウイルスの影響で学校が休校となる中、全国の児童生徒に1人1台端末の配備が加速しました。その後、授業での端末活用が進んだ一方、数年が経過したため、第2段階として、端末の更新時期を迎えています。そこで、公立小中学校における1人1台端末の更新状況と予算措置はどのようなになっているのか、伺います。

教育現場ではICTの活用が定着してきていますが、当初GIGAスクール構想で目指した主体的・対話的で深い学びなどの現状について、ICTを活用した教育の取組状況とその成果はどうか。また、それにより見えてきた課題はどうか。1人1台端末を導入したことによる学習効果をどのように評価しているのか、伺います。

小中学校のICT活用が進む一方で、小中高校生のスマホ、タブレット、ゲームなどのデジタル機器に接する時間が長くなっており、身体や生活への悪影響が懸念されます。日本でも、条例によってデジタル機器の使用を規制する動きがあります。香川県は、世界保健機関、WHOがゲーム障害を疾患認定したことを背景に、2020年4月、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を制定しました。

さらに、今年、愛知県豊明市では、スマホなどの適正使用を推進する条例が可決され、この

10月から施行されました。内容は、全市民を対象とし、余暇時間におけるスマホ等の使用を1日2時間以内とし、小学生以下は午後9時まで、中学生以上18歳未満は午後10時までとする目安を示したものです。全市民を対象としたスマホ等の適正使用を定めた条例は全国初で、罰則や強制力はないそうです。賛否両論ありますが、インターネット・ゲーム依存を防止し、家族のコミュニケーションを増やすことが期待されます。

また、スウェーデンの精神科医アンデシュ・ハンセン著作の「スマホ脳」は、スマートフォンが私たちの脳に与える影響を科学的に解き明かした一冊です。スマホをつい開いてしまう、SNSの通知が気になって集中できない、やめたいのにやめられないもやもやは、多くの人が抱える悩みですが、その背景には、脳のドーパミン報酬系と言われる快楽を感じる仕組みや、将来の利益より目先の快楽を選んでしまう心理など、人間に共通するメカニズムが潜んでいることが紹介されています。こうしたことが原因で、依存症や集中力の低下、睡眠障害、鬱症状などを引き起こす可能性があるという警鐘を鳴らしており、中でも、子供は自分の欲求を制御する脳の機能が未発達のため、スマホ依存になりやすいとされます。また、遊びや運動を取り入れることにより、子供の脳が発達し、知的能力も向上すると指摘しています。そこで、小中高校生のデジタル機器に接する時間が長くなっており、それによる身体や生活への悪影響についての見解と対策について伺います。

筆を運ぶという表現があるように、紙の上で筆を自由自在に運んで線や文字を書く能力は、子供の集中力が養われ、記憶力の向上や学習への意欲も高まると言われます。ICT教育を推進してきたスウェーデンでは、タブレット学習が子供たちの読解力低下の要因になっているとし、タブレット学習を減らし、紙と鉛筆の学習に戻す動きもあります。1人1台端末が普及する中で、紙と鉛筆というアナログでの作業は子供の発達や学習に効果があると改めて言われていますが、見解を伺います。

最後に、目覚ましい進化を遂げているAIの活用について伺います。

AI、人工知能が発達し、生活に欠かせないものになってきており、何かを知りたいときに、家族や友達ではなく、まずはAIに聞く子供が増えているといいます。子供たちがAIに頼っている現状がある中で、米国では、生成AIに自傷行為のやり方を教えられたとされる10代の若者が自殺し、両親が会社を提訴するという事件が起きました。AI時代に教育現場においてどのように子供の思考力を育んでいくのか。以上、武田教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教育現場におけるICTの活用の現状と影響について6点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、1人1台端末の更新状況と予算措置についてでございます。

令和元年度以降、県内の公立小中学校に整備された児童生徒の1人1台タブレット端末が更新時期を迎えており、令和6年度から10年度までの5年間で約16万台を順次更新・整備する計画でございます。本年度末までで約10万台の更新を予定しております。

県の予算措置といたしましては、市町村が更新・整備を実施するに当たり、国の補助金を財源として県が基金を造成し、県の補助事業として1台当たり基準額5万5,000円の3分の2を市町村に補助しているところでございます。また、市町村負担となる3分の1につきましては地方財政措置が講じられております。また、各市町村が行う端末調達については県教育委員会が主導して共同調達を実施しており、市町村の事務負担軽減や調達価格の低減を図っているところでございます。

続きまして、ICTを活用した教育活動の取組とその成果についてでございます。

県教育委員会は、児童生徒がICTを主体的に活用し、それぞれのペースや方法で学習を進めたり、考えを広げ深めたりする学びができるように教員の指導力向上に取り組んできたところでございます。全国学力・学習状況調査の児童質問調査では、ICT機器を活用して自分のペースで理解しながら学習を進めることができるという質問に対し、約8割の子供が肯定的な回答をしており、ICTを活用した授業において一定の成果を上げているものと認識しております。

一方、同調査において、約8割の子供が自然の中で遊ぶことや自然観察をしていると答えておりますが、五感を伴う直接体験はICTでは代替できない学びであり、直接体験とICTを活用した学びの効果的な関係について研究を進める必要があると認識しております。

続きまして、1人1台端末を導入したことによる学習効果についてでございます。

1人1台端末の特性として、児童生徒が自ら苦手な問題に繰り返し挑戦できたり、間違いを何度でもやり直すことが容易にできたりするなど、トライ・アンド・エラーや即時フィードバックが簡便にできるので、知識や技能の定着に効果があると考えております。さらに、情報を効果的に収集・整理できる利点があり、例えば、総合的な学習の時間において地域の方々へのアンケート調査を行い、その結果を整理・発表するような学習活動には強みを発揮するものと考えております。

一方、対面でのコミュニケーションにより人間関係の機微に触れる経験や、キーを押せばすぐに結果が返ってくることによってじっくり考え判断する機会が減少する可能性もあると考えております。

続きまして、デジタル機器を使用することによる身体や生活への影響についての見解と対策についてでございます。

NPO法人子どもとメディア信州と県教育委員会が行った情報端末とのよりよい関わりに向

けたアンケート調査によりますと、学習外でのデジタル機器の使用時間は、小学生で1時間未満、中学生で1時間から2時間、高校生で2時間から3時間が最も多く、児童生徒の学習外での使用時間が増加傾向にある状況にあります。

文部科学省が作成した「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」では、屋外活動の減少や近距離での作業の増加が近視の要因となる可能性があること、また、就寝前に強い光を浴びることで寝つきが悪くなるなどの影響が指摘されているところでございます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の視力や睡眠への影響を軽減するため、画面との距離を30センチ以上保つこと、30分に1回は20秒以上目を休めること、就寝前1時間はデジタル機器の使用を控えることなど、引き続き適切な使用方法について注意喚起するよう、研修会等を通じて教職員に周知してまいります。

続きまして、アナログでの作業が子供の発達や学習に及ぼす効果についてでございます。

紙と鉛筆を用いた手書きの活動は、文字の形状を指先で確認することや、筆圧、紙面を走る筆記音を感じ取ることなど、子供の五感を複合的に刺激するものであります。こうした身体的な感覚を通じた学びは、思考力や想像力の土台を形成する上で重要であると認識しております。また、手書きによる学習は、記憶の定着や、より深い理解に一定の有効性があるという報告があることも承知しております。

一方、ICTは、映像や図表などで視覚的に表現したり、直感的に受け入れたりできる利点において、児童生徒の興味関心を喚起する有効な方法であり、学習意欲の向上や理解の促進につながると承知しております。

いずれにいたしましても、デジタルとアナログはそれぞれ利点があり、双方の特性を踏まえた適切な活用が重要であると考えております。

最後に、ICT時代における子供の思考力の育成についてでございます。

正解を求めるような従来型の学習にAIを活用した場合、AIが即座に答えを提示するため、子供たちの思考力の育成を阻害する危険性があると考えております。一方で、子供たちがAIとの対話を繰り返しながら学習を進めることで、多角的な視点を得たり、自分の考えを練り上げたりするなど、使い方次第で思考力や表現力を伸ばすことも可能であると考えております。AIを単なる答えを得るための道具としてではなく、思考を深めるための対話の道具として活用するため、AIの活用と授業改善を同時に進めていくことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）教育現場のデジタル活用の進捗状況を伺いました。

デジタルかアナログかは、それぞれのよさをうまく活用すること、また、A I の活用についても教育長の御見解を伺いましたが、うまく活用するということが大切だと思いました。子供たちの学習の質を高められるように引き続きの取組をお願いしまして、次の質問に移ります。

交通事故防止の取組について質問します。

交通事故でお子さんを亡くされた方から、二度と子供が交通事故で命を落とすことのないようにと強く願っておられることを伺いました。今年、松本警察署管内では、道路横断中の子供の交通事故が多発しました。小学1年生、2年生が飛び出して事故に遭ってしまうケースが多いことから、魔の7歳と言われています。今年7月に茅野市で行われた自動車メーカーや損保業界などが交通事故ゼロに向けた課題を議論する会議においても、近年は日本の交通事故死者は減っているものの、減少の頭打ちや、就学して間もない7歳の子供の事故が多いなどの課題を話し合ったそうです。

2021年、千葉県八街市で飲酒運転のトラックが通学中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷した痛ましい事故をきっかけに、全国一斉に通学路の合同点検や速度規制などの安全対策が強化されてきており、小中学生の交通事故防止について取り上げます。

小学生、特に低学年は、体が小さく、予想外の行動に出ることもあり、歩行中の交通事故が多いと言われますが、県内の歩行中の交通事故の状況はいかがでしょうか。

コロナ禍でP T A活動や地域の活動が縮小し、以前のように親子で学ぶ交通安全教室が開けないなどの懸念の声があります。小中学生やその親に対する交通安全対策を強化すべきと考えますが、取組状況について伺います。

行政や警察、地域、P T Aなど関係者が一堂に会して、事故が引き起こされた原因を確認し、対策を検討・共有することは再発防止に有効であると考えます。このような現場研修を実施してはいかがでしょうか。以上2点を阿部警察本部長にお聞きします。

安全を確保するため、県道の通学路における歩道等の整備状況はいかがか、栗林建設部長に伺います。

県では、自転車のまちづくりやサイクルツーリズムを推進している地域があり、健康志向で信州の自然を楽しむのにも適した方法だと思います。そこで、自転車で安全に通行できるための取組である自転車道、自転車専用通行帯について、警察が指定する規制区間の状況について阿部警察本部長に伺います。

今後整備する県道への設置方針等はあるのか、栗林建設部長に伺います。

自動車のハズフリーが普及していることを背景に、ながら運転は2019年12月に厳罰化され、全国の摘発数は10年前に比べ5分の1に減少しました。しかし、ながら運転の死亡・重傷事故

は2024年に全国で136件と、過去最悪となりました。特に、若い人の事故が多く、2020年から2024年の5年間の死亡・重傷事故においては、20代から30代が半数を超えている状況です。こうしたスマホなどのながら運転による重大事故が若者を中心に増加していることに関し、危険性の認識と注意喚起が必要であると考えますが、対策等を含めて阿部警察本部長に伺います。

最後に、広告宣伝車、アドトラックについて質問します。

走行中に広告宣伝を行う目的で運行等を行う手段のことを車体広告と言い、バスや電車、物流トラック等でも行われています。県内でも、長野県が公用車広告掲載の募集を行ったり、バスや電車の運行会社が車体広告のラッピング募集を行うなど、事例もたくさんあります。人や物を運ぶなどの役割に加えて広告を行うと位置づけられます。

一方で、本日取り上げるアドトラックですが、一見似ているように見えますが、荷物等の運搬を目的とせず、中身が空であるトラックの荷台側面に大きな広告を掲示し、繁華街や中核駅周辺などを低速走行しながら不特定多数の人々に視覚的、聴覚的にアプローチし、イベント、商品、店舗などの告知や認知度向上に活用されるものです。騒音、光の害、交通渋滞などによる環境悪化や性的な広告表現が社会的に問題視されることなどから、近年、規制が強化されています。

東京では、2011年に広告デザインの自主審査制度が導入されました。さらに、昨年6月の屋外広告物条例施行規則改正により、派手な原色、点滅照明、過剰な音響演出は禁止され、都外ナンバーのアドトラックにも条例が適用されるようになったほか、環境確保条例により拡声機による騒音も規制され、実質的にアドトラックが都内から締め出されることになりました。本年6月には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、風営法も改正され、深夜の大音量での広告宣伝を原則禁止し、性的・暴力的過剰演出の広告表現が規制されました。

また、東京近県の埼玉、千葉、神奈川や政令市5市も連携してアドトラック規制に取り組む動きがあります。本県でも繁華街にアドトラックが走っているのを見かけますが、長野県屋外広告物条例はあるものの、アドトラックに特化した条例改正や規制強化はされていないのが現状です。本県でも対策が必要ではないかと考え、以下2点について伺います。

広告宣伝車の県内での走行実態について状況の把握はどうか、阿部警察本部長に伺います。

長野県屋外広告物条例の規制対象に広告宣伝車を含むべきと考えますが、いかがですか。また、既に独自条例がある市町村とも連携して規制に取り組むべきと考えますが、どうですか。栗林建設部長に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には5点御質問をいただきました。

1点目、県内の歩行中の交通事故の状況と小中学生に対する交通安全対策についてお答えい

たします。

令和7年中8月末までの歩行者事故発生件数は334件、負傷者数は337人、死者数は4人で、いずれも前年同期と比べて減少しております。また、歩行者事故のうち小学生の負傷者数は30人で、前年同期に比べて減少しており、死亡事故は発生しておりませんが、小学校低学年に当たる小学1年生から3年生までの負傷者数は21人となっていて、小学生全体の70%ということで高い割合を占めているところであります。

小中学生に対する交通安全対策といたしましては、長野県交通安全教育支援センターや地域の交通安全協会等の関係団体と連携いたしまして、春の全国交通安全運動を含む新入学シーズンを中心に、小中学校における交通安全教育を実施しており、本年は8月末までに516回、7万6,317人を対象とした教育を実施したところであります。

また、交通安全関係団体、企業等の力を集約して、効果的な交通安全啓発を推進する交通事故ゼロチャレンジ実行委員会を組織し、同委員会の事業として、交通死亡事故率の高い高齢者と次代を担う子供たちに対してリストバンド型の夜光反射材やキーホルダー型の夜光反射材を配布するなどの取組を行っているほか、本年は、県内の動物園で開催されましたナイトイベントや全国的なチャリティーイベント会場等の親子で小中学生が集まるような場所において夜光反射材、キーホルダーを配布するなど、家族ぐるみで交通安全への意識を高める取組を推進したところであります。引き続き小中学生に対する交通安全対策を推進してまいります。

2点目、交通事故の再発防止対策についてお答えいたします。

県警察では、地元自治体、道路管理者等と連携した小中学校等の通学路点検を行っているほか、交通死亡事故が発生した場合や子供が被害に遭う重大事故が発生した場合においては、必要に応じ、地元の自治体と協議の上、交通事故現場での現地診断に参加して、地域住民の方や学校、教育委員会等の関係者、関係機関と共に再発防止対策の検討を進めているところであります。

3点目、自転車道等の交通規制の状況についてお答えいたします。

自転車道等の道路整備につきましては道路管理者が行っておりますが、県警察では、整備された道路のうち、交通の安全確保の観点から必要な箇所については長野県公安委員会による交通規制を実施しているところであります。

令和7年8月末時点で、県下において、自転車用道路12区間、1万4,259メートル、自転車専用通行帯25区間、1万5,827メートルにつき長野県公安委員会による交通規制を実施しているところであります。引き続き道路管理者や自治体等々との連携の下、道路整備の状況を踏まえながら交通の安全確保に努めてまいります。

4点目、スマートフォン等を利用しながらのいわゆるながら運転による事故についてお答え

いたします。

携帯電話等を保持した状態であるか、ハンズフリーであるかにかかわらず、ながら運転は重大な交通事故につながる極めて危険な行為であると認識しております。令和7年中8月末までに県内で携帯電話等のながら運転が要因となったと見られる事故は22件発生しており、重傷者も出ているところであります。

県警では、このような事故を防ぐため、交通指導・取締りを行っており、令和7年中8月末までに約2,500件のながら運転の取締りを行ったところであります。引き続き必要な取締りを行うとともに、関係機関・団体と連携を図りながらその危険性の注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

5点目、広告宣伝車、アドトラックについてお答えいたします。

広告宣伝車を走行させるに際しては、道路交通法の規定により、交通の安全確保の観点から、警察署長の道路使用許可を受けることが必要となります。直近の状況といたしましては、県警察全体で令和6年中は1事業者から12件、本年は8月末までに2事業者から計12件の申請を受理し、許可をしているところでありますが、広告宣伝車の詳細な走行の実態までは把握していないところであります。

以上であります。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には3点御質問を頂戴しました。

まず一つ目は、交通事故防止の取組のうち県道の通学路における歩道の整備状況に関するお尋ねです。

県管理道路におきましては、これまでも通学路の安全対策を進めてきておりますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和3年6月に千葉県八街市で発生した下校中の小学生が死傷した交通事故を契機に、教育委員会や学校、警察、道路管理者などにより通学路の合同点検を実施いたしました。

その合同点検で対策が必要となった箇所について、警察では横断歩道の新設や交通指導・取締り、教育委員会や学校では通学路の変更や見守り活動、県では歩道等の整備など、それぞれの機関がソフトやハードの安全対策を進めてきております。県で実施する歩道等の整備は625か所あり、このうち85%に当たる530か所の対策が昨年度までに完了しております。残りの95か所につきましても、全て事業に着手しておりまして、早期完了を目指して対策を進め、通学路の安全確保に努めてまいります。

続いて、県道への自転車道等の設置方針についてのお尋ねでございます。

県では、通勤・通学、観光による自転車の利用状況など、地域の実情や市町村が策定する自

転車活用推進計画等を踏まえまして、県管理道路における自転車通行空間の整備の可否や整備の形態を決定しております。

通行空間の整備形態には、縁石や柵により車道と分離した自転車道や、縁石等は設けずに車道等に専用のスペースを確保する自転車専用通行帯のほか、専用スペースを設けずに路面標示のみで車道を共有する場合がございます。車道に自転車専用スペースを設けない場合には、矢羽根型などの路面標示を設置して、自転車利用者とドライバー双方に自転車通行位置を示すことで自転車と自動車の通行の安全を図ることとしております。引き続き国や市町村と連携しながら交通状況を勘案し、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる空間整備に努めてまいります。

3点目は、広告宣伝車、アドトラックの屋外広告物条例による規制に関するお尋ねでございます。

広告宣伝車は、特定の場所に停留する期間が短いことから、一時的なものとの扱いで、長野県屋外広告物条例において適用除外となっております。本県においても、一部の地域で広告宣伝車が見受けられるようになっておりますが、東京都などの都市部においては、良好な景観を損なうことや交通事故を引き起こす懸念から、屋外広告物条例の改正等により規制を強化している例もございます。

広告宣伝車につきましては、青少年への悪影響等も考えられますので、全国の自治体の状況を把握した上で、独自の屋外広告物条例を持つ県内の市町や関係機関とともに規制の必要性について検討してまいります。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）交通事故から大切な子供たちの命を守るためには、社会全体で取り組むことが必要だと思います。

アドトラックは、現在、県内での規制は事実上されていないという状況ということですので、検討を進めていただくことをお願いいたしまして、私の一切の質問を終わりにいたします。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮本衡司議員から本日午後及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

続いて順次発言を許します。

丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、商店街活性化支援についてお伺いします。

日本の地方都市において、中心市街地の空洞化、商店街がシャッター通りになっている現状が多々見受けられます。戦後の日本は、特に高度経済成長期以降、自動車中心で郊外ショッピングモール型のまちづくりを進めてきたことも要因の一つであることが報道されています。

令和6年度長野県商店街実態調査報告書(令和7年3月)の調査結果では、店主の高齢化、魅力のある店舗の減少などが商店街の課題として示されています。商店街に活力を取り戻すためには、店主の若返りや多様な人材のアイデアを取り入れることが必要で、今後の活性化に向けた取組に期待したいところです。ついては、県が行っている女性・若者が創る商店街賑わい創出事業の取組状況と成果、今後の進め方についてお聞かせください。

一方、高齢化の急速な進展、若い世代のローカル志向の中で、商店街を取り巻く状況も根本的な転換期を求められています。

高齢ドライバーの交通事故リスク回避による運転免許証返納や、郊外の店に行かない高齢者による買物難民等の訴えをかなりの頻度で聞いています。まちづくり政策の研究者からは、これからの商店街や中心市街地を歩いて楽しめるコミュニティ空間へと再編していくことや、脱炭素・脱車などの環境への配慮、高齢者や障がい者、子供への福祉といった視点を取り入れた商店街づくりに向けていく必要性が示されています。

塩尻市は、県の女性・若者が創る商店街賑わい創出事業に手を挙げ、大門まちづくり共創会議を本年4月から4回開催しています。様子を知るために、第4回目に私も参加させていただきました。3グループに分かれてワークショップが行われていましたが、一例として、気軽に休めるベンチなどを随所に設置することで、歩いて回って疲れたら休むことができ、また、商店街の居場所づくりにもつなげる必要があるとの意見が出され、実現に向けた議論がされていました。

4月以降に実際に空き店舗でちょっとした喫茶と駄菓子屋のコーナーをオープンした若い女性がいて、そのアイデアと行動力に感心したところですが、夕方には子供たちが集い、また日中も買物帰りに高齢者が立ち寄ることができる聞き、うれしく思いました。

商店街や中心市街地を歩いて楽しめるコミュニティ空間へと再編していくことや、環境への配慮、福祉といった視点を県内の商店街へも取り入れ、実現していくべきと考えますが、そのためには、市町村や庁内の他の部局との連携が進むよう、県としてどのような支援をしてい

くのか、米沢産業労働部長にお伺いします。

次に、住民互助による高齢者の移動支援についてお伺いします。

少子高齢化や人口減少が進む中で、高齢独居や高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、かつてあった3世代同居時代における家庭内での助け合いや、ちょっとした困り事を相談する相手がいないなどの声が聞かれます。こうした困り事の中にも、高齢化に伴い運転免許証を返納された方や、介護サービス利用者も含め、日常生活に直結する買物や通院などへの必要な移動手段の確保が重要と考えます。

先日、塩尻市社会福祉大会が開かれ、講演会と市内の2地区においての地域住民による移動支援の事例発表があり、個人の車を利用した支援や通院等における送迎前後の付添い、ガソリン代の実費や謝礼を受け取ることができること等をお聞きしました。

そこで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、各地域における住民互助による移動支援の取組に対し県はどのように支援をし、どのように広げていくお考えか。笹渕健康福祉部長にお伺いします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には商店街の活性化支援について2問お尋ねをいただきました。

まずは女性・若者が創る商店街賑わい創出事業の取組についてです。

議員御指摘のとおり、塩尻市の大門商店街でも取り組んでいただいているこの取組は、地域活性化に意欲的な女性や若者を中心とした団体等が商店街の活性化に取り組む活動を県が支援することで、社会課題の解決を目指す創業活動を促進し、商店街の魅力向上・活性化を図ろうとするもので、今年度は6件採択しております。

今年度の採択事業では、子育て世代や若者世代が安心して過ごせる地域の居場所創出のための空き店舗を活用した学生向け自習・休憩スペースの整備、また、循環型社会の実践と地域活性化を目的に、町全体を循環型マーケットとして、フリーマーケットや不用品の回収、ワークショップなどのイベントを実施していただくなど、商店街を買物の場としてだけでなく、社会課題の解決に貢献するフィールドとして活用するなどの効果が生まれてきております。

こうした取組の効果を広く県内に浸透させるため、市町村、商店街等を対象とした情報交換会を開催し、採択事業の好事例を積極的に発信するとともに、今後は市町村や関係団体との連携を一層強化し、県内他地域にも取組の積極的な展開を進めてまいります。

次に、商店街活性化に向けた市町村等との連携についてのお尋ねです。

商店街や中心市街地が持つ独自の商業的機能に加え、空間としての活用や社会課題の解決の場としての活用など、多様な視点を取り入れることは、商店街や中心市街地のにぎわいを創出

する上で欠かせない要素であり、こうした視点に基づく取組を県内各地に普及定着させていくことが重要であると認識しています。

多様な視点を取り入れるためには、市町村や庁内他部局との連携を行うことが重要であり、例えば、地域発元気づくり支援金を活用して、商店街の空き店舗で高齢者が子供たちを見守り、多世代交流による地域コミュニティの再生を図るといった地域振興施策と連携することで商店街の活性化が図られ、さらなる事業効果が期待される例も出てきております。

このように、まちづくり、地域交通、環境保全、福祉など各分野の施策と商店街の活性化施策との相乗効果を高めるには、中心市街地活性化法や都市計画法など関係法令の適用も踏まえ、関係部局間で十分に協議しながら進めていくことが重要だと考えております。

このため、商店街を取り巻く地域ごとの状況に応じて、県内各地域振興局が主催する会議などの場を活用して、市町村や関係団体、県庁内の部局が連携して事業を実施することにより、多面的な視点で商店街の振興に取り組んでまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には住民互助による高齢者の移動支援の取組についてのお尋ねでございます。

高齢者の移動支援につきましては、地域住民などが主体となって移動支援を行う団体を立ち上げるなど、地域の実情に応じた様々な取組が行われており、いわゆる白タク行為に当たらない範囲でガソリン代などの実費や利用者の任意による謝礼を受け取る事例もあると承知しております。

令和4年度高齢者生活・介護に関する実態調査でも、高齢者が自宅で生活を継続するために必要と感じる支援は移動支援が最もニーズが高く、県では、第9期高齢者プランに移動支援の充実を位置づけ、取組を進めているところでございます。具体的には、移動支援に取り組む団体に対し、個人の車を利用する際のガソリン代、謝礼等の利用者負担等の取扱いなどに関して、移動支援の制度等に精通したアドバイザーの派遣やコールセンターの設置による相談支援等を令和4年度から実施しており、これまでに30市町村、延べ175件に支援を行ってきたところでございます。

あわせて、市町村をはじめとする多くの関係者に向けて、移動サービスの導入に関する研修会や好事例の報告会を毎年開催しているほか、事例集を作成しホームページへ掲載するなど、優良事例を広げていくための情報提供に取り組んでおります。引き続きこうした取組を通じて高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民の支え合いによる高齢者の移動サービスの構築に向けて支援してまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁をいただきました。

高齢者の移動支援についてですが、福祉大会での講師の話の中に、人との関わりを避けがちな現代社会ではあるが、独りで過ごすことや孤独が好きな人がいるのはよいとしても、孤独と孤立は違うので、誰かが見守ったり、つながったり、支え合う地域づくりが必要であるとの説明があり、今から着手していくことの必要性を強く感じたところであります。

次に進みます。伝統的工芸品、伝統民俗芸能の伝承及び伝統的建造物の保存について伺います。

昨年、日本の伝統文化を総合的に学ぶ「伝検公式テキスト」が出版され、検定も初めて行われました。1級から3級まであり、ステップアップしていく仕組みになっています。

日本は、諸外国に比べて、自国の文化を知らず、アピールができないと言われており、伝統文化の内容を知ることにも触れることもなく、その価値を理解していない現状があります。こうした検定内容を活用して県民の皆さんにも価値を知ってもらうことを願っているところです。

最初に、伝統的工芸品伝承についてお聞きします。

木曽平沢の木曾くらしの工芸館は、令和6年から長野県内の国・県指定の伝統的工芸品の全てが常設展示され、県内の産品を一堂に見られること、また、漆器製品の加工の一部を体験できるということで、小学校の体験講座としても活用され、多くの人が訪れていると聞いています。また、今年度に入ってから一部の工芸品の販売も始まり、展示を見るだけでなく、実際に手に取るのはよい体験で、今後全ての産地の工芸品が販売されることを望んでいます。

また、県内のどこで作られたのか、その背景を知るために、工芸品や産地の自治体のパンフレットも置くべきと考えます。県内の伝統的工芸品の魅力をもっと力強く伝えることで、産地に行き、実際に見て体験したくなる仕組みをつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、ビッグハットの信州ハンドクラフトフェスタを見に行きましたが、県内の伝統的工芸品事業者も参加していて、相互に接点ができることはよいと感じました。その際、新製品の開発にチャレンジした話も聞くことができました。過去に県の工業試験場との共同研究によりガラスへの漆焼付け塗装を開発し、全国に先駆けてガラスを素地にした新しい漆器を誕生させて大変人気の商品となっています。新商品開発について県としての支援の状況はどうか、米沢産業労働部長にお伺いします。

次に、伝統民俗芸能の継承について伺います。

地域の伝統民俗芸能の中には、コロナ禍で一時中断したことや、高齢化や人口減少などによって廃れそうになり、伝承に向けて頑張っている活動があると新聞などで報道され、継続には大変な苦勞が伴うケースが見受けられます。県内の芸能や祭りなどの伝統文化の伝承に向け

てどのような取組を行っているのか、直江県民文化部長にお伺いします。

次に、伝統的建造物保存の状況と支援についてお伺いします。

長野県内は、重要伝統的建造物群保存地区に昨年須坂市が新たに選定されて、8地区となり、石川県と並んで全国1位になりました。また、選定の種別としても、須坂の製糸町、戸隠の宿坊群、木曽平沢の漆工町と、全国唯一である種別のものが選定されております。長野県内の指定地区は、面積も広く、タイムスリップした風情も魅力となっています。

大勢の観光客が訪れる奈良井宿は、歴史や文化、町並みのすばらしさも人気ですが、空き家を増やさないこと、空き家になったら適切な管理や活用がされるようにと努力をしています。また、そうした思いを伝えるために、区内でワークショップなどを開き、その思いを共有し、協力者に伝えていくという話を聞きました。意識化することで区民がぶれずに伝えていくことはとても大切だと思います。

こうした保存地区の維持に向けては、地域の方々の思いを踏まえた上で保存に向けた対策を進めていくべきだと考えますが、県ではどのように課題を認識し、どのような支援を行っているのか。直江県民文化部長にお伺いします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）伝統的工芸品の魅力発信、新商品開発支援についてお尋ねいただきました。

昨年8月にオープンした塩尻市にある木曾くらしの工芸館に設置されている伝統的工芸品の常設展示場は、木曽漆器の製作工程の一部を体験することもでき、インバウンドも含めた観光客に加え、地域内外の小学生の課外学習に利用されるなど、多くの方に好評をいただいております。また、木曽漆器以外にも県内各地の工芸品を展示していただいております。これらに触れた方々が各産地を訪れるきっかけとなる情報拠点としての役割も期待しているところでございます。

県といたしましては、木曽漆器工業協同組合と連携の上、より多くの産地の工芸品の販売やパンフレットの設置、各産地の製作体験情報の発信など、常設展示場を起点として、各産地とつながる仕組みづくりを進めてまいります。また、このような取組を成功事例として、県内各伝統工芸品産地においても製作体験や他産地の情報発信を行うなど、県内産地が一体となって取り組める体制づくりを産地の協力を得ながら関係団体とも連携して進めてまいります。

また、新商品開発についての支援状況については、本年度から3年間の計画で、現在の消費者のニーズを的確に捉え、先端技術との融合等により、機能性やデザイン性の高い新商品づくりを支援していくこととしております。

こうした取組を通じて伝統的工芸品のブランド力を一層高めるとともに、時代の変化に対応

できる持続可能な伝統的工芸品産業の実現につなげてまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

まず、伝統文化の伝承に関わる県の取組についてでございます。

伝統文化の次の世代への継承に向けては、担い手の確保や記録の保存を進める必要があり、伝統文化の価値を広く県内外の皆様に御理解いただくことが重要と認識しております。このため、県では、信州アーツカウンシルを通じて、伝統文化に関わる課題解決に向けた取組に対して専門スタッフによる相談体制を確保するとともに、民間団体の協力を得て、インターネットを通じた伝統芸能等の映像記録のアーカイブ化と公開などに取り組んでいるところでございます。

加えて、今年7月には、取組が盛んな南信州地域の関係団体と共に、大阪・関西万博において伝統芸能の公演を行い、来場された国内外の方々のみならず、映像記録のネット配信や報道を通じて、県民の皆様にも本県の伝統文化の豊かさを再認識していただいたところでございます。伝統文化の継承は、地域づくり、観光振興、教育や人口減少対策など関連する分野も多岐にわたりますことから、引き続き関係部局とも連携して取組を進めてまいります。

次に、伝統的建造物群保存地区の維持に向けた課題と支援についてでございます。

伝統的建造物群保存地区制度は、昭和50年の文化財保護法の改正により創設されたものでございまして、市町村の主体性を尊重し、都市計画と連携しながら、歴史的な集落や町並みの保存と活用整備を行う制度となっております。

国が特に価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、補助金や税制優遇などの支援を行っております。本県におきましては、奈良井宿や妻籠宿など8地区が選定されておまして、県では、これまで、国の選定を受けるための伴走や国庫補助への上乘せ補助のほか、ホームページによる保存地区の紹介などに取り組んできたところでございます。

制度の創設から50年が経過し、保存・活用を支える地域コミュニティの維持が困難である、あるいは所有者等の管理放置などによる空き家対策が必要となるなどの課題が生じていると承知をしております。

このような状況を踏まえ、まずは今年度中に市町村の担当職員の情報交換の場を設け、課題の整理や共有を図り、保存地区の活動が相互に連携できるよう取り組んでまいります。また、伝統的建造物のまちづくりへの活用につきましては、信州地域デザインセンターへの橋渡しを行うなど、課題に応じた支援を行い、市町村と共に持続可能な保存地区を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。

その地域の文化は、地域や住民にとってのアイデンティティーであると思います。取組時期が遅れたために大切な文化が喪失しないように、これからも県としてぜひお力添えをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（中川博司君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡義英です。よろしくお願いします。

多文化共生社会について質問いたします。

全国知事会は、青森県で開かれた定例会議で、外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめ、外国人は地方自治体から見れば日本人と同じ生活者、地域住民であり、育成就労支援で、幅広い職種での受入れや、日本語教育などに関する予算の確保、基本法の制定を政府に求めています。

全会一致で採択した青森宣言では、排他主義、排外主義を否定し、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていくとしています。多文化共生社会の実現に向けた重要な提言であり、宣言だと考えます。これらをまとめた背景や目的について、また、排外主義の強まりに対しての御所見を含めて、全国知事会の新会長になられた阿部守一知事にお伺いいたします。

長野県は、多文化共生推進本部を設置し、課題を整理した上で、重点施策を検討するとしています。そこで、幾つか課題について質問いたします。

佐久市在住の外国人と日本人の両親の下で育った方から御意見をいただく機会がありました。子供の頃は、周りから物珍しそうにじろじろ見られていたが、だんだん佐久平近辺にも外国人移住者が増えて、お互いが違って当たり前という地域になり、過ごしやすくなったと思っていた。でも、最近風向きが変わったと感じている。知らない男性ににらまれることがあると不安な思いを語っていただきました。

二つ目の質問となりますが、参院選では、一部に外国人排斥の動きが見られ、選挙後も排外主義の強まりが続いています。県では、外国人県民の不安の声をどのように把握し、対応されていますか。生活相談を一元的に受け付ける長野県多文化共生相談センターの役割も含めて御所見を伺います。

地域における日本語教室の充実について質問いたします。

佐久市内で運営されている方からお話をお聞きしました。多くの教室は、日本語教員資格を

持たないボランティアが手弁当で支援をしています。負担となっているのが、テキスト代、外国人受講生の送迎代や保険の費用です。今年度から、佐久市から上限5万円の助成金を受け取ることができ、使用する会議室も無料になり、とても助かっているとのこと。

一方で、人口1万人未満で外国人比率の大きい町村ランキングで断トツの全国1位の川上村、比率は33.47%、人口の3分の1が外国人です。第3位は南牧村、21.51%で、人口の5分の1が外国人です。ですが、両村とも日本語教室が確認できません。監理団体が直接対応しているためだとは思いますが、外国人労働者と一緒に日本有数の高原野菜の産地を支えている自治体にこそ日本語教室があればと思った次第です。

そこで、3点目の質問ですが、県は、日本語教室を立ち上げる自治体や民間団体に対し、市町村と連携して支援を強化すべきと考えます。現在は日本語教員資格のある教師がいる教室のみを助成対象としていますが、資格のないボランティアによる教室にも対象を拡大すべきではないでしょうか。また、教材費、燃料費、送迎車両の保険料など最低限の経費も助成対象経費とし、県内全域への拡充を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目です。日本語教室は、言語習得だけでなく、交流や多文化理解の場としても重要です。ところが、一部の事業者には、外国人労働者が外部と関わることを避け、日本語教室への参加に消極的な姿勢を示すところもあるとのことでした。県は、事業者に外国人の社会参画への理解を求めるとともに、地域の日本語教室を紹介し、参加を促すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

外国人労働相談について質問いたします。

川上村内で、外国人労働者と事業者との間で即日解雇というトラブルが発生したときに、間に入って対応したのが、長野市にある労働組合、LCC長野でした。組合の執行委員に加わっていたベトナム籍の方がSOSをキャッチし、助けることができたそうです。

20年には、小諸市の畑で農作業をしていた外国人労働者2名が落雷に遭い、死亡した事故も発生いたしました。遺族は、労働保険、遺族補償年金などは申請しないと受け取れない、外国籍の人にとって手続きが難しく、助けてくれる窓口が欲しいなどの支援の必要性を訴えています。

外国人労働者は、優遇どころか、職場でのパワハラ、賃金不払いなどトラブルに見舞われている方が少なからずおられます。しかし、いざというときに相談する組織がない、日本語が話せない、身近に相談できる場所がどこにあるか分からないなどの課題があります。

そこで、5点目の質問ですが、外国人労働者の現場の実態を調査し、労働トラブルの実態把握、労働トラブルへの相談窓口の整備、体制強化を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。2と3の質問を県民文化部長に、4と5の質問を産業労働部長にお伺いいたします。

続いて、性的マイノリティーの人々の権利と生活向上について質問いたします。

まず、長野県のパートナーシップ届出制度に関連して質問いたします。

性的マイノリティーの方が大切なパートナーと共にその人らしい人生を送ることができるように、生活上の障害を取り除くことを目指すのが、この制度です。県と市町村は、この制度に対応して、法令等の範囲内で行政サービスを提供し、事業者にも婚姻関係、事実婚関係にある方々と同様のサービスを提供することについて理解と協力を求めています。ただ、戸籍や住民票の記載は変わらないとしています。

そうした中で、一部の自治体では、同性パートナーに対し、従来の「同居人」などから、男女の事実婚と同様に、独自に住民票の続き柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載することを可能にしています。当事者からの家族として認められたいという思いに応え、市民の様々な生き方を尊重するためとしています。

また、災害時に遺族らへ支給する災害弔慰金について、同性パートナーにも支給できるようにする自治体も生まれています。同性パートナーへの権利向上が少しずつですが全国各地で広がる中で、県としても、市町村と協議し、同性パートナーを事実婚と同様に住民票に記載できるような仕組みづくりを進めるよう働きかけを行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。県民文化部長にお伺いします。

同性パートナーが被災遺族となった場合に災害弔慰金の支給を可能とする制度を市町村と共に検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。危機管理部長にお伺いいたします。

トランスジェンダーの医療支援について質問いたします。

生物学的、社会文化的な性差を踏まえ、多様な性自認、性的指向を持つ人にも安心・安全な医療を提供する必要がありますが、トランスジェンダー特有の診断や治療は県内で受けにくく、県外に通院しているとの声を受けました。県外医療機関との連携など、県内でジェンダー特有の診断や治療が受けられるような対応を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。健康福祉部長にお伺いいたします。

性的マイノリティーに対する差別への対応について質問します。

近年、公職者による性的マイノリティーへの差別的発言が問題となる中、いわゆるバックラッシュという差別の拡大が懸念されています。問題解決のために、県として当事者や当事者団体の声を丁寧に聞き取り、適切な対応を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。県民文化部長にお伺いいたします。

パートナーシップ制度は、25年5月末現在、530自治体に達し、総人口のカバー率は92.5%と広がっています。この制度の普及の広がりとともに、同性婚の法制化を求める声が全国的に高まっています。全国知事会会長としての立場を生かし、国に対して同性婚の法制化を求めるよう働きかけていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。知事にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には２点御質問を頂戴いたしました。

まず、外国人政策に関連する全国知事会の提言や青森宣言の背景、目的、そして排外主義の強まりに対する所見という御質問でございます。

この知事会としての提言や青森宣言がまとめられた背景といたしましては、在留外国人が約377万人、外国人労働者が約230万人と過去最高を更新し、これからも増加していくことが見込まれる中で、平成元年の入管法改正以降、日本語教育、生活支援、子供の教育などの課題が都道府県や市町村に委ねられ、国の制度的対応が遅れてきたという現実があり、我々知事としては相当な危機感を持っています。

昨日も、ほぼ丸投げというような言い方をさせていただきましたけれども、やはりこれはいろいろな課題も出てきています。国の取組を見ていると、外国人の皆さんを生活者として受け入れるという観点が弱いのではないかなというふうに思います。どうしても労働者として見ている側面が強いのではないかなというふうに思います。一方、我々都道府県、市町村は、そこに暮らしている外国人の皆さんは、日本人と同様に生活者であり、地域住民であるというふうに受け止めています。その意識格差があるのではないかなというふうに思います。

また、そうした中で、こうした外国人の皆さんの高齢化、また第２、第３世代の教育、さらには家族を連れていらっしゃる方に関連しての課題など、新たな問題も顕在化しつつあるわけであります。こうした課題は、もう全国的な課題となっているわけであります。

この提言につきましては、国が責任を持って外国人政策に取り組んでもらいたいという強い思いがございます。いろいろな提言をしていますが、特に大きなテーマとしては、やはり国において新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめてもらいたいと。また、これは、都道府県や市町村に何とか頑張ってもらってねと言うだけでなく、国として多文化共生施策にしっかり取り組んでいくという姿勢を示していただく上でも、基本法の制定、それから司令塔となる組織の設置を求めているところでございます。

国としての明確な方針がないまま外国人の受入れ拡大が続いていくことになると、諸外国の移民政策の失敗が繰り返されかねないというふうに思っています。そのことは、結果として長野県、また日本に暮らす外国人の皆様方にとっても居心地が悪い社会になってしまうわけでありまして、排外主義が助長されるということにもつながりかねません。こうした社会の深刻な分断を招くことがないようにしていくことが必要だというふうに思っております。今こそデータ、エビデンスに基づいた冷静な国民的議論と、国においてしっかりとした明確な戦略を確立していくということが不可欠だと考えております。

続きまして、同性婚について、法制化を知事会長として求めているかどうかという御質問でござ

います。

同性婚につきましては、知事会においてはこれまで直接的な議論を行っておりません。私としては、性的マイノリティーの方も安心して暮らせる社会をつくっていくことは大変重要だというふうに思っております。これまで、知事会としては、当事者、性的マイノリティーの方々が、ライフステージにおけるあらゆる場面で抱える生活上の困難や課題について実態把握のための調査を実施して、その解消に向けた取組の実施を求めること、それから、御質問にも出ておりましたが、パートナーシップ制度の届出についても、既に半数以上の都府県でそれぞれの地域の実情に応じて導入が進んでいる実態を踏まえて、人権に係る施策として、自治体ごとに取扱いが異なることがないよう社会のニーズを合わせて国において方針を示すこと、こうしたことを国に要望させていただいているところでございます。

本県におきましては、令和5年から長野県パートナーシップ届出制度を設けさせていただいて、性的マイノリティーの方の声を受け止めて、生きづらさを解消し、生活上の障壁を少しでも取り除こうということで取組を進めさせていただいているところでございます。

昨年から今年にかけて、司法の場において、この同性婚について違憲判決が相次いでいるという状況がございます。そういう意味では、性的マイノリティーの方々を取り巻く状況は大幅に変化してきているというふうに受け止めております。こうした状況の変化を踏まえて、まずは長野県として当事者の皆様方の思いや生じている課題を改めて把握させていただき、どのような対応が必要か考えていきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には計4問の御質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、外国人県民の不安の把握と対応、多文化共生相談センターの役割につきまして御質問を頂戴しました。

長野県多文化共生相談センターは、生活全般に関する相談を一元的に受け付ける窓口として外国人県民の不安や困り事を受け止める役割を果たしております。相談内容に応じまして、出入国在留管理庁、社会福祉協議会、県の専門相談窓口、法テラスなどの関係機関につなぐ対応を行っております。

令和6年度にセンターへ寄せられた相談件数は約1,700件あるわけですが、現在のところ、排他主義や排外主義を理由といたしました不安に関する御相談は寄せられていないと承知しております。引き続き、そうした不安も含めて、センターに寄せられます外国人県民の皆様の声に丁寧に向き合ってまいります。

続きまして、日本語教室の拡充についてでございます。

県では、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業によりまして、国の事業も活用しながら地域の日本語教室に対して運営補助を行っているところでございます。

本事業においては、生活者としての外国人に対する日本語教育の質を確保するため、一定の資格を持つ日本語教師の配置が必要と考えており、これに伴う人件費や交通費を対象経費として支援しております。本年度から、より柔軟に地域の実情に即して活用いただけるよう補助要件を緩和いたしまして、従来必須としていたコーディネーターの配置を求めず、日本語教師と日本語交流員、または同等の役割を担う支援者が連携して事業を行う形態も対象といたしました。

また、新たに、日本語教室のない地域に居住する方や遠方の方でも教室までの移動を要せず学習できるオンライン日本語教室を実施するよう準備を進めておりまして、利用者の利便性向上と負担感の軽減を図ることとしております。

県といたしましては、本年度から拡充いたしましたこれらの取組の成果を見極め、利用者のニーズを酌み取りながら今後の在り方を引き続き検討し、地域の日本語教室の充実を目指してまいります。

続きまして、性的マイノリティーの方々の住民票への「夫（未届）」、「妻（未届）」といった記載についての御質問でございます。

同性パートナーの住民票に「夫（未届）」あるいは「妻（未届）」との続き柄を記載することにつきましては、制度を所管する総務省から、同性パートナーの続き柄を、内縁の夫婦、これは事実婚の場合でございますが、この続き柄と同一にすることは、実務を担う各種社会保障の窓口で当該住民票の写しの続き柄のみで適用の可否を判断することができなくなり、実務上の支障を来すおそれがあるという見解が出されております。

同性パートナーのお二人がその関係性を証明する手段として、本県では、令和5年8月から長野県パートナーシップ届出制度を運用しております。現在、県内市町村では、この制度により交付いたします届出受領証を各種手続の証明書として対応いただいておりますので、御提案いただきました趣旨を満たす仕組みは整えられているというふうに考えております。

また、令和6年3月に、国の犯罪被害者等給付金について、最高裁判所が、同性パートナーの方も支給対象に含めると判断して以降、国では、各種手続の関係法令の解釈を見直して、同性パートナーの方も利用できる手続が広がってきております。

性的マイノリティーの方々の権利と生活向上については、各種制度を所管いたします国において制度の運用見直しを含め様々な議論がなされているところでございますので、その状況を注視してまいりたいと思っております。

最後に、性的マイノリティへの差別拡大が懸念される中、県の適切な対応についてどうするのかというお尋ねでございます。

県では、当事者や支援者の意見を伺いながら、令和2年には性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを策定し、県や市町村の職員、教職員、事業者等に理解を広めることに努めてまいりました。その後も、当事者の思いを受け止め、令和5年にパートナーシップ届出制度を導入しましたほか、機会を捉えて性的マイノリティであることを公表されている方々の講演に職員が出向いたり、懇談の機会を設けたりして直接御意見を伺っております。

こうしたことに加え、広く県民や事業者性に性の多様性に関する正しい知識の普及を図るために、啓発動画のインターネット配信、企業を対象にした研修会の開催なども行ってまいりました。現在進めております長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の検討においても当事者の皆様の御意見を伺ってきておりまして、引き続きこうした対応を図りながら施策を推進してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には外国人労働者の関係で2問御質問をいただきました。

まず、外国人労働者の日本語教室への参加促進についてです。

外国人労働者への日本語教育については、事業者の責務として、その機会の提供に努めるものとして取り組んでいただいております。県では、外国人労働者を雇用する事業者の要望に応じたオーダーメイド型の日本語学習講座を用意し、企業における日本語教育の取組を支援するほか、日本語教育人材や日本語教育機関を紹介するしんしゅう日本語教育等人材バンクを設置し、企業内の日本語教育に活用いただいております。

外国人労働者が企業外の日本語教室へ参加することは、日本語教育の有効な手段の一つであるとともに、地域住民との交流や、文化、風習への理解を深める機会にもなり、地域への愛着を醸成し地域の担い手になることや、企業への定着にもつながるものとして考えております。

このため、外国人労働者を雇用する事業者に向けては、地域の日本語教室の情報を提供するとともに、地域の日本語教室への参加を通じた交流の事例を紹介し、事業者が行う日本語教育機会の提供への支援に取り組んでまいります。

次に、外国人労働者の相談窓口の整備と体制強化についてです。

外国人労働者が安心して働くことができる環境整備のためには、安心して外国語で相談できること、相談先が分からない状況を生まないことが重要であると考えております。そのため、まずは、先ほど県民文化部長からも答弁がございましたが、長野県多文化共生相談センターと労働問題の専門機関である労政事務所が連携して外国人労働者からの相談に対応するため、昨

年度から連携充実・強化を図ってきているところでございます。

加えて、長野労働局や外国人技能実習機構、及び監理団体を支援する長野県中小企業団体中央会などとも連携し、現場の状況を把握しながら、現場の実情に即した対応や情報が共有できる体制となるよう充実に努めてまいります。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には同性パートナーへの災害弔慰金の支給についてのお尋ねでございます。

災害弔慰金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定規模以上の自然災害により亡くなられた住民の御遺族に対しまして、国及び県が補助し、市町村が災害弔慰金を支給するという仕組みになっております。

議員御質問の同性パートナーへの支給につきましては、令和6年3月26日の犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件に係る最高裁判決におきまして、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に同性パートナーも含まれるとの解釈がされました。これを受け、災害弔慰金の法律を所管しております内閣府におきまして、9月30日付で事実上婚姻関係と同様の事情にあった者の中に同性パートナーを含むと整理する旨の通知がございました。

本県といたしましては、今後適切な支給がなされるよう、市町村に対しまして周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはトランスジェンダーの方々に対する医療提供体制についてのお尋ねでございます。

県といたしましても、全ての県民の方々が安心・安全な医療を受けられるよう取り組むことが重要だと考えております。性自認に関する診断や治療については、県内では、現在、信州大学医学部附属病院をはじめとする一部の医療機関において対応している状況にあり、医療を必要とする当事者や支援者の方々にこのような情報が届いていないことから、県外の専門医療機関に通院するケースもあると認識しております。

今後は、当事者や支援者などの皆様からの御意見を伺いながら、医療機関や関係部局と連携し、周知啓発も含め、どのような対応が必要か検討してまいります。

以上でございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）外国人の存在なくして日本社会は成り立たなくなっています。彼らは私たちの生活基盤を支えています。私たちが敬遠する傾向がある職種に多くの外国人労働者が低

賃金で働いているのが実態です。

最大の問題は、技能実習制度です。外国人に技能を教える国際貢献が建前ですが、実際は人手不足の穴を埋める安上がり労働力の確保が目的となっています。職場移転の自由がなく、最低賃金以下の賃金、パスポート取り上げ、暴力などが頻発し、24年の失跡者は過去最高の9,753人に上りました。育成就労制度に名称は変わりますが、基本は同じだと思います。廃止を含めた見直しを行うべきです。雇用主の変更、移動の自由、在留資格の種類にかかわらず家族の帯同を認めるなど、受入れ条件を整備することを国に求めていると思います。

佐久市中込会館で活動する日本語教室サラダボウルの会は、社会的弱者への奉仕活動を7年以上続けていると評価され、昨年、佐久市長表彰を授与されました。御代田町からも、タイ国籍の労働者が、タクシー代を会社から支給されて学びに来られていました。こうしたボランティア中心の教室による地道な取組が全県に広がるように市町村と力を合わせていただきたいと思います。

自治体が定めたパートナーシップ制度への登録が、8月末時点で全国で1万組を超えました。自治体初導入から10年、同性カップルによる生活実態があることが示されました。人種、民族、性別、性的指向、障害、社会経済的地位など、マイノリティーと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会になります。

「[こんにちは県議会です] 地域住民等との意見交換会」で、聴覚に障がいのある方々との意見交換を行った場でもそのことを実感いたしました。さらなる多文化共生社会への推進、マイノリティーの方々への支援強化を求めまして、次の質問へ移ります。

食肉施設について質問いたします。

1、県は、令和3年に長野県食肉流通合理化計画を策定し、持続可能な食肉流通体制の構築を目指しています。計画を堅持するため、県内の食肉流通機能をどのように維持し、信州の畜産業をどのように守っていくのでしょうか。

2 番目です。県外の食肉センターに長距離搬送する場合には、豚などの輸送にさらなる支援が必要と考えます。特に、豚はストレスに弱く、高温下での長距離輸送は大きな負担となるため、県外への出荷時には冷房施設を備えた輸送車の導入が必要となるのではないのでしょうか。県内では5万頭以上の豚が飼養されており、こうした実情を踏まえた支援策の検討を求めますが、いかがでしょうか。以上2点を農政部長にお伺いいたします。

三つ目です。合理化計画では、県内2施設体制の維持に向けて、老朽施設の補改修を検討するとされています。持続可能な流通体制には2施設の確保が不可欠であり、北信食肉センターは何としても維持するとともに、もう一か所については、関係者と連携し、新たな施設の整備を進めるべきではないのでしょうか。また、県主導による公設施設の整備も選択肢として検討す

べきではないでしょうか。知事にお伺いいたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には食肉施設の関係で２点御質問をいただきました。

まず、県内の食肉流通機能と畜産業の維持についてでございます。

県では、食肉流通合理化計画に基づき、これまで中野施設の排水処理施設の整備への支援、松本施設の移転新設への支援を行ってまいりました。しかしながら、今回、ＪＡグループにおいて松本食肉施設の移転新設が断念され、新たな食肉流通体制へ移行するという方針が出されたところでございます。今後の食肉流通体制につきましては、ＪＡグループでは、中野や県外の施設で屠畜を行い、佐久市の事業拠点に集約して現行の流通販売体制を継続し、県民への県産畜産物の供給とブランドを維持するとしております。

県といたしましては、まずは松本施設閉鎖の影響を緩和する対策を早期に打ち出して食肉供給体制の維持を図り、加えまして、規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化、消費拡大やブランド価値向上に取り組んでいくことで本県畜産業を守ってまいりたいと考えております。

次に、輸送体制の整備と支援の強化についてでございます。

豚の長距離輸送につきましては、積み込みや積み卸し時の丁寧な取扱い、輸送中の環境を適切に保つこと、食肉施設到着後に十分な休息時間を確保するなどの対策によりまして品質の低下を防ぐことが可能です。

現在、ＪＡグループにおいて、出荷先の調整とともに、温度管理ができる大型車両の導入など、安全で効率的な輸送方法について検討されていることから、今後の検討内容を踏まえ、支援策を講じてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、食肉施設に関連して、北信食肉センターは維持し、もう一か所は、関係者と連携し、公設で整備を検討してはどうかという御質問でございます。

中野市に所在する北信食肉センターにつきましては、現在、機能強化に向けて、県も支援して排水処理施設の整備を進めているところでございます。この先10年以上は経営が継続されるものというふうに見込んでおります。

一方、松本の食肉施設の移転新設については、ＪＡグループの検討でも断念という形になったわけですが、食肉公社等の試算では、行政が施設建設費の全額を支援しても持続可能な健全経営を行うことが困難だとされております。また、現状の処理頭数では経営が成り立たず、施設を小規模化したとしても、建設事業費や運営に係る人件費を大幅に圧縮することは困難ということなどから、県として新たな施設を設置することは難しい、今の段階ではできないというふうに判断しております。

今後の対策、取組については、生産者をはじめ関係の皆様方の御意見を十分お伺いした上で決めていきたいと考えておりますが、まずは松本食肉施設閉鎖の影響を緩和するための対策を早急に打ち出していくことが何よりも重要ではないかというふうに考えております。こうしたことに加えて、生産規模の拡大や生産性の向上に資する生産基盤の強化、あるいは消費の拡大、ブランド価値の向上にも取り組んで、関係の皆様方の取組を県としても応援していきたいと考えております。

以上です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）立科町で肉牛を生産している方からお話を聞きました。佐久広域食肉流通センターが廃止されてから、多くの高齢の畜産業者がこれを機にと廃業した。今回もショックだった。これまで頑張ってきたけれど、赤字になればもう続けることはないよねと生産者同士で話し合っているとのことでした。佐久地域でも諦めに近い動揺が広がっております。

長野県の畜産が衰退することが絶対ないようにしていきたいと、県農協グループが要望書を提出された際の知事の御発言が報道されました。難しい課題だと思いますが、ぜひ県の主体性を発揮していただいて、そして、蓼科牛も守ってほしいという声が佐久地域にございますので、ぜひ対応を強めていただくことを期待し、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）本年6月27日、生活保護基準引下げ違憲訴訟、いわゆる「いのちのとりで裁判」は、国、厚生労働省による2013年からの生活保護基準大幅引下げは違法だと最高裁判所が下した、原告勝訴、国敗訴の画期的な判決でした。

判決から既に3か月がたちました。いまだに福岡厚生労働大臣は謝罪すらしていません。敗訴当事者の厚労省は、勝訴当事者が反対しているにもかかわらず、最高裁判決への対応に関する専門家委員会を省内に設置しました。厚労省が選んだ専門委員が最高裁判決の内容を精査して対応を決めるという不誠実な姿勢を取っています。

最高裁判決当日、福岡厚労相に対し、早期全面解決として、真摯な謝罪と、13年改定前の基準との差額保護費の遡及支給を求めました。

憲法25条に基づき国民の生存権を守る最後のとりでが生活保護制度と言われています。生活保護利用者は、基準が大幅に引き下げられたことで、生活扶助費が平均6.5%減額され、その影響が長期に続いた上に、現在の物価高騰、猛暑等で生活は一層困難になり、生存権が侵害され続けています。さらに、生活保護の基準は、ナショナルミニマムを具体化したものとされており、保護を利用する人だけでなく、最低賃金の額、就学援助費の支給額、地方税の非課税限

度額など、50近い制度とも連動、関連して、多くの人たちに影響を与えます。県として「いのちのとりで裁判」の判決をどのように受け止めているか。国に対して最高裁判決に従った謝罪と遡及支給を求めているいただきたいが、いかがか。伺います。

また、生活保護基準の引下げによる受給者への影響はどうか、実態調査を実施していただきたいが、健康福祉部長にお聞きします。

近年の猛暑により、エアコンはぜいたく品から命を守る必需品へと位置づけが変わりました。高齢者や病弱な方にとって、適切な冷房環境の確保は生死に関わる重大な問題です。

2018年、厚労省が方針転換を行い、一定条件下で生活保護世帯のエアコン購入費を公費で支給する制度が始まりましたが、課題が残されています。生活保護受給者のエアコン購入費について、厚労省は、2018年4月以降に新しく保護を受けた方、転居された方が対象としています。それ以前から生活保護を受けている世帯はエアコン購入費の支給の対象外となっており、保護費のやりくりや生活福祉資金を借りて計画的に購入することと、生活保護受給者の間に格差があります。生活費にも事欠くのにエアコン購入費をやりくりしろというのは無理難題。2018年3月以前の線引きの見直しを国に求めているいただきたいと思います。

一方で、全国的にも、県内においても、独自の助成制度を実施している自治体があります。長野県は、市町村と連携し、全ての受給者を対象に制度を拡充して、生活保護世帯へのエアコン購入を支援していただきたいと思います。知事に伺います。

次に、生活保護制度の申請について伺ってまいります。

県は、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですのでためらわずに御相談ください」と発信しています。生活保護制度は、法定受託事務として、その実施運用には画一性が求められるところです。ところが、実際の運用は実施機関に裁量が委ねられており、自治体ごとに違いがあります。また、生活保護の実施運用を始めるまでの手続においても自治体や福祉事務所で違いがあると指摘されています。生活保護も、申請が制度の利用開始の前提条件です。権利を保障するための情報提供の重要性が高いのに、相談、申請に際して正しく情報が伝わっていないことがあってはならないと思います。

その立場で申請についての検討、研究をしている研究者によりますと、生活保護の実施機関である福祉事務所の提供する情報が、正確であり、その内容が十分であるかを検討するため、県内の市、そして県の福祉事務所が作成した生活保護のしおりの内容を大項目、小項目で分析したのですが、その結果から得られた知見は、福祉事務所が提供する情報の内容に差が生じている。特に、県福祉事務所の提供する情報は、正確性を欠いているものや内容が不十分なものなどばらつきを指摘しています。

一例として、「日本国憲法第25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を

営む権利を有する。」と定められており、生活保護を受けることは、国民の権利です。生活に困っているときは、生活保護法の定める要件に基づき、誰でも生活保護を受けることができます。」と明記している須坂市のしおりがある一方、「収入が少ない、もしくは全くないため生活をしていけない状況になってしまった方に対して最低限度の生活を保障し、自分の力で生活していけるようになるまで支援する制度です」と県諏訪福祉事務所のしおりは説明しています。

このように、県福祉事務所の提供する情報は正確性を欠いている、あるいは内容が不十分なものの、そして福祉事務所ごとにも内容のばらつきがあると指摘されています。県の福祉事務所の生活保護のしおりの内容を精査し、統一すべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には2点お尋ねがございました。

初めに、生活保護基準引下げに係る最高裁判決についてでございます。

2013年から実施された生活保護基準の改定については、多くの自治体で処分取消し訴訟が提起されたと承知しており、今年6月に最高裁が示した違憲という判決は重く受け止めるべきものと認識しております。

県としては、現時点では国が設置した最高裁判決への対応に関する専門委員会での議論を注視しているところでございます。この判決は、今後の生活保護基準の見直しにも影響を与えると考えられることから、国に対して、遡及支給等も含め、適時適切に問題提起していくことが必要と考えます。

また、実態調査については、日頃から、福祉事務所では、ケースワーカーの定期訪問により受給者の声や生活実態等を把握していることもあり、受給者への新たな調査については、対象となる方のプライバシーや調査に対する負担感への配慮など様々な課題もあることから、今後の国の対応方針も踏まえながら、必要性も含め検討してまいります。

続いて、生活保護のしおりの内容の統一についてでございます。

生活保護制度において、相談者に法律の趣旨や制度の概要を丁寧に説明し、理解いただくことは、支援の第一歩として非常に重要であると考えております。各福祉事務所では、具体的な支援内容や手続の流れなど、相談者が御自身の状況に照らして理解いただけるよう工夫して生活保護のしおりを作成しており、県としても、毎年の監査において、しおりの内容が適正であるか確認しているところでございます。

議員御指摘のとおり、県内統一の資料を使うことにより、説明のばらつきが減ったり、対応の質が安定するというメリットがあると考えられます。一方で、指定医療機関の情報や自治体独自の支援制度など、福祉事務所ごとに地域の実情に即した情報を掲載することで、情報量や内容に差が生じるものの、相談者の安心感につながるということもあるかと考えております。

県といたしましては、相談者が制度を正しく理解し、安心して利用するためのツールとして、分かりやすい生活保護のしおりになるよう、福祉事務所の意見も聞きながら記載内容について検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には生活保護世帯に対するエアコン購入支援について御質問をいただきました。

今年の夏も本当に暑い日々がずっと続いていたわけでありまして、今や、エアコンは、ぜいたく品などというより、完全に生活必需品だというふうに思っております。また、我々もクールシェアスポットの設置の呼びかけ等をしてきているわけでありますけれども、本当に私たちの健康や命に直結する状況になってきてしまっていると思っております。

生活保護世帯におけるエアコンの購入については、熱中症予防の観点から、平成30年の制度改正で、保護開始時や転居時に持ち合わせがないなど一定の要件を満たす場合に限って購入費の支給が可能という形になっていますが、これはいささか対象が狭いのではないかというふうに思っております。県としては、これまでも、国に対して、物価上昇や生活環境の変化による影響を検証し、生活保護基準について不断の見直しを行うよう求めており、エアコン購入費支給に係る対象要件については早急に適切な見直しを進めるよう重ねて要望していきたいと考えております。

また、県としての支援の在り方については、生活保護は国の制度でありますし、県と市町村が連携協力して実施しているということもありますので、市町村の御意見も十分お伺いしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 生活保護受給者の生活実態を把握してほしいということでもありますけれども、お隣の山梨県は、今年2月から3月にかけて県独自で緊急的に実態調査を行いました。調査方法は、国が令和4年に実施した家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の調査票を使用したということでもあります。

3年前と今年を比較してみますと、1日1食以下が6%から14%に増え、毎日入浴は49%から22%に減るなど、3年間で生活実態が以前より大変苦しい状況に陥っている世帯が増えていることが明らかになりました。親戚や知人とのつながりや社会参加の機会も減るなど、生活保護受給世帯が置かれている困難な状況が浮き彫りになったとまとめております。実態を把握、調査して、生活保護費の遡及支給にとどまらず、物価高騰に対する基準の引上げが必要と思い

ます。国に求めていただきたいと思います。

さらに、エアコンをちゅうちょせず使用してくださいと呼びかけがされましたが、環境省の統計では、熱中症による死亡者の85%がエアコンを使用していなかったという深刻なデータもあります。電気代を心配せずエアコンを使用するには、夏季加算も緊急課題です。ぜひ要望に加えていただきたいと思います。知事には、エアコン設置に向けて積極的なお取組を進めていただきたいと思います。

次に、県立学校の空調施設について伺ってまいります。県立学校の空調施設、エアコン整備について、おとし、昨年に続き、今年も質問させていただきます。

気象庁によりますと、今年の夏は平年と比べて2.36度高く、統計を取り始めてからこれまでで最も高かった去年、おとしを大幅に上回ったとしています。7月30日のロシア・カムチャツカ半島付近で発生した地震による津波避難では、体育館に避難していた方々の中から熱中症搬送が11人との政府の発表があり、学校体育館の熱中症対策が改めて課題として浮き彫りになりました。

避難所ともなる学校施設におけるエアコン設置について、知事は、避難生活という観点からも必要だというふうに昨年答弁されました。命を守る上で重要になっていますので、県立高校のエアコン設置状況について順次教育長に伺います。

一つ目は、特別教室のエアコン設置についてです。昨年まで、県立高校の特別教室のエアコン設置率は46.5%でした。改めて県立高校の特別教室、音楽室、家庭科室、理科室の各室、図書室、コンピューター室、教育相談室の空調設備設置の状況をお伺いします。また、職員室、保健室の設置状況についてもお伺いいたします。

2点目は、体育館、武道館へのエアコン設置についてお伺いしてまいります。

昨年、武田教育長は、「体育館へのエアコン整備の検討状況についてのお尋ねでございます。県立高校においては、高校再編に伴い改築が必要な5校の体育館において、断熱材や断熱ガラスの設置、断熱塗装等を進めており、このことにより、日中の室温上昇を抑える効果が期待できると考えております」と答弁されました。高校再編に伴う改築は進んでいるのでしょうか。昨年度からの進捗状況についてお伺いします。

「高校再編に伴い改築が必要な5校」と言われております。では、再編の対象にならない県立高校について、体育館へのエアコン設置を今後どのように進めるのか。空調設備設置の計画を策定するべきと考えますが、方針を教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立高校の空調設備についてのお尋ねでございます。

まず、県立高校の特別教室等への空調設備の設置状況についてでございます。

令和7年8月1日現在の設置率でございますが、音楽室が96.9%、家庭科室が30.7%、理科教室につきましては、化学教室が75.0%、生物教室が76.5%、物理教室が29.7%、地学教室が31.0%です。図書館は98.8%、コンピューター室が98.2%、教育相談室が42.6%でございます。職員室は60.7%、保健室は98.9%となっております。

続きまして、高校再編に伴う体育館の断熱化を含めた改築の進捗状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、高等学校の再編統合校の中で改築を予定している小諸新校をはじめとする5校の体育館において、断熱化の計画が具体化しているところでございます。このうち、小諸新校については、令和8年度中の供用開始に向け、体育館の建設工事を進めているところでございます。その他の4校につきましては、現在建設工事に向けた設計業務を進めているところでございます。いずれの学校におきましても、外壁、天井、窓をそれぞれ断熱性の高い仕様とすることで外気温の影響を抑える効果を見込んでいるところでございます。

続きまして、再編対象外の高校への体育館空調の設置方針についてでございます。

県立学校体育館への空調設備の検討については、県内外の体育館を視察するとともに、構造や面積等が異なる県立特別支援学校3校の体育館をモデルとして、冷暖房効率や費用対効果などの観点から空調設備の設置及び断熱改修の手法や効果を比較検証する調査の委託契約を締結し、調査に着手したところでございます。

県立高校体育館への空調設置についても、この調査結果を踏まえ、整備の必要性や効果を見極めながら、優先順位を定めて適切な整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 御答弁ありがとうございました。

特別教室のエアコン設置整備率について、去年の46.5%から、今年はそれぞれ個別にお聞きしました。高いものから、まだ30%、20%というところもありますので、順次これを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

改めて、高校体育館、武道場へのエアコン設置は、この猛暑の中で生徒の命と健康を守るための教育環境を整えるために必要と思い、私は重ねて知事にお伺いしてまいります。

昨年は、愛知県が2024年度から4年間で180億円予算をつけ、エアコン設置を始めていくことを申し上げました。実際に去年と今年でどうなっているのか、私たち共産党県議団は、8月28日、愛知県へ視察に行つてまいりました。愛知県教育委員会は、近年の猛暑を踏まえて、熱中症対策を進めるため、2024年度から2027年までの4年間で愛知県全ての県立高校体育館、武道場に空調設備を順次整備する計画に沿って、昨年度は36校74棟を設計・施工、整備費は44億7,000万円。今年度は約48億円、34校で設計・施工。ほぼ計画どおりに進められておりまし

た。

当日、私たちの視察先は愛知県立愛知総合工科高校でありまして、工業教育の拠点だと紹介されました。8月28日はちょうど2学期の始業式で、午前中体育館で始業式を行ったそうです。私たちが伺った午後は、体育館で部活動をしていました。愛知県では、体育館の断熱対策に先行してエアコン設置を進めています。エアコンはバスケットリンクと同じくらいの位置に取り付けられて、運動などの妨げにはなっていません。体育館の断熱工事がなくても十分にエアコンが効いていて快適でありました。

猛暑の中で命と健康を守ること、体育と部活動などの教育活動を継続するためにエアコンは必要と校長先生は言われておりました。大村知事は、生徒を待たすわけにはいかないと、4年間で設置を決めたこともその際にお聞きしました。

財政的に容易ではないこと、制約は分かりますが、災害級の猛暑が続く中、命の危険と言われる状況です。教育の継続はもとより、命を守るための空調設備整備の必要性が高まっています。県として整備の実施を決断するべきではないか、知事にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）県立高校の空調設備についての見解ということで、私の決断、決断と言われますが、何か私が止めているかのような誤解を生じる質問ではないかなというふうに思います。

先ほどから申し上げているように、生活保護も含めて、空調設備の必要性はこれまで以上に高まってきているというふうに思っています。ただ、先ほど来教育長からも御答弁申し上げているように、当然これは県民の皆様方の税金を使うわけですから、コストの問題とかどういう手法がいいか検討せずに暑くなったからどんどんやりますということでは無責任という話になってしまいますので、教育委員会にはしっかり検討して、考え方、方針を整理してもらいたいというふうに思っています。

その上で、私としては、教育委員会の考えをできるだけ尊重しながら、一方で、県全体の財政の状況もありますから、そうしたことをしっかり考慮に入れた上で判断していきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）知事が決断しないのがいけないと言っているわけではありませぬので、あしからず。

高校へのエアコン設置に対して、国の補助は実はないというふうにお伺いしております。一方、義務、小中は国の補助があって、その補助を使ってエアコン、断熱などの工事を進めると。

この際には、断熱対策をやるということが一応要件に入っています。高校はその要件がないわけですから、エアコンを断熱対策よりも先行させる、そういう発想の転換をするのはどうかということを私は提案させていただきます。断熱工事をしないでエアコンをつけていくということで一度そろばんをはじいてみてはいかがか。県外のそういう施設を調査・視察していただいているようですので、ぜひそういうことも兼ねて調査をしていただいて、できるだけ早く計画的に短期間に設置していただければ、高校生は本当によい環境で学べると思いますので、そのことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時44分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）長野県の里親制度に対しての取組について質問します。まず、大前提として、私は里親を反対しているわけではないということをあらかじめ伝えておきます。

社会的養育推進計画における里親委託率、代替養育子供数の見込みの数字について、全国の数字と長野県の数字とを比較してみました。代替養育とは、実親の下で育てられない子供に安全で安心できるもう一つの家庭を用意する仕組みのことです。この代替養育が必要な子供の数の見込みは、2025年が516人に対し、2029年度の見込みは473人、47人減るという見込みです。他県よりかなりの減少見込みですが、その見込みの根拠を教えてください。

また、2029年の里親委託率は、乳幼児75%、学童期以降50%で、これは大都市を除く全国の都道府県でほぼ同じ数値が見込まれていますが、施設で養育が必要とされる子供の数の見込みは、長野県は、2025年が384人で、2029年の見込みが210人、つまり174人減る見込みとなっています。これも全国でトップの減り方の見込み数です。

この数字を見ると、長野県は全国でも里親へのシフトを目指す意識がトップクラスで高いと見ることができます。この見込みの数字の根拠と、こうなることでどんなメリットがあるのでしょうか。どのようにしてこの見込みの数にすることができるのでしょうか。前回も一般質問で言いましたが、福祉を数値目標で振り回してもいいのでしょうか。

里親キャンペーンとあえて分かりやすく言わせてもらいますが、里親を増やしていこうという流れが始まってから、実際に里親の解除の数は増えていませんか。あまりにも進め方が急過

ぎて、子供たちの人生を軽んじてはいませんか。急ぐにしても、もっと丁寧にやらないと。100人いたら100通りの養育手段があります。里親制度委託にはどのようなメリットがあるのか。また、今後里親委託をどのように実現していくのか。伺います。

本来、子供は地域で育てるものでした。社会的養育が必要な子も、地域社会で担ってきました。しかし、今は、時代が違うからといって、他人の子に無関心な社会になっていると思います。これからますます社会的養育が必要な子供の数、割合は増えていきます。そもそも、児童養護施設から里親かという問題以前に、なぜこういった社会になっているのか。社会的養育を必要とする子を当たり前のように理解し、受け入れることができる社会をつくるのが最も必要なのではないでしょうか。行政としてはそこにもっと注力し、予算を投入すべきではないですか。雨漏りがひどくなってきたからもっと大きなバケツを買いましょうではなく、原因の根本にもっと注目し、積極的な予算措置が必要と考えますが、現在の取組状況と併せ、見解を酒井こども若者局長に伺います。

そこで、提案です。知事は全国知事会長となりましたが、国からの数値目標を押しつけられて里親を推進するのではなく、長野県は全国でもトップクラスで施設養育から里親へのシフトを推進していくという決意を、長野県は、いっそのこと、里親県、そして社会的養育先進県を宣言し、責任を持って全国に先駆け、手本になるよう率先して積極的に社会的養育を推進していったらいかがでしょう。

まず、首都圏などでは、施設への入居や里親の待機児童が数多くいます。そういった子を県をまたいで積極的に預かります。困難を抱える子供に日々向き合う里親には、手厚い環境や支援を用意します。里親を多く受け入れるには、当然児童養護施設や児童相談所の体制もさらに充実させる必要があります。そうなれば、里親になりたいという人が県外から移住するかもしれません。子供たちは、長野県を第二の故郷として大切に思うようになるかもしれませんし、そのまま長野県で働き、永住するようになるかもしれない。働き手が増える。人口も増える。そして、何より社会的養育への県民の意識が高まる。長野県が里親県として全国の社会的養育の在り方の見本となる。

社会的養育の解決を縦軸だけで考えずに、横軸もしっかりと考えてみてください。国が進めたいこと、長野県が独自にやりたいと思っていること、そして、少子化問題、人口問題、働き手不足、学校の縮小などの社会問題の数々も大きく改善させることができるのではないかと考えます。

長野県を里親県、社会的養育先進県にするため、児童養護施設を含めた社会的養育推進事業を検討してみたいかがでしょうか。児童養護施設の在り方、そして児童相談所の在り方を、知事会の会長として、全国の子供たちの幸せを中心に考え、国に対しても自治体を代表して直

接意見する立場になった知事の社会的養育の推進に向けた決意を伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、本県の代替養育が必要な子供の見込み数の根拠についてでございます。

本年3月に策定した長野県社会的養育推進計画の後期計画では、施設等の整備や取組内容を検討する上で、令和7年度から5年間の里親・ファミリーホーム委託や施設入所といった代替養育が必要な子供の数を見込んでおります。この計画で見込んだ令和11年度の代替養育が必要な子供の数である473人は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に見込んだ県内18歳未満の子供の全体数に、代替養育を受けている子供の過去5年間の平均的な割合である約0.2%を乗じた数でございます。

次に、本県の施設で養育されている子供の数の根拠についてでございます。

施設で養育される子供の数を見込む上で、まず、令和11年度に代替養育が必要と見込む473人の子供のうち里親等委託が必要な方を見込み数を263人と算出しました。この方法は、令和5年度末に施設入所する子供について、措置を担当する児童相談所の職員が里親家庭での生活が望ましいと考える人数及び計画作成当時の委託率等を踏まえて、里親委託の目標値を、乳幼児75%、学童期以降50%と導き出し、この数値を代替養育が必要な子供の総数に乗じて算出したものです。里親委託率の目標値は、結果として国と同じ数字ですが、子供の置かれた状況や人口の将来見通しなどを踏まえたものでございます。

議員御質問の令和11年度に施設での養育が必要な子供の見込み数である210人は、代替養育が必要な子供の総数473人から里親等委託の子供の263人を差し引いて推計したものでございます。

続いて、里親委託のメリットと里親委託の実現に向けた取組についてお答えいたします。

まず、本県の里親等委託率の目標値は、子供一人一人の支援ニーズの実態を踏まえて設定したものであり、議員御指摘のとおり、今後も、数値目標ありきではなく、子供のニーズを第一に考え、里親委託の取組を進めてまいります。

里親委託のメリットについては、子供、特に乳幼児は成長に必要な特定の大人への愛着形成により情緒の安定や良好な対人関係の形成が図られるとともに、家族との協力関係等を学ぶことが将来家庭を築く際のモデルとなるなど、実家庭での生活が難しい子供に成長や自立に必要な家庭生活の経験を提供する点などです。

本県の社会的養育推進計画では、家庭養育優先原則と、子供と信頼できる大人の将来に続く関係であるパーマネンシーの保障を共通理念に掲げており、里親委託はその中心的な取組の一つであります。県では、里親の養育が安定的、専門的なものとなるよう、県内全ての児童相談

所に里親支援を担当する職員を配置するとともに、里親支援センターを乳児院等へ設置して、里親のリクルート、里親への研修、委託後の支援等を行っております。

今後も、こうした取組のほか、市町村や学校、企業など地域の関係者等との連携も深め、潜在的に里親を希望する方の掘り起こし等にも努めるとともに、里親委託に際して、子供やその家族、里親が抱える課題へ寄り添い、必要な子供が里親養育につながるよう取り組んでまいります。

最後に、地域で子供を育てる社会をつくる取組への注力と予算措置についてでございます。

県では、虐待等により保護を必要とする子供については、児童相談所が必要に応じて施設や里親に子供の養育を委託するなど、対応、支援を行っておりますが、子供の幸せを考えれば、こうした親子の分離に至らないための支援がとても重要です。

このため、県では、地域の関係者との連携等により、予防的取組の充実に取り組んでまいりました。具体的には、県内10地域ごとに市町村や児童福祉施設等の関係者による地域懇談会を開催し、市町村の母子保健と児童福祉の一体的な拠点、こども家庭センター等で行う予防的な取組を後押しするとともに、地域において相談支援や関係者連携の推進など専門的な支援を行う児童家庭支援センターの児童養護施設等への設置を促進してきております。

また、地域で住民の皆様等と子育て世帯を支える点については、例えば、食事提供や学習支援等を行う信州こどもカフェ及びユースセンターといった子供の居場所の設置・運営への支援のほか、里親が地域で子供を短期間預かるショートステイの取組等を推進しているところです。

困難を抱える子供の増加を抑え、減少に転じるよう、引き続き市町村や施設、里親等と連携して、地域の方の協力も得ながら予防のための支援の充実に努めるとともに、県ホームページなどでの施設や里親等と地域との連携による先進的な取組の発信等により、子供を社会全体で支える意識の醸成にも取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、社会的養育の推進に関連して、里親県を宣言するぐらいの決意で取り組んではどうか。また、様々な取組を進める中で、やはり児童養護施設、児童相談所の在り方について、子供たちを中心に考え、国に対してしっかり働きかけをしていく必要があるのではないかと、そういう御質問をいただきました。

まず、そば県ならず里親県宣言という話ではありますが、大変重要な御指摘だというふうに思います。

今の中央集権的な体制の中で、国が大きな枠組みを決めて、その中で粛々と仕事をする感覚が都道府県や市町村にしみ込み過ぎているというふうに思います。地方創生の中で、日本版C

CRCという構想があります。これは、高齢者の方が都市部から地方に移り住んで、そこで心豊かに暮らそうという構想であります。今のグレート無茶議員のお話は、高齢者ではなく、困難を抱えるような子供をもっと積極的に受け入れて、子供たちを中心にコミュニティーを考えるべきではないかと、そういう御指摘だというふうに伺いました。それぐらいの発想の転換をしていかないと、個性ある地域づくり等はなかなかできないというふうに思います。

長野県は、これまで、信州やまほいくや信州自然留学（山村留学）の推進協議会をつくって、子供たちが集まる県づくり、子供たちにとって魅力がある県づくりを進めてきたわけですが、やはり困難を抱えている子供たちにもっともっと寄り添っていくということが私も大変重要だというふうに考えます。

今、こども若者局の職員、児童相談所の職員は、本当に多くの業務がある中で、いろいろな工夫をしていこうということで今も頑張っていると思います。施設の多機能化や里親委託の推進はしっかり進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、もっと奥の深い大きな視点で、子供を中心とした長野県づくりをどうしていくかということについて私の立場としてしっかり考えていきたいというふうに思います。これまで取り組んできた取組をどう発展させていくかという観点でしっかり考えていきたいと思っております。

それから、国に対してでありますけれども、やはり子供を社会全体で育てていこうという視点がどんどん薄れてきているのではないかなというふうに思います。そういう中で、少子化、人口減少ということになっているわけでありまして。やはり、社会全体で子供を産み育てる、家庭を支えるだけではなくて、社会が共同養育していくのだと、そういう視点をもっとしっかり持っていないと、この人口減少に歯止めをかけていくことはなかなか難しいというふうに思います。里親の皆様方の活動も、単に里親の皆さんが頑張っているということだけではなくて、やはり社会全体で支えていくというような機運をもっともっと高めていかなければいけないと思います。

そのためには、これは県でも頑張らなければいけませんけれども、全国的な広報活動も必要だというふうに思います。また、何よりも私が感じているのは、こうした子供たちを支えている人たちが疲弊するような状況では、子供たちは決して幸せになりませんので、施設の職員の皆さんをはじめ、そうした頑張っている人たちの処遇の改善はもっともっと国に求めているかなと思います。今、全体の賃金の引上げということが長野県としての重要な取組の一つであります。こうした職員の皆さんをどうサポートしていくのか、どうやって魅力ある職場にしてやりがいを持って活躍してもらえるのか、我々自身もそういうことにしっかり焦点を当てて考えると同時に、必要な要請は国に対してしっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）すごく力強いお言葉をありがとうございます。私も里親を推進していきたいと思いました。ただ、解除がゼロになるというところを数値目標としてやっていただきたいと思います。知事には、社会的養育を必要とする子供たちの未来のために、今本当に必要なことを推し進めていただきたいと願っております。

さて、次はそば県の話になります。

先月、8月の末に、私は、北海道幌加内町で行われた日本一の新そば祭り、幌加内町新そば祭りに行ってきました。第30回目を迎えた人口が約1,200人の町のこのお祭りは、今年で最後ということもあり、2日間の来場者は町の人口の67倍の8万人とのことでした。全国各地からそば好きが集まったこの祭りが今年最後の理由は、高齢化による運営難ということでしたが、このそば祭りの発起人の方にお話を伺うと、まだまだ新たなそばの催しを検討しているとのことでした。

今回、幌加内町長をはじめ、様々なそばの関係者にお話を伺うと、以前から長野県と幌加内町は交流があるそうで、幌加内町のそばに対する様々な先進的な取組を長野県はしっかり視察に来られていると伺いました。

そこで提案。ぜひ日本一の幌加内そば祭りの30年のレガシーを引き継ぎ、長野県は幌加内町とタッグを組んで、来年、長野県誕生150周年の記念の年に向けて、全国のそばサミットを計画してみたいはいかがでしょうか。毎年このイベントをB1グランプリのように全国各地のそばで有名な地が持ち回りで開催。その第1回目を長野県で行うというのはどうでしょうか。全国の知事会の会長としてぜひその旗振りをしていただきたいと思います。

最近では、長野県出身の影響のある著名人の方々がメディアやSNSなどで長野県のそばを絶賛するのを見かけます。そして、ついにねとらぼ2025年「そばがおいしいと思う都道府県」ランキング、福井県の5年連続1位を阻止し、長野県が1位になりました。さあ、機は熟しました。

そこで、今回は、知事ではなく、関副知事にお尋ねします。

そば祭りの持つパワーや意義、まさにそば県信州として、150周年記念に全国そばサミットを長野県が中心となって開催することはかなり意味のあるものになるのではないかと思います。今年、幌加内町のそば祭りの会場で偶然お行き会いした関副知事に、幌加内のそば祭りの感想と、それを見て今後長野県がどのようにそばの振興を進めていくべきとお考えか。そばサミットへの私の提案も含め、率直な見解をお聞かせください。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君） 私には長野県における全国規模のそばサミットの企画について御質問をいただきました。

幌加内町新そば祭りは、北海道幌加内町で開催される来場者数5万人規模の一大イベントでございす。全国一のソバの作付面積と生産量を誇る町の活性化を図るため、町民一丸となり、通年観光及び地場産業等の地域振興を図り、魅力あるまちづくりを展開することを目的として、平成6年以降、コロナ禍を除き、毎年開催されてきました。今年、30回目の節目をもって最後の開催となることから、今後の長野県のそば振興の参考とするため、営業局職員が現地を訪問し、イベントの開催や幌加内町のそば振興に係るこれまでの経緯や状況について調査を実施いたしました。

町や実行委員会からお伺いしたところ、当イベントは、日本一のソバ産地としての知名度向上を図りたい生産者の声をきっかけに開催され、最初は来場者5,000人規模からスタートし、30回の長きにわたり継続する中で、約10倍の5万人規模に成長しました。これは、生産者団体が主体的に企画・運営を担い、それを行政がバックアップする民間主導の取組であったからこそと考えております。なお、幌加内町としてのそば祭りは今回で終了しますが、今後は、これまでの実績を生かし、広域化等、さらなるステップアップを考えているとのことでございます。

本県では、今年3月に設立された信州「そば県」推進協議会において、県内そば関係者が集い、情報発信の在り方等について自ら検討していく段階でございす。議員御提案のようなイベントの開催につきましても、一過性ではなく、幌加内のような持続的な取組としていくため、何をどう発信していくのか、関係者それぞれの役割分担を含め、協議会でしっかりと議論していくことが重要でございす。

一方で、県全体の方向性を早期に示してほしいという関係者の声もあることから、県といたしましても、協議会の検討が加速するよう、事務局としてサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございす。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君） 私にもそばに関連して御質問をいただきました。幌加内町の新そば祭りの感想と本県における今後のそば振興についてのお尋ねであります。

お話がありましたように、8月末であります、北海道の幌加内町の新そば祭りが今年で最後になるということから、私も参加し、視察をさせていただきました。会場内は、早朝から大変多くの来場者でにぎわっており、ソバ生産量日本一ということで、北海道幌加内町のこれまでの30回にわたり積み重ねられてきたイベントの熱気を肌で感じたところであります。

そば提供ブースでは、地元の幌加内高校をはじめ、北海道各地、そして長野県、新潟県、福

島県といった道外からのそば店も出店されておりました。グレート無茶議員とはその場でも一緒にお話をさせていただきましたが、出店者の皆さん、幌加内町長さん、そして関係者の皆さんとも懇談をさせていただきました。

その中で感じたこととしては、信州そばの歴史と伝統ということに加え、そばの名店が現在長野県に多くあること、そして、北海道で販売されている加工されたそばも、多くは信州で生産されていることなど、信州そばに対する期待が幌加内町でも非常に高いですし、お集まりの全国のそば関係者の中でも多いというふうに感じました。

一口にそばの振興と言いましても様々な局面があり、ソバの生産、そして製粉、製麺、飲食、そして販売まで多様な側面がありますので、それぞれの側面で信州そばの価値を高めていくことが必要であるというふうに痛感いたしました。

先ほど営業局長からも御答弁申し上げた3月に設立された信州「そば県」推進協議会では、そばの品質、おもてなしの向上、そして地域の風土により育まれた多様なそば文化の情報発信と収集、そばに関する技術を継承する若い世代の育成の三つを3本柱として取り組んでいくこととしております。

何よりも、そばと言えば信州と全国の皆さんから認めていただくことが重要だと思っております。このため、そばに関して全国的にも知名度の高い方をアドバイザーにお願いすることも含めまして、そばの振興についての議論を協議会で加速化していただくことが必要だと思っております。議員からそばサミットの御提案をいただきましたが、こうした議論の中でしっかりと検討して、「そばと言えば信州」というものを発信できればと思っております。

私も、協議会事務局を担う営業局の職員と共に、協議会の自主的な活動を支援しながら、信州そばの振興にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）時は来ました。やるのは今です。そば県、お願いします。

以上です。

○議長（依田明善君）次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）9月は障害者雇用支援月間でありました。就労を希望する障がい者が多くいる中で、継続就労できないケースが多く、国は、事業者側に合理的配慮を求めています。でも、いつかは親が先にいなくなる。自分で仕事をして自立した生活をしていきたい。

会派で障がいを持つ方からお話を聞く機会があり、その後、就労支援について考える中で、一通のメッセージがありましたので、御披露申し上げます。

先日、障がい者就労支援についてお話をさせていただきました。まず最初に思ったのは、あのような場で自分の話を真剣に聞いていただいたことは本当にうれしかったです。ありがとうございました。

就労支援の作業所に自分自身4か所ほど行きましたが、どこに行っても、人として、あるいは仕事として見てもらえないもどかしさがあり、B型の作業所では内職がメインのため、自分のできる仕事はなかなかなく、B型なので最低賃金以下、交通費と昼飯代でもう赤字です。

ある日、自分に言われました。「今日、視察で議員さんが来るからよろしく。ほかの利用者はプライバシーがあるので」とのことで、「都合のいいときだけ自分に言うんだ、へえ」と思いながら議員さんに会くと、その議員からは、「素晴らしいですね。たくさん稼ぎますね。日々お疲れさま」と言われました。B型で最低賃金以下でも、知らない人から言わせるとそんなものなのかな、何か切ないなと思いました。

A型に行ったときは、開所したばかりで何とか入れましたが、だんだん本来の業務をやらせてもらえなくなってきた、A型で君がやっていけるのはうちだけだからと言われたときに、さすがに怒りと切なさを感じました。かといって、ハローワークに行っても「市の人を通せ」と言われ、結局作業所を勧められるという経験をしてまいりました。

その中で、障がい者が稼ぐ環境、働く楽しさ、つらさ、喜びができる場所がこの先もっとできればいいなと思いました。決して障がい者は美学ではない。美学にする人は分かっていない。そう思っています。

現在の社会や福祉、そして障がい者自身が何も分かっていないのはなぜだろうと思ったときに、やはり障がい者の経験不足として、社会に出たときに何も知らない障がい者が多い。それを作業所で囲み、プライベートもプランナーと支援者が囲み、それに甘える障がい者。そんなんだから社会との差を感じます。今ある制度はそのまま、もう一つ新たな選択肢ができること。そして、小さな頃から障がい者自身が普通に教育を受け、今よりももっと思考が変わってほしい、そう思っています。

今回、このようなお話ができたことで、何かこの先は変わるんじゃないかと希望が持てました。本当に貴重な経験を、そして貴重なお時間をありがとうございましたと締めくくっています。

事実はそれぞれの受けとめ方もあると思いますし、逆にそれが全てだとも思いませんが、働く意欲のある人材が明日に希望を持って生きられる社会が求められます。

富士見高原でそばまきを手伝ってくれました。今では白い花が満開で、収穫の日を待っています。そこに私は大きな可能性を感じました。

就労系の障がい福祉サービス利用者は、令和7年2月現在で、就労継続支援A型が1,208名、

B型が6,782名であります。本県では、障がい者の就労支援のための主な事業は様々ありますが、人口減少下における農福連携促進、農福連携技術指導員による技術的指導、障がい者就労施設が農業器具を購入またはレンタルする際の費用の一部を補助するなど、新たなメニューも検討される中で、障がい者の就労支援は、制度面だけでなく、現場での実践や支援の質の向上が求められており、本人の持つ力や特性に応じた多様で柔軟な支援の在り方が必要であると考えます。

また、障がい者が生き生きと働き、就労も含めた社会参加をさらに促進していくためには、教育の段階からの取組も欠かせません。障がいのある子供が身近な地域の学校で共に学ぶ環境を整え、インクルーシブ教育をさらに推進していくことは、障がい者の社会参加につながる重要な基盤となるものと考えます。

障がい者の社会参加に向けた就労支援と教育関係の充実について、障がいのある方が、働く場において、本人の持つ力や特性が十分に生かされないまま限られた作業や役割にとどまってしまう現状があります。障がいのある方が能力や適性に応じてやりがいを持って働くような就労支援の質の向上が求められますが、現状と今後の展開について健康福祉部長に伺います。

また、障がいのある方の社会参加を推進するためには、教育の場において、障がいのある児童生徒が地域の学校で同世代の子供と共に学び、周囲の子供や地域社会においても障がいへの理解が深まることが重要と考えます。こうしたインクルーシブ教育に関する県教育委員会のこれまでの取組と展望につきまして教育長にお伺いいたします。

本年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故で、約120万人の下水道の使用が制限され、復旧工事完了まで5年以上との報道もあり、今なお社会的に大きな影響を与えています。長野県でも、特に諏訪湖流域下水道は、供用開始から46年経過するなどして下水道管の老朽化が懸念されていますが、県として今後どのような対策を行うのか、お伺いいたします。

諏訪湖流域下水道の雨天時浸入水対策について、諏訪湖流域下水道では、下水道管の経年劣化等により雨天時の浸入水が増加し、大雨の際に上流のマンホールから水があふれるなどの影響が出ています。浸入水の対策も早急に実施する必要があり、老朽化対策と併せてどのように取り組んでいくのか、環境部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には障がいのある方の就労支援の質の向上についてのお尋ねでございます。

障がいのある方の就労支援に当たっては、本人の希望を踏まえ、就労能力、適性等を丁寧に評価し、就労先で必要な配慮が提供される環境を整えることによって、持てる力を最大限発揮できるよう支援することが重要です。

県内全域に設置する障害者就業・生活支援センターでは、障がいのある方が企業等で安定して働くことができるよう、職場実習などの就労準備支援、就職後の定着支援を行うとともに、企業に対しては、障がい特性に応じた業務内容の調整や職場環境の整備等に関するアドバイスを行的けております。

また、障がい者就労支援施設においては、本人の強みを生かしながら就労能力の向上や働きがいを実感できるよう、研修会等を通じて支援の質の向上を図っているほか、今年度は、コーディネーターを増員して、仕事の受注や販路開拓の支援、農福連携の推進等により工賃向上につながる取組を実施しております。そして、本年10月からは、新たに就労選択支援サービスの提供が始まり、専門的な研修を修了した支援者による本人の希望する働き方や、就労先など就労選択に関する意思決定への支援がさらに充実されます。

今後も、障がいのある方が社会の中で役割とやりがいを持ち、自分に合った働き方を実現することができるよう、支援の質の向上に努めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） インクルーシブ教育に関するこれまでの取組と今後の展望についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、障がいのある方の社会参加を推進するためにも、周囲の子供や地域社会における障害への理解が必要であり、インクルーシブな教育の推進は重要と認識しております。

特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加する中、第4次長野県教育振興基本計画では、インクルーシブな教育の推進を主な施策として位置づけ、通級指導教室の増設やICT利活用促進など、学びの多様化に対応した取組を進めてきているところでございます。

こうした取組により、障がいのある児童生徒が通常の教室で学べる環境づくりが進んでいる一方、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒数も増加しており、多様性を包み込むインクルーシブな教育の実現にはなお課題が残されていると認識しております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の学びは様々な違いがあるからこそ深まるものと考えており、障がいの有無にかかわらず、多様な児童生徒が一緒の教室で互いの違いを認め合いながら学べるよう、教職員の教育観の転換に加え、保護者や地域社会の理解促進を知事部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 流域下水道に関するお尋ねでございます。

まず、流域下水道の下水道老朽化に関する県の対策についてでございます。

県管理の流域下水道では法定耐用年数の50年を超える下水道管は存在していないのですが、40年を超える下水道管が全延長の13%、26キロメートル存在しております。流域下水道では、これまで、国の点検基準に基づき、定期的な点検調査として、道路上からの巡視を月に1回、マンホール内からの点検を1～2年に1回、管路内のテレビカメラ調査を5年に1回、それぞれ実施してきたところでございます。

こうした中、本年1月の埼玉県八潮市の事故を受けて、1月から3月にかけて県が独自に緊急の管路パトロールやテレビカメラによる点検を行ったところ、速やかに措置が必要と判断された箇所はなかったところでございます。

一方で、3月に国から要請がございました直径2メートル以上、建設後30年以上経過の下水道管を対象とした全国特別重点調査のうち、優先実施箇所とされました県内約3.9キロメートルの調査を5月から7月にかけて実施し、より強化された基準により判定を行ったところでございます。その結果、諏訪湖流域下水道では、管路のたるみや腐食などにより原則1年以内に速やかな対応が必要とされる緊急度Ⅰと、5年以内に対応が必要とされる緊急度Ⅱ、この緊急度Ⅰと緊急度Ⅱと判定した箇所があったことを確認し、また、千曲川流域下水道でも、腐食などにより緊急度Ⅱと判定した箇所を確認したところでございまして、要対策延長は合計で約2.2キロメートルとなったところでございます。

これらの箇所については、今後、国の有識者会議により示されます基準等に基づき、応急対策として局所的な補修を行っていくとともに、管路内の補強工事など恒久対策を確実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、施設の老朽化に対しては、引き続き定期的な点検、調査を行うことで現状を把握するほか、各流域下水道のストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築、更新を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、本年6月に閣議決定されました第1次国土強靱化実施中期計画では、上下水道施設の戦略的維持管理・更新が重要な施策として位置づけられたことから、十分な予算の確保や財政支援について国へ強く要望してまいる所存でございます。

次に、諏訪湖流域下水道の雨天時浸入対策についてでございます。

雨天時浸入水の原因としましては、下水道管の経年劣化等による損傷や雨どいの誤接続等が考えられることから、不明水の浸入箇所を絞り込んだ上で適切な措置を実施する必要があると考えております。

このため、諏訪湖流域下水道では、雨天時における市町村ごとの流入傾向の調査を行い、雨天時浸入水対策計画を令和5年に策定しまして、現在、これに基づいて下水道管の老朽化対策を進めており、これまで約2.1キロメートルについて改築工事を行っているところでござい

す。また、関連する市町村とも連携しまして、市町村が管理します公共下水道の浸入水調査を進めており、特定できた箇所から、市町村が下水道管の修繕、誤接続の解消等の対策を進めているところでございます。

さらに、各市町村の公共下水道は延長が長く、こうした対策には一定の期間を要することから、大雨が予想される場合は、あらかじめ処理場ポンプの揚水量を増やして施設の空き容量を増やすといった運転管理上の工夫や市民や事業者に対する誤接続防止の啓発活動の実施など、ソフト面の対策にも取り組んでいるところでございます。

雨天時浸入水の解消に向けて、引き続き市町村と連携し、ハードとソフトの両面から対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）先般、会派で富士見高原リゾートに視察に行きました。今では、障がいのある方がゴルフができるような、そういった設備もできています。まさに、それぞれが家庭を持ったり、自分の夢があしたかなうような長野県であっていただきたいと切に願ひまして、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、飯田市・下伊那郡区選出の竹村直子です。よろしくお願いいたします。

阿部知事が全国知事会の会長になられたことを、私は心からうれしく思っています。なぜなら、知事がふだんから言われている地方分権や地方財源の充実ということに全くもって同感していますし、そのことを会長として政府に訴えていただける強い影響力を持つ立場になられたと思うからです。

現在の日本国民の生活を考えると、国の財政が逼迫しているとの間違った情報操作により、税金や保険料が給料の半分近くを占め、実質賃金が上がらないことにより生活は厳しくなる一方です。ほかの諸国では賃金上昇しているのに、日本だけが取り残され、インバウンドでぜいたくな日本の食事やサービスを利用する外国人と、そのサービスを提供する日本人のギャップが激しくなっています。県としては、限りある財源の中で、県民の暮らしを守るために効率化を図ることが求められます。また、政府には、地方の実情をしっかりと理解してもらうことが必要です。

そこで、お聞きします。地方行政のさらなる効率化を図るため、県と市町村との連携も含めた役割分担についてどのように考えておられるでしょうか。中村企画振興部長にお聞きします。

現在の国による施策は、地方の実情に沿ったものとは決して言えないと考えますが、全国知事会長として、全国知事会を含む国と地方の協議の場は有効に機能していると評価されるでしょうか。1999年の地方分権一括法の成立から四半世紀がたちますが、地方分権、地方自治の現状についてどのように評価されるでしょうか。以上2点を阿部知事にお聞きします。

続いて、原発の再稼働に伴う県内の対応についてです。

静岡県浜岡原発から70キロメートル、新潟県柏崎刈羽原発から50キロメートル、石川県志賀原発から118キロメートルと、長野県の隣県には原子力発電所があります。能登半島地震においては、志賀原発の一部電源喪失もありましたが、地震多発国である日本において、福島原発のような重大事故が再び起こらないという保証はなく、万一の事故時に責任の所在が不明確なまま再稼働を進めることは極めて不安です。

2011年の福島原発の事故では、実際、東信地方まで放射性物質の飛来があり、コシアブラやキノコにセシウムの数値が出ました。今年5月19日にも東信地方のコシアブラから110ベクレルのセシウムが検出されています。隣県の原発が再稼働されて重大事故が起きた際には、長野県内でも放射性物質の飛来等の影響は否めません。

自民党政府は、福島原発の事故を忘れたかのように、現在も原子力緊急事態宣言下であるにもかかわらず、原発の再稼働を推進しています。特に、柏崎刈羽原発は世界で最大級の原発であり、仮に重大事故が発生した場合には、本県にも放射性物質が飛来するおそれがあります。柏崎刈羽原発から50キロ圏内には、飯山市、栄村、野沢温泉村の一部が入ります。

モニタリングポストの設置状況を聞くと、飯山庁舎に設置されているのみと聞きましたが、関係する市村の施設にも設置する必要があると考えます。また、飯山市では安定ヨウ素剤を購入して原発事故に備えていると聞きましたが、県として統一的な対応基準も必要だと思います。そういった万が一の事態に備えた取組について渡邊危機管理部長に伺います。

新潟県の花角知事は、県民の意思がどう固まるのか見極めていきたい。その上で判断、結論を出して県民の意思を確認することを考えていると言っています。柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きが見られる中で、隣接する県として、県民の安全・安心のために国に対して再稼働に懸念を示すべきと考えますが、阿部知事の見解を伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県と市町村の連携、役割分担について御質問をいただきました。

急速な人口減少に伴い、地方自治体では、職員の確保や事業の円滑な実施が困難な事例が見受けられ、県内各地の市町村長の皆様からも、土木技術職員等の専門職員の確保をはじめ、行政体制に多くの課題感があると伺っております。

とりわけ小規模な町村が多い本県では、住民に必要な行政サービスを持続可能なものとするため、行政体制の効率化を図っていく必要があります。県内全域に広域連合があり、市町村の連携基盤が一定程度整っているという本県の強みも生かして、市町村同士、あるいは県も含めた広域連携の強化を進めていくことが肝要です。

また、県と市町村、広域連合で業務が重複し、必ずしも効率的でない場合には、役割分担の見直しにより地域全体で最適な体制を構築することも重要な観点です。本年5月の県と市町村との協議の場でも、県と市町村の連携協働による行政体制の最適化を共に進めていくことを確認しており、次回の協議の場では、優先的に課題解決に取り組む分野を決定して、具体的な検討に着手していく予定です。

今から手を打たねば、長野県内の行政主体は立ち行かなくなりかねません。市町村としっかり議論しながら行政体制の最適化に向けて手だてを講じていきたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、分権に関連して、国と地方の協議の場が有効に機能しているという御質問であります。

まだ私は協議の場に出ていない状況であります。これまでも、限られた時間の中で、地方6団体側として主張すべきことはしっかり主張してきているというふうに思っておりますし、そうした中で、国としても地方の声を受け止めて対応してきていただいている部分があるというふうに思っています。今後開催される場合には私も出席させていただくことになりまして、限られた時間の中となりますので、相当厳選しなければいけない形になると思いますが、総理をはじめ関係大臣に地方としての問題意識をしっかりと伝え、国の政策に反映いただけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

国と地方の関係も、この協議の場に限らず、いろいろ率直に意思疎通を図れるようにしていくことが必要だというふうに思っております。今回、総裁選候補に対する提言におきましては、分権改革について議論、検討する場の設置であったり、地方創生に関して国と地方が率直にコミュニケーションできる機会を設けることなどを求めています。政府また各政党間協議で政策が決まるケースが増えていますので、地方の声を政党、国会としっかりと意思疎通をしていただくことが大変重要になってきているというふうに思っています。

これまでも、脱炭素施策や子供施策の分野において分野ごとの協議の場が設けられて、意見交換が行われているところでありまして、こうした方向性は大変ありがたいことだというふうに思っております。また、9月の初旬には、地方創生について石破総理と多くの知事とで3日間にわたって昼食を取った後に意見交換をさせていただくという場もありました。こうしたこ

とは非常に有意義な機会だというふうに思いますので、政府にはそうした場をこれからも持続していただき、さらにもっと増やしていただくことを期待しているところでございます。

それから、地方分権、地方自治の現状に対する評価ということでございます。

分権一括法の成立以後、義務づけ・枠づけの見直しや農地転用許可等の地方への権限移譲により、地方においては、国の枠組みの中だけでやらなければいけなかったところが、これまでよりは一定程度緩やかにはなりました。しかしながら、従うべき基準や補助金制度を通じた事細かな関与など、まだまだ分権改革は道半ばだというふうに思っております。戦後80年が経過する中で、地方自治制度の在り方、特に国と地方の関係性の在り方については、もっと抜本的な議論、方向づけ、改革が必要ではないかというふうに思っております。

全国知事会長に就任するに当たりましては、国と地方の役割分担の改革と地方自治・民主主義のアップデートを重点テーマに掲げさせていただいたところであります。まず、政府や国会が私たちの問題意識を共有していただくことが重要だというふうに思っておりますけれども、しっかりと政策論議の場をつくっていただき、また、我々からも積極的にそうした提案を行うことによって、具体的な改革につながるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、柏崎刈羽原発の再稼働に関連して御質問をいただきました。

原子力災害に備えてあらかじめ避難や防護の準備が必要とされる原発災害対策重点区域は、原発から30キロ圏内とされておりまして、本県はその区域には該当していません。しかしながら、福島第1原子力発電所の事故の際には、相当距離が離れております本県においても放射性物質の飛散や風評被害が発生したところであります。

こうしたことを踏まえて、本県の地域防災計画「原子力災害対策編」を作成して、万が一の事故への備えを取っているところでありまして、特に、東京電力とは、県民の皆様方の不安を解消することを目的といたしまして覚書を結んでおり、平時から連絡体制を構築するとともに、毎年情報伝達訓練を実施しているところでございます。

国に対しては、全国知事会を通じて、原子力施設の安全性の確保、利用については、国が責任を持って取り組むことなどを求めてきたところでございます。長野県としては、今後、東京電力に対し、安全確保対策に係る計画及び実施状況を確認するとともに、原発立地県とも連携して、県民の安全確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には柏崎刈羽原発の事故が発生した場合の対策についてというお尋ねでございます。

先ほど知事からも説明がありましたけれども、原子力災害に備えては、原発災害対策重点区

域というものがございまして、これは原発から30キロ圏内とされており、本県はその区域には該当しておりません。

一方、東日本大震災において放射性物質が広範囲に拡散した事実を踏まえ、地域防災計画の中で原子力災害対策編を作成しているところでございます。この地域防災計画に基づきまして、現在、常時県内7か所、長野、飯山、軽井沢、松本、大町、諏訪、飯田にモニタリングポストを置きまして、放射線量の測定や東京電力との覚書に基づく情報収集等を行っております。

また、万が一原発事故が発生した場合は、原子力事業所の外に放射線の漏えいが懸念または確認された場合、国において原子力災害対策本部が設置されるのに伴い、本県といたしましても災害対策本部を立ち上げることでございます。その上で、先ほど述べたモニタリングや情報収集に加え、入手した情報を市町村に共有し県民へ広報を行う、国の原子力災害対策本部の指示に基づき屋内退避等の呼びかけなど、国や市町村、原発立地県、電力会社と連携して対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれ御答弁いただきました。

阿部知事におかれましては、県民のために、地方のために、健康に気をつけながら頑張っているのだと期待しております。地方分権が進み、地方の財源が潤沢に回れば、日本は大きく変われると考えます。

昨日、続木議員が住民避難訓練について質問をしましたが、仮に弾道ミサイルが原発に打ち込まれることがあれば、その瞬間から日本中が混乱に陥るでしょう。そんな危ないものが日本中に50基以上あるということを皆が冷静になって考える必要があると思います。原発については、再稼働されず廃炉に向かうことを願って、次の質問に移ります。

特定外来種への対応についてです。

私は、県議会議員となって、以前にも増して県内のあちこちを車で走りますが、アレチウリや葛が道路脇の傾斜地や林の中、荒廃地を緑のじゅうたんのようにつまみ食いしている光景を目にします。葛は在来種ですが、アレチウリは外来種で、どちらもつるを伸ばしてほかの植物を覆い、日光を遮って駆逐してしまいます。夏になると黄色の花を咲かせるオオキンケイギクは、一見美しいので家の庭で毎年咲かせているお宅もあります。これも外来植物で、河川の周辺で多く見かけます。随分前から、私の村の広報でも、見かけたら駆逐するよう呼びかけられてはいますが、見かけても、そのときは急いでいるのでなかなか行動に移すのが難しく、そのうちに忘れてしまいます。

外来種といえば、セイヨウタンポポ、ヒメジオン、竹も二セアカシアも古くからあります。

ニセアカシアは蜂蜜採種に、竹は稲作や工芸品等で生活の中に日常的に生かされるようになりなじんでいます。アレチウリについては、ただただ景観を損ねていると感じます。このまま手をこまねいているだけでよいのでしょうか。生態系に異常が起きることはないのでしょうか。在来植物が駆逐されるのを黙って見ているしかないのでしょうか。

アレチウリ等の特定外来種の駆除について、県民の特定外来種への認知の向上や、地域の駆除対策に対する意識の高まりが必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくおつもりか、小林環境部長にお聞きします。

次に、県立高校の定時制・通信制の授業料についての質問です。

県立高校生の授業料については、現在、国において、高等学校等就学支援金制度により、所得要件はありながらも、高校生の授業料を無償化するための施策が実施されています。本年度は、臨時的な措置として、世帯年収910万円を超える世帯に対しても授業料相当額が臨時支援金として給付されることとなりました。

しかし、一方で、定時制・通信制の単位制高校においては、臨時支援金が年間18単位分までに限定されており、それを超えて履修する場合は授業料が自己負担となります。高校卒業に必要な単位数は74単位であり、定時制標準卒業年限である4年で卒業するためには年間19単位の履修が必要となるため、多くの定時制・単位制高校では、19単位を基本に履修指導をされます。つまり、制度に不備があり、その基本単位数を履修しているだけで定時制・通信制では授業料が発生することになります。さらに、向上心に燃え3年で卒業を目指す生徒は、年間30単位近く履修する現実があり、負担が大きくなっています。

そこで、お聞きします。

高校生等臨時支援金は、定時制・通信制で学ぶ生徒では、本年度それぞれの課程で授業料納入が必要な生徒は何人いて、納入総額の見込みはどの程度になるのでしょうか。定時制を3年で卒業した生徒は昨年221名で、卒業生全体の57.7%を占めていますが、本年度の卒業見込みはどうでしょうか。また、県教育委員会の定時制課程における三修制をどのように位置づけているのでしょうか。

県立高校全日課程の授業料11万8,800円は、世帯収入にかかわらず給付され、無償化が実現しているにもかかわらず、定時制・通信制の生徒だけが、一部だとはいえ、授業料の負担があるというのは、納得ができません。教育を受ける権利は全ての国民に保障される基本的人権であり、同じ県立高校でありながら学ぶ課程によって差をつけてはいけないと思います。県立高校で学ぶ生徒の授業料については、定時制・通信制においても無償化されるべきと考えますが、国に対してどのように働きかけていかれるのでしょうか。以上3点を武田教育長にお聞きします。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 特定外来種の認知度向上や駆除対策に関する意識向上の取組についてのお尋ねでございます。

生態系や人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼす可能性があるものとして特定外来生物に指定されている動植物は国内で162種ありまして、そのうち、県内では、御質問のございましたアレチウリですとかオオキンケイギクを含めて28種確認されているところでございます。

県では、県内に生息します外来生物の見分け方や駆除方法を取りまとめた長野県版外来種対策ハンドブックを作成しておりまして、これを県ホームページで公開しているほか、講習会で配付するなどし、外来生物への関心を高めるとともに、効果的な駆除方法の普及を進めているところでございます。

また、地域との関わりが多い市町村担当者や自治会役員などの地域リーダー向けに、アレチウリなど外来植物の駆除技術の実地研修や講習会を開催しておりまして、防除知識の普及を行うとともに、毎年6月をアレチウリ駆除強化月間としまして、毎年全県で延べ約2万人が参加しまして地域での駆除活動を行っているところでございます。

アレチウリ等の外来種は県内に広く分布しておりまして、駆除対策はこれからも継続的に行っていく必要があることから、県としましては、市町村や事業者、住民とさらに連携協力しまして、引き続き取組を推進、強化してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 県立高校の定時制・通信制の授業料について3点御質問をいただきました。

まず、単位制の定時制・通信制課程の授業料の状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、高校生等臨時支援金については、単位制を採用している定時制・通信制課程において年間18単位までの給付が上限となっております。

世帯年収約910万円未満の生徒は高等学校等就学支援金により支援の対象となっておりますが、世帯年収約910万円以上の生徒が18単位を超えて履修登録を行った場合、1単位当たり、定時制課程では1,620円、通信制課程では220円の授業料の納付が必要となります。令和7年度に授業料の納付が必要となる生徒数は、定時制課程で113人、通信制課程で161人であり、収入総額の見込みは、定時制課程で約130万円、通信制課程で約30万円でございます。

続きまして、定時制課程の本年度の卒業見込みと三修制の位置づけについてでございます。

本年度末の定時制課程における卒業見込み者数は384名で、そのうち3年で卒業見込みの生徒は271名、全体の70.6%でございます。

定時制課程の三修制とは、本来４年間の修業年限を３年間に短縮して卒業することを可能とする制度で、例えば、夜間定時制課程に在籍する生徒が、時程外や午後部の授業、通信制課程等を活用して必要な単位を修得することで３年間での卒業を可能とするものでございます。

現在、県内に夜間定時制課程を設置する16校のうち9校が、午後部定時制課程を設置する3校全てが三修制を導入しております。県教育委員会といたしましては、三修制は、多様なニーズを持つ生徒に対して個々のペースに応じた柔軟な学習機会を保障する観点で、選択肢を広める有効な制度であると認識しております。

続きまして、定時制・通信制課程の授業料の国への働きかけについてでございます。

生徒の家庭状況や所属する課程にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての高校生が安心して教育を受けられる環境を整えることは、極めて重要であると認識しております。現在の高校授業料無償化は、家庭の経済状況や所属する課程の違いによって支援内容に差が生じており、公平性の観点から問題があると考えております。

こうした課題を踏まえ、国の責任と財源によって定時制・通信制課程を含む授業料の無償化が実現されるよう、国に対して働きかけをまいります。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれ御答弁いただきました。

私が小学校低学年の頃だったと思いますが、桑の葉を食べてしまうキボシカミキリという虫が大発生したことがありました。そのときは、捕まえて持っていくと、1匹幾らと値段をつけて引き取る仕組みで、私も兄弟も小遣い欲しさに喜んで虫捕りに畑を飛び回りました。そのことを知っている当時の大人がいないので確認のしようがなく、効果はどの程度だったか分かりませんが、子供の手も借りて害虫を駆除するよい方法だったなと思います。植物は根気よく根っこから抜いて減らすということを心がけて、私も一緒に駆除をしていきたいと思います。

臨時支援金については、国政の停滞が起きているためにこのような制度の穴ができているのだと思います。県においては、政府の制度が整うまでの間、独自の措置がされるよう阿部知事をお願いをして、私の一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明3日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 3 時58分延会

令和 7 年 10 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 7 年 9 月

第440回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和7年10月3日(金曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番	佐々木 祥 二
56 番	萩 原 清

57 番	服 部 宏 昭
------	---------

欠席議員（1名）

52 番	宮 本 衡 司
------	---------

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部長	渡 邊 卓 志
企画振興部長	中 村 徹
企画振興部 交通政策局長	村 井 昌 久
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県民文化部長	直 江 崇
県 民 文 化 部 こども若者局長	酒 井 和 幸
健康福祉部長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産業労働部長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明

観光スポーツ部 国スポ・全障スポ 大 会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部 リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長
公営企業管理者 企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊 一 郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉
議 事 課 長	小 山 雅 史
議事課企画幹兼 課 長 補 佐	山 本 千 鶴 子
議事課担当係長	萩 原 晴 香

議 事 課 主 事
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 査

片 桐 美 代 子
村 田 吉 弘
池 田 光
東 方 啓 太

令和7年10月3日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）皆さん、おはようございます。

特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地域の小中学校に副次的な学籍を置き、地域の一員として学び合う副学籍制度。県内では、全市町村で導入されるようになり、居住地校において共同学習をする児童生徒も増加しています。一方で、その運用や活用につきましては、まだまだ市町村ごとに取組の地域差が生じています。まず、本県における副学籍制度の利用状況や市町村の取組の実態について、県はどのように把握し、認識をされているのか、伺います。

交流から共生へ。実現に向けた副学籍制度推進への課題の一つが、学校現場での負担感です。双方の学校間の調整や送迎に必要な教員、支援員も必要となることから、その確保が困難なため、希望しても手が回らないといった実態もあります。こうしたマンパワーの確保は、副学籍

制度の推進において大きなハードルとならないか、憂慮いたします。副学籍制度の調整や支援を担うコーディネーター等の配置強化に向けた見解と予算措置についての考えを伺います。

また、中学生になると、その利用は大きく低下しています。これは、教科担任制や学習進度の差の影響により、時間割調整の困難さ等によるものです。こうした課題に対し、中学生向けの交流・共同学習モデル校の設置や、ICT等のテクノロジーを活用した授業など、工夫を凝らした取組を行っていくことも考えられます。課題克服に向けた教育委員会の見解を伺います。

副学籍制度について、障がいのある児童生徒を受け入れる経験が少ない学校や保護者層では、不安や抵抗感もあります。一方で、副学籍制度を利用する保護者には、逆にそういった思いを持たれているのではないかと不安や申し訳ないような思いを持つ方もいます。制度に対する理解が浸透していません。副学籍制度について、教職員の理解醸成とともに、地域を巻き込んだ啓発、浸透を図っていくことも重要と考えますが、教育委員会の考えを伺います。

副学籍制度の実際の運用は、学校現場や市町村に大きく委ねられており、県として統一的運用指針が存在していないのが実態です。その結果として、積極的に共同学習を進めている市町村や学校がある一方で、ほとんど活用されない地域もあるといった地域差が生じています。子供たちの学びの機会も不公平さを来し、看過できない課題です。

まず、県としての基本的な考え方を明確にすること。その考え方を基にした各自治体の成果や課題を共有。必要な支援を強化しながら、まさに共生社会の礎となる制度として、学び合いの場を構築していくような「目指す姿」を明確にし、共有していくことが必要と考えます。県教育委員会の見解について、以上、これまでを教育長に伺います。

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例では、障がいの有無によって分け隔てることのない、相互に人格と個性を尊重し合い、県全体で共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが定められています。

副学籍制度を含めたインクルーシブ教育は、将来にわたり多様な人々が共に生きる力を育むための重要な基盤です。全国的にも早期に始まった本県の副学籍制度は、長野モデルとして全国に誇る制度です。共生社会実現に向けた基盤として、副学籍制度推進に向けた知事の所見も伺います。

本県の森林は、利用期を迎え、県では、主伐・再造林の加速化を図っています。ここ数年の再造林面積は年々上昇、令和5年度は434ヘクタール、森林づくり指針ではさらなる加速化に向けた目標が掲げられ、令和9年には1,000ヘクタールとされています。

主伐・再造林の加速化に当たり大切なのは、優良種子の安定供給です。優良な種子を苗木生産者に供給することに県は努めること、そして、県の責務が林業種苗法にも定められていますが、まず長野県の採種園、採穂園の運営状況について伺います。

種子は、気候変動をはじめ、様々な要因により、年によって豊凶の変動が大きくなります。この変動は、種子の安定供給を困難にします。また、カラマツの苗木生産が、今年度83万7,000本、来年度は99万本不足するといった新聞報道もありました。主伐・再造林拡大ペースと比較し、種子・苗木の生産体制が後追いになっていないか、憂慮いたします。今後、森林づくり指針で掲げる造林目標に対し必要な種子の量を確保できる見込みなのか。県による種子の供給実績と併せて伺います。

母樹からの優良な種子の採取には、長期的な視点が必要です。安定的な優良種子の供給のためには、採種園、採穂園の将来を見据えた整備計画とともに、苗木の需給に対する正確な数値の把握と将来を見通した需給調査、そして、関係者との情報共有が必要と考えますが、県の対応状況について伺います。

現在の県内の苗木生産者は30名。県全体の苗木を生産し、供給しています。生産規模は様々ですが、林業サイクルにおいてなくてはならない重要な一翼を担っていただいています。

一方で、近年、高齢化や後継者不足などの課題にも直面しています。持続可能な苗木生産の実現のためには、多様な就労者の確保と育成は急務です。生産現場では、近年の猛暑に対する休憩所やトイレの整備、熱中症対策など、施設や就労環境整備のための支援も必要と考えます。苗木生産者の確保や就労環境改善に向けた県の対応策について、以上を林務部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 特別支援学校に在籍する児童生徒の副学籍制度について5点御質問をいただきました。

まず、副学籍制度における市町村の取組実態の把握と県の認識についてでございます。

副学籍制度は、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の一員として、共に学び共に育つことを目指すもので、市町村教育委員会及び学校が地域の実情に応じて取り組んでいるものと認識しております。

副学籍を有している児童生徒数は、令和6年度末の時点で、県立特別支援学校小中学部全体の約7割にあたる1,034人となっております。また、各学校が行っている取組については、副学籍校との調整等を行っている副学籍コーディネーターや特別支援学校からの報告により把握しているところでございます。加えて、今年度、市町村教育委員会を対象に、取組の成果や課題についてのアンケートを実施いたしました。その結果、制度運用や取組内容に差が生じていることを改めて確認したところでございまして、その要因といたしましては、副学籍制度の導入時期の違いによってノウハウの蓄積に差が生じているものと認識しております。

続きまして、副学籍コーディネーター等の配置強化に向けた見解についてでございます。

特別支援学校に配置している副学籍コーディネーターは、交流計画の作成や交流準備、副学

籍校との連絡調整等を担っているほか、市町村教育委員会を訪問して事例紹介を行うなど、副学籍制度の普及促進にも貢献しているものと認識しております。

副学籍コーディネーターは、実施する市町村の状況を踏まえながら、令和元年度に2名、令和2年度からは4名、そして令和6年度から5名体制としたところでございます。副学籍制度を推進していく上で、副学籍コーディネーターの設置は有効な施策の一つと考えており、地域の実情を踏まえ、今後の効果的な配置について検討してまいります。

続きまして、中学校の副学籍制度利用低下に対する県の見解についてでございます。

県教育委員会の調査では、令和6年度に副学籍交流を実施した特別支援学校の児童生徒の割合は、小学部で37%、中学部で20%となっております。その要因といたしましては、議員御指摘のとおり、中学校においては、時間割調整の難しさや交流学习を組みやすい授業が限られていることなどが考えられます。

こうした課題に対して、例えば、文化祭やクラスマッチ、音楽会等の行事のほか、文化芸術分野の外部人材による事業を活用するなど、生徒同士の自然な交流を実施している例もあると聞いております。また、ICT活用も有効な方法だと考えております。県教育委員会では、こうした事例を市町村教育委員会や中学校に紹介し、交流が進むように取り組んでまいります。

続きまして、副学籍制度に関わる啓発、浸透についてでございます。

副学籍制度の活用については、第4次長野県教育振興基本計画において、インクルーシブな教育の推進に向けた主な施策として位置づけ、市町村教育委員会へ制度に関する情報提供に努めてきたところでございます。

教職員や地域の理解を深めることは、制度を周知することだけでなく、交流により児童生徒の人権感覚が磨かれ、学びが深まる事実を伝えていくことが肝要であると考えております。今後は、制度の趣旨や交流の意義について、ホームページや広報紙などの活用を含め、様々な方法により地域等へ広く啓発、普及に努めてまいります。

続きまして、副学籍制度の基本的な考え方や目指す姿の明確化についてでございます。

長野県の副学籍制度は、地域の子は地域で育てるという理念の下、市町村教育委員会や学校が主体的に取り組むことが重要と考えております。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会や児童生徒、保護者、学校関係者等の意向を把握しながら普及に努めてきており、本年度は全77市町村で制度を運用する体制が整ったところでございます。

今後は、各市町村教育委員会の取組がより充実するよう、県教育委員会としての副学籍制度の運用の考え方や目指す姿等を分かりやすい形で整理し、取組事例を共有するなどして、子供にとってよりよい制度となるよう取り組んでまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、副学籍制度について、共生社会実現に向けた基盤となるよう推進していく必要があると考えるかどうかという御質問でございます。

副学籍制度の活用によりまして、特別支援学校の子供たちが地元の小中学校において同年代の友達との交流を深める機会を得ることができ、また、小中学校に通う子供たちにとっては、障がいへの理解を深める契機となるなど、この取組は共生社会の形成に資するものというふうに期待しております。

この制度は、例えば音楽会や運動会などの学校行事を一緒に行ったり、入学式や卒業式に共に参加したりするなど、その地域の仲間として一緒に活動できることに、子供たちや保護者の皆様方からも喜びの声が届いているというふうに聞いております。

本県の取組は、全国的に見ても先駆的なものであります。これまで、全ての特別支援学校の子供が活用できるようにするために、県教育委員会が、各市町村教育委員会に対して、先進事例の紹介も含め、丁寧な説明を重ねてきたところであり、御質問にもありましたように、本年度、全ての市町村で制度を運用する体制が整ったところであり、これまでの教育委員会の取組には感謝をしたいというふうに思いますし、市町村の皆様方の御尽力にも敬意を表したいと思います。

ただ、今議員の御質問にもありましたように、様々な改善すべき点もあるのではないかとこのように思っております。全市町村が取り組めたことがゴールではなくて、やはり多くの子供たちや保護者の願いをここからしっかり実現していくということが重要だというふうに思います。

今後は、市町村教育委員会の主体性を尊重していこうという本県の取組のよさを残しつつ、多くの子供たちや保護者の皆様方が望むような形の交流、活動を実現できるようにしていくことが必要だと思います。引き続き、各学校、各地域が取り組む内容を充実することができるよう、教育委員会と共に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には優良種子の安定供給につきまして4点の質問を頂戴しております。

まず、採種園、採穂園の運営状況についてでございますが、県では、県内の苗木生産者に優良な種子や挿し木苗を安定的に供給するため、県内に約35ヘクタール、8か所の採種園と採穂園を設置しております。

採種園では、成長に優れたエリートツリーや松くい虫に強い抵抗性アカマツなどの種子を、また、採穂園では、花粉の少ない杉の挿し木苗をそれぞれ採種しております。これらの園では、

種子や挿し木苗を取るための樹木でございます母樹を育成するとともに、採集作業がしやすい形状に仕立てているほか、下草を刈り払うなどの維持管理作業を定期的に行うなど、適切に管理しているところでございます。

続きまして、必要な種子量の確保の見込みと種子の供給実績についてでございます。

長野県森林づくり指針で掲げる令和14年度の再造林面積の目標、1,250ヘクタールに対して、必要となる種子の量は最大で約75キログラムを見込んでおります。この必要量に対しては、段階的に県の採種園を整備することによりまして約64キログラムを賄い、残る約11キログラムにつきましては、県採種園以外の民有林から採集する優良な種子によりまして必要量を確保する計画としております。

また、直近の採種園からの供給実績でございますけれども、カラマツの種子が凶作でありました影響を受けまして、令和5年度25キログラム、6年度29キログラムにとどまっており、需要量を賄えておりません。このことから、民有林からの種子によりまして必要量を確保しているところでございます。

今後とも、採種園等の整備を計画的に進めるとともに、こうした凶作時のリスクも想定いたしまして、民有林からの採集体制や他県と調整して必要な苗木を確保する仕組みの強化など、再造林の拡大に支障が生じないように取り組んでまいります。

続きまして、採種園等の整備計画と苗木の需給調査、関係者との情報共有への対応状況についてでございます。

県では、増加する苗木の需要に対応するため、長野県林木育種の今後の取組方針に基づきまして、エリートツリーや少花粉杉など、時代の要請に応える種子の安定的な供給を目指しており、計画的に採種園、採穂園の整備を行っているところでございます。

具体の整備に当たりましては、凶作年の種子供給の課題に対応するため、適宜生産者団体の皆様から御意見をお聞きしながら進めているところでございます。苗木の需給については、毎年、林業事業体などの事業者からは3年先までの使用見込み量を、また、苗木生産者からは出荷可能量をそれぞれ御報告いただきまして、需要者と供給者が一堂に会する会議で共有し、需給の調整に活用しているところでございます。今後は、こうした機会を生かしまして、将来的な見通しを含めて、関係者との情報共有を一層密に行うことにより、調査精度の向上と苗木の安定供給に努めてまいります。

4点目でございます。苗木生産者の確保育成と就労環境改善に向けた県の対応策についてでございます。

主伐・再造林が進みつつある中、苗木需要の拡大に伴いまして、新たに苗木生産に関心を持つ方々からの問合せが増えてきておりまして、令和6年度以降、新たに五つの業者が生産事業

者として登録されたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、苗木生産技術の向上と生産拡大を目的として、熟練した生産者や生産者団体と連携いたしまして、苗木のつくり方や管理の実例を学びます実践的な講習会を開催しております。これにより、技術の継承と新規参入者の育成を図り、継続的な苗木生産を支援しているところでございます。

苗木生産者の就労環境の改善に向けましては、作業施設等の整備に対する支援といたしまして、低利の制度融資の活用が可能でございます。今後とも、生産者団体の御意見を丁寧に向いながら、苗木生産者の確保や就労環境の改善に必要な支援策につきまして検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）副学籍制度ですが、市町村や学校の主体的な取組に対し、教育委員会から大きな支援をお願いしたいというふうに思っています。

副学籍を持つ重度の障がいのお子さんが、居住地の学校の運動会でのダンスへの参加を楽しみにしていました。しかし、先生からは、「やっとみんなの動きがそろってきたから」と言われ、練習への参加をお母さんがやんわりと否定されてしまいました。運動会では、輪から外れて独りで踊るお子さんを見守るお母さん。共生社会、インクルーシブとは言うけれど、心が折れるような、諦めに近い思いに至られる方がいらっしゃいます。一筋の光は、運動会で「何でもっと一緒にやらないの」と言う他の児童たちからの声がけでした。子供たちの思いを大人の現場の事情が阻害していないだろうかと思うと、心が苦しくなります。地域に暮らす子供として、共生への諦めが当たり前に変わっていくような教育委員会の一層の取組をお願いいたします。

そして、種子と苗木の安定供給についてです。関係者との協議、連携を一層強化しながら、施策の推進に一層お取り組みいただくことをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従い順次質問いたします。

まずは特殊詐欺の被害防止についてお尋ねいたします。

いわゆる「電話でお金詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、今なお全国的に大きな社会問題となっております。警察庁のまとめでは、令和5年に全国で認知された特殊詐欺の被害額は約

453億円に上り、前年より増加しております。件数も1万9,000件を超えており、依然として深刻な状況が続いています。

長野県に目を向けますと、令和5年の被害は、件数227件、被害額は約9億8,150万円に上り、前年からおよそ1.7倍に拡大したと承知しております。これは、一地方の数字とはいえ、県民の大切な財産が短期間のうちにこれほど失われた事実を重く受け止めなければなりません。

最近の傾向として、高齢者を狙った従来型のオレオレ詐欺や還付金詐欺に加え、SNSを利用した投資詐欺やいわゆるロマンス詐欺といった、より巧妙で心理的に入り込む手口が広がっています。特に、ロマンス詐欺は、孤立しがちな若年層や中高年世代もターゲットになり、年齢を問わず被害が広がっている点が新たな課題であります。特殊詐欺は、もはや一部の人の問題ではなく、県民全体に関わる深刻なリスクとなっていることを物語っております。

こうした状況に対し、県警を中心に、金融機関やコンビニエンスストアと連携した啓発や阻止活動が進められていることは承知しております。金融機関窓口での声かけやコンビニATMでの注意喚起により、未然に被害が防げた事例も報告されています。しかし、現実には、被害の拡大に歯止めがかかっていません。これまでの取組に加え、さらに一步踏み込んだ新しい対策が求められています。

そこで、伺います。本県が導入している防止機器、特に固定電話に接続する被害防止機器や、近年取組が始まったAIアダプターの設置状況、その効果についてどのように把握されているのか。導入の実績や評価について状況を伺います。

また、こうした機器は、県が単独で普及させるのではなく、通信事業者や販売業者との連携が不可欠です。契約や設置の段階で高齢者が自ら判断することは難しく、業者との連携体制を強化することで、より多くの家庭に防犯機能を広げられるのではないかと考えています。県として、こうした業者との協力関係をどのように構築していくのか。あるいは、今後どのように連携を進めていくのか。以上2点を阿部警察本部長に伺います。

さらに申し上げたいのは、この問題は警察だけの努力で解決できるものではないという点にあります。高齢者の見守り活動に詐欺被害防止の観点を組み込むこと、若年層に向けた情報モラル教育や啓発の強化、相談体制や注意喚起の充実、そして企業や金融機関との協力体制の強化など、知事部局としてもしっかり役割を果たすことが不可欠です。

そこで、阿部知事にお伺いいたします。特殊詐欺被害の拡大を防止するためには、知事部局としても県警と連携して被害防止に向けた取組を進めていくべきだと考えますが、所見を伺います。

次に、障がい者と発達特性のある方の雇用促進について伺います。

障がいのある方が社会で働くことは、単に法定雇用率を満たすための義務ではなく、一人一

人が能力を発揮し、社会の一員として生きがいを持って生活できるようにするために不可欠です。特に、人手不足が深刻化している今こそ、多様な人材が活躍できる環境づくりが求められています。

労働局の調査によれば、長野県内の報告対象民間企業における令和5年6月1日時点での雇用障がい者数は7,662人、実雇用率は2.42%と過去最高を更新しております。全国的にも民間企業の実雇用率は2.4%と報告され、着実に数字は伸びています。しかし、一方で、法定雇用率の段階的引上げが進んでおり、現状の取組だけでは今後の目標達成は容易ではありません。

加えて、今年の新聞報道によれば、全国での障がい者解雇数が過去最多の9,312人に上ったとされています。長野県も前年の15人から139人へと急増しました。解雇理由の多くは事業所の廃止や縮小に伴うものでしたが、こうした現状を見れば、障がい者雇用が依然として不安定な基盤の上にあることは明らかであります。

一方で、障がい者雇用の先進的な事例も全国には存在します。川崎市の日本理化学工業株式会社は、社員の7割以上が知的障がい者の方々に占められています。製造工程の工夫や、職場の支援体制を整えて、誰もが力を発揮できる仕組みを築くことで、高い定着率と生産性を実現してきました。経営者は、人は働くことで幸せを感じられると語っていますが、まさに共生社会の理念を具現化した企業であると感じております。私は、この事例は、適材適所であれば、障がいのある方も十分に能力を発揮できることを示す力強い裏づけであり、本県においてもモデルとすべき姿であると考えます。

そこで、伺います。現在、県では、企業向けの広報や理解を深める施策のほか、障がい者と企業とのマッチング支援など、障がい者雇用を促進するためにどのような取組をしているのか、米沢産業労働部長に伺います。

また、ここで近年大きな課題となっているのが、発達障がいや発達特性のある方々の雇用にあります。発達障がいとは、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習障がいなど、いわゆる発達特性のある方々を指し、その特性ゆえ、対人関係や職場適応に困難を抱える場合があります。

文部科学省の調査では、通常学級に在籍する児童生徒のおよそ8.8%に発達障がいの可能性があると考えられ、全国的に診断件数は増加しています。

長野県においても同様の傾向が見られ、令和6年度発達障がいに関する実態調査では、小中義務教育学校全体における発達障がいの診断、判定を受けている児童生徒の割合は7.45%となっており、調査開始時の平成15年度から毎年増加しております。高い能力を持ちながらも、就職活動や職場定着に苦労する方が少なくないと言われております。こうした状況を踏まえれば、発達特性を理解し、適材適所で活躍できる環境を整えることが、本県の人材確保や共生社

会づくりにとって重要な課題であります。

このような背景から、県では、今年度から、発達特性のある若者の社会的自立や就労促進・定着につなげるため、神経多様性、ニューロダイバーシティの考え方の理解浸透を図る取組を始めました。推進員を県内2地域に配置し、企業への助言支援や取組の普及拡大を進めると承知しています。

そこで、発達特性のある方への就労支援の現在の取組状況及びニューロダイバーシティの普及拡大に向けた今後の取組について、酒井こども若者局長に伺います。

さらに、企業に対して障がい者雇用を促すに当たっては、行政自ら率先してモデルを示す必要があります。令和6年6月現在、教育委員会では、法定雇用率2.7%のところ、実雇用率は2.45%となっています。この原因をどのように分析し、法定雇用率達成のためにどのようなことを行っていくのか、武田教育長に伺います。

また、知事部局においては、令和6年6月現在で法定雇用率を上回っていると承知しておりますが、障がい者雇用のさらなる拡大に向けどのように取り組んでいくのか、須藤総務部長に伺います。

最後に、障がい者スポーツ支援について伺います。

私は、今週の日曜日、滋賀県で開催された「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の開会式に行っていました。滋賀県の豊かな自然や歴史文化を最大限表現し、多くの県民が一体となって作り上げた演出は、本当に感動的でありました。参加者一人一人の思いが会場全体に広がり、まさに県民総参加の力が示された大会の姿を実感いたしました。

さらに、天皇皇后両陛下御臨席の下、全国から選手や関係者が集い、スタジアム全体が一体感に包まれた瞬間には、日本全体が一つに結びついたような気持ちになりました。

国スポ・全障スポという大会が持つ重みと意義、そして、開催地の魅力を全国に発信できる大きな力を改めて体感することができました。滋賀県のよさを肌で感じるとともに、県民が誇りを持てる大会とはこういうものだとは強く心に刻まれました。

この経験を踏まえ、私は、改めて、2028年に本県で開催される信州やまなみ国スポ・全障スポに大きな期待を寄せております。長野県においても、県民総参加で準備を進め、大会を単なるスポーツイベントにとどめることなく、地域の魅力を最大限発信し、県民一人一人が誇りを持てる機会とすることが必要であると考えます。

大会局を設け、大会後のレガシー形成を掲げながら準備が進められています。1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックは、今なお県民の誇りとして語り継がれ、スポーツ振興や観光振興に大きな影響を与えました。同様に、2028年の両大会も、また県民にとって大きな財産となるべきものです。

しかし、現実を見ると、障がいのある方の日常的なスポーツ参加は依然として低く、スポーツ庁の調査でも、週1回以上のスポーツ実施割合は、一般の方と比べて大きな差があるとされています。大会を契機に参加を広げることはできますが、それを持続させる仕組みづくりこそが極めて重要であります。

そこで、伺います。障がい者スポーツを支える指導者の育成は喫緊の課題であります。県内には、長野県障がい者スポーツ指導者協議会や長野県障がい者スポーツ協会などの指導者育成に関係する団体がありますが、認定講習の拡充、研修や学校と連携したプログラムの実施を県が率先して進めるべきであると考えますが、県はどのような取組を行うのか、伺います。

また、競技参加の入り口を増やすためには、学校でのパラスポーツ体験、福祉施設とスポーツクラブの連携プログラムの創設、地域ごとのパラスポーツフェスタ等の定期開催などを行うことが必要だと考えております。県として、学校、スポーツ、福祉の関係者との連携強化にどのように取り組むのか。以上2点を高橋観光スポーツ部長に伺います。

さらに、2028年に本県で開催される信州やまなみ全障スポは、障がいのある方々に活躍の場を提供するだけでなく、県民全体が障がい者スポーツへの理解を深め、共生社会の実現に向けた機運を高める大きな契機です。県として現在どのような準備や取組を進めているのか。また、大会を一過性のものとせず、長野県に障がい者スポーツを根づかせるために、どのように振興へ結びつけていくのか。北島国スポ・全障スポ大会局長に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には特殊詐欺の被害防止について2点御質問をいただきました。

1点目、被害防止機器の設置状況やその効果等についてお答えいたします。

本年中は、8月末時点で、電話でお金詐欺の認知件数は172件、被害額は約8億7,000万円となっており、昨年同期と比べ、件数、被害額ともに増加しているところであります。犯人側からの接触方法につきましては、昨今携帯電話に対するものが増加してきているものの、依然として固定電話に対するものによる被害も数多く確認されておりますことから、御指摘のとおり、引き続き固定電話への対策がとても大切であると認識しているところであります。

固定電話への対策といたしましては、常時留守番電話設定の推奨のほか、県警察や市町村で特殊詐欺対策用機器の無償貸出しを行っており、本年の8月末時点で358件の貸出しを行っているところであります。これまでのところ、これらの機器を使っている方からの電話でお金詐欺の被害に遭ったとの連絡、届出は確認されておりませんので、一定の効果があるものと認識しているところであります。

また、このほか、県警察では、N T Tが提供するA Iを活用した特殊詐欺対策用サービスに

関連し、そのA Iアダプターの設置工事費の半額を補助する事業も行っているところであります。このA Iアダプターは、令和7年3月末までに県内で785件設置されていると承知しており、実際に被害を防止した事例も複数確認されるなど、一定の効果があるものと認識しているところであります。

2点目、通信事業者や販売業者との連携についてお答えいたします。

県警察では、特殊詐欺、電話でお金詐欺の手口等について分析した結果を通信事業者、販売事業者等と共有し、対策の推進に生かしてもらうとともに、これら事業者の店舗等において被害防止に係るチラシの配布や掲示を行っていただいているところであります。今後とも通信事業者や販売事業者と緊密に連携しながら、必要な対策の推進を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、特殊詐欺の被害防止に向けて県警とも連携して取組を進めていくべきと考えるかどうかという御質問でございます。

県民の皆様方の安心・安全な暮らしを守るためには、この詐欺被害を抑止していかなければいけないというふうに思っております。

特殊詐欺被害の防止に向けては、被害の傾向や手口の変化等について県警とも情報共有を図りながら、県民文化部を中心に対策を様々進めているところでございます。近年、犯罪手口が巧妙化、多様化している中、福祉や教育をはじめ、幅広い分野の皆様方との協働が大切になってきているというふうに考えております。関係機関、関係団体等と連携を図りながら被害防止に取り組んでまいります。

また、具体的な取組としては、通常の広報啓発や出前講座に加えまして、若い世代の皆様方が特殊詐欺に加担することを防ぐためのパンフレットを県内の全中高生及び大学生に配付したり、また、県が事務局を担当して、防犯、金融、報道など様々な団体で構成する長野県消費者被害防止対策推進会議によります街頭啓発や特集番組の放送、また、高齢者世帯を戸別訪問しての注意喚起など、我々県行政だけでなく、様々な分野の関係者の皆様方と連携した取組を進めております。

また、今年度は、長野県安全で安心なまちづくり指針（仮称）の検討を進めておりますが、その中で、単にだまされないということだけでなく、たとえだまされても被害を防ぐという本県独自の新たな視点の対策にも重点を置いて、家庭内でのコミュニケーションの促進、地域ぐるみでの見守り体制の構築、金融機関やコンビニエンスストアでの声かけなどによる水際対策など、有効と考えられる取組を盛り込んでいきたいと考えております。

こうした発信も活用しながら、県民の皆様方が安心して暮らせる地域づくりに向けて、引き続き県警をはじめ、関係機関・団体と連携して取組を進めてまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には障がい者雇用の促進に向けた県の取組について御質問をいただきました。

県では、ポータルサイトの運営を通じ、障がい者雇用に関する県・国の支援制度やイベント情報などを発信しているほか、セミナーにおいて先進事例の紹介や職場向け出前講座の開催、県内4か所に配置している地域コーディネーターによる個別支援などを実施し、企業の障がい者雇用の理解促進に努めております。

加えて、毎年9月の障害者雇用支援月間に合わせて、障がい者雇用フォーラムを関係機関と共に開催し、積極的に障がい者雇用に取り組む事業所と、職場のリーダー役など長く働いておられる障がい者御本人を表彰するとともに、共生社会を考える基調講演や関係者によるトークセッションを実施し、障がい者雇用の理解促進、機運醸成に取り組んでおります。

さらに、企業とのマッチングにおきましては、地域就労支援センター「J o bサポ」においてJ o bサポおしごと相談会を県下各地で開催するほか、障がい者御本人の希望や特性を尊重した伴走型就業支援を行うとともに、就職後のフォローによる定着支援も行っております。また、教育委員会とも協力しながら、特別支援学校等の生徒の職場実習を進め、障がいのある生徒の適性を踏まえた円滑な就職や職場定着につなげる支援も実施しております。

このほかに、従業員100人以下の企業が初めて障がい者を雇用した場合に交付する障がい者雇用はじめての一步応援助成金について、今年度の助成額を30万から50万に拡充したほか、障がい者を雇用した場合の事業税の減免措置を3年間延長するなど、企業の経済的負担の軽減を図ることによっても障がい者雇用の促進を図っております。

今後も、これらの取組を、関係機関とも連携し一体的に実施することにより、希望する障がい者の皆様が一人でも多く就職に結びつくよう取り組んでまいります。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には発達特性のある方への就労支援の現在及び今後の取組について御質問をいただきました。

まず、ニューロダイバーシティにつきましては、脳や神経の違いを多様性として捉え、尊重し、その違いを社会の中で生かす考え方です。

例えば、発達特性は、人の発達過程における自然な個人差の一つとして理解されるものとし、通常生活していく上で困難と思われる特性も、周囲の理解や環境調整等により強みともなり得るという考え方で、この考え方の浸透により、就労の促進、雇用の維持、生活の向上にもつながることが期待されます。

経済産業省でもニューロダイバーシティ経営の普及を進めており、その事例集には、適切な環境調整や職務の提供で生産性が向上した。配慮を必要とする人材の得手・不得手を整理する過程で他のメンバーも自ら不得手なことを発言しやすい心理的安全性が確保される職場になった等の紹介もあります。

県では、今年度、発達特性のある方への就労支援に向け、県内企業への様々な助言や職場環境の調整等を支援するニューロダイバーシティ推進員を県内2地域に各1名配置しました。発達障がい者支援の専門性を生かし、労働支援関係者などと連携し、企業への相談支援や研修会での事業説明等を行っております。企業を訪問する中で、例えば、現場責任者等が当事者との接し方や環境調整の方法に悩んでいる。社内研修をぜひ希望したい等の相談があり、継続的な相談を求める企業も出ている状況でございます。

今後は、企業の優良取組事例を取りまとめて普及させるとともに、ニューロダイバーシティの理念を企業のみならず県民にも広く周知し、その理解促進や就労の定着、離職防止等が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 法定雇用率未達成の原因、達成のための取組についてのお尋ねでございます。

障がい者雇用拡大を図るため、県教育委員会では、身体に障がいのある方を対象とした教員選考や一般企業への就職を目指すチャレンジ雇用職員の採用などに取り組んできているところでございます。

令和6年6月の時点では、法定雇用率達成のために必要な人数360人に対して327人の雇用にとどまり、33人不足する結果となりました。法定雇用率が未達成となった主な原因は、県立学校等において障がいのある方にどんな業務を担っていただくかということについて検討が十分に進まず、計画どおりに雇用が進まなかったことであります。

このことを踏まえ、令和7年度からは、取組事例の共有のほか、新たな取組として、市町村立小中学校へのチャレンジ雇用職員の配置を進めているところでございます。こういった取組を進め、今後も引き続き障がい者の雇用拡大に努めてまいります。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君） 障がい者雇用率向上の取組についてお答えいたします。

知事部局及び企業局における法定雇用率は2.8%とされているところ、令和6年6月1日現在の実雇用率は3.12%で、法定雇用率を超えている状況でございます。今後、令和8年7月に法定雇用率が3%に引き上げられる予定であり、引き続き障がい者の雇用を推進することが必

要であると考えております。

障がい者の雇用に関しては、従来から、常勤職員の採用について、障がいのある方の職員採用選考を別枠で実施しております。さらに多様な勤務形態にも対応できるよう、非常勤職員の採用にも力を入れているところでございます。例えば、会計年度任用職員の募集・採用に当たりましては、一般の求人に先立って募集する障がい者優先枠を設けているほか、一般企業等への就労を目指す障がいのある方を対象としたチャレンジ雇用職員の採用も行い、障がい者の採用を着実に進めてきております。

今後、障がい者雇用をさらに拡大するためには、雇用の受皿となる職場環境の整備が重要となります。障がいのある職員が上司や同僚に気軽に相談できる体制を整えることや、チャレンジ雇用職員のサポートを行う障がい者活躍サポーターの配置といった相談支援体制を充実させ、引き続き障がい者の雇用の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には障がい者スポーツの支援について2点御質問をいただきました。

まず、障がい者スポーツを支える指導者の育成についてのお尋ねであります。

障がいのある方がスポーツを行う際には、障がいの特性に合った指導や安全に配慮した形で取り組めるようサポートをする方の存在が必要であり、障がい者の皆様がスポーツを始めたり、続けていくために、指導者の育成確保は大変重要なことと考えております。

こうした指導者を養成していくために、県と県障がい者スポーツ協会が連携し、県内各地域で開催場所を変えながら、毎年パラスポーツ指導員の養成講習を実施しております。信州やまなみ全障スポを3年後に控える中、障がいのある方にとって身近な場所である福祉施設の職員や地域の総合型地域スポーツクラブのスタッフに対して講習の受講の呼びかけを行い、指導者の増加につながるようにこれまでも取組を行っているところであります。

今後は、さらに受講者の増加を図るため、競技補助員として障がい者スポーツ大会をサポートしてくれている大学生や企業の従業員の方々にパラスポーツ指導員の資格取得に向けて受講いただけるよう、所属する大学や企業とも連携した取組にも力を入れていきたいと考えております。

このほか、学校との連携による取組として、パラアスリートが学校に出向いて実施している県独自のパラスポーツ体験型事業「パラ学」を通じて、パラスポーツの楽しさと障がい者のスポーツ参加を支援する必要性について生徒と教員の方々に学んでもらうなど、パラスポーツの理解促進と人材確保の裾野の拡大にも取り組んでまいります。

次に、競技参加への入り口を増やすための関係者との連携強化についての御質問です。

議員からお話がありましたように、障がいのある方々が身近なところで楽しみながらスポーツに参加できる環境を整えていくためには、学校、スポーツ、福祉の関係者の方々と連携しながら取組を進めていくことが重要であると考えております。

これまでも、県においては、学校やスポーツ関係者と連携し、特別支援学校でパラスポーツ体験会を行うなど、スポーツ関係者と共に選手を育成する取組や、総合型地域スポーツクラブに対して、障がい者も参加できる大会や教室の開催を依頼して県から経費を支援する取組、そして、福祉関係者との連携では、障がい者が参加するスポーツ大会や教室等へサポートスタッフを派遣いただくなどの取組を通じて関係者と連携し、競技に参加しやすくなる環境づくりを行うことで競技人口の増加にも努めております。

さらに、各地域において障がいのある方のスポーツ参加を進めるため、県内10広域において地区障がい者スポーツ大会を開催しているほか、スポーツを通じた共生社会づくりを推進するパラウェーブNAGANOで障がいの有無や年齢にかかわらず出場できるボッチャの競技大会を4地区で開催するなど、楽しみながらスポーツに参加できる様々な機会を提供しております。

一方で、コロナ禍の影響もあり、地区障がい者スポーツ大会の出場者が減少していることから、今後、地域の福祉施設や事業所等の関係者と連携し、参加者の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

信州やまなみ全障スポを契機として、障がいのある方々がスポーツに関心を持ち、そして、競技を続けていけるように、関係者の理解と協力連携の下で指導者の増加やサポート体制の強化を図り、スポーツを楽しめる環境のさらなる充実にに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長北島隆英君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（北島隆英君）私には信州やまなみ全障スポの準備状況と大会開催を障がい者スポーツの振興へどう結びつけるかについての御質問をいただきました。

最初に、準備状況ですが、本年、県実行委員会内に全国障がい者スポーツ大会専門委員会を設け、障がい者関係団体や競技団体と連携し、大会開催に向けた準備を本格化させております。具体的には、競技会場となる施設のバリアフリー調査のほか、大会運営を担う競技役員の養成支援、また、手話・要約筆記ボランティアや各県選手団のサポートを行う学生ボランティアの養成の準備を進めているところでございます。

大会開催を今後の振興にどう結びつけるかでございます。全国障がい者スポーツ大会は、全

国各地から多くの障がい者アスリートが集う国内最大規模の障がい者スポーツの祭典です。一人でも多くの県民がこの全障スポに関心を持ち、する、見る、支えるという様々な形で参画していただくことが、県民の障がい者スポーツの理解を深め、障がい者スポーツの振興、さらにはスポーツを通じた共生社会づくりの推進への絶好の機会となると考えております。

信州やまなみ全障スポの開催に向け、障がい者スポーツを支える人材の育成や競技施設等の整備とともに、県民の大会への関心を高める機運醸成などに取り組むことで大会後の障がい者スポーツの振興につながるよう、関係団体と連携し、推進してまいります。

以上でございます。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）ただいま御答弁をいただきました。

皆様にお伝えしたい言葉があります。先ほども述べましたが、社員の7割以上が知的障がい者の方で占める日本理化学工業の大山泰弘元社長はこう語っております。人間の究極の幸せは、第1に愛されること、第2に褒められること、第3に人の役に立つこと、そして、第4に人から必要とされることの四つです。福祉施設でただ大切にされ、面倒を見てもらうことが人の幸せなのではありません。自らの力を発揮し、働くことによって、誰かの役に立ち、必要とされる。こうした営みこそが人間を本当の意味で幸せにするのです。

私は、この言葉は決して障がいのある方だけに向けられたものではなく、全ての人に共通する普遍的な真理であると考えます。様々な詐欺におびえることなく、安心・安全、快適に暮らすことができ、誰もが好きなスポーツに汗を流し、一人一人が働く喜びを実感し、社会の一員として誇りを持って暮らせる長野県を築いていきたいと考えております。その思いを県民の皆様と共有し、共に考えていきたいと強く申し上げ、私の全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。最初に、公共交通、バス路線の確保と利便性の向上について質問します。

今年3月に長野市の民間バス6路線の廃止が公表され、中山間地の高齢者、また高校生など、日常生活の足の確保が大きな問題になりました。この6路線は、それぞれ市営バスや乗合タクシーに切り替えて運行することになりましたが、利用者の間では利便性の後退が指摘されているところです。

さらに、8月には、新たに屋代須坂線の減便や撤退を含めた見直しが公表され、諏訪市でも路線バスの再編成が行われる計画と聞いています。ルートやダイヤの再編も含め、県民の暮ら

しや産業を支える重要な社会インフラである公共交通、バス路線の在り方が今問われています。

県内のバス路線の現状について伺います。政府が発表した25年版交通政策白書によれば、2023年度に廃止された全国の路線バスの距離は2,496キロで、前年度の1.5倍に一気に増加しています。事業者の経営悪化が目立ちます。バス車両30台以上を保有する217業者のうち、23年度の経常収支が黒字になったのは僅か26%とのことでした。

2019年度以降、この5年間で、長野県内で廃止された距離、事業者の経営悪化の状況はどうでしょうか。また、運転手の高齢化、給与が低いことなどによる運転手不足が問題になっていますが、長野県内の運転手不足の実態について伺います。

長野県は、これまでも、バス路線に対する赤字補填や、県がバス車両を購入し事業者に貸与する県有民営方式、事業者の運転手確保の支援などに取り組んできましたし、市町村も各種の対策を講じてきました。しかし、このままでは、バス路線の廃止・減便が雪崩を打つ交通崩壊が現実となりかねない危機的な状況であると考えますが、現状に対する県の認識を伺います。

令和6年6月に、長野県地域公共交通計画が策定されました。計画は、地域公共交通を民間業者の自助努力のみで維持していくことはもはや困難であり、官民連携の下、行政の主体的な関与により、地域公共交通の維持発展、利便性の向上を図るとしています。そして、必要な移動の保証を掲げ、通院は、圏域の中核的な医療機関に午前中に通院でき、午後の早い時間に帰宅できること。通学は、始業前に登校できて、下校は、授業終了後、課外活動終了後に帰宅できることなどを挙げています。

一方で、この間、廃止路線で代替手段が確保されても、高校の休憩時間や部活動などの活動時間の見直しを余儀なくされたり、土日が運休となる、また、路線が短縮されて乗換えが必要になる事態も生じています。

私がお話を伺った方は、中山間地にお住みで、免許証を返上し、御夫婦共にバスに頼っています。買物や行事への参加、文化活動などを制限されるとお困りでした。社会から取り残されたようだという声も聞いています。このように、実際は移動が保証されているとは言い難い路線もあるのです。

そこで、お聞きいたします。設置された公共交通活性化協議会では、住民参加と住民の声の把握を進め、市町村、福祉や教育関係等と認識を共有した上で課題の解決や要求実現に向けた取組を強めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

通院や通学に係る定期代など、経済的負担を軽減することが欠かせなくなっています。例えば、通学定期代が毎月3万円以上になる地域もあります。また、相次ぐ運賃の引上げによって、負担が重くのしかかっています。通院や通学に係る定期代など、経済的負担の軽減策を地域公共交通計画のサービスの品質向上にしっかり位置づけて積極的に取り組むべきと考えますが、

いかがでしょうか。以上、交通政策局長に伺います。

県は、路線バス事業者への独自支援策として、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善を支援していく信州型広域バス路線支援制度を創設したところです。今までの枠を超えた取組として、バス路線の確保と利便性の向上に寄与することを期待するものです。

一方で、自治体内を走行し地域の移動を支える国の地域内フィーダー系統補助は、補助対象が限定的であること、予算の制約があり、執行額は申請額の半分にも満たないなどの課題があると聞きます。国に対して申請額の満額交付や補助率の引上げなどを求めるとともに、都道府県が地域公共交通を守る基金を設置できるよう要望すべきと考えます。

知事は、令和4年2月定例会で、小林君男議員の質問に対して、公共交通の未来に向けて、一過性の支援ではなく、日本の国土、人口構成の変化、地域の将来像などを踏まえ、抜本的な制度の見直しや支援策を国に求めたいと答弁されていますが、その後の状況について阿部知事に伺います。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には4点質問をいただきました。

まず1点目の県内路線バス事業の実態についてのお尋ねであります。

まず、県内バス路線の廃止の状況につきましては、その後、代替手段が確保されているものがありますけれども、令和元年度からの5年間で合計707キロメートルの路線が廃止となっております。

続きまして、事業者の経営状況につきましては、把握できている範囲になりますが、県が運行欠損費を支援する路線バス事業者7社のうち6社において令和5年10月からの1年間の営業損益が赤字となっております。運転手不足につきましては、事業者からは、運転手の超過勤務や休日出勤等によりバス路線を何とか維持していると伺っておりまして、さらなる担い手確保の取組が必要な状況にあります。

2点目の県内バス路線の現状の受け止めについてであります。

県では、これまでも国と協調した運行欠損費補助や人材確保に向けた支援など、路線バスの維持確保のために積極的に取り組んできたところであり、しかしながら、人口減少に伴う利用者の減少や運転手不足等によって県内各地でバス路線の廃止・減便が相次いでおりまして、県の地域公共交通計画で掲げている通院、通学、観光の移動保証やその品質の確保が困難になりかねない状況であり、深刻に受け止めております。

地域公共交通を今後とも持続可能なものとしていくためには公的関与を強化することが必要であり、こうした考え方の下、信州型広域バス路線支援制度を構築するなどの取組を進めているところであります。

次に、３点目の公共交通活性化協議会における住民意見の十分な把握についてであります。

路線廃止等に伴う代替手段の検討に当たりましては、住民の声を十分に把握することが極めて重要と認識しております。バス路線廃止に伴う代替手段につきましては、地域振興局単位で設置されている長野県公共交通活性化協議会地域別部会において議論をしております。この地域別部会には、市町村や交通事業者だけでなく、ＰＴＡやシニアクラブ等の代表者にも御参画いただきまして、住民目線からの御意見を頂戴しているところであります。

また、今年度、事業者から見直しの申出がありました屋代・須坂線の代替手段の検討におきましては、関係市町村とも連携しまして、沿線の高校に通う生徒や病院利用者の実態を調査しているところであります。引き続き住民の皆様の御意見を丁寧に聞きながら代替手段の検討を進めてまいります。

４点目の利用者の経済的負担の軽減についてであります。

公共交通に係る運賃につきましては、通院や通学で長距離の移動をする方々などから、高額な運賃が負担という声があることも承知しております。こうした中、交通事業者におきましては、定期券の通学割引等を自らの負担で実施しておりますほか、行政においても、一部の市町村が、地域の実情に応じ、高齢者や高校生への運賃助成を行いまして利用者の負担軽減を図っているところであります。

県では、公共交通に対して行政の関与を強化するという方針の下、信州型広域バス路線支援制度の創設など、事業者の経営基盤の強化を図るための支援策の充実や、国に対して、交通事業者が行う学割等の公的性質を有する運賃割引への支援について速やかな検討を求める旨の要望などを行っているところであります。こうした取組を通じまして、利用者の経済的負担の軽減につながるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、公共交通に関連して、国に対してその後どう支援策を求めているのかという御質問でございます。

地域公共交通に関しては、何度もこの場でも申し上げているとおり、これまでの仕組みではもう限界だというふうに思っております。これまでの公共交通は、事業者の自助努力を基本にして、御質問にもあったように、支援も欠損補助を基本として行われていたわけですが、そもそもそうした発想ではもう地方の交通は成り立たないというふうに思っております。

一方、地域の皆様方の暮らしは、病院に行くにしても、高校に通うにしても、公共交通がなければ本当に生活自体が成り立たないという状況になっております。特に、今、私は国土交通省の交通政策審議会地域公共交通部会に臨時委員として参画させていただいておりますので、

国に対して強く発想の転換を求めているところであります。

具体的には、特に、都市部と違った地方においてはパラダイムシフトが必要だと。これまでの発想を抜本的に転換して、事業者の自助努力を応援するのではなく、行政が主導する取組に変えていく必要があるということ。それから、公共交通の支援に係る国の予算については飛躍的に増大させるべきことなど、私どものほうで出した提出資料で、例えば令和7年度の国土交通省の予算を見ますと、道路関係予算が約2兆3,000億円、地域公共交通関係予算、昨今は社会資本整備交付金も活用できるようになっておりますが、こうしたものを除けば、209億円と二桁違う状況です。道路整備も必要であります、道路だけつくってバスも走れないような地域をどんどんつくってしまって本当にいいのかというのが私の問題意識でございます。

それから、交通体系については、中央集権的な観点ではなく、もっと地域で責任を持って決められるように権限を委ねてもらいたいと。法定の協議会もあり、関係の皆様方が集っているわけありますので、国の機関が許認可をするということよりも、むしろ民主的な仕組みにもっと委ねてもらいたいということ。この発想の転換による行政主導、それから予算の飛躍的な増大、さらにはもっと地方に決定権を委ねると、この大きく3点を訴えさせていただいております。

つい最近も議論の中間取りまとめの案が示されたわけありますが、その際にも改めてこうした主張をさせていただいたところであります。どうしても予算の関係等になると、各省庁が財務省に気を遣うのか何か分かりませんが、はっきりとしたことを書かない傾向がありますので、事務方が入れにくくても、長野県の知事はこういった主張をしていたということでもいいから記載してもらいたいと主張させていただいたところです。まだどうなるか分かりませんが、そういう意味ではかなり強く求めさせていただいているところでございます。

国に対しては、引き続きこの公的関与の強化、それから財源の拡充、さらには公共交通の維持確保を図っていくための権限についてはもっと現場に近い協議会や都道府県に委ねてもらうように強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）路線バスの運転手不足の問題について一言提案をさせていただきたいと思います。運転手に直接届く支援として、つまり、経営基盤の強化はもちろん重要ですが、ダイレクトに運転手に届く支援として、県が給料に1人当たり年間20万円を上乗せしているところもあります。特に、自治体内の路線に関しては、長野県でもこうした直接支援の在り方をぜひ検討していただきたいと思います。

次に、リニア中央新幹線工事の要対策土問題について質問いたします。

リニア中央新幹線で飯田市に計画している長野県駅周辺の橋脚工事で、基準値を超える自然由来のヒ素などを含む要対策土が投入されています。また、豊丘村本山の発生土置場でも要対策土を処分する計画が明らかになっています。豊丘村本山の発生土置場は、伊那山地トンネルで発生した要対策土1.5万立方メートルを盛土造成に活用するものです。

J R東海は、要対策土には重金属の流出を抑制する不溶化、つまり溶けないようにする、そして固化、固める、そして被覆シートで覆うなどの対策を講じると説明しています。しかし、現地でお話を伺った豊丘村の水を守る会などの皆さんは、不溶化剤の酸性雨による溶解、境界層の劣化によるヒ素の漏出の危険性などを指摘しています。

豊丘村は、水道水の96%を本山を含む地元の山地の地下水に依存しています。発生土置場は、保安林が解除されたとはいえ、周辺は水源涵養林であり、地下水を下流域の住民に供給する山地です。ヒ素等が漏れ出せば、水道水や農業用水、生活用水を汚染する可能性が高く、また、本山最下流部の調整池付近には活動度Bの活断層が確認されています。村全体に関わるこの計画に、住民の不安が広がり、埋立処分をしないよう求める署名は短期間で500筆以上集まっています。そこで、要対策土の搬入は、地元の本山地縁団体の総会では受入れが賛成多数だったと聞きますが、今後の環境影響評価の手続について環境部長に伺います。

J R東海が令和元年8月に作成した「豊丘村内発生土置き場（本山）における環境保全について」では、土壤汚染対策法に基づく土壤溶出量基準を超える自然由来の重金属等を含む発生土は搬入しないと明記しておりました。ところが、今年5月以降、豊丘村リニア対策委員会、全村民対象のJ R東海の説明会、地縁団体総代会等で要対策土の搬入の意向が表明されました。当初の計画に反して要対策土を搬入することは、重大な方針転換です。住民の間では、なぜ搬入することになったのか、飯田市の松川工区や南木曽町から出た要対策土は県外へ搬出したのに、なぜ本山で処理するのかななどの疑問があります。

ところが、J R東海からは全くこの説明がなく、当然ながら住民から経過や理由の説明を求める厳しい声が上がっています。そこで、本山発生土置場への搬入について、長野県には報告や説明があったのか、伺います。加えて、情報公開や説明責任を果たさないJ R東海の姿勢は、これまでも度々問題になってきました。それは、長野県も直接J R東海に指摘してきたことだと思います。今回の件について県の見解と対応を伺います。

長野県内の発生土は約930万立方メートルと言われますが、要対策土は今後さらに発生することが見込まれます。県内での発生量の見込みや処分方法について、J R東海から長野県に対しどのような説明があったのでしょうか。あわせて、県はどのように対応されるのでしょうか。以上、リニア整備推進局長に質問いたします。

地方創生と長野県の将来について質問します。

2014年に始まった地方創生の大目標は、出生率の引上げと東京一極集中の是正でした。しかし、国の出生数は、2015年の100.6万人が、2022年には80万人以下となりました。本県の出生数も減少が続き、少子化に歯止めがかからず、総人口は200万人をついに割り込みました。

東京圏への転入超過は、19年には13年の1.5倍になり、コロナ禍で若干抑制されましたが、23年には再び増加しています。一方、長野県の人口移動を見ると、若者の転出超過が大きく、特に女性の転出が目立ちます。

この深刻な人口減少や一極集中を招いた要因について質問いたします。

この間、政府は、大都市圏においてデジタル化や大型開発を進めて、世界で戦える国際都市、稼げる都市づくりを加速させてきました。結局、一極集中が一層進みました。

一方、地方では、デジタル化の推進などによって、どこに住んでいても仕事や勉強ができ、必要な医療や福祉が受けられるとしてきましたが、実際はその逆の事態が進行いたしました。公共施設等管理計画で、公営住宅、集会所やプールなどが次々と廃止され、学校の統廃合も進められました。都市部との賃金の格差、公共交通の衰退など、地方で暮らし続けることがより困難になりました。

こうした深刻な事態を招いた要因について明らかにしていくことは欠かせません。地方創生の看板で、効率優先、自己責任を強調する新自由主義的な考えが、人口減少や東京一極集中と過疎、地方の疲弊を招いた根本的な要因と考えますが、いかがでしょうか。

知事は、6月定例県議会の議案説明で、「急速に子どもの数が減少する中で、子どもの医療費や保育料、学校給食費の負担軽減といった、子ども・子育て支援の根幹に関わる行政サービスについては、居住地に関係なく等しく受けられることが望ましいと考えます。このため、国に対しては全国的視野に立った責任ある対応を強く求めるとともに、地方税財源の偏在是正についても積極的に問題提起を行ってまいります」と述べられました。

しかし、一方で、学校給食費の負担軽減は、与党内でも一定の合意がされましたが、まだ動き始めていないようです。ほかにも、子育て支援は十分に進んでおりません。全国知事会長としての立場を踏まえ、学校給食費を含む子供・子育て支援の根幹に関わる行政サービスの全国一律での実現に向け、県としてどのように取り組んでいくのか。以上、阿部知事の見解を伺います。

地域医療、介護、学校、公共交通など存亡の危機にある公共サービスを守り、再生することは、安心して住み続けることができる地域づくりのために急務になっています。特に、医療機関においては、病院の6割、7割が赤字という経営難です。直接お話を伺ったある病院では、夏の期末手当が大幅にカットされたそうです。処遇の改善が進まず、大勢の職員が離職した病院もありました。また、介護の柱と言われる訪問介護は、各地で事業所の廃止、撤退が続き、

事業所が一つもない自治体が県内で10自治体を超えています。県民の健康と命に関わる事態であり、思い切った財政支援など早急な対応が求められていると考えますが、健康福祉部長に理解を伺います。

人口減少や一極集中を克服していく上でも、地域医療や介護を守る上でも、根本的には新自由主義的な考えにより失われた公共を地域から再構築していくこと、権限、財源の両面で地方自治を確立していくことが求められていると考えますが、阿部知事の見解を伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）豊丘村本山の発生土置場への要対策土搬入の計画に係る環境影響評価手続についてのお尋ねを頂戴しました。

現在のところ、ＪＲ東海から当初計画の変更に係る環境保全計画書は提出されていないという状況でございます。今後、ＪＲ東海から計画書が提出された場合、平成26年３月の環境影響評価準備書に対する知事意見の通知を踏まえまして、環境影響評価技術委員会での審議等必要な対応を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私には２点質問をいただきました。

最初に、豊丘村の本山発生土置場への要対策土搬入の計画についてです。

ＪＲ東海では、伊那山地トンネル坂島工区において、当初から要対策土を判定するための試験を実施することとしておりました。その一方で、トンネル区間内の構造物上面、上端から地表面の深さ、いわゆる土かぶりが深いなどの理由によりまして、令和元年８月にＪＲ東海が公表いたしました環境保全についての計画の時点では、要対策土の発生の有無や発生量を予測することも困難であるため、豊丘村本山発生土置場に要対策土を搬入する計画とはしていませんでした。その後、当該工区で要対策土が発生したことから、ＪＲ東海では本山発生土置場にも要対策土を搬入するよう計画を変更する方針と聞いております。

この豊丘村本山発生土置場への要対策土の搬入に関しましては、県も地元説明会に出席してその内容は承知しております。なお、ＪＲ東海からは、今後、地元の地権者団体との協議の内容について報告や説明を受けることとしております。

県としましては、地域の皆様の不安払拭が重要だと考えております。そうした声に対しまして丁寧に説明し、理解を得る必要があると考えていますので、ＪＲ東海に対して、地域の皆様への一層の丁寧な説明を求めてまいります。

続きまして、リニア中央新幹線工事の要対策土の発生の見込みについてです。

ＪＲ東海では、リニア中央新幹線のトンネル掘削による発生土につきまして、掘削後に試験

を行い、要対策土に該当するか判断することとしております。このため、事前に要対策土の発生量の見込みを示すことが難しい旨、ＪＲ東海から説明を受けているところです。

一方で、県としましては、工事の進捗に伴い、要対策土の発生が見込まれる場合は、速やかに地域の皆様に説明するとともに、その要対策土の処分、使用、それに対する管理方法を丁寧に説明し、工事進捗にもできる限り影響が出ないように取り組むことが必要と考えております。

今後、県内で要対策土の使用が計画される場合には、地域の皆様の不安払拭のために必要な対応を行い、十分な理解を得ることをＪＲ東海に対し引き続き求めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には地方創生と長野県の将来についてということで３点御質問をいただきました。

まず、地方創生についての見解という御質問でございます。

これまでの取組は、各自治体が主体的に行う創意工夫を凝らした取組を国が後押しするという基本的な国の考え方の下で進められてきたわけでありまして、県や市町村は主体的に地域課題の解決に取り組んできたというふうに考えております。本県においても、例えば昨年度の移住者数が過去最多の３,７００人を超えるといった状況など、地方創生の取組は一定の成果が上がってきているというふうに考えております。

また、この地方創生の取組は、単純に新自由主義的だというふうには私は考えておりませんので、そこはちょっと見方が違うのかなというふうに思っております。

しかしながら、これまでの取組の中で、東京圏への過度な一極集中や少子化に歯止めをかけるといったところまでは至っていないわけでありまして、こうした点についてはさらに踏み込んだ取組、対策が必要だというふうに考えております。

企業や大学の地方への移転であったり、あるいは子供医療費助成等のナショナルスタンダード化であったり、こうしたことを進めていかなければいけないわけではありますが、私としては、地方の主体性を尊重していただくというこれまでの姿勢は重要だというふうに思う反面、国が責任を持って行うべきことは、やはり国に当事者、メインの役割を果たしていただくという姿勢がないと、地方に任せるだけではなかなか地方創生が進まない部分もあるんじゃないかというふうに思っております。今後とも、国の考え方に従うということだけではなくて、長野県独自の視点もしっかり持ちながら、長野県が持続可能で活力ある地域となるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、学校給食費を含む子供・子育て支援の根幹に関わる行政サービスの全国一律での実現に向けてどう取り組むのかという御質問でございます。

これについては、本県でも、子供医療費や保育料の負担軽減に市町村と一緒に取り組んでまいりました。ただ、全国的に見ると、自治体間の過度の競争を招いたり、財政力格差によってサービスのレベルが違ってしまったりと、全国の視点で見ると課題もあるというふうに思っています。そうしたことを考えれば、今申し上げたように、やはりこれは国が責任を持っていたべき分野だというふうに思っております。

全国知事会としても、ナショナルスタンダードとなっているような施策については国が責任を持って対応するようにと求めていますし、本県としても、これまで、子供医療費助成の全国一律制度の早期創設であったり、3歳未満児の保育料の無償化の早期実現であったり、こうしたことを求めてきています。

さらに、市町村からは、学校給食費について問題提起をいただいていますので、こうした学校給食費の地域の実情に合わせた無償化の実現も国に対して要望していきたいと考えております。

最後に、新自由主義によって失われた公共を地域から再構築し、権限、財源の両面で地方自治を確立していくことが求められると考えるがどうかという御質問でございます。

急激な人口減少等で、地域社会の在り方は大きく変化しつつあります。そうした中で、県民の皆様方の安心した暮らしを守るためには、先ほども御質問いただいた公共交通や、医療、教育、環境、こうした分野をしっかりと維持発展させていくということが大変重要だというふうに考えております。

本県のしあわせ信州創造プラン3.0の中の基本目標では、社会的共通資本を多様な関係者と共に維持発展させていくという方向性を示させていただいております。社会的共通資本の考え方は、御承知のとおり、故宇沢弘文先生が提唱された概念であります。若くしてシカゴ大学の教授になられ、御存命であれば、ノーベル経済学賞に最も近い方ではなかったかなというふうに思います。かつての同僚であった市場原理主義を進めたミルトン・フリードマンとかなり批判的な論争をした方としても知られているわけでありまして、まさにこの社会的共通資本の考え方は、経済学においていわゆる制度主義の立場に立って、人間的尊厳や市民的な権利を最大限守るという仕組みを目指して、多様な方々の参加による分権的、民主的、社会的な管理を重視している思想であります。

長野県としては、こうした考え方を中心にこれからも政策を進めていきたいというふうに思っておりますし、やはり地域の実情は様々違いますので、より分権的な社会の実現に向けてもしっかりと国に対して問題提起を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療機関や訪問介護事業所に対する財政支援などの早急な対応についての御質問でございます。

人口減少が進む中においても、県民誰もが安心して生活していくためには、日々の暮らしに欠かせない公共サービスの維持確保は重要であると認識しております。

こうした中、公定価格である診療報酬、介護報酬により運営される医療機関や訪問介護事業所を取り巻く経営環境は、物価の上昇や人件費の高騰など社会経済情勢の変化を背景に、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて、県といたしましては、適切な診療報酬及び介護報酬の改定を行うよう国に対して要望を行ってまいりました。特に、訪問介護につきましては、本年8月12日に知事と共に厚生労働省へ赴き、地域の実情に応じた報酬設定、地方への国費の充実など制度改善、適時適切な報酬改定の3点について直接要望を行ってまいりました。

加えて、県としては、経営環境が厳しい訪問介護事業所に対し、担い手確保に向けたヘルパー同行支援や経営改善支援、介護職員等の一時金などによる人件費の改善や介護助手を募集する取組などへの支援、処遇改善加算の新規取得に向けたアドバイザー派遣などに取り組んでいるところです。

また、医療機関への財政支援につきましては、不採算でありながら県民生活に不可欠な医療を確保するため、精神疾患と身体的な病気やけがの両方の治療を必要とされる方を新規に精神病床で受け入れる医療機関に対し助成することとし、9月補正予算案として計上させていただきました。さらに、来年度当初予算に向けては、救急医療や周産期医療などその他の政策医療についても県として必要な支援策の検討を進めてまいります。

医療・介護のいずれも、次期報酬改定に向けて国で検討が進められているため、その動向も注視しつつ、誰もが安心して暮らし続けられる長野県を目指し、今後も必要な要望や支援を行ってまいります。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）子供、そして子育て支援の根幹に関わるサービスについては、国が本当に役割を果たすべきだと思います。同時に、それを進める上でも、地域から、地方からの取組をつくっていく、広げていくことが大事だと思います。もちろん、それには財源的な対応措置も必要となります。長野県からも大いにこういう根幹に関わるサービスを広げていくことを求めまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後 1 時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、服部宏昭議員から本日午後欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

続いて順次発言を許します。

勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。私見を交え、通告に従い質問させていただきます。

初めに、県営住宅の課題について。

一昨年令和5年11月議会の一般質問では、県営住宅の課題について個別にお伺いいたしました。令和3年度からの住宅の「5R」プロジェクトを柱とした取組の推進や子育て世帯向け改修等も評価するところであります。これらハード面と併せて、入居者の高齢化と自治会活動の停滞という課題に対するソフト面での支援も必要と考えます。

県では、昨年度、松本市内の並柳団地で、空き住戸を活用した「みんなの居場所並柳団地なごみ」が開設され、住民同士の支え合い活動に取り組めるようにしていただきました。このことにつきましても評価をするところであります。同議会の時点では、同団地における活性化策を模索中で、この取組等を横展開したいとのことでもありましたが、その後の他団地への取組状況についてお伺いいたします。

また、私の自宅近くの団地における出来事でございますが、独り暮らしの住民の様子がおかしい、中で倒れているのではないかと案じた同じ棟に住んでいる方が、民生委員や住宅供給公社に連絡、警察にも連絡をして、何とか一命を取り留めたという事件がございました。しかし、このとき、親族情報が全くなかったため、病院を含めて関係者が大変に困ったということでございました。高齢単身入居者の異常を察知し、親族等へ連絡する仕組みの導入が必要と思いますが、見解を伺います。

次に、県営住宅における共益費の徴収についてお伺いいたします。

県営住宅の共用部に関する電気代、水道代等は、入居者の方々が共益費として負担しており、各団地の自治会の役員の方が定期的に各住戸を訪問して徴収しております。しかしながら、入居者の高齢化の進行に伴い、徴収に困難を来すケースが増えております。また、共益費の支払いを拒む方への対応など、共益費をめぐるトラブルも多いと伺っております。

私の地元松本市の県営住宅を有する自治会の方々より、以前から、共益費は家賃と一緒に徴収してほしいとの強い声をいただいていたところがございます。共益費は払いたくないからう

ちの前の廊下の電気は消してくれなどと言われたり、あからさまに嫌な顔をされたり、居留守を使われたりと、集金を担当する方々の御苦労は大変であります。こうした団地の課題に対して、東京都や大阪府のほか、県として共益費を徴収している自治体が全国に存在いたします。例えば、東京都では、住宅共用部分の管理について、自治会から希望のあった項目を都が実施し、その費用を共益費として毎月の家賃とともに徴収しております。都では、共益費の徴収や各種料金の支払いを行う費用として4.5%の附帯事務費を上乗せしておりますが、それでも全団地のうち約1割強の団地がこの制度を利用しております。

また、先日会派で神奈川県に伺い、県による共益費の徴収制度についてお聞きしてまいりました。神奈川県は、本年7月から、自治会に代わり、県が共益費、共有部分の光熱水費に1世帯につき100円の事務コストを加えて維持管理料として徴収し、管理する制度を創設。現在は200団地中7団地のみでの実施ということですが、どの先行自治体も、こうした制度に住民の合意形成ができた団地について実施できるとしております。

長野県におきましても、同制度を創設すれば確実に需要があると考えます。神奈川県で制度導入後の評価もお聞きしましたが、利用している団地では多くの喜びの声が上がっているということでございます。また、今後は、自治会ごとに取扱いが異なる清掃や草刈りなどにつきましても、費用を共益費として徴収し、指定管理者の業務として実施することを検討しているということでもあります。これまで自治会が徴収してきた共益費を県が徴収する場合には、整理すべき課題があると思いますが、自治会の負担軽減に向けて検討していく必要もあると考えます。

また、入居者が高齢になっても引き続き安心して暮らしていただくためには、この共益費の徴収に関する課題について着実に検討を進めていくことが必要だと考えます。

そこで、伺います。県営住宅における共益費の徴収について、現在の状況をどのように承知されているのか。また、長野県として徴収することについての見解について、以上全ての質問を建設部長に伺います。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には県営住宅に関して3点の質問をいただきました。

1点目は、県営住宅における支え合い活動についてのお尋ねです。

議員御質問のとおり、並柳団地では県民参加型予算を活用した「みんなの居場所並柳団地なごみ」が昨年9月に開設され、入居者同士の支え合い活動に取り組んでいるところであります。

このなごみの取組に当たりましては、町内会をはじめ、地域活動の支援団体、大学、学生、県といった様々な伴走支援者がそれぞれの立場で連携協力し合って事業開始に至っております。

こうした取組を広く知っていただき、他団体でも横展開することを目的に、支え合いのネットワークをテーマとしたシンポジウムを本年9月に松本で開催し、11月には長野での開催も予

定しております。松本でのシンポジウムには、県営住宅の入居者をはじめ、自治会関係者、地域活動支援者の方々などが参加され、地域の支え合い活動の参考になったとの声をいただくなど一定の成果があったと認識しております。

今後とも、シンポジウムの開催などを通じて、アンケート調査によるニーズの把握や協力体制の構築に努めるなど、関係機関と連携の上、他団地への横展開に向けて取り組んでまいります。

2点目は、高齢単身入居者の異常を察知する仕組みについてのお尋ねでございます。

単身高齢者をはじめとした入居者の安否確認については、県が委嘱した管理人が状況把握を行うとともに、異常があった場合には建設事務所や県住宅供給公社等に報告することとしております。また、親族など緊急連絡先の届出についても、あらかじめ入居時や毎年の収入申告の際に行うこととしております。議員御指摘のケースは、この届出がなかったものと思われますので、今後はより一層その徹底を図ってまいります。

3点目は、県営住宅の共益費の徴収についてのお尋ねです。

県営住宅の共益費は、階段や集会所など入居者が共同で利用する場所の光熱水費であり、現在は全ての団地で自治会等が定める方法に従い、入居者から選ばれた方が徴収しております。なお、議員御指摘のとおり、東京都や神奈川県をはじめ、現在9都府県において、事務手数料を徴収した上で自治体が共益費を徴収していることは承知しております。

県が共益費を徴収することについては、メリットとして、県が家賃と合わせて徴収することで未払い額の減少や徴収を担当する入居者の負担軽減につながるなどが挙げられます。一方、デメリットとしては、事務手数料の支払いによる入居者の金銭的負担などがございます。このため、まずは県営住宅における共益費の徴収の実態や他県の状況を把握した上で、共益費の徴収について研究してまいります。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）建設部長からそれぞれ御答弁をいただきました。

メリットとデメリットがあるということもお話をいただきましたが、共益費の県徴収について大事なことは、それぞれ困っているところもあるわけですから、利用できるオプション、選択肢をつくっておくということが大事だというふうに思います。団地によって、自治会によって、額の違いもあり、一律にやることは難しいという面もございます。しかしながら、私は、県にも徴収をしていただく、そういうことも利用できますということを整えておくことが大事であるというふうに思います。

また、共益費の県による徴収は、入居者の半数が65歳以上の高齢者で、役員の成り手不足な

どで集金が難しくなっている県営団地において、自治会の負担が軽減されるだけでなく、入居者の利便性も向上することから、今後は実施していく必要があるというふうに考えますので、ぜひこれは前に進めていただきたいというふうに思います。

そういう意味で、先ほど9都府県で実施というお話もいただきましたけれども、ぜひ調査研究をしていただき、実現されることに期待いたします。

それでは、続きまして、生徒等が全国大会等に出場する際の旅費等に対する補助金について伺います。

令和2年度から過去5年間の中学校・高等学校体育大会選手団派遣補助金及び高等学校文化振興事業費について担当課に確認させていただき、今回一般質問をさせていただきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会がほぼ中止となっておりましたので、令和3年度からの実績を基にお聞きいたします。

中学校・高等学校体育大会選手団派遣補助金につきましては、4年間、毎年度、派遣費補助要綱の上限であります補助率3分の2、約66.6%近く支給されております。しかし、高等学校文化振興事業交付金につきましては、令和3年度は上限いっぱいであるものの、令和4年度は48.6%、令和5年度は特に低く26.6%、令和6年度も38.7%と、上限には程遠い補助率で大変に驚いております。

6定の委員会審査の折に、6年度の状況についてのみで補助率の低さを質問させていただきましたが、参加校や人数が上下するから等という答弁でございました。複数年度の数字から言えば、そうではないでしょうと言わざるを得ません。毎年の出場人数を見込みで予算づけするのであれば、人数が増加傾向であるのに、なぜ予算を減らしていつているのですか。そもそも予算が少な過ぎるのではないですか。体育大会出場生徒は3分の2に近い補助があるのに、文化系の大会出場生徒には半分以下、年度によっては4分の1近いというのはいかがなものでしょうか。文化系の大会補助予算がなぜ少なくなっているのか。また、このような現状についてどうお考えになるのか。あわせて、今後についての御見解を武田教育長に伺います。

毎年、四国中央市で開催されております全国高等学校書道パフォーマンス甲子園では、県松本蟻ヶ崎高等学校が2022年に史上初の3連覇を達成。本年も準優勝するなど大活躍しており、長野県を大きく宣伝してくれております。

しかし、旅費の補助はされておられません。高文連の補助対象基準から外れているとの理由とお聞きしますが、県として何かしら別の補助制度を設けられないかというふうに思います。

令和5年6月議会の私の初県議会における一般質問で、子供たちが出場する全国大会の補助対象拡大の検討を要望したことに対し、当時の教育長から、拡大が可能かどうか研究していくとの答弁がありました。あれから2年以上経過していますが、その後の状況はいかがでしょう

か。現制度での拡大が難しいのであれば、新補助制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。教育長に伺います。

次に、令和５年６月議会において、長野県高等学校等奨学金制度の入学一時金の新設や連帯保証人についても伺ったところ、同教育長から、生徒のニーズや償還状況を分析し、他県状況なども参考に研究していきたいとのことでした。こちらにつきましても、その後の分析結果や他県状況も含めて、教育長のお考えをお伺いいたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）３点の御質問をいただきました。

まず、文化系部活動の全国大会補助予算についてでございます。

全国大会等へ出場する際の旅費等につきましては、県高等学校文化連盟が旅費規程を作成しており、県教育委員会は、同連盟に対してその旅費等の一部を補助しているところでございます。一方、県教育委員会といたしましても、全国大会等に出場する部活動への支援に加え、郷土芸能など少人数での活動や、複数校におけるオーケストラのような合同活動に係る交通費や講師謝金等の補助を行い、生徒の活動を支えているところでございます。それに加え、探究的な学びの推進や多様な生徒に対する学びの保障、またＩＣＴ環境の整備など、喫緊の課題への対応を優先せざるを得ない状況にあったのも事実でございます。

県教育委員会といたしましては、喫緊の課題への対応のみならず、文化系部活動のさらなる充実の必要性も認識しており、今後、優先順を考慮しながら、県高等学校文化連盟と連携し、検討してまいります。

続きまして、全国大会出場の補助対象拡大と新補助制度創設についてのお尋ねでございます。

文化系部活動の補助対象となる大会については、県高等学校文化連盟が決定していると承知しており、補助対象の拡大については、これまでも同連盟と協議を重ねてまいりました。

現在、高校生が取り組む部活動は多岐にわたっており、大会の主催者も多様であることから、どの大会までを補助対象とするかの線引きは困難であるのが現状でございます。議員御提案の新補助制度の創設につきましては、現場の声を聞きながら適切に判断してまいりたいと考えております。

続きまして、長野県高等学校等奨学金制度についてでございます。

議員御提案の入学一時金の貸付けにつきましては、１１道府県が導入済みでございますが、本県では導入していない状況でございます。導入していない主たる理由としては、本県の入学者選抜における合格発表が３月中下旬であるため、申請から貸付決定までの手続が非常に短期間となり、ニーズの高い３月中の貸付けが困難であることが挙げられます。制度導入に当たっては、本県の実情に即した仕組みとする必要があることから、引き続き他県の詳細な制度、制度

運用に当たっての課題の有無等を含めて研究を重ねてまいります。

高等学校等奨学金制度の連帯保証人につきましては、議員からの御提案や保護者からの要望を踏まえ、令和6年度より連帯保証人を2名から1名に変更したところでございます。また、奨学金の貸付額につきましては、保護者の経済状況に応じた選択が可能となるよう、3種類の貸付額を設定し、選択制とする見直しを行ったところでございまして、これらの改善により、生徒、保護者が利用しやすい貸付金制度となるよう努めているところでございます。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）教育長よりそれぞれ御答弁いただきました。

文化系大会に出場する生徒の補助金について、現在の予算のままだと、今年も補助率が低いままとなってしまいます。可能であれば、下半期に補正を組んで増額していただきたいというふうに思います。市町村や学校のPTA、同窓会で旅費等を援助してもらえることもあるようですが、全てではないと思います。県としての補助規程があるわけですから、文科系も体育系と等しく補助すべきであります。

武田教育長におかれては、今後、この件のように、これまで見落とされてきたことがなかったかどうかという観点も見ていただきながら予算づけを行っていただきたいということを要望いたします。

あす、あさってと、静岡県浜松市で第68回中部日本吹奏楽コンクールの本大会が開催されます。長野県からは、高校の部に松本第一高校、県小諸高校、県豊科高校の3校が挑みます。今大会への県からの補助はやはりないと思います。長野県を代表して出場する生徒たちには等しく支援がなされるよう、よろしくお願いいたします。

また、来年度からは私立高校も授業料が実質無償化されますが、入学金や入学に際して必要となる制服や端末等の費用は変わらずにかかります。合格発表が3月中下旬だからということではありますが、県奨学金の貸与申請を行った生徒が、希望をすれば併せて貸与を受けられる入学一時金の新設を強く要望して、私の全ての質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）連日本会議で話題になっている外国人政策について、私からもお尋ねしてまいります。

先日の本会議で、知事から、外国人の実態把握が不十分である旨の日経新聞の社説の案内をいただきました。大本となる基礎データがなければ有効な政策は打てないし、断片的で不十分なデータは、むしろ社会不安を助長する。その趣旨は全くそのとおりであります。

記事を読んでいて一つ気になったのは、国ですらデータ収集や情報公開が不十分であったとすれば、県のよって立つところも相当に怪しいのではないかということです。実は、今回、これは肌感覚としても感じていて、例えば、こうして一般質問をやっていると、通常は、投げかける質問に対して大体これくらいの情報がありそうだなというような勘どころを事前にある程度持てるのですが、今回質問をする外国人のデータに関しては、どこにどれだけの情報が蓄積されているのか、最後まで全体像がよく分かりませんでした。

したがって、今回は広く箇条書的に質問していくこととして、願わくば、周辺分野を含めて、もう一度外国人に関する基礎データの対象と収集方法を全般的に洗っていただきたい。そんな要望を冒頭申し上げ、質問に入っていきたいと思います。

まず、大前提として、改めて現在長野県内に何人の外国人が居住しているのか。在留資格や国籍別の傾向など、最新のデータはどうなっているか。県民文化部長に伺います。

その上で、昨日までの議論を踏まえ、外国人に関する質問項目を五つ立てました。一つに社会保障、二つに税金、三つに犯罪、四つに多文化共生政策、五つに子供についてであります。

初めに、外国人と社会保障の関連性です。

生活保護の受給率をめぐるっては、一昨日、健康福祉部長から日本人と外国人の受給世帯の割合に有意な差があるとの判断は現時点では難しい旨の答弁がありました。今現在では確かにそうなのかもしれませんが、外国人が増え続ける将来を見たときには、例えば、日本人と違って、どの年代の層が、あるいはどの国籍の人たちが苦労を重ねているのかというようなことまで分析できないと、有効な救貧・防貧対策を打てないと思います。そこで、長野県が統計上国籍別にデータを取ることは可能なのか。収集困難な場合はその理由もお聞きします。

一方、保険料収納率については、外国人の国保収納率が日本人に比べて30%ほど低い旨の答弁がありました。こちらは明らかに有意な差になっているので、より喫緊の課題とも言えそうですが、同時に、部長からは、都道府県別のデータがそもそもない旨の御案内をいただいています。しかし、それでは全国平均と比較したときの長野県の客観的な立ち位置が把握できません。県として保険料収納率のデータを収集することは可能なのか。こちらも困難な場合の理由とともに、以上健康福祉部長に伺います。

二つ目に、さきの参議院選挙で話題になった外国人と税金との関係についても触れます。

こちら、県は、個人県民税など外国人の県税滞納状況を統計として調べているのでしょうか。仮に調べていない場合、調査にはどのような課題があるのか。そして、外国人は税金滞納率が高いのではないかという疑問に対してズバリどのように答えるか。総務部長に県の公式見解を求めます。

三つ目は、犯罪についてです。

外国人による犯罪件数及び割合は、10年前と比較してどうなっているのでしょうか。改めて外国人による犯罪の特徴と、今回特に取り出したいのは、では殺人や強盗などのいわゆる凶悪犯罪に限るとどう推移しているのかということです。外国人犯罪というと、昨年松本市で起こった緊縛強盗などを想起する人が少なくありません。外国人が増えて治安が悪化したとの言説の内実は何なのか。以上をまとめて警察本部長に明らかにしていただきます。

四つ目は、多文化共生政策との関連です。

これについては、ある種シビアな視点も今後が必要になると感じていて、例えば、外国人のマナー違反、ルール違反の増加、こうした問題が文化や言語理解の相違ではなく、悪意に基づくものが増加しているとするならば、毅然とした対応も求められます。

特に、日本語教室に参加したり、公が配布するパンフレットに目を通せる人ばかりではないので、いわゆるプッシュ型の情報発信や、多少おせっかいでも顔の見える関係を構築するなど、行政からのアプローチが必要かつ必須であり、ここは現行の共生政策の盲点になっている部分だと見ています。現状の対策と、それが十分であると考えているか、県民文化部長に伺います。

一方、背信的でない多くの方々と共に歩む姿勢は、一層きめ細やかにしていくべきであり、昨日、長野県多文化共生相談センターに寄せられた相談件数が昨年度は約1,700件に上ると御紹介いただきました。では、その内容として、具体的にどのような相談が多いと把握しているのか。県民文化部長に伺います。

これに関連して、5点目ですが、中でも大きな懸念点は、外国人の子供たちが日本の学校に本当に適応できているのかという点です。外国人というただでさえ不利な特性を持ちながら、さらに声を上げづらい子供であるという、いわば二重のハンデを負っている立場に鑑みると、平等やプライバシーといった物差しを型通りに当てていくだけでは、かえって子供の権利をじゅうりんしかねません。きちんとした実態把握とデータに基づいた具体的措置を求めるものであり、したがって、質問としては、義務教育と高校におけるいじめの認知件数において、外国人であることに起因したものは調査されているのか。調査されていない場合は、どのような理由に基づくのか。また、いじめ以外の困り事、トラブル等はいかに把握されており、外国人の子供たちが学校生活に困らないようどのような対策が取られているのか。以上について教育長の見解を求めます。

最後に、知事に伺います。

日本の長引く不況や国際的な競争力の低下、それから技能実習制度やインバウンド政策にかいま見える曖昧さ、こういった背景が争点化していくさまを現場の最高責任者としてどう感じてきたか改めてお聞きするとともに、本日はデータ収集の在り方を中心に投げかけてきました。国の課題は大きいとしても、県としてやるべきこと、できることも少なくないと思います。今

回の参議院選挙を受けて、多文化共生政策は何か変更すべき点を考えておられるでしょうか。

私見としては、例えば、共生政策も、今後は県下一枚のレイヤーではなくて、地域ごとにもう一段階実施計画をつくるなど、複数のレイヤーで対処していく局面に来ていると感じています。

昨日は、川上村、南牧村の話がありました。ほかに白馬村や小谷村、野沢温泉村なども在留外国人の割合が10%を超えており、全国的に見てもかなりの高水準になっています。負担も恩恵も全部その村が背負いますというのではなくて、周辺地域にもそれらをうまく分散させたり、波及させる弾力的な役割を県は負っているはずです。共生政策をよりきめ細かく遂行できる体制づくりが必要ではないか、知事に伺って、今回の一切の質問といたします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には3点お尋ねを頂戴しております。

まず1点目、県内に居住いたします在留資格別、国籍別の外国人数についてのお尋ねでございます。

本県に居住いたします外国人数は、法務省在留外国人統計によれば、令和6年12月末現在で4万6,850人となっています。これは、県総人口の約2.4%を占め、10年前と比較して約1.5倍に増加しており、過去最高を記録しております。

在留資格別に申し上げますと、永住者30%、技能実習15%、特定技能11%など、就労系在留資格者が増加しております。国籍別に見ますと、中国18%、ベトナム16%、フィリピン12%、ブラジル10%などとなっております。アジア諸国を中心に多国籍化が進展しております。

続きまして、外国人のマナー・ルール違反に対する県の対策についてのお尋ねでございます。

外国人のマナー・ルール違反の背景には、外国人県民の日本語力、あるいは地域の文化、生活習慣に関する理解不足があると考えられます。このため、生活に必要な日本語や地域のルールを学ぶ機会を提供し、理解を求めていることが重要と考えております。

県では、令和元年から、地域社会での生活に必要な知識やルールを学ぶことができるモデル地域日本語教室を県内各地で開催してまいりました。上田市、松本市、駒ヶ根市、長野市、佐久市、安曇野市と順次普及に努めてまいりまして、今年度は伊那市において取組を行っております。

また、長野県市町村地域日本語教育推進補助金では、日本語教育のみならず、日本文化や生活習慣等も併せて学ぶ機会を提供することを補助対象の要件としております。しかしながら、外国人にとっての身近な窓口である市町村には、外国人県民によるごみの分別の不徹底や騒音などのトラブルについて県民からの問合せが寄せられていると承知しておりまして、さらなる取組が必要となっていると認識しております。

このため、誰もが暮らしやすい地域づくりのため、7月に設置いたしました長野県多文化共生推進本部において、暮らしのルール、文化等の違いにより生じる課題を整理いたしますとともに、外国人の生活全般の支援に向けた検討を開始いたしました。今後、各部局が連携して、それぞれの分野におけます外国人県民に関わる実態や状況の把握に努め、どのようにルール・マナーを伝えていくことが効果的かなどの観点から検討し、皆様に暮らしやすい環境づくりに向けた取組を進めてまいります。

最後に、県の外国人相談窓口に寄せられました相談の内容についてでございます。

県では、外国人県民の相談窓口として、長野県多文化共生相談センターを令和元年10月に開設し、現在6名の相談員が中国語、ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語の6言語での相談に直接対応しておりますほか、ウェブサイトやSNSを通じた多言語での情報発信、市町村相談員の資質向上を目的とした研修会や出張相談会の実施にも取り組んでおります。

令和6年度に寄せられました相談件数は、先ほどもお話がございましたように、約1,700件でございますが、主な内容といたしましては、件数の多い順に、まず在留資格の変更や更新などに関するもの、これが約37%でございます。続きまして、出生や婚姻などの際の母国への提出書類に関するもの、これが約10%でございます。そして、通訳、翻訳先の紹介依頼、これも約10%でございます。そして、結婚、離婚などの国内手続に関するもの、これが約9%となっております。これらで全体の約7割を占めておる状況となっております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、国籍別の生活保護受給率についてでございます。

国籍別の生活保護受給世帯数については、個々の福祉事務所単位で把握しているところですが、一方で、県全体の外国人世帯数については、5年に1度実施される国勢調査により把握しているため、受給率は国勢調査の結果を活用することで算出ができるものと考えます。

しかしながら、生活保護制度は、在留資格などの条件を満たせば国籍に関係なく利用できるものであり、国籍別の受給率を公表することは、特定の方への偏見や誤解を招くおそれもございます。そのような状況の中で、新たに国籍別受給率を収集する必要性や、そのデータとしての妥当性も含め、算出については慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

次に、国民健康保険制度における外国人の収納率データ収集についてでございます。

現在、各市町村では、厚生労働省が示した標準仕様に基づいたシステムを利用して集計を行っておりますが、その中には外国人の収納率を集計する機能は含まれておりません。そのた

め、現時点で長野県として市町村からデータを収集することは困難でございます。

なお、この点について、厚生労働省では、全国の市町村で外国人の収納情報等を把握できるようシステム改修を検討しており、県としては国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、外国人の県税滞納状況及び調査における課題についてでございます。

個人情報の保護に関する法律におきまして、行政機関等は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集・保有することは認められないとされております。このため、県税の課税に必要な国籍に関する情報の収集・調査は行っていないことから、外国籍の方に限定した滞納状況は把握しておりません。

次に、外国人は税金滞納率が高いという意見についてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、外国人に限定した県税の滞納状況については把握しておらず、また、国においても現時点ではそのような統計データを示していない状況でございます。なお、現在、国におきましては、外国人を含めた出国者に係る個人住民税の徴収状況などの実態を把握するために、全市区町村を対象とした調査を初めて実施しているというふうにお聞きしております。この調査結果につきましては、今後国の個人住民税検討会において議論が行われるものと承知しており、そこでの議論や検討状況を注視してまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私からは来日外国人による犯罪についてお答え申し上げます。

昨年、令和6年中における県内の刑法犯及び特別法犯の総検挙件数は4,148件で、そのうち来日外国人に関わるものの件数は346件で、8.3%となっております。

10年前となります平成27年中は、総検挙件数5,178件で、そのうち来日外国人に関わるものは187件で3.6%、翌平成28年中は、総検挙件数5,028件、うち来日外国人に関わるものは372件で7.4%、翌29年中は、4,635件、うち159件で3.4%となっており、年ごとに増減しておりますが、明確な傾向というものはここでは確認できないところでありますが、いずれも10%未満で推移しているところであります。

来日外国人犯罪の状況につきましても、具体的に罪種を見ますと、昨年中は窃盗が248件で全体の71.5%と最も多く、続いて不法残留等の入管法違反が51件、住居侵入が14件となっています。また、国籍別で見ますと、ベトナムが272件で8割弱と最も多く、続いてタイ34件、中国17件となっております。

当県における来日外国人による犯罪への対応といたしましては、関東圏からベトナム人犯罪グループ等が流入し、太陽光発電所などを狙った金属盗やドラッグストアなどでの大量万引き等を組織的かつ連続して敢行している状況が一部に見られているところであります。

続きまして、来日外国人による殺人、強盗等の凶悪犯罪についてであります。令和6年中は、総検挙件数50件のうち、来日外国人によるものは1件となっています。過去10年では、これもまた年ごとに増減があるものの、来日外国人による凶悪犯罪の検挙件数は年間1件から4件で推移しているところであります。

以上であります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には3点のお尋ねをいただきました。

まず、外国人であることを起因としたいじめの認知件数調査についてでございます。

いじめの認知件数につきましては、県教育委員会として、年に1回、文部科学省の問題行動等調査により把握しており、この調査は、暴力行為、仲間外し、ネット上の誹謗中傷などいじめの具体的な行為の調査であり、いじめの背景や要因を特定する調査でないことから、外国人であることを起因とするいじめ認知件数については把握しておりません。

これまで、県内の外国籍児童生徒数はそれほど多くなかったことから、当該項目に関する調査は実施しておりませんが、今後、外国籍児童生徒の増加が見込まれる状況を踏まえ、調査の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、外国人児童生徒のいじめ以外の困り事、トラブル等の把握でございます。

各学校では、担任に加え、小中学校では、日本語指導担当教員が授業中や休み時間などの日常の様子を丁寧に観察することで、また、高等学校では、生活支援相談員が授業支援や個別面談において言語理解の困難さや友人関係、生活面での悩み、情緒面の変化などについて気づけるよう努力をしているところでございます。

しかしながら、言語の壁を原因とする学習面でのつまずきや生活面での不安などの個別の課題のほか、文化等の違いによる多様な背景を持つ児童生徒への個別で柔軟な対応が難しいという課題も認識しております。

続きまして、外国人の子供たちへの支援策についてでございます。

現在、外国人児童生徒等の支援として、原則として6人以上在籍する学校に日本語指導教室を設置し、1名の教員を加配しております。また、各学校の実情に応じて、外国人の子供たちの支援を行う加配教員を10名配置しているところでございます。さらに、外国人児童生徒等に関わる教員の指導力向上を図るため、年3回の研修を実施し、対応力の強化に努めております。

一方、加配教員が全ての母国語に対応できないことや、日本の学校における「そろえる」こ

とを重視する教育風土に異なる文化や風習を持つ外国人の子供たちがなじみにくいといった課題があることも承知しております。こうした課題に対して、多様な子供が共に学び合うインクルーシブな学校を目指し、多様性を認める学校づくりをしていくことが重要と認識しております。また、日本の文化や風習に慣れるまでの期間をどう支援していくかも課題であり、市町村教育委員会と共に研究してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には外国人政策に関連して３点御質問を頂戴いたしました。

まず、さきの参議院選挙で外国人政策が主要テーマとなった背景についてどう感じているかという御質問でございます。

いろいろな要因があるのではないかというふうに思いますが、私なりに考えると、三つほど要因があるのかなと。

一つは、近年、在留外国人数が非常に増えている状況であります。この場でも何度も御答弁申し上げているように、国全体としての基本戦略や将来像が示されていないということ。それから、二つ目として、労働力不足が深刻化して外国人労働者が増えている中で、この就労制度の整備・運用や外国人の皆さんの暮らしに係る諸課題を解決するための受入れ環境の整備が、我々も努力していますが、なかなか追いついていない部分があるということ。加えて、SNSをはじめとするネットメディアを通じて、外国人に関して様々な情報や意見が拡散し、争点化しやすい状況になっているということ。こうした要因が重なっているのではないかというふうに思います。その結果、国民の不安を招き、外国人政策が今回の参議院選挙においてテーマの一つとして取り上げられることになったのではないかと考えております。

続きまして、参議院選挙を受けて、長野県の多文化共生政策は何か変更すべき点があると考えているのかという御質問でございます。

参議院選挙を受けてということではありませんが、昨今の外国人の増加の状況、あるいは先ほど来御質問いただいておりますような様々な分野における対応、こうしたことを考えれば、必要な対策の充実強化や見直しが必要になってきているのではないかというふうに思っております。

県では、長野県多文化共生推進指針2020に基づいて多文化共生政策をこれまで進めてきておりますし、また、昨年度県民会議で策定した信州未来共創戦略におきましても、外国人の方を含めて国内外から信州にいらっしゃる方々が積極的に受け入れられ、地域社会の一員として安心して暮らし、働ける環境になっている、このことを「2050年にありたい姿」として掲げるなど、以前から寛容な社会の実現に向けた取組を進めさせていただいているところでございます。

こうした中、県としては、外国人材の受入れや外国人との共生について改めて幅広く考えな

ければいけないということで、外部有識者に加わっていただき、長野県外国人政策検討懇談会を設置いたしまして、今、議論いただいているところであります。また、庁内では、私を本部長とする長野県多文化共生推進本部を設置しているところでございます。

私としては、日本語教育の充実や生活相談体制の充実、外国人に関わる政策についてはこれまで以上に強化していく必要があるのではないかと考えておりますが、懇談会での議論、そして推進本部における検討を踏まえて、改めて多文化共生政策の全体像を取りまとめて、指針の見直しも含めて検討していきたいと考えております。

最後に、地域ごとに状況が違いますので、地域ごとのきめ細かな政策を進めていく体制が必要ではないかという御質問でございます。

御指摘いただいたとおり、白馬村、川上村、野沢温泉村、小谷村、南牧村、こうした地域では、外国人住民の割合が1割を大きく超えているという状況でもあり、また、全国的に見ても外国人の割合が高い水準の地域になっております。

こうした地域におきましては、観光や農業などの産業に直結している課題もあり、全県一律の施策ではなく、それぞれの地域の課題に正面から向き合った対応を行っていくことが必要だというふうに考えます。このため、在留外国人の割合が特に高い地域につきましては、市町村の御要望等も踏まえて、課題を整理した上で、地域特性に応じた施策が展開できるよう、多文化共生推進本部の場において議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（中川博司君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。通告に従いまして、信州まつもと空港、食肉施設、中部縦貫自動車道に関して3件質問をさせていただきます。

初めに、信州まつもと空港と産業振興について伺います。

まず空港のことで触れたいこととして、今定例会開会日に発表されました信州まつもと空港と沖縄那覇空港を結ぶ初の連続チャーター便についてであります。このプログラムチャーターでは、12月10日から約2週間、およそ3日置きのペースで、途中給油もなく松本―沖縄間の直行チャーター便が運航されることとなります。特に、今回は、ツアーだけでなく、個人客による航空券購入も可能ということもあって、SNS上でも本企画の話題が広がり、沖縄便に対する期待と機運の盛り上がりを感じているところです。

他の空港で定期便就航までの過程を見えますと、まずは単発チャーターから始まって、連続チャーター便の企画を経て定期便就航に至るという流れが一般的であります。そのため、今回の企画は、沖縄定期便化に向けた大きな前進であると言えます。

また、来月11月4日から予定されている沖縄チャーター便では、今年2月定例会で風間県議が代表質問されました沖縄との若者交流事業を実施予定であり、若者枠は申込定員に達しているとお聞きしているところです。両県の歴史文化の理解が深まることで、沖縄とのつながりに新たな可能性が生まれることを期待しています。

国際化の面においても、モンゴル便が2年連続で就航し、韓国便はコロナ禍以来6年3か月ぶりに復活いたしました。韓国清州国際空港に向かった9月のチャーター便に私も搭乗いたしました。松本から清州国際空港まで1時間50分、2時間足らずで海外に到着できる利便性は、空港の価値を改めて示すものだったと感じています。韓国からの利用も堅調であったようなので、観光の面からも検証、分析をして、今後のインバウンド施策や次の国際チャーターの実現にぜひ生かしていただきたいと思います。

日経新聞の報道によりますと、大都市空港を経由する利用者が増えてきたこともあって、地方空港の利用は全国的に拡大傾向にあります。特に、ここ10年の伸び率で見ますと、松本空港利用者数は2.7倍になっており、全国地方空港の中で松本空港が最大の伸び率になっていると紹介されていました。

空港に関するこういった前向きな話題がある一方で、懸念されるニュースとして、今月26日からの冬ダイヤにおいて神戸便が1便減少してしまうことが挙げられます。神戸便は、関西圏への玄関口であると同時に、沖縄便や国際便への乗り継ぎも可能な重要路線であり、減便は空港発展にとって大きな不安要素となっています。

全国的に、円安による燃料費や整備費高騰により、国内線事業は収支が悪化していると報じられています。地方空港網は、鉄道網などと同じく地方経済圏を支える重要な交通網であり、その維持発展に向け、国でも各航空会社に対し聞き取りが行われているようです。

また、2月定例会一般質問において私が質問させていただいたこととして、空港周辺のまちづくりや地方空港が持つ地方創生の可能性を広げることについて取り上げさせていただきました。その際、知事からは、空港の機能強化や路線の拡充だけでなく、周辺地域や長野県全体を見据えた産業振興政策や観光政策との関連性も含め、より広い視野で空港に関連する施策に取り組んでいきたいという趣旨の答弁をいただいております。その方向性をぜひ具現化していただきたいと思います。

観光分野では、長野県の強力な観光資源を大都市空港経由のインバウンド客にもしっかりと訴求していき、県として空港を活用した観光戦略などの検討もこれから進めていただきたいと思います。

また、長野県においては、本年度末までの県航空機産業振興ビジョンに続く新たな戦略として県航空・宇宙機器産業振興戦略（仮称）の策定を進めています。高高度における試験などの

空域活用や産業立地の観点から、同戦略における空港の活用可能性についても検討していただきたいと思います。

以上を踏まえまして、空港に関して6点質問いたします。

まず1点目、12月の沖縄プログラムチャーター便の造成に当たっての取組と今後の沖縄便の見通しについて県の見解を伺います。

2点目、信州まつもと空港における国際チャーター便の成果や今後の見通し、そして空港国際化に向けた今後の取組について伺います。

3点目、冬ダイヤにおける神戸便減便は、沖縄便が運航され、国際化した神戸空港への期待もあって、今後復活を望む声が多く上がっています。全国的にも国内線事業の収支が悪化している状況がありますが、今後の神戸便の見通しや県の支援状況について伺います。以上3点につきまして村井交通政策局長に伺います。

4点目、信州まつもと空港の観光利用を促進するため、国内客の誘致に加え、国内便乗り継ぎによるインバウンド客の誘致も必要と考えます。今後の取組について県の見解を高橋観光スポーツ部長に伺います。

5点目、県航空・宇宙機器産業振興戦略（仮称）の策定に当たり、宇宙機器産業も柱の一つに据えたところでありますが、策定に当たっての検討状況と課題について見解を伺います。

6点目、同戦略策定に当たって、松本空港活用の位置づけや取組を展開していただきたいと考えますが、県の見解を伺います。以上2点を米沢産業労働部長に伺います。

続きまして、2件目として、食肉施設について取り上げます。

今定例会でも多くの議員が取り上げられているところですが、私からは畜産業を営む方々に対するこれからの支援の在り方についてお伺いしたいと思います。

前定例会で松本食肉処理施設の見通しについて取り上げた後、7月に入って建設費高騰等の理由により、JAグループから食肉施設の新設移転を断念することが発表されました。その後、今の松本食肉処理施設の敷地はごみ焼却施設の建て替え候補地となっていることから、令和10年度末までに現在地から撤退するというところで松本市との合意が交わされているところです。

これまでの経過において、施設移転の支援と調整に当たってこられた県当局の取組を見るに当たり、私自身も施設移転の実現を目指してきた立場からすれば、この結果は極めて残念で厳しいものであります。県内で畜産業を営む方々からは、この移転問題だけは今後の営農継続に関わる重大な案件だから何としても実現してほしいという切実な声をお聞きしてきました。今回の知事提案説明においても極めて重要で切実な課題と位置づけられ、県として畜産経営支援を強化する方針が示されているところです。

今求められていることは、第一に、現在、松本施設で処理している頭数の受入れ先を確実に

確保すること。そして、第二に、営農を続ける農家の不安や懸念に一日も早く応え、搬送費支援などの短期的な見通しを早期に示して営農者が畜産業の将来展望を描けるようにすることです。

これまで、本件については、ＪＡグループ、県、松本市が関わる中、県は、移転問題については支援する立場で当事者間の調整に当たってこられました。県畜産業の継続、振興、そして食料自給率向上などの観点からも、食肉流通体制は今後必要となる社会インフラの一環であると言えます。

その点からは、国としての取組も求められるところです。国への働きかけも含め、今後県として主体的にこの問題の取組をリードしていただくことを改めてお願いしたいと思います。以上を踏まえ、２点についてお伺いいたします。

食肉施設についてでございますが、食肉施設における今後の廃止に至るまでのスケジュールはどのようになっていくのか。それに伴う荷振りなどをいつまでに完了させることになるのか。その見通しについての見解をお伺いします。

そして、開会日の議案説明において、施設閉鎖に伴う運搬費増加の影響を緩和する取組に加え、生産者の経営規模拡大や生産性向上支援、消費拡大やブランド価値向上の取組を早急に明確にするとのことでした。

まず、県が主体的に長野県畜産業の展望を示すことも必要であると考えますが、具体的な支援内容を含め、今後の取組についての見解を伺います。以上２点を村山農政部長に伺います。

最後に、中部縦貫自動車道及び国道158号の整備状況について伺います。

県内で進捗が図られている各高規格幹線道路事業のうち、この中部縦貫自動車道については、松本―波田間を結ぶ松本波田道路の事業が国土交通省長野国道事務所により進められています。一方、そこから上高地、岐阜中ノ湯に至る先線については、国との勉強会が重ねられているものの、国からルート案が示されないままの状態が長く続いています。国の具体的な動きが見られない中、改めて地元の思いや機運を伝えていき、本事業の進展を図りたいという願いを込め、今回取り上げさせていただきます。

中部縦貫自動車道は、松本市から高山市を経由し福井市までを広域的に結ぶ高規格幹線道路であり、国道158号のバイパス機能を有する安全で信頼性が高い道路として計画されています。この道路を建設することによって、長野自動車道、東海北陸自動車道等が連絡され、物流改善、地域産業活性化、国内有数の観光地へのアクセス向上など、関東、中部、北陸地方を一体的に発展させる役割を担うことになります。

さらに、近年、激甚化、頻発化する豪雨・豪雪災害や南海トラフ地震のリスクを考えれば、高規格道路ネットワークの機能強化、多重性、代替性の確保は、国土強靱化の観点から極めて

重要です。このような中、松本市から高山市間においては、これまでに安房峠道路と高山インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間が開通したものの、いまだに事業化に至らない区間が残されており、整備の加速が強く求められています。

また、国道158号は、長野県から福井県までを結ぶ物流の基盤であると同時に、上高地をはじめとする世界に冠たる山岳地帯や国内有数の観光地である上高地等のアクセス道路として重要な役割を担っています。地域住民にとっては、通勤、通学、買物といった日常生活を委ねる唯一の生命線となる道路です。両路線の整備・改良促進を地元からも熱意を持って求められているところであり、国に対して強力な働きかけを引き続き進めていく必要があると感じています。そこで、それぞれについて2点お伺いします。

まず、中部縦貫自動車道についてです。

本年6月6日に閣議決定されました第1次国土強靱化実施中期計画では、推進が特に必要となる施策として道路ネットワーク機能強化対策が位置づけられ、高規格道路の未整備区間の整備を推進すると示されました。本計画によって、松本波田道路の早期整備に加え、先線である波田―中ノ湯間の計画についても地元からの期待が高まっているところであります。

そこで、松本波田道路の工事の進捗と、その先線の波田―中ノ湯間の早期計画策定について、現状はどのようになっているか。また、その進捗を図るため、国への働きかけが必要と考えますが、その見解について伺います。

次に、国道158号につきましては、国の代行事業で進められている奈川渡改良事業及び県が実施する狸平工区の改良事業について、それぞれ進捗状況をお伺いしたいと思います。以上2点、栗林建設部長に伺います。

以上、質問といたします。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には3点御質問をいただきました。

1点目の沖縄プログラムチャーター便造成の取組と今後の沖縄便の見通しについてであります。

沖縄とのチャーター便は、平成22年度からFDAが、令和3年度からはJTA（日本トランスオーシャン航空）が運航を開始しまして、これまでの実績は累計で140便となっております。一方で、定期便化に向けましては、従来の団体旅行商品だけでなく、個人旅行やビジネス利用等への需要の拡大が課題となっているところです。

そこで、次のステップとして、個人旅行やビジネスでも利用しやすいチャーター便の運航を目指し、旅行会社や航空会社と協議を重ねてきたところです。この結果、今般、FDAによる個人向け航空券の販売を組み合わせたチャーター便の連続運航によるプログラムチャーター便

が実現したものであります。

現在、旅行会社や航空会社に対して多数の申込みが寄せられておりまして、沖縄への航空便のニーズの高さを実感しているところです。利便性の高いプログラムチャーター便の実現によりまして需要の拡大が期待できることから、定期便化へ向けた大きな一歩と考えております。今後も、航空会社や旅行会社と連携しまして、こうしたプログラムチャーター便の運航を継続、拡大し、地元住民の皆様の理解も得ながら、定期便の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の国際チャーター便の成果や今後の見通し、空港国際化の取組についてのお尋ねです。

昨年、4年8か月ぶりに再開した松本空港への国際チャーター便につきましては、本年9月、モンゴル便は2年連続、韓国便は6年3か月ぶりに双方向による就航が実現したところであります。今回のチャーター便では、モンゴル及び韓国から多くの方に御利用いただきまして、搭乗率が90%に達するなど、大きな成果を得ることができたものと認識しております。特に、韓国便では、搭乗者85名のうち個人旅行者が76名に上りまして、団体旅行だけでなく個人旅行にも松本空港への国際チャーター便に対するニーズがあるということを実感しております。

今後の国際化の取組につきましては、国際チャーター便のさらなる拡充に加えまして、インバウンド旅客によるF D A定期便の利用を促進するため、航空会社や旅行会社に対しまして国際乗り継ぎ旅行商品の造成を働きかけてまいりたいと考えております。加えて、国際線の就航等への対応を強化するため、専門のコンサルタントに委託している空港の機能強化に関する概略検討の結果を年度内に取りまとめまして、早期に具体的な施設整備に着手してまいりたいと考えております。

3点目の今後の神戸便の見通しと県の支援状況についてのお尋ねです。

F D Aの今冬ダイヤでの神戸便の減便につきましては、利用者数が順調に増加してきた中でこの発表でありまして、非常に残念であると受け止めております。F D Aからは、今回の減便の理由としまして、燃料費高騰など運航コストの増大が影響し、国内全路線を見直した結果とお聞きしておりまして、国内線事業全体の厳しい経営環境を踏まえればやむを得ない判断であったと認識しております。

県としては、F D Aに対しまして、これまでも着陸料の全額免除や広告宣伝費等の支援を行ってきておりまして、F D Aからも、松本空港路線はF D Aの基幹路線であるともお聞きしていることから、これ以上の減便はないものと認識しております。今後は、松本市など関係機関と連携しまして、神戸便の利便性の高さを積極的にPRするなど、一層の利用促進策に取り組み、早期の復便を後押ししてまいります。

加えて、地方と地方を結ぶ航空ネットワークの重要性に鑑みまして、F D Aと連携し、リージョナル航空や地方空港に対する国による政策的支援の強化について要望してまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には信州まつもと空港の観光利用の促進について御質問をいただきました。

信州まつもと空港の令和6年度の利用者数は25万7,000人余りと、前年度に続き25万人を超えており、信州まつもと空港利用促進協議会が実施したアンケート調査では、令和6年度の定期便利用者のうち観光目的の利用者は約6割と、半数以上を占めている状況であります。これまでも、こうした観光目的の利用者の増加を目的に、信州まつもと空港利用促進協議会で旅行商品の造成支援、就航先でのイベント実施やメディア向けP R等に取り組んできておりますが、観光スポーツ部としても、協議会と連携して、空港を利用した県内への誘客の取組を進めてまいります。

まず、国内誘客につきましては、長野県への旅行を検討している県外の皆様に対して、移動時間の短縮などの利便性や県の中央に空港があることによる県内各地への移動のしやすさなどをお伝えするとともに、デスティネーションキャンペーンに向けて、空港を起点として周遊する旅行商品の造成や、広域的な観光ルートの設定を地域の皆様にも検討していただき、就航先の旅行会社やメディアを訪問してP Rしてまいりたいと考えております。

次に、インバウンド向けの対策としては、先ほど交通政策局長からも申し上げた国際チャーター便や国際乗り継ぎを活用した旅行商品造成の働きかけを行う際に、観光スポーツ部として松本空港をゲートウエーとした観光モデルコースの提案を行うなど、交通政策局と連携して取り組んでまいります。

また、国際乗り継ぎ便の利用につきましては、本県の主要市場であります台湾などの東アジアは、乗り継ぎ元の3空港への直行便が充実しており、地方への訪問意欲も高く、国内移動も自ら手配できる訪日リピーター層が多くいることから、本県へのアクセスの選択肢として積極的に情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には航空・宇宙機器産業振興戦略（仮称）について2問御質問をいただきました。

まずは戦略の検討状況と課題についてです。

これまでの航空機産業振興の取組により、県内の参入企業は111社となり、産業集積は一定程度進展したものと考えております。一方で、国産旅客機の開発中止やコロナ禍による航空需要の激減など、外部環境は大きく変化し、県内企業からは、新たな出口戦略が必要といった課題が見えてきました。

これを踏まえ、現在策定中の戦略では、これまでの航空機産業の集積を生かした新たな展開として、航空機産業を幅広く捉え、機体整備や空港地上設備など周辺産業に広げていくこと、航空機関係の技術と親和性が高く、今後急速な市場拡大が見込まれる宇宙産業を対象に加えることを大きな方向性に加え、検討を進めております。

戦略の策定に当たっては、有識者で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、国や先進企業による航空機関係の取組状況に加え、宇宙産業については、その実態、参入のノウハウに関する知識が乏しいといった課題があることから、経済産業省やJAXAにも参加いただき、今後の宇宙産業の方向性や地域企業が宇宙産業に参入する際のポイント等をお聞きしながら議論を重ねているところです。

これまでの議論として、他県における県や地域を挙げて航空や宇宙産業にチャレンジしている取組を参考にすべき。国は、日本の宇宙産業の市場規模を2030年代早期に8兆円にすることを目標としており、参入の好機である。小型・軽量化を実現する超精密加工技術等の県内企業の特徴を生かし、衛星の構成部品を中心として新規参入を促すべきなどの意見をいただきました。県としては、航空・宇宙機器産業を将来の県内経済をリードする産業の一つにできるよう、本年度中に戦略を策定し、関係機関とも連携して、実効性ある施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、振興戦略の策定に当たって、松本空港活用の位置づけや取組についてです。

新たな戦略では、航空機の機体整備や空港地上設備など、対象を周辺産業にも拡大し、県内企業の参入を促進してまいりたいと考えております。具体的には、エアライン等から収集した空港地上設備などのニーズを県内企業とマッチングし、例えば、松本空港において試作や空港での実証等を行うなど、製品化につなげる取組が考えられます。

また、県内企業が生産する航空・宇宙機器に組み込まれる小型部品等の輸送を松本空港を発着する航空機が担うことにより、新たな供給ルートが確保され、サプライチェーンの強化につながることを期待されます。このように、松本空港を活用することで、これまでにない新たな発想による産業振興施策を実施できる可能性があることから、現在策定中の戦略において、施策展開の方向性の一つとして位置づけることを検討してまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には食肉施設の関係で2点御質問をいただきました。

まず、松本食肉施設廃止に向けたスケジュール等についてでございます。

J A全農長野からは、松本食肉公社の土地は令和11年3月末までに更地にして松本市に返還する。解体更地工事には1年間かかることから、食肉公社の営業は令和10年3月末までに終了する見通しであると説明されております。このため、令和10年4月から新たな食肉流通体制に移ることになりますが、生産者の不安や懸念を払拭するためには、できるだけ早期に全農長野が関係者との調整を行い、新たな出荷先を決めるとともに、北信食肉施設や佐久市の食肉カット施設の受入れ体制を確保する必要があります。

現在、全農長野におきまして新たな出荷先を調整しているところであり、年内には生産者へ具体的な出荷先が示される見通しです。この動きに並行しまして、県としましては、輸送コストの増嵩分などに対する必要な支援策をスピード感を持って具体化してまいります。

次に、松本食肉施設の閉鎖に伴う取組などについてでございます。

これまで、各地域で開催した説明会において、生産者から不安の声をお聞きしている一方で、若手生産者が将来にわたり希望を持って経営ができる環境づくりや、ベテラン農家の離農が進まないような対応が求められております。このたび、県が主体となって設置した検討会議には、生産者、流通販売事業者、消費者、市町村等本県の畜産に関わる幅広い方々に参画いただいておりますので、これら関係者が一丸となって本県畜産の将来展望を目指す姿として明確にし、その中で具体的な支援策を検討してまいります。

例えば、出荷先の変更に伴う掛かり増し経費の低減や大型車両の導入による運搬効率の向上など影響緩和への支援に加え、機械・施設の整備、スマート農業の導入といった持続的な生産強化やコスト低減等に資する生産者の新たなチャレンジへの支援、県産畜産物の消費拡大、観光等と連携したブランド価値向上への支援など、この機会に生産者が前向きになって経営を継続できる畜産振興策を、県、J Aグループ、関係市町村が一体となり、実行できるものから順次打ち出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には2点御質問をいただきました。

1点目として、中部縦貫自動車道の整備状況についてお答えします。

まず、松本波田道路は、昨年度までに94%の用地買収が完了しており、本年度は新村高架橋などの工事が行われるとともに、波田地区のボックスカルバート工事の発注手続が進むなど、着実に事業の進捗が図られているところであります。

次に、松本波田道路の先線となる波田ー中ノ湯間は、他県に比べて進捗が遅れておりますの

で、計画段階評価の手續にできるだけ早く着手できるように、これまで、国、県、松本市による整備検討会を2回開催し、ルート案の検討を進めているところでございます。このルート案の検討に当たりましては、地域の自然・社会条件を考慮するほか、国道158号とのアクセス位置が重要な課題となりますので、次回の整備検討会に向けて関係機関による勉強会を令和6年3月及び今年の3月に開催し、準備を進めております。

次に、事業進捗のための国への働きかけにつきましては、議員の御発言にもございました地域からの期待の高まりや、第1次国土強靱化実施中期計画の内容を踏まえ、大変重要であると認識しております。

これまでも、松本波田道路の早期完成や波田一中ノ湯間の計画段階評価の早期着手について、年2回、知事から直接国へ要望を行っており、本年6月にも実施したところでございます。県といたしましては、引き続き関係自治体や地域の皆様と一層の連携強化を図り、中部縦貫自動車道の日も早い全線開通に向けて取り組んでまいります。

次に、国道158号の改良事業についてお答えいたします。

国道158号は、県内有数の観光地である上高地へのアクセス道路であるとともに、第2次緊急輸送道路にも指定されていることから、観光、防災の両面から当路線の整備が大変重要と認識しております。国の権限代行による奈川渡改良事業は、全体延長2.2キロのうち、大白川トンネルと大白川大橋の約1.8キロが既に完成し、本年度は新入山トンネルの工事が進められているところであります。現在、奈川渡ダム側のトンネル坑口において、のり面補強工事を夜間作業により行っており、準備が整い次第トンネル掘削に着手する予定と聞いております。

次に、県が実施している狸平工区につきましては、全体延長1.5キロのうち約1.1キロのトンネルが令和6年7月に貫通し、本年度はトンネルの舗装工事や梓川を渡河する橋梁の下部工事を実施する予定としております。この梓川に架かる橋は、急峻なV字谷地形における橋桁の架設や現道の交通処理など技術的難易度が高い工事になりますので、施工方法を入念に検討した上で工事を進めてまいります。

今後も、国や松本市と連携し、地域の皆様と情報を共有しながら早期完成に向け事業を推進してまいります。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

空港についてですけれども、だんだん空港の裾野が広がっているような感じがして、大変ありがたいと思います。路線拡大や新規就航についてももしっかり取り組んでいくと、そして神戸便もこれ以上の減便がないようにということで力強い答弁をいただいたところでございます。国

への働きかけも含め、ぜひ引き続きのお取組をお願いしたいと思います。

そしてまた、松本空港を軸にした産業振興についても、ぜひ県庁各部局と連携しながら横断的視点で具現化していただくようお願いしたいと思います。

また、全国知事会長に就任されました阿部知事におかれましては、海外で観光PR等を行う機会もあるかと思います。ぜひこの地方空港を活用したインバウンド誘致という部分についても取り組んでいただきたいと思っています。地方空港網を生かすことは、地方の未来を切り開く大きな力となります。県営空港を擁する長野県としてぜひ国に対してもこの地方空港網支援について働きかけをお願いいたします。

畜産振興につきましては、具体的な今後のスケジュールや支援内容の例についても触れていただきました。農家の営農継続や設備投資への意欲が損なわれないように、県として本当に先手を打った対応、そして早期の方針提示を行っていただきまして、未来の畜産農家の切実な声にしっかり応えられるような取組をぜひお願いしたいと思います。

そして、松本波田道路、国道158号の順調な進展についても確認したところであります。中部縦貫自動車道を含め、これらの路線は地域住民の長年の悲願であります。今後も継続的にその推進を取り上げてまいりたいと思いますし、今後確実な予算確保と着実な前進を共に進めてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、私の全ての質問を終結いたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時39分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

埋橋茂人議員

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。通告に従い、今回は二つ大きな質問をさせていただきます。

一つ目は、フードバンク、こども食堂への支援対策についてであります。

今定例会における知事議案説明でも触れられていますが、物価高騰が止まらず、実質賃金は、春闘時における4年連続の大幅賃上げや最低賃金の大幅アップにもかかわらず、低下しています。

ちなみに、長野市の消費者物価指数は、総合指数では、2020年（令和2年）を基準として、

21年は100で変わりませんが、22年103.2、23年106.9、24年110.2、25年は、年度中途ですが8月末で114.0と急騰しています。一方、実質賃金は、同様の基準年で、毎月勤労統計調査では2020年はマイナス1.2%、21年はプラス0.6%となりましたが、22年はマイナス1.0%、23年はマイナス2.5%、24年はマイナス0.3%、本年25年に入っても7月まで7か月連続低下しています。

2人以上世帯のエンゲル係数も2014年頃から上昇傾向になり、全国では、2020年27.5%、前年比1.8%、21年27.2%、これは前年比マイナス0.3%です。22年26.6%、これも前年比0.6%のマイナスでしたが、23年は27.8%と前年比プラス1.2%、24年28.3%、前年比0.5%と再び上昇に転じ、2019年以前に比べて2020年から24年の間に大幅に上昇しています。長野市のこの5年間の平均は25.5%で、全国都道府県の47都市中44位でした。失業率にも悪化の兆しが出ています。

このような状況の中で、大企業と中小企業の従業員の格差がさらに拡大しています。物価上昇を上回る賃金の引上げを実現した大企業従業員と、経営努力によっても価格転嫁や生産性向上のための設備投資が困難で、物価上昇をカバーできない多くの中小企業の従業員に対する物価高騰が及ぼす影響の差は明らかです。

とりわけ、輸入食品、生産資材の価格高騰、高止まりが、円安、ロシアのウクライナ侵攻やトランプ関税の影響により長期化、構造化しており、緊急の対策が求められていますが、参議院選挙後の政治空白の中で、具体的な施策が実施されていません。

年金生活者の皆さんには、春闘や最低賃金の結果は直接反映されず、むしろマクロ経済スライドの仕組みの中で手取りは減っており、厳しい生活実態に係る声が寄せられています。加えて、令和の米騒動の中で米の価格が高騰し、より一層生活が厳しくなっています。稲作農家の再生産価格の確保とともに、消費者米価の異常高騰時のトリガー制度の導入などが必要と思います。

今回は、そんな状況の中で、補正予算で配慮されていることに感謝しつつ、厳しい現場で努力されているフードバンク、こども食堂への一層の支援対策についてこども若者局長に6点伺います。

一つ、食料品、米価等の高騰に伴い、フードバンク、こども食堂が食料品確保に困難を来している実態がありますが、現状をどう認識されていますか。

二つ、とりわけ米の確保に苦勞されたり、困難になっている状況に対し、政府備蓄米の無償交付の仕組みがありますが、その実態と有効に機能しているのか、伺います。

三つ、このような状況を踏まえ、フードバンク、こども食堂への支援を目的とした県内の企業・団体からの寄附やふるさと納税制度「ガチなが（ふるさと信州寄付金事業）」での寄附の

状況について伺います。

四つ、こども食堂には行けない、行きにくい子供に対する実態把握が必要ではないかと考えますが、県は現状を把握していますか。

五つ、無料もしくは安価でかつ簡便に食料クーポンや食事クーポンの配布等の実物を提供する仕組みが必要だと考えますが、県の考え方を伺います。

六つ、自助では助からない、公助では間に合わないという実態に対し、それぞれの地域で様々な組織、個人が関わってここまで充実してきたこども食堂、フードバンクですが、担い手の高齢化、人手不足、物価高騰、組織間の融通体制などに加えて、生鮮食品の入手が難しいこと、保管施設の確保等、米の調達も減っておりまして、明らかに転機を迎えていますが、県の現状認識と見解及び対応について伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には6点御質問をいただきました。

まず、フードバンクやこども食堂の食料品確保の現状認識についてでございます。

これまで、県では、フードバンク団体等から必要となる食料品の確保状況等の聞き取りを機会を捉えて行ってきましたが、それによると、物価高騰の長期化や米不足等により、フードバンク団体やこども食堂に対する食料品の寄附が減少傾向にあり、特に米の確保に困難を抱えている状況にあると認識しております。

このため、県では、令和7年1月及び6月の補正予算において、フードバンク団体に対しては米をはじめとする食料品の支援を行うとともに、こども食堂に対しては運営費支援を例年より前倒しして実施したほか、全てのこども食堂を対象に緊急支援も行っていました。これらの取組により、食料品の確保に一定の効果があったものと考えておりますが、フードバンク団体からは、寄附が減っており今後の活動が不安といった声、こども食堂からは、ボランティア確保や運営費確保が大変といった声を聞いており、引き続き関係団体や企業等と十分連携しながら支援していく必要があると認識しております。

次に、政府備蓄米の無償交付の活用状況についてでございます。

農林水産省が実施する政府備蓄米の無償交付は、以前からこども食堂を対象に行われてきましたが、昨年度からは、フードバンクも対象に広がったことで、食料確保が困難な団体にとってとても有効な支援になっております。

県では、これまで、農林水産省から無償交付の情報が入り次第、速やかにフードバンク団体やこども食堂、こども宅食を運営する団体に情報提供を行ってまいりました。この制度を活用して、フードバンク3団体に今年2月から8月の間に合計29トン、こども食堂やこども宅食を運営する27団体に、令和7年度において8月末現在合計約7.3トン交付されております。

今後も、政府備蓄米の無償交付の情報を迅速にこども食堂やフードバンク団体等に周知して、より多くの団体が制度を活用できるように努めてまいります。

次に、県内の企業・団体からの寄附及びふるさと納税の状況についてでございます。

フードバンク団体やこども食堂への支援については、県内の企業・団体や多くの県民の皆様からフードドライブによる食料品の寄附を頂いており、今年の夏休み前のフードドライブ統一キャンペーンでは、県庁舎での土日受付や県公式LINEや公式Xでの呼びかけ等により、多くの方に御協力をいただきました。

また、フードドライブ以外では、寄附金という形でも御支援をいただいております。昨年度、県内の企業・団体からは、4社から総額で約800万円もの御寄附を頂いたところです。

このほか、県が運営する共創型ふるさと納税サイト「ガチなが」では、信州こどもカフェ応援プロジェクトを立ち上げ、令和5年12月から令和6年11月までの間寄附金を募ったところ、目標額500万円のところ、37の個人・団体から約420万円の御支援をいただいております。こうした多くの方から頂いた食料品や寄附金につきましては、県内のフードバンク団体やこども食堂において、生活に困窮する子育て世帯等への支援に活用しております。

今後は、このような取組をより多くの方に知っていただけるよう、現場の声や活動の様子を動画やSNS等を通じて発信することで、自分も何か力になりたいと感じていただける方が増えるよう広報を強化するとともに、企業・団体への働きかけを強め、寄附金による支援の輪がさらに広がるよう取り組んでまいります。

次に、こども食堂に行きにくい子供の実態把握についてでございます。

令和4年度に実施した長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査でこども食堂の利用に関する調査を行いました。その中では、こども食堂の認知度や利用経験にばらつきがあること、家庭の事情や人間関係の不安、距離的な問題等が利用の障壁になっていること、経済的に困窮している家庭ほどこども食堂の制度を知らない傾向があること等が分かり、多様な課題があると受け止めております。

このため、今後とも実態把握に努めるとともに、こども食堂の意義、活動内容や参加者の声、開催情報を県のホームページや公式LINEを活用して発信すること等で、初めて利用される方にも安心して足を運んでいただけるこども食堂となるよう取り組んでまいります。

次に、食料クーポン・食事クーポンの配付に対する考え方についてでございます。

議員から御提案をいただきました食事クーポン等につきましては意義のある御提案と受け止めておりますが、県独自のクーポンの発行は、財政負担や制度設計上の公平性の確保などについて慎重に検討する必要があると考えております。

現在、全国規模の民間団体主導により、飲食店が利用客の支援を得て子供に無料で食事を提

供するフードリボンプロジェクトが実施されており、現在、県内では4店舗が参加されていると承知しております。

県としては、こうしたフードリボンプロジェクトのような民間等が主導する取組が県内各地で広がることは望ましいと考えており、飲食業関係組合等への周知や協力要請を行うことなどにより、こども食堂に足を運びにくい子供たちなどへの支援も充実するよう取り組んでまいります。

最後に、転機を迎えたこども食堂への支援に対する現状認識と対応についてでございます。

フードバンク団体やこども食堂は、地域における食のセーフティーネットとして重要な役割を果たしておりますが、議員御指摘のとおり、後継者の確保や人手不足、物価高騰下における食材調達等、多くの課題があると認識しております。

県では、年3回にわたりフードドライブ統一キャンペーンを実施し、広く県民や企業・団体に対して食料品の寄附を呼びかけております。近年では、その趣旨に賛同する企業・団体が増加しており、職場内でのフードドライブの実施やそれぞれの強みを生かした協力が進むなど、官民が連携した共創の取組が広がっております。今後も、こうした機運をさらに高めるべく、キャンペーンの周知と参加の呼びかけを継続的に行ってまいります。

持続可能で効果的な支援を行う上で、フードバンク団体とこども食堂を一体的に支援するなどの体制づくりが必要と認識しており、情報共有のほか、食材の融通、人材確保、人材育成等を包括的に支援する体制構築に向け、関係者と共に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）答弁をいただきました。

令和7年度の第1回の県政アンケート調査によれば、フードバンクやフードドライブ等の未利用食品の寄附活動の認知度は約5割です。参加したことがあるという方は1割に満たない状態です。「知っているが参加したことはない」とか、「知らないししないと思う」という方が4分の3を占めています。ぜひもう少し周知活動を強めていただければというふうに思います。

同様の趣旨で、次の質問に移ります。次に、様々な困難を抱える方の支援に携わる支援者への対応の強化充実について伺います。

多様で複合的な課題を抱える世帯や人への支援には、制度のはざまに落ちることなく、様々な立場の人が関わり、個々の状況に応じた支援が求められます。

現在、県では、就労支援と生活維持のための経済的支援拠点として、生活困窮者自立支援法に基づき平成27年に県が設置した生活就労支援センター「まいさぼ」をワンストップ型の相談支援拠点として活動していますが、相談件数も増加する中、体制強化を図るため、相談・就労

支援員も増員して対応に当たっていただいているところです。

しかしながら、障がいのある方の就労支援事業所などの現場は人材確保難であり、支援する側への支援が極めて重要な観点です。支援者の仕事に見合った賃金が支払われ、支援者も一人で悩むことなく、緊急で支援が必要だった場合にも対応できるよう、人材確保と雇用の安定が求められます。

他方、労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、様々な困難を抱える方々を受け入れ、社会の担い手を一人でも多く増やしていく必要があります。そうした中、本年8月、県社会福祉法人経営者協議会、県社会福祉協議会、連合長野、県労働者福祉協議会の4者により、はたらく・つながる・プチバイト推進協議会が設立されました。

もともと、プチバイトは、平成27年に県社会福祉法人経営者協議会と県社会福祉協議会が協力して始めた就労体験と小口給付を組み合わせた独自の支援事業です。生活困窮や様々な生きづらさを抱える人々の自立への一歩を応援してきました。プチバイトによる小さな一歩は、誰もが自分らしい生活を取り戻し、再チャレンジにつなげるための確かな入り口となり得ます。このような思いから、福祉団体と労働団体が協力して、はたらく・つながる・プチバイト推進協議会が設立されました。県民一人一人をはじめ、企業、学校、行政など多様な分野と連携しながらプチバイトの輪を広げたいとして設立したとお聞きしております。

こうしたことを踏まえ、以下4点質問いたします。

一つ、現在県において実施している生活困窮者自立支援事業については、今まで以上にNPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源をより一層活用、連携し、支援を強化充実すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ、就労準備支援事業等に取り組むまいさぼ等における生活困窮者支援者への支援の強化を図るため、プチバイト職業体験受入れ事業所のための支援や、設立された県プチバイト推進協議会への支援体制の検討について所見を伺います。

三つ、現在県が設置している、主に若者支援を対象としたジョブカフェ信州における調理補助や、病院、公園の清掃業務等の就労実体験、ジョブチャレの最近の実績並びに就職に至った実績とその雇用期間について伺います。また、若者の中でも、特にひきこもりの方が就労するための支援は重要と考えますが、現在の県の支援はいかがでしょうか。また、今後どのような支援をしていくつもりなのか。以上3点、米沢産業労働部長に伺います。

最後に、知事に伺います。労働力人口の減少に対する担い手不足解消のためにも、可処分所得の向上や長時間労働の是正等とともに、障害や生活困窮、ひきこもりなど様々な困難を抱える方々の就労による自己実現や社会的自立を支援することも重要と考えます。そのため、そうした支援を行う方々に対する処遇改善のための方策を県として促進していただきたいのですが、

知事の所感を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 2点、様々な困難を抱える方への支援に関してお尋ねがありました。

初めに、生活困窮者自立支援事業におけるNPO法人等との連携強化についてでございます。

生活困窮者自立支援事業については、平成27年の立ち上げ当初から、事業委託先の県社会福祉協議会がNPO法人や福祉団体等との長年にわたる連携協働を通じて培ってきたネットワークを生かし、就労準備や家計相談など多面的な支援を実施しているところでございます。

また、令和6年度の生活困窮者自立支援法の改正では、複合的な課題を抱えるケースについて、関係者による支援会議で十分に情報共有を図ることや、単身高齢者など住居確保が困難な方への居住支援強化などが追加され、地域や多様なNPO法人等との連携が一層重要となっております。

県としても、従来の生活相談や求職者支援などに加え、今後居住支援事業を支えていただく不動産関係団体等も交えた協議の場を設けるなど、包括的に生活困窮者を支える体制づくりに取り組み、支援の強化充実を図ってまいります。

次に、プチバイト受入れ事業所やプチバイト推進協議会への支援についてでございます。

議員御指摘のプチバイト事業は、生活困窮者が働くきっかけを得ることを目的とした短期間・短時間の職場体験型支援であり、従来のまいさぼ等による県の就労支援施策を補完する役割を担っていただいているものと認識しております。

複合的な課題を抱える生活困窮者への支援には、こうした民間ならではの柔軟性や現場の対応力が不可欠であり、県としてもこの取組がより効果的に展開されるよう支援していく必要があると考えております。そのため、まずはより多くの事業所や県民の皆様が制度を知っていたけるよう、県の広報媒体を活用した情報提供を強化し、協力事業所の拡充につなげてまいります。

また、まいさぼ相談員と受入れ事業所の連携強化による継続的なフォローアップや事業所の担当者への研修等を通して現場の受入れ体制づくりをサポートするとともに、県プチバイト推進協議会に対しては、地域の支援機関との情報交換の場を設けるなど、協議会の活動が円滑に進むよう後押ししてまいりたいと考えております。

今後とも現場の声を丁寧にお聞きしながら、民間と行政が協働して生活困窮者支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはジョブチャレの実績とひきこもりの方への就労支援の取組についてお尋ねをいただきました。

まず、ジョブチャレについてです。

働くことに不安を抱える若者を対象に、就労体験を通じた社会参加へのきっかけを提供するジョブチャレには、昨年度、工場での作業や飲食店における調理の補助、介護業務などに6名の方が参加されました。このうち2名の方が就職されましたが、いずれも1年以内に退職されている状況です。

次に、ひきこもりの方に対する支援の状況です。

ひきこもりの方に対しては、令和4年3月の「長野県における今後のひきこもり支援のあり方取りまとめ」において、中間的な就労の場など多様な社会参加の場づくりを推進することが重要であるとされています。また、早期に退職される方も多いことから、就労後の定着に向けた支援も併せて重要であると認識しております。

このため、働くことに一歩踏み出したい方に対しては、ジョブカフェ信州でキャリアカウンセリングを行い、相談者の状況に応じて中間的な就労の場の提供となるジョブチャレへの参加や、地域就労支援センター「J o bサポ」を通じた一般的な就労につなげる対応を行ってまいります。

また、生活相談から自立支援まで一貫した支援を行う地域若者サポートステーションやまいさぼなどの支援機関とも連携し、今後は、プチバイトも含めたさらなる中間的な就労の場の確保や一般的な就労に向けた心構えなど、一人一人に寄り添った就労相談やマッチング支援を行うとともに、就職後も一定期間のフォローにより定着を確認するなど、自らが望む社会との関わり方や働き方が実現できるような就労支援を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私に対しては、様々な困難を抱える方の支援に携わる方々の処遇改善のための方策を県として促進していただきたいがどうかという御質問でございます。

障害、生活困窮、ひきこもりなど様々な困難を抱える方が、御自身の特性や強みを生かして仕事に就き、あるいは社会の一員として御活躍いただくことは、御本人にとっても社会にとっても大変重要なことだというふうに考えております。

こうした方々への支援は、個々の方々の状況に合わせたきめ細かな支援が必要であることから、やはりそうした方を支援する人たちが意欲を持って働けるための処遇や環境を整えていくことが大変重要だというふうに考えております。

これまでも、障がい福祉サービス事業所の賃上げや職場環境改善のための助成を行ってきたほか、生活困窮者やひきこもりの方の支援をいたします県のまいさぼにおきましては、令

和5年度に相談支援の中核を担う主任相談員を正規職員化し、その後も賃金体系を見直すなど、処遇の改善や専門性の向上を図ってきたところでございます。

困難を抱える方への支援は、その多くが法律や国の制度に基づいて行われており、支援者の方の処遇改善も国と地方が連携して取り組むべき重要な課題だというふうに考えております。今後とも、国に対しては、現場の声を丁寧にお伺いしながら、公定価格や補助基準額の引上げなど必要な要望を行っていきたいと考えております。

また、相談支援を担う人材の安定的な確保や支援の質の向上の観点から、まいさば相談員等の雇用の在り方について、事業の委託先であります県社会福祉協議会とも連携して検討していきたいと考えております。

以上です。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君） 答弁ありがとうございました。

実は、年金を受給する期間を短くするために定年が延長されています。生涯現役というようなお話で、それはそれとして、喜ぶべきことなのか悲しむべきことなのか分かりませんが、かつて55歳の定年のときは、定年で辞めれば農業も20年できた、さらに地域でいろいろな貢献もできたということですが、今、それがほとんど困難になりつつあります。非常に大きな問題で、やはり兼業農家だとか、商店の皆さん、家にいてそこを支えていらっしゃる皆さんは本当に大切ではないかなと思う次第であります。やはり高齢化の中でこんな影響が出ているのだということで、定年延長がこういう反作用を持っているということ、私も、今回久しぶりに調べてみて感じた次第であります。

また、知事からも御答弁をいただきましたけれども、今回私が申し上げているのは、支援の直接対象者ではなくて、それをつなぐ皆さんへの支援を求め、お願いした次第であります。とりわけ、台風19号のときに、ボランティアの皆さんに全国から大勢お見えいただいて、その折、無償のボランティアではずっとは続かないということを、私、この場で申し上げたことがあります。その折、ボランティアへの支援を知事から答弁いただいて、ボランティアに出かける皆さんへの運賃助成が実現いたしました。非常に喜ばれております。何回も何回も私のところへそんなお話をいただきました。

全国知事会の会長におなりになるわけでございますので、今の答弁を踏まえて、ぜひ頑張ってくださいことをお願いし、期待をして、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。第26号「土地利用審査会委員の選任について」及び第27号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。第24号「令和6年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」及び第25号「令和6年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

○議長（依田明善君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る6月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「4 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「5 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

私学助成の一層の拡充を求める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清

風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司

小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人

酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希

大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美

丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜

向	山	賢	悟	早	川	大	地	垣	内	将	邦
青	木		崇	荒	井	武	志	高	島	陽	子
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢	一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和	明
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男								

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

地域における食肉流通体制の維持を求める意見書案提出 書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美
丸茂	岳人	大井	岳夫	山田	英喜
向山	賢悟	早川	大地	垣内	将邦
青木	崇	荒井	武志	高島	陽子
埋橋	茂人	続木	幹夫	花岡	賢一
望月	義寿	佐藤	千枝	丸山	寿子

竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	和田明子	両角友成
山口典久	藤岡義英	宮澤敏文
小林君男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意
見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子		

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行

勝 山 秀 夫 宮 澤 敏 文

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

上下水道管の老朽化対策の更なる推進を求める意見書案
提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志
清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

丸 山 栄 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
風 間 辰 一 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 山 岸 喜 昭 堀 内 孝 人
酒 井 茂 共 田 武 史 寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦 竹 内 正 美
丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 将 邦
青 木 崇 荒 井 武 志 高 島 陽 子
埋 橋 茂 人 続 木 幹 夫 花 岡 賢 一
望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子
竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明
小 池 久 長 百 瀬 智 之 清 水 正 康
小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 続木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 百瀬 智之 清水 正康
小林 あや 奥村 健仁 グレート無茶
川上 信彦 加藤 康治 勝野 智行
勝山 秀夫 和田 明子 両角 友成
山口 典久 藤岡 義英 宮澤 敏文
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

持続可能な地域医療体制の確保に向けた支援の強化を求
める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥 二	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子	毛 利 栄 子	
賛 成 者		
丸 山 栄 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	山 岸 喜 昭	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書案提出
書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子	毛 利 栄 子	
賛 成 者		

丸 山 栄 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
---------	---------	-------

風	間	辰	一	西	沢	正	隆	宮	本	衡	司
小	池		清	山	岸	喜	昭	堀	内	孝	人
酒	井		茂	共	田	武	史	寺	沢	功	希
大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦	竹	内	正	美
丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫	山	田	英	喜
向	山	賢	悟	早	川	大	地	垣	内	将	邦
青	木		崇	荒	井	武	志	高	島	陽	子
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢	一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和	明
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男								

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を求める意見

書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美

丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫	山	田	英	喜
向	山	賢	悟	早	川	大	地	垣	内	将	邦
青	木		崇	荒	井	武	志	高	島	陽	子
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢	一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和	明
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グレート		無	茶
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男								

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

違法な生活保護費減額による被害の速やかな回復を求め
る意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美
丸茂	岳人	大井	岳夫	山田	英喜
向山	賢悟	早川	大地	垣内	将邦
青木	崇	荒井	武志	高島	陽子
埋橋	茂人	続木	幹夫	花岡	賢一

望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

米の安定供給に向けた取組の強化を求める意見書案提出
書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子	毛 利 栄 子	

賛 成 者

丸 山 栄 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	山 岸 喜 昭	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶

川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「私学助成の一層の拡充を求める意見書案」、議第2号「地域における食肉流通体制の維持を求める意見書案」、議第4号「上下水道管の老朽化対策の更なる推進を求める意見書案」、議第5号「療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書案」、議第6号「持続可能な地域医療体制の確保に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第7号「高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書案」、議第8号「危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を求める意見書案」、議第9号「違法な生活保護費減額による被害の速やかな回復を求める意見書案」及び議第10号「米の安定供給に向けた取組の強化を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第3号「地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める

意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次会は、来る10月10日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時15分散会

令和 7 年 10 月 10 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 7 年 9 月

第440回長野県議会(定例会)会議録(第6号)

令和 7 年10月10日(金曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

40 番 小 池 久 長

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和 7 年10月10日（金曜日）議事日程

午後 1 時開議

各委員長の報告案件

議員派遣の件（日程追加）

本日の会議に付した事件等

各委員長の報告案件

議員派遣の件

午後 1 時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

○議長（依田明善君）次に、小池久長議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「6 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（依田明善君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

向山賢悟副委員長。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

県民文化部からは、現在検討を進めている長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）について、関係団体や市町村に対して実施した意見募集の結果や、先月人権政策審議会に示した条例骨子素案のたたき台について説明がありました。

委員からは、条例の検討に当たり、広く県民の意見を聞くよう一層取り組むことや、インターネット上での人権侵害等に対応するため、相談体制の強化について要望が出されたほか、人権侵害行為に起因する紛争の解決に向けた説示・あっせん等の規定の是非など、条例制定に向けて慎重に検討を進めるべきとの意見がありました。

このほか、県内の美術館等における聴覚障がいのある方への配慮に関する取組状況について質問があったほか、子供の養育支援に関連し、里親委託の推進や児童相談所の業務負担軽減などについて議論が交わされたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

委員からは、来年4月に県立木曽病院での分娩受入れが停止されることを踏まえ、木曽地域を含めた本県における周産期医療体制の今後の見通しについて質問が出されました。

健康福祉部からは、女性が安心して出産できる環境の確保には安全な医療の提供が重要であるとの認識の下、少子化による分娩数の減少や医療資源の不足を踏まえた将来の周産期医療体制のあり方について、ワーキンググループを設置し、検討を開始したこと、また、県内でもとりわけ少子高齢化が進んでいる木曽地域においては、他圏域の病院との連携を強化するとともに、医療ニーズの変化を見据えながら必要な施策を検討してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、県立病院機構の運営状況や、農福連携をはじめとした就労を通じた障がい者の自立支援に関連し、今月から新たにスタートした就労選択支援サービスについてなど様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

早川大地副委員長。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）環境文教委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

教育委員会からは、今般改訂された県立高校の再編に関する基準等について、高校生や中学生からの意見聴取やパブリックコメントなどを踏まえ、中山間地にある高校が可能な限り存続できるように改訂を行い、学びの保障に向けて取組を進めていくとの説明がありました。

委員からは、子供たちの意見が基準に反映されたことに対する評価があったほか、少子化によって子供の数が減少していく中で、地域と連携協力し、知恵を出し合いながら学校づくりを進めていくことを求める意見がありました。

さらに、令和8年度末を目途として進めている中学校における休日部活動の地域展開において課題となっている活動場所や指導者の確保に対する県の支援策のほか、インクルーシブ教育や幼保小連携の推進などについて様々な議論が交わされたところであります。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しに関し、2030年度温室効果ガス正味排出量6割削減の目標維持といった有識者などからの意見を踏まえ、検討を進めていく旨の説明がありました。

委員からは、長野県が脱炭素に取り組む理念を改めて県民と確認、共有することや、地域住民、若者の意見を考慮して具体的な施策を検討することを求める意見などがありました。

このほか、下水汚泥の肥料化について、今後も南安曇農業高校と協働で取り組むことや、飲食店の食品ロス削減に向けて今年度新たに取り組む「信州食べきりキャンペーン2025」への期待など様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

望月義寿副委員長。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

建設部から、令和8年1月に上田市内を流れる矢出沢川などを特定都市河川として指定することに伴い、指定流域内に設置する標識の基準を定める条例案について説明がありました。

委員からは、特定都市河川として指定する経緯や、ほかの河川における指定に向けた今後の見通しに関する質問のほか、今回の指定により、あらゆる関係者と連携して流域治水が加速することを期待する意見がありました。

また、委員からは、建設産業における多様な人材の確保に関して質問がありました。

建設部からは、産学官の連携により、高校生が建設分野について学ぶ機会を確保する取組を進めるほか、誰もが働きやすい現場環境づくりを推進していくことに加え、女性の参入が期待できる建設ディレクターなどのバックオフィス業務についても広く周知を図っていくとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、若年層に対しては、建設産業が職業選択肢の一つに入るよう、イメージ戦略を踏まえた情報発信を求める意見がありました。

このほか、建設DXの推進に関する質問や、サンプロアルウィンの使用停止に伴う今後の対応などについて活発な議論が交わされました。

次に、危機管理部関係であります。

危機管理部から、今後の消防団の施策立案・評価・検証を目的として県内の全消防団員を対象に実施したアンケート調査の結果について説明がありました。

委員からは、消防団協力事業所に対する支援制度の認知度が低いことへの懸念が示され、より一層の周知を求める意見のほか、アンケート結果を活用し、団員のさらなる確保に努めるよう要望がありました。

このほか、地域防災のキーパーソンとして期待できる防災士の活用状況、災害時に必要となる物資の備蓄状況などについて活発な議論が交わされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

垣内将邦副委員長。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）農政林務委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

農政部からは、10年後の農地利用の明確化を目的とした地域計画の策定状況について説明がありました。

委員からは、人口減少等が進む中で農業を維持するためには、担い手の確保が重要であり、多様な担い手による地域に即した営農形態を構築していくべき、また、農地の集約に当たり、現地機関と農地中間管理機構の連携を強化し、営農可能な規模の農地に集約していくべきとの意見が出されました。

これに対し、農政部からは、地域計画を策定した市町村等と連携し、計画のブラッシュアップ

プを支援するとともに、多様な担い手の確保、農地集積に向けた基盤整備を進めていくとの答弁がありました。

このほか、松本食肉施設への対応について、施設閉鎖の影響緩和のみならず、中長期的な本県の食肉流通体制の方向性も含めて検討を進めるべきとの意見や、昨今の米をめぐる情勢を受け、放出した備蓄米の回復や価格安定の仕組みづくりについて県から国へ要望すべきとの意見がありました。

次に、林務部関係であります。

林務部からは、ツキノワグマ対策について、9月から緊急銃猟制度が施行され、市町村が安全かつ的確に制度運用できるよう、県独自のマニュアル策定や、緊急銃猟を想定した出沒訓練、問題個体の捕獲に必要な経費支援等の取組を進めてまいりたいとの説明がありました。

委員からは、猟友会に頼りがちな現状を受けて、市町村や地域と一体となり、県がリーダーシップを取って総合的な対応をすべきとの意見がありました。

そのほか、森林整備を進めるためには所有者不明森林や境界未確定地の解消が重要であることから、市町村とともに取組を進めるようお願いしたいとの意見がありました。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

小林あや副委員長。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） 産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、産業労働部関係であります。

持続的な賃上げ環境の整備を目的とする賃上げ環境整備支援事業について、委員からは、国の業務改善助成金の対象外、あるいはその申請に間に合わなかった事業者を支援する本制度を高く評価する一方、制度活用に向けた情報発信の重要性が指摘され、その取組に関する質問がなされました。

これに対し、産業労働部からは、同様の認識が示されるとともに、事業者に応じた多様な広報ツールにより、あらゆる機会を捉え、他部局や現地機関、関係団体と連携し、県を挙げて周知していくとの回答がありました。

このほか、スタートアップの活躍に係る課題や、米国関税措置の影響と今後のリスクについてなど様々な議論が交わされたところであります。

次に、観光スポーツ部関係であります。

今回示された宿泊税活用計画（仮称）の骨子案に関し、委員からは、具体的な宿泊税の使途について質問があったほか、目指す姿に掲げる「地域の独自性の発揮」に向けては、総括的な説明にとどまることなく、市町村の具体的な意向を酌み取るよう求めました。

観光スポーツ部からは、今後、市長会、町村会の会議において県全体の方針や市町村交付金について説明し、市町村長の意見を確認していくとの回答がありました。

また、広域的な観光振興の視点に立った県と観光機構の連携の在り方や、信州やまなみ国スポ・全障スポ開催に向けた県民の機運醸成の方策についてなど多岐にわたる質問や意見がありました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、災害時の給水装置の早期復旧に向け、企業局以外の水道事業者が指定する業者による工事も可能とする県営水道条例改正案が示されました。

これに対し、委員からは、能登半島地震における支援経験や課題を踏まえた的確な対応についての評価とともに、実効性ある運用を求める意見がありました。

このほか、企業局電力の効果的な供給方策や水素ステーションの新たな利活用、水道事業の広域化に向けた合意形成における県の役割などについても議論があったところであります。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

加藤康治副委員長。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

地震や台風など自然災害への対応について、委員からは、平素からの備えや関係機関との連携など、災害対策の取組について意見が出されました。

警察本部からは、災害発生時に迅速かつ的確に活動できるよう、初動対応の教養や災害警備訓練の継続的な実施により対処能力を向上させることや、関係機関との連携を強化し、人的被害を発生させないように、引き続き万全を期して取り組んでいくとの答弁がありました。

このほか、熊による人身被害や目撃情報が相次ぐ中、鳥獣保護管理法の改正により緊急銃猟制度が創設されたことへの対応について意見が出され、警察本部からは、引き続き県民の安全確保に努めるとともに、自治体等とより一層連携した柔軟な対応を行っていくとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

企画振興部からは、現在調整を進めている県の木曽広域連合への参画について説明がありました。

委員からは、県と地元自治体の連携によりスタートした木曽地域広域幹線バスの取組について評価するとともに、参画に向けては、人員体制や業務内容など検討すべき課題があるものの、地域課題の解決や公務人材の育成などが期待されることから、地元自治体の自主性、自律性を尊重した体制の構築を進めるよう意見が出されました。

また、委員からは、乗合バス路線の維持確保やバス運転手の確保に対する支援の強化を求め

たほか、中山間地域における交通弱者への適切な対策が必要であること、松本空港の施設機能や利便性の向上による利用促進への取組など、公共交通の課題についても意見が出されました。

このほか、しあわせ信州創造プラン3.0や職員の働きやすい環境整備、元気づくり支援金による持続可能な地域づくりなどについても様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和7年度長野県一般会計補正予算案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（依田明善君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●議員派遣の件

○議長（依田明善君）次に、議員派遣の件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件それぞれ、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔議案等の部「7 議員の派遣について」参照〕

○議長（依田明善君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出いたしました議案につきまして、それぞれ慎重審議をいただいた上で御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議をいただくに当たりまして、議員各位から様々な御意見、御提言等を頂戴いたしました。今後の県政運営に当たりましては、十分参考としながら進めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛いただいた上で、なお一層の御活躍を御祈念申し上げて、御礼の挨拶といたしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後1時26分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 7 年 9 月 25 日上程・令和 7 年 10 月 10 日可決)

第 1 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案	1
第 2 号	令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案	9
第 3 号	令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）案	11
第 4 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	13
第 5 号	長野県県税条例の一部を改正する等の条例案	15
第 6 号	長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案	16
第 7 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	19
第 8 号	県営水道条例の一部を改正する条例案	20
第 9 号	特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例案	21
第 10 号	交通事故に係る損害賠償について	23
第 11 号	県営中山間総合整備事業野々海水路トンネル工事変更請負契約の締結について	25
第 12 号	県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について	26
第 13 号	県営農村地域防災減災事業真島排水機場改修工事変更請負契約の締結について	27
第 14 号	一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）変更請負契約の締結について	28
第 15 号	道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について	29
第 16 号	道路上の事故に係る損害賠償について	31
第 17 号	道路上の事故に係る損害賠償について	33

第 18 号	除雪ドーザの購入について……………	35
第 19 号	除雪トラックの購入について……………	36
第 20 号	凍結防止剤散布車の購入について……………	37
第 21 号	主要地方道開田三岳福島線道路改築工事（小島トンネル）請負契約の締結について……………	38
第 22 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について……………	39
第 23 号	令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について……………	40

（令和 7 年 9 月 25 日上程・令和 7 年 10 月 10 日継続審査）

第 24 号	令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について……………	41
第 25 号	令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	42

（令和 7 年 9 月 25 日上程）

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	45
報第 2 号	交通取締り中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	47
報第 3 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	49
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	51
報第 5 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	53
報第 6 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	66
報第 7 号	河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	70
報第 8 号	高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	72
報第 9 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	74
報第 10 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	76

（令和 7 年 9 月 30 日上程・令和 7 年 10 月 3 日可決）

第 26 号	土地利用審査会委員の選任について……………	43
第 27 号	教育委員会委員の選任について……………	44

(2) 議員提出議案

(令和7年10月3日上程・同日可決)

議第1号	私学助成の一層の拡充を求める意見書(案)	78
議第2号	地域における食肉流通体制の維持を求める意見書(案)	79
議第3号	地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意見書(案)	80
議第4号	上下水道管の老朽化対策の更なる推進を求める意見書(案)	81
議第5号	療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書(案)	82
議第6号	持続可能な地域医療体制の確保に向けた支援の強化を求める意見書(案)	83
議第7号	高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書(案)	84
議第8号	危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を求める意見書(案)	85
議第9号	違法な生活保護費減額による被害の速やかな回復を求める意見書(案)	86
議第10号	米の安定供給に向けた取組の強化を求める意見書(案)	87

2 諸般の報告

(令和7年9月25日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	88
6月定例会において採択された請願の処理経過及び結果	89
基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について	92
令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	93
少子化対策に関する施策の実施状況について	94
地方独立行政法人長野県立病院機構令和6年度業務実績に関する評価結果及び第3期中期目標期間業務実績の評価結果について	95
長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について	96
令和7年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」について	97
現金出納検査結果	98
寒冷地手当に関する報告及び勧告について	101

公社等の経営状況説明書の提出について……………	106
(令和7年9月30日報告)	
人事委員会意見回答……………	107
3 発言通告者一覧表……………	108
4 請願・陳情文書表……………	109
5 陳情取下願……………	116
6 委員会審査報告書	
県民文化健康福祉委員会……………	121
環境文教委員会……………	127
危機管理建設委員会……………	134
農政林務委員会……………	139
産業観光企業委員会……………	143
総務企画警察委員会……………	147
決算特別委員会……………	152
7 議員の派遣について……………	153

私学助成の一層の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

私立学校は、建学の精神に基づき、自主性及び独自性を活かした特色ある教育を提供することで、我が国の学校教育の発展に大きく貢献しており、グローバル化及び高度情報化が進展する中、社会が求める多様な人材の育成に向け、その役割がますます重要となっている。

しかしながら、少子化に伴う就学人口の減少のほか、長期化する物価高騰の影響等により私立学校を取り巻く経営環境は厳しい状況にある中、ICT環境の整備及び学校施設の耐震化や高機能化に加え、複雑化する教育ニーズへの対応、教職員の確保、処遇改善等を進めるためには、財政基盤の強化が必要不可欠である。

また、私立学校の教育費に関しては、就学支援金制度等により授業料に対する支援の充実が図られてきたが、経済的負担の更なる軽減に向け、独自に所得制限を撤廃する自治体もあるなど、地域間格差が生じていることから、国による支援の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、私学教育の社会的役割及び物価高騰等の影響を踏まえ、国庫補助制度及び修学支援の充実を図るなど、私学助成の一層の拡充に努めるよう強く要請する。

地域における食肉流通体制の維持を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

食肉処理施設は、畜産農家と消費者をつなぐ流通拠点であり、食肉のサプライチェーンの一端として、肥育した牛、豚等を加工処理することで、畜産農家の経営を支えるほか、地域に新鮮な食肉を安定供給するなど、食料安全保障上の重要なインフラを担っている。

一方で、本県において、最大のと畜実績を持つ松本市の食肉処理施設は、移転・新設が計画されていたものの、処理頭数の減少、昨今の資材・人件費高騰から建設費の増大が見込まれたことなどを背景に断念し、令和10年3月を目途に閉鎖が予定されている。

こうした状況を受け、県内や近隣県の別施設での食肉処理など新たな流通体制が検討されているが、畜産農家が中山間地域の広範囲に点在する地理的特殊性もあることから、輸送コストの軽減、地域内経済の循環等を実現するため、将来にわたって安定した食肉流通体制の構築が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域における食肉流通体制の維持のため、県域を越えた食肉処理施設の再編合理化などの広域的観点も考慮の上、地理的条件などが不利な過疎地域等の施設整備に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 強い農業づくり総合支援交付金などにおいて、過疎地域等を支える重要施設については、離島同様に処理頭数要件の適用除外とすること。
- 2 補助上限額・上限事業費及び補助率を大幅に引き上げるなど、資材価格及び人件費の高騰に対応した施策を検討すること。
- 3 食料安全保障の確保及び地方創生の観点から、過疎地域等における食肉処理施設の整備・存続を、国の重要施策として位置付けること。

地方議会議員の厚生年金加入のための
法整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会経済の急速な変化により様々な課題に直面する我が国において、幅広い民意を集約し、地域の実情に即して政策に反映させる責務を負う地方議会が果たすべき役割はますます重要になっている。

しかしながら、担い手不足が深刻化しつつある地方議会において、無投票当選・定数割れも増加しており、その背景には、少子高齢化、東京一極集中といった社会の構造的な問題に加え、不十分な福利厚生等が課題となっている。

特に、会社員や公務員が議員となる場合等においては、厚生年金に継続して加入し続けることができず、こうした議員退職後の経済的不安が、地方議会への新たな人材の参入を阻害する一因となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方議会への多様な人材の参画に向けて、誰もが安心して立候補できる環境を整えるために、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を実現されるよう強く要請する。

上下水道管の老朽化対策の更なる推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年1月、埼玉県八潮市において、下水道管の破損によって道路が陥没し、走行中の車両が転落する事故が発生したが、老朽化した管路内での救助活動には時間を要し、後に運転手の死亡が確認された。道路の全面的な復旧に向けた工事は未だ完了しておらず、現在も住民の生活への影響が生じている。

我が国では、今後も耐用年数を経過した上下水道管の急増が見込まれ、全国でも同様の事故の発生が懸念されているが、自治体等では、料金収入の減少により適切な維持管理が困難となっていることに加え、高齢化等による技術系職員の不足といった人材面の課題も深刻化している。

国は、上下水道管の修繕等に向けた財政支援のほか、A I等を活用した点検作業の効率化、研修等による人材育成等に取り組んでいるが、経営主体によって財政力、人的資源等に格差がある中、現場では十分に対策が進められているとは言い難く、地域の実態に即した支援の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、上下水道管の老朽化対策を更に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 老朽化した管路の点検・更新等への補助を拡充するなど、上下水道管の維持管理に対する財政支援を強化すること。
- 2 上下水道管が破損した場合など、緊急時における迅速なインフラ復旧に向けて、支援制度の充実を図ること。
- 3 自治体等における専門人材の育成・確保に向けた支援を拡充すること。

療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の障害者の保健福祉施策においては、身体障害、精神障害及び知的障害を有すると認定された者に対し、障害の種類に応じて障害者手帳が交付されており、様々な支援策とともに自治体や事業者が独自に提供するサービスが設けられている。

このうち、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、法律に基づき交付されているが、知的障害者に交付される療育手帳については、国の通知に基づき各都道府県等が独自に実施要綱を定めており、法的な位置付けがない状態である。

国は、全国統一的な運用に向け、国際的な知的障害の定義や自治体の事務負担等を考慮した判定方法・認定基準の在り方などについて、調査研究を進めてきたが、未だに自治体ごとの基準にばらつきがある状態が続いており、手帳所持者が他の自治体に転居した際、取扱いに変更が生じるなど、制度運用における地域差が課題とされている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、療育手帳交付に係る公平性を担保し、障害者が必要とする支援を受けられるようにするため、自治体や当事者等の意見を踏まえつつ、療育手帳制度の運用の統一化を実現するよう強く要請する。

持続可能な地域医療体制の確保に向けた
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

高齢化の進展等によって医療需要の高まりが想定される我が国において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するためには、持続可能な医療提供体制の確保が不可欠であり、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、医療機関の経営は、物価高騰に伴う医薬品、診療材料等の仕入れに係る消費税負担の増大等を背景に、一段と厳しい状況に置かれているが、昨年6月の診療報酬改定では、こうした現場の実態が十分に考慮されたとは言い難い。

また、地方においては、医療人材の不足に加え、地域間及び診療科間の医師偏在も課題となっている中、過疎地域等では常勤医が確保できず、体制の維持が困難となる事例もあり、将来にわたる効果的・効率的な医療提供の実現に向けて、担い手確保についても一層の対策強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域医療体制の確保により、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療機関の消費税負担について、診療報酬による補てんを維持した上で、それを上回る仕入消費税額の負担が生じる場合には超過額の還付、公定価格の引上げ等、新たな対策を検討すること。
- 2 医療人材の安定的な確保に向けて、十分な財政措置を講ずるとともに、支援の更なる充実を図ること。

高等学校授業料無償化制度の拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、高等学校等就学支援金制度によって高校生の授業料無償化を図っており、さらに、本年度は臨時的な措置として、所得制限の一部を事実上撤廃し、世帯年収にかかわらず授業料相当額を給付している。

しかし、定時制・通信制といった単位制高校では、支給限度額が単位数に応じて定められているため、標準年限での卒業に必要な年間単位数を履修した場合にも授業料が発生し得るなど、実情に即した支援であるとは言い難い。

教育は全ての国民に保障される基本的人権であることから、学びの形態による不公平は認められず、主体的な学びの更なる促進に向けては、教育格差の解消に資する新たな仕組みづくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、高等学校授業料無償化制度の拡充により、教育の機会均等及び学習権を保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 高校生等臨時支援金制度に加え、今後検討される新制度においても単位数上限を撤廃するなど、多様な学びの実現に資する制度設計とすること。
- 2 安定的な財源を確保するとともに、教育に係る公私のバランスも十分に考慮し、私立学校も含む全ての生徒の授業料無償化を実現するための施策を推進すること。

危険鳥獣による被害防止対策の更なる
充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 宛 て
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、地球温暖化に伴う気象条件の変化、里山利用の減少等による生息域の拡大を背景に、クマ等の危険鳥獣が人の生活圏で目撃される事例が増加しており、本県においてもツキノワグマによる人身被害が相次いで発生するなど、事態は深刻化している。

被害の防止に向けては、捕獲等に係る費用の助成、専門人材の育成・確保のための支援等に加え、本年9月から、一定の要件の下で市街地における緊急的な銃猟を可能とする改正法が施行されたことで、クマ等が出没した場合の迅速な対応が期待される。

一方で、地方では、担い手である狩猟者の減少、防除活動に係る負担の増加等の課題により、従来の取組の維持が困難との声もあることから、対策の更なる推進とその継続に向けては、国による安定的な財源の確保に加え、持続可能な実施体制の構築が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来にわたって住民の安全な暮らしを守るため、自治体の負担軽減に向けた財政的支援の強化、人材不足に対応するための新たな仕組みづくり等により、危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を図るよう強く要請する。

違法な生活保護費減額による被害の
速やかな回復を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年6月、最高裁判所によって、生活保護のうち食費、光熱費等の生活費に係る、生活扶助基準の引下げを違法とする判決が下され、国は、その判断過程に裁量権の範囲の逸脱及び乱用があったとして責任を問われた。

しかし、未だに同訴訟の原告らへの救済措置は取られておらず、今もなお、生活保護利用者が不適切な基準の下での生活を強いられていることは、違法状態の放置と言わざるを得ない。

生活保護制度は、国民の生命を守る最後のセーフティネットとしての役割を果たすことから、恣意的な減額は断じて認められず、損なわれた信頼関係の再構築に向けては、政府による誠実な対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、個人の尊厳を守り、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、誤りを認めた上で、誠実に対応するとともに、違法な生活保護費減額による被害を速やかに回復するよう強く要請する。

米の安定供給に向けた取組の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年の夏から続く米価高騰に対し、政府は備蓄米の放出を実施したが、新米価格において、今夏の猛暑や渇水による収量減、集荷競争の激化等から高値が予想されるなど、その効果は限定的であり、今なお主食である米の確保には困難が生じている。

こうした状況を受け、政府は、需要に応じて米の生産を増やす方向に農業政策を転換し、大規模農業者等を対象に、生産性・収益性向上、輸出拡大等の支援を打ち出したが、増産による米価の暴落等のリスクは、依然として農業者の自己責任である。

全ての農業者が安心して生産に励める体制の実現に向けては、現行の直接支払制度の拡充に加え、米価が生産コストを下回った場合の差額補てん、供給過剰時の備蓄米の買増し等、国による支援の充実が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の主食である米を、将来にわたって確保するため、ゆとりある需給計画に基づき、農業関連予算の増額による価格保障及び所得補償の充実、政府備蓄米による流通調整等を通じ、米の安定供給に向けた取組を強化するよう強く要請する。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和7年9月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部 長	渡 邊 卓 志
企画振興部 長	中 村 徹 久
企画振興部交通政策局長	村 井 昌 久
(9月30日から10月3日までの会議)	
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(9月30日から10月3日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
(9月30日から10月3日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 寿 明
観 光 ス ポ ー ツ 部 国スポ・全障スポ大会局長	北 島 隆 英
(9月30日から10月3日までの会議)	
農 政 部 長	村 山 一 善
林 務 部 長	根 橋 幸 夫
建 設 部 長	栗 林 一 彦
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(9月30日から10月3日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者 公 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠 志
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7 財第47号
令和 7 年（2025年） 9 月 9 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

請願の処理の経過及び結果について（報告）

令和 7 年 6 月県議会定例会において採択された請願の処理の経過及び結果は、
別紙のとおりです。

農政林務委員会関係

1 件 名 請第 13号 持続可能な長野県農業に関することについて

2 請願者 長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

長野県農業経営者協会

会長 中坪 宏明

3 処理の経過及び結果

(1) 令和 8 年 4 月に食品等流通法及び卸売市場法の改正法が全面施行されるため、引き続き、国の動向を注視しつつ、「新たな仕組みの見える化」と、その実効性の確保に不可欠となる「農畜産物の流通構造の透明化」や「事業者等の協力意識の醸成」などについて、継続して国へ提言してまいる。

また、農業生産現場の実情を伝えるために制作した県オリジナル動画等を使って、小売店やイベント会場などで啓発活動を行い、適正な価格形成への消費者の理解を醸成してまいる。

更に、「長野県産米生産・流通・消費等検討会議」の開催により、将来を見据え、適正な価格形成を含めた解決策を検討している。

(2) 水田の基盤整備については、地域が目指す農業の方向性を踏まえ、農家負担が軽減される国の制度を活用しながら、県営ほ場整備事業による大区画化や自動給水栓の導入による用水管理の省力化等の整備を進めてまいる。

スマート農業については、農作業受託等のサービス提供により農業生産の一翼を担う農業支援サービス事業体の育成及び活用促進に加え、引き続き補助事業により農業者を支援し、労力不足の解消や生産性向上を図ってまいる。

酒米については、安定生産に係る技術指導を引き続き実施する。国で検討中の令和 9 年度以降の水田政策の見直しでは、主食用米も支援対象（有機、特別栽培の場合）となる予定のため、状況を注視してまいる。また、令和 8 年度予算概算要求で新たに酒造好適米が対象となる事業が措置される予定のため、周知に努めるとともに、実需者との結びつきが要件となるため産業労働部と連携し、関係団体（生産者、実需者）が連携して酒米の安定的な供給体制の構築を図ってまいる。

飼料用米等については、主食用米の価格高騰により「用途限定米穀」からの転換もあるため、需要に応じた「用途限定米穀」の適正生産が行われるよう、「産地交付金」の県支援枠の交付単価の増額を予定している。

(3) 引き続き、市町村や関係団体と連携を密にして、きめ細やかな就農相談により首都圏等からの参入者の呼び込みを進めるとともに、国・県の助成事業

等の積極的な周知と活用促進を図ってまいる。

また、令和7年度新規事業の「雇用就農者拡大促進事業」により雇用就農者を増やす取組を進めるとともに、拡充した「農ある暮らし応援事業」では、「農ある暮らし」希望者の呼び込み等を強化することで、農ある暮らしの実践者や農業・農村の支え手の拡大を進めてまいる。

対象年齢要件の緩和については、6月に農水省に対して、現行の49歳を55歳まで拡充するよう要望したところであり、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて要請してまいる。

- (4) 農業農村整備事業については、収益性の高い農業の実現に向けて、引き続き十分な予算の確保を国に要望するとともに、地域の要望を満たす予算の確保に努めてまいる。

共同利用施設等の整備については、産地における基盤強化に向けた施設整備を支援するため、産地の要望を満たす予算の確保に努めてまいる。

(写)

7 コ行第 122 号
令和 7 年（2025 年）9 月 19 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について（報告）

このことについて、長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）
第5条の規定により、令和6年度を対象年度として行った評価結果を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7財第51号
令和7年(2025年)9月25日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
について(報告)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

(別紙は掲載を省略する)

(写)

7 次サ第 179 号
令和 7 年（2025 年）9 月 12 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

少子化対策に関する施策の実施状況について（報告）

県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例（令和 4 年条例第 1 号）
第18条の規定により、令和 6 年度（2024 年度）に県が講じた少子化対策に関する
施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 医第 309 号
令和 7 年（2025 年）9 月 18 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

地方独立行政法人長野県立病院機構令和 6 年度業務実績に関する評価結果
及び第 3 期中期目標期間業務実績の評価結果について（報告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第 5 項の規定により、地方
独立行政法人長野県立病院機構の令和 6 年度業務実績に関する評価結果及び第 3
期中期目標期間の業務実績の評価結果を別冊のとおり報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 農政第 253 号
令和 7 年（2025 年）9 月 18 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について（報告）

長野県食と農業農村振興の県民条例（平成18年条例第25号）第8条の規定により、令和6年度に県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 教政第 207 号
令和 7 年(2025 年) 9 月 18 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県教育委員会

令和 7 年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検
及び評価」について（報告）

長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況について、別紙のとおり評価等を行いましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第26条の規定により報告します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

7 監査第 3－4 号
令和 7 年(2025年) 7 月24日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 6 月 30 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 5 月 31 日現在の令和 7 年度 5 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 5 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 5 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 5 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7 監査第 3－5 号
令和 7 年(2025年) 8 月28日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 7 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 5 月31日現在の令和 6 年度 5 月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに令和 7 年 6 月30日現在の令和 7 年度 6 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 6 月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 6 月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 6 月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 5 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7 監査第 3－6 号
令和 7 年(2025年) 9 月16日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 8 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 7 月 31 日現在の令和 7 年度 7 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 7 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 7 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 7 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第92号
令和7年(2025年)7月4日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

寒冷地手当に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項及び第14条第2項の規定により、寒冷地手当について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、寒冷地手当に関し、令和 7 年度以降の支給地域及び支給月額について検討を行いました。その概要は、次のとおりです。

1 経過等

(1) 支給月額

国は、民間における同種手当の支給額が公務を 11.3%上回っていたことから、支給月額(11 月～3 月)を引き上げ、令和 6 年度の支給から適用することとしました。

本県においても国の改定に準じ、支給月額が改定されたところです。

なお、改定内容は下表のとおりです。

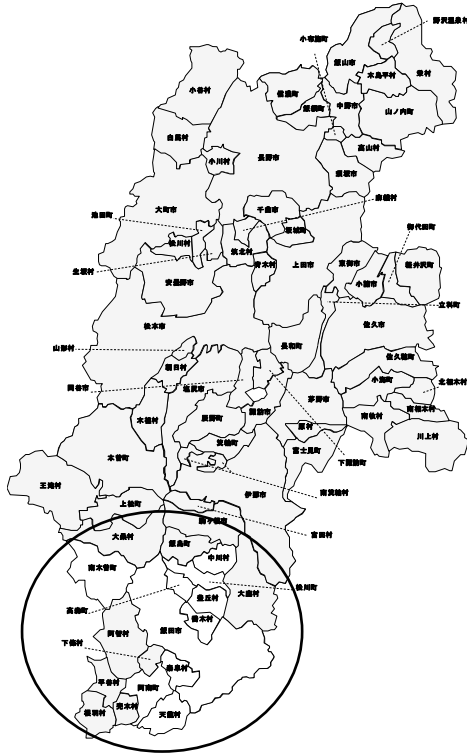
	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 (その他)
	扶養親族のある 職員 (世帯主)	その他の世帯主 である職員 (準世帯主)	
改定前	17,800 円	10,200 円	7,360 円
改定後 (令和 6 年度)	19,800 円	11,400 円	8,200 円

(2) 支給地域

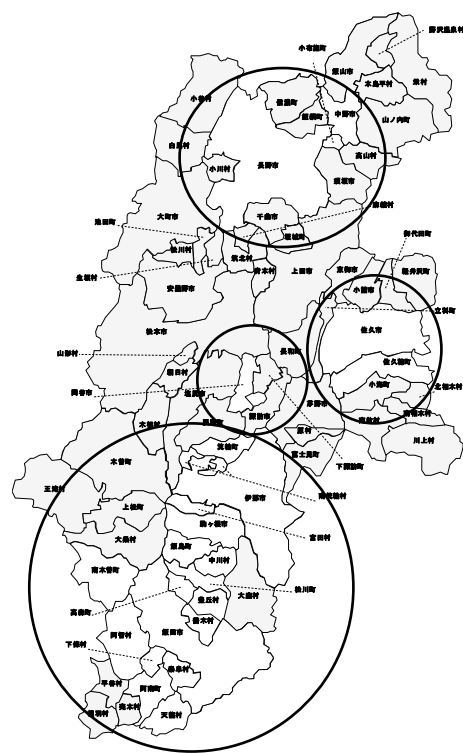
国は、気象庁が発表した新たな気象データ（1991 年から 2020 年までの 30 年平均値を用いた「メッシュ平年値 2020」）を地域の区分の指定基準に当てはめて、令和 7 年 4 月 1 日以降の支給地域の改定を行いました。

本県において国の改定内容に基づいた場合、下図のとおり、県内の非支給地域が24 市町村（現在は 10 市町村）に広がるとともに、地理的に支給地域と非支給地域の混在が著しい状況となります。

< 現行 >



< 国の改定内容に基づいた場合 >



そのため、本委員会は令和6年の職員の給与等に関する報告において、令和7年度以降の支給地域について、改定した場合の支給月額と併せて引き続き検討することとしたところです。

2 令和7年度以降の支給地域、支給月額等

寒冷地手当は、冬期間の暖房用燃料費等、生計費の増加に対応するために支給されるものですが、在勤公署により支給が決定されることから、同じ地域に居住していても勤務地により支給の有無が異なる場合があります、これまでも不公平ではないかという意見がありました。

本県に勤務する多数の職員は全県域にわたる人事異動が予定されており、今回の

国の改定に準じた場合には、支給地域と非支給地域の混在が著しい状況となることから、この不公平感がより一層強まり、人事管理上支障が生じることが懸念されます。

これを踏まえ、支給地域については全県とすることが適当と考えます。

一方、その場合の支給月額については、支給対象を全県としている地域手当の支給割合の考え方と同様に、公務としての近似性・類似性を重視し、国との均衡を図るため、国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えない範囲内とすることとし、引き下げることが適当と考えます。

なお、国においては支給地域に該当しないこととなる地域に改定前から引き続き勤務している職員等に対しては、令和7年度及び令和8年度の支給月額について経過措置が講じられています。

そのため、令和7年度及び令和8年度の国の制度に準じた場合の支給総額の算出にあたっては、国の経過措置の内容を踏まえたものとするのが適当と考えます。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、寒冷地手当の支給に関し、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

1 支給地域

全県を支給対象とすること。

2 支給月額（11 月～3 月）

年度及び職員の世帯等の区分に応じ、次に掲げる表のとおりとすること。

年度	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 (その他)
	扶養親族のある 職員 (世帯主)	その他の世帯主 である職員 (準世帯主)	
令和 7 年度	16,000 円	9,000 円	6,000 円
令和 8 年度	15,000 円	8,000 円	6,000 円
令和 9 年度以降	14,000 円	8,000 円	6,000 円

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 11 月 1 日から実施すること。

(2) その他所要の措置

その他、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(写)

7財第50号
令和7年(2025年)9月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

公社等の経営状況説明書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり公社等の経営状況説明書を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7人委第151号
令和7年(2025年)9月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和7年9月25日付け7議議第53号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 7・9 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	清 水 正 康	（新政団・ 1 6）	9 分	県政一般について
2	西 沢 正 隆	（自民党・ 5 3）	1 8 分	県政一般について
3	小 林 東一郎	（改革信・ 4 5）	1 5 分	県政一般について
4	小 池 清	（自民党・ 5 1）	2 0 分	県政一般について
5	小 林 あ や	（新政団・ 1 5）	8 分	県政一般について
6	酒 井 茂	（自民党・ 4 1）	2 0 分	県政一般について
7	勝 山 秀 夫	（公明党・ 4）	1 1 分	県政一般について
8	佐 藤 千 枝	（改革信・ 1 0）	1 4 分	県政一般について
9	奥 村 健 仁	（新政団・ 6）	8 分	県政一般について
1 0	早 川 大 地	（自民党・ 9）	1 7 分	県政一般について
1 1	川 上 信 彦	（公明党・ 2 5）	1 0 分	県政一般について
1 2	大 畑 俊 隆	（自民党・ 3 0）	2 0 分	県政一般について
1 3	丸 茂 岳 人	（自民党・ 2 0）	1 8 分	県政一般について
1 4	続 木 幹 夫	（改革信・ 3 6）	1 2 分	県政一般について
1 5	小 林 君 男	（無所属・ 1 2）	8 分	県政一般について
1 6	清 水 純 子	（公明党・ 3 9）	1 0 分	県政一般について
1 7	山 田 英 喜	（自民党・ 1 8）	1 2 分	県政一般について
1 8	向 山 賢 悟	（自民党・ 1 7）	1 7 分	県政一般について
1 9	林 和 明	（改革信・ 3）	1 1 分	県政一般について
2 0	小 林 陽 子	（改革信・ 2）	1 2 分	県政一般について
2 1	丸 山 寿 子	（改革信・ 1 1）	1 1 分	県政一般について
2 2	藤 岡 義 英	（共産党・ 2 4）	1 4 分	県政一般について
2 3	和 田 明 子	（共産党・ 4 8）	1 4 分	県政一般について
2 4	グレート無茶	（新政団・ 5）	8 分	県政一般について
2 5	小 池 久 長	（新政団・ 4 0）	8 分	県政一般について
2 6	竹 村 直 子	（改革信・ 1）	1 2 分	県政一般について
2 7	小 山 仁 志	（新政団・ 2 7）	8 分	県政一般について
2 8	垣 内 将 邦	（自民党・ 8）	1 7 分	県政一般について
2 9	山 口 典 久	（共産党・ 2 3）	1 5 分	県政一般について
3 0	勝 野 智 行	（公明党・ 1 3）	1 2 分	県政一般について
3 1	百 瀬 智 之	（新政団・ 2 6）	8 分	県政一般について
3 2	青 木 崇	（自民党・ 7）	1 7 分	県政一般について
3 3	埋 橋 茂 人	（改革信・ 3 5）	1 2 分	県政一般について

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 4 款 衛 生 費

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 515号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額について
- 陳第 527号 民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について
- 陳第 529号 長野県小児救急電話相談＃8000の時間拡大について
- 陳第 530号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る
制度の見直しについて
- 陳第 561号 介護等職員の人材確保について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 569号 医療保護入院制度に関し法改正を求める意見書提出について

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について

陳第 410号	社会福祉制度の充実について
陳第 411号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
陳第 450号	社会福祉制度の充実について
陳第 451号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
陳第 487号	上伊那地域への児童相談所の設置について
陳第 499号	福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
陳第 502号	若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
陳第 517号	木曽郡の医療充実に向けての支援について
陳第 526号	福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
陳第 528号	国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
陳第 559号	児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
陳第 560号	子どもの放課後における居場所支援の充実について
陳第 568号	私立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
 なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年10月 8 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 3 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）案

環境文教委員会請願審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 14号 高等学校等就学支援金制度における高校生等臨時支援金制度に関し単位制課程での単位数上限撤廃の意見書提出を求めることについて

環境文教委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 531号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
- 陳第 546号 児童・生徒の安全確保について
- 陳第 552号 義務教育費国庫負担制度について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 7 年 10 月 8 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- | | |
|---------|---|
| 陳第 21号 | 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて |
| 陳第 40号 | 代替講師不足への柔軟な対応について |
| 陳第 63号 | 専科教員の配置および教育体制の支援強化について |
| 陳第 64号 | 学校司書配置のための県費支援事業の創設について |
| 陳第 65号 | 運動部活動の地域移行に係る支援について |
| 陳第 66号 | 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について |
| 陳第 67号 | 学級編制に関することについて |
| 陳第 93号 | 木曽谷の教育振興について |
| 陳第 124号 | 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について |
| 陳第 125号 | 義務教育における教育環境の充実について |
| 陳第 127号 | 県立高校一人 1 台タブレット端末の公費導入を求めることについて |
| 陳第 233号 | 登校支援に係る加配教員の配置拡充について |
| 陳第 235号 | 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について |
| 陳第 236号 | スクールソーシャルワーカーの拡充について |
| 陳第 297号 | へき地手当支給率の改善について |
| 陳第 301号 | 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について |
| 陳第 305号 | 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について |
| 陳第 306号 | 宿泊行事に関する人材確保について |
| 陳第 308号 | 全国学力・学習状況調査等の扱いについて |
| 陳第 309号 | 学校における感染症対策について |

- 陳第 310号 学校自己評価制度について
- 陳第 311号 学校における働き方改革について
- 陳第 313号 教員の人事異動・任用について
- 陳第 314号 主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
- 陳第 324号 小中学校給食費への財政支援について
- 陳第 343号 長野県阿南高等学校の存続について
- 陳第 349号 少子化による学校統合の教育課題について
- 陳第 352号 特別支援教育の充実について
- 陳第 353号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 354号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 355号 中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関わる保障の確保について
- 陳第 356号 木曽郡の魅力ある高校づくりについて
- 陳第 379号 小規模小学校、中学校への教育支援について
- 陳第 380号 消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
- 陳第 381号 県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
- 陳第 403号 教育環境の整備について
- 陳第 443号 教育環境の整備について
- 陳第 498号 中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
- 陳第 523号 高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
- 陳第 541号 小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
- 陳第 542号 LD等通級指導教室の増設・新設について
- 陳第 543号 学校給食費の無償化に伴う財政支援について
- 陳第 544号 多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
- 陳第 545号 公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
- 陳第 547号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 548号 特別支援教育の充実について
- 陳第 549号 臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について

陳第 550号 定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 551号 部活動と小学校の課外活動について
陳第 553号 30人規模学級の継続について
陳第 554号 日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 555号 養護教諭に対する代替措置について
陳第 556号 教育予算の確保について
陳第 557号 教職員の生活について
陳第 558号 大町市の学校再編について
陳第 567号 県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 9 款 土 木 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 9 号 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例案

第 14 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）変更請負契約の締結について

第 15 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について

第 16 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 17 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 18 号 除雪ドーザの購入について

第 19 号 除雪トラックの購入について

第 20 号 凍結防止剤散布車の購入について

第 21 号 主要地方道開田三岳福島線道路改築工事（小島トンネル）請負契約の締結について

第 22 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について

第 23 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 519号 国道418号の改良整備推進について
- 陳第 520号 長野・愛知県境地域の道路整備について
- 陳第 521号 主要地方道阿南根羽線の整備促進について
- 陳第 562号 県道と町村道の管理の見直しについて
- 陳第 563号 主要地方道松川インター大鹿線の防災事業の推進及び国道152号の通年通行の実施について
- 陳第 564号 主要地方道飯島飯田線上片桐バイパス及び飯田以北の整備促進について
- 陳第 565号 県道上飯田線の交通アクセス改善について
- 陳第 566号 下伊那北部地区活性化に向けて竜神大橋の令和8年度完成について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 7 年 10 月 8 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

危機管理建設委員長 竹 内 正 美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5 号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年10月 8 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案

第 10 号 交通事故に係る損害賠償について

第 11 号 県営中山間総合整備事業野々海水路トンネル工事変更請負契約の締結について

第 12 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

第 13 号 県営農村地域防災減災事業真島排水機場改修工事変更請負契約の締結について

農政林務委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 537号 農地中間管理事業にかかる事務手続きの見直しについて
- 陳第 538号 松材の活用促進と林業用高性能機械の導入促進の充実に
ついて
- 陳第 539号 公共施設や建築物一般における長野県産材の利用促進に
ついて

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埴 橋 茂 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年10月 8 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 6 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案

第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 8 号 県営水道条例の一部を改正する条例案

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 516号 労働者不足対策としてのA I、ロボティクス等の研究・
開発、普及支援について

陳第 533号 産業用地整備促進税制の早期創設について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 405号 公立社会教育施設の充実について

陳第 445号 公立社会教育施設の充実について

陳第 532号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直し
について

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

(1) 商業及び工業の振興について

(2) 雇用、人材育成について

(3) 労働対策について

(4) 観光の振興について

(5) スポーツの振興について

(6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年10月9日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 10 款 警 察 費

第 2 条 繰越明許費中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 5 号 長野県県税条例の一部を改正する等の条例案

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年10月9日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 524号 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充
について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和7年10月9日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

総務企画警察委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 525号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 7 年 10 月 3 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

決算特別委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

第 24 号 令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について

第 25 号 令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

- (1) 令和 6 年度長野県一般会計及び令和 6 年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
- (2) 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和 6 年度長野県流域下水道事業会計、令和 6 年度長野県電気事業会計及び令和 6 年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

議員の派遣について

令和7年10月10日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目 的 インドネシア共和国における県内企業の進出状況、新規市場
 開拓、外国人材確保、インバウンド等について調査し、政策立
 案・審査に資する。
- 2 場 所 インドネシア共和国
- 3 期 間 令和7年10月20日から10月24日まで
- 4 派遣議員 丸 茂 岳 人 埋 橋 茂 人

議員の派遣について

令和7年10月10日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目 的 第25回都道府県議会議員研究交流大会
- 2 場 所 東京都
- 3 期 間 令和7年11月11日
- 4 派遣議員 竹 内 正 美 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 垣 内 将 邦 望 月 義 寿
佐 藤 千 枝 小 山 仁 志 グレート無茶
加 藤 康 治 藤 岡 義 英

議員の派遣について

令和 7 年10月10日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目 的 地方議会活性化シンポジウム 2 0 2 5
- 2 場 所 東京都
- 3 期 間 令和 7 年11月13日
- 4 派遣議員 寺 沢 功 希